上越市地域防災計画

資　　料　　編

令和8年10月

上越市防災会議

資 料 編 目 次

第１部　防災組織に関する資料

１－１　防災関係機関等‥‥‥

３－２　病院の現況（上越保健所管内）…… 190
３－３　水防資材調達業者…… 191
３－４　水防資機材一覧…… 192
３－５　備蓄物資一覧…… 193
３－６　防災行政無線設備一覧…… 198
３－７　ヘリポート適地一覧…… 200
３－８　広域避難場所・防災活動拠点・物資輸送拠点候補地一覧…… 204
３－９　防災機能のある公園施設を整備する都市公園一覧…… 205
３－１０　指定緊急避難場所・指定避難所一覧…… 206
３－１１　福祉避難所一覧…… 217
３－１２　市内文化財一覧…… 221

（原子力災害対策関係）

第４部　基礎データ

４－１　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所施設の概要…… 235
４－２　新潟県における原子力災害対策重点区域…… 237
４－３　原子力災害対策重点区域の人口…… 238
４－４　32 方位・５ｋｍ同心円メッシュ図 …… 239
４－５　小・中学校、保育所等一覧…… 241
４－６　緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）内の要配慮者施設…… 246
４－７　交通輸送手段…… 248

（原子力災害対策関係）

第５部　安全協定・基準等

５－１　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書…… 253
５－２　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱…… 256
５－３　各緊急事態区分を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）の枠組み…… 258
５－４　ＯＩＬ（運用上の介入レベル）と防護措置…… 261

（原子力災害対策関係）

第６部　災害対策の現況等

６－１　避難先候補市町村と道路の状況…… 263
６－２　放射線モニタリングポストの配備状況…… 264
６－３　原子力防災対策に係る防護資機材物品一覧…… 267
６－４　安定ヨウ素剤等配備数量…… 269
６－５　広報文例 …… 270

（原子力災害対策関係）
用語集 …… 273

第７部　使用様式等

７－１　自衛隊災害派遣要請依頼書…… 285
７－２　応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 兼 事前届出済証…… 286
７－３　緊急通行車両確認申出書…… 287
７－４　消防防災航空隊出場要請書…… 288
７－５　災害等速報…… 289
７－６　災害報告取扱要領…… 290
７－７　消防庁への火災・災害等速報基準…… 300
７－８　災害履歴関連…… 305

第１部　防災組織に関する資料

１－１　防災関係機関等

防災関係機関等連絡先一覧表

【上越市】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
上越市役所	上越市木田 1-1-3	025-526-5111	025-526-5061
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3	025-592-2003	025-592-3505
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5	025-599-2301	025-599-2225
大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3	025-594-3101	025-594-3105
牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522	025-533-5141	025-533-5135
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405	025-536-2211	025-536-2227
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1	025-534-2111	025-534-5532
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636	025-530-2311	025-530-2001
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126	025-548-2311	025-548-3011
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1	0255-74-2411	0255-74-2567
板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1	0255-78-2141	0255-78-3984
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18	025-528-3111	025-528-3114
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444	025-532-2323	025-532-2623
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1	025-537-2121	025-537-2973
上越市ガス水道局	上越市春日山町 3-1-63	025-522-5512	025-525-9969

【県内市町村】

名　称	部署	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟市	危機管理防災局危機対策課	新潟市中央区学校町通 1-602-1	025-226-1146	025-224-0768
	危機管理防災局防災課		025-226-1143	
長岡市	危機管理防災本部	長岡市大手通 1-4-10	0258-39-2262	0258-39-2283
	原子力安全対策室		0258-39-2305	0258-39-2309
三条市	総務部行政課防災対策室	三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517	0256-34-5691
柏崎市	危機管理部　防災・原子力課	柏崎市日石町 2-1	0257-21-2316	0257-21-5980
新発田市	地域安全課	新発田市中央町 3-3-3	0254-28-9510	0254-24-9005
小千谷市	防災安全課	小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3515	0258-83-2789
加茂市	総務課	加茂市幸町 2-3-5	0256-52-3122	0256-53-2729
十日町市	総務部　防災安全課	十日町市千歳町 3-3	025-757-3197	025-752-2122

名　称	部署	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2-1-1	0258-62-3729	0258-63-1006
村上市	総務課　危機管理室	村上市三之町 1-1	0254-53-3365	0254-53-6932
燕市	総務部　防災課	燕市吉田西太田 1934	0256-77-8381	0256-77-8305
糸魚川市	消防本部　消防防災課	糸魚川市南寺島 2-10-20	025-552-0119	025-552-6925
妙高市	総務課　危機管理室	妙高市栄町 5-1	0255-74-0002	0255-72-9841
五泉市	総務課	五泉市太田 1094-1	0250-43-3911	0250-42-5151
阿賀野市	総務部　危機管理課	阿賀野市岡山町 10-15	0250-25-7194	0250-62-0281
佐渡市	総務部　防災課	佐渡市千種 232	0259-63-5135	0259-63-3300
魚沼市	総務政策部　防災安全課	魚沼市小出島 910	025-792-9214	025-792-9500
南魚沼市	総務部　総務課	南魚沼市六日町 180-1	025-773-6660	025-772-3055
胎内市	総務課　防災対策室	胎内市新和町 2-10	0254-43-6102	0254-43-5502
聖籠町	生活環境課	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4	0254-27-1962	0254-27-2119
弥彦村	産業部　防災むらづくり課	西蒲原郡弥彦村大字矢作 402	0256-94-1022	0256-94-1024
田上町	総務課	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070	0256-57-6222	0256-57-3112
阿賀町	総務課	東蒲原郡阿賀町津川 580	0254-92-3113	0254-92-5479
出雲崎町	総務課	三島郡出雲崎町大字川西 140	0258-78-2290	0258-78-4483
湯沢町	総務部　防災管財課	南魚沼郡湯沢町大字神立 300	025-784-4851	025-784-1818
津南町	総務課	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585	025-765-3112	025-765-4625
刈羽村	総務課	刈羽郡刈羽村大字割町新田 215-1	0257-45-3912	0257-45-2818
関川村	総務課	岩船郡関川村大字下関 912	0254-64-1476	0254-64-0079
粟島浦村	総務課　危機管理室	岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11	0254-55-2111	0254-55-2159

【消防機関】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
上越地域消防事務組合（上越地域消防局）	上越市藤野新田 330-1	025-545-0119	025-545-0231

【新潟県】

名　称		所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
新潟県 防災局	防災企画課	新潟市中央区新光町 4-1	025-285-5511	025-282-1607
	危機対策課	新潟市中央区新光町 4-1	025-285-5511	025-282-1640
	消防課	新潟市中央区新光町 4-1	025-285-5511	025-282-1667

名　称		所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
	原子力安全対策課	新潟市中央区新光町 4-1	025-285-5511	025-285-2975
	放射線監視センター	柏崎市三和町 5-48	0257-22-1090	0257-22-1092

名　称		所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
上越地域振興局	企画振興部	上越市本城町 5-6	025-526-9303	025-524-5914
	地域整備部	上越市本城町 5-6	025-526-9503	025-525-2392
	農林振興部	上越市本城町 5-6	025-526-9573	025-526-4080
	健康福祉環境部	上越市春日山町 3-8-34	025-524-6133	025-524-6998
	妙高砂防事務所	妙高市美守 1-4-5	0255-72-4141	0255-72-4303
	直江津港湾事務所	上越市港町 1-11-2	025-543-4167	025-544-4529
	上越東維持管理事務所	上越市安塚区安塚 720-1	025-592-3644	025-592-3659
	上越東農林事務所	上越市安塚区安塚 720-1	025-592-3622	025-592-3591
上越警察署		上越市藤野新田 1172	025-521-0110	025-522-4161
妙高警察署		妙高市小出雲 3-11-30	0255-72-0110	0255-72-6121

【防衛省】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
陸上自衛隊第 5 施設群（高田駐屯地）	上越市南城町 3-7-1	025-523-5117	025-523-5117

【指定地方行政機関】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
北陸農政局（新潟県拠点）	新潟市中央区船場町 2-3435-1	025-228-5216	025-223-2264
上越森林管理署	上越市大道福田 555	025-524-2180	025-524-2189
上越海上保安署	上越市港町 1-11-20	025-543-4118	025-545-5999
新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-281-5872	025-281-5861
上越労働基準監督署	上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎	025-524-2111	025-524-2964
北陸地方整備局高田河川国道事務所	上越市南新町 3-56	025-523-3136	025-526-0411

【指定公共機関】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
東日本旅客鉄道㈱長野事業本部上越妙高駅	上越市大和２丁目 1-1	025-526-1622	025-526-1623
ＮＴＴ東日本㈱埼玉事業部新潟支店	新潟市中央区東掘通七番町 1017-1	025-227-6802	025-226-8770
日本赤十字社新潟県支部　上越市地区	上越市木田 1-1-3 （事務局：上越市役所福祉課）	025-526-5111	025-526-6111
日本放送協会新潟放送局　上越支局	上越市木田 2-1-1	025-524-5525	025-523-6721
日本郵便㈱高田郵便局	上越市大手町 3-21	025-523-2860	025-525-3813
東日本高速道路㈱新潟支社　上越管理事務所	上越市富岡 1717-1	025-522-1141	025-524-6293
東北電力ネットワーク㈱上越電力センター	上越市大町 2-2-24	025-523-4242	025-523-0584
日本通運㈱新潟支店	上越市大字黒井 2676-1	025-544-5111	025-544-5511

【指定地方公共機関】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
北越急行㈱	南魚沼市六日町 2902-1	025-770-2820	025-770-2825
佐渡汽船㈱	新潟市中央区万代島 9-1	025-245-2311	025-243-8307
新潟運輸㈱上越支店	上越市頸城区西福島 575-4	025-544-6711	025-543-6013
中越運送㈱北信越支社	上越市石橋 2845	025-545-2711	025-545-2706
頸城自動車㈱	上越市石橋 2-12-52	025-543-3781	025-544-8338
公益社団法人新潟県トラック協会上越支部	上越市頸城区西福島 440-1 （上越運送㈱内）	025-544-7718	025-546-7015
㈱新潟放送上越支社	上越市木田 1-2-4	025-524-2115	025-522-2801
㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ上越支社	上越市西城町 3-5-24	025-524-7331	025-525-7409
㈱テレビ新潟放送網上越支局	上越市木田 2-1-1	025-525-3111	025-522-0136
㈱新潟テレビ 21 上越支局	上越市木田 2-1-1	025-523-0021	025-522-0506
㈱新潟日報社上越支社	上越市木田 1-2-4	025-523-9700	025-523-9734
上越ケーブルビジョン㈱	上越市西城町 2-2-27	025-526-2111	025-524-6118
えちごトキめき鉄道㈱	上越市東町 1-1	025-546-5520	025-543-8020

【その他公共的団体等】

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
えちご上越農業協同組合	上越市藤巻 5-30	025-527-2001	025-527-2009
上越市漁業協同組合本所	上越市大字黒井 2912	025-543-3013	025-544-7551

名　称	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
上越市漁業協同組合名立支所	上越市名立区名立小泊 1563-1	025-537-2321	025-537-2562
一般社団法人上越医師会	上越市春日野 1-2-33	025-546-7664	025-546-7674
上越商工会議所	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185	025-522-0171
直江津港排出油等防除協議会	上越市港町 1-11-20	025-543-4118	025-545-5999
㈱上越タイムス	上越市高士町 2-4-6	025-525-6666	025-525-0061
社会福祉法人上越市社会福祉協議会	上越市木田新田 1-1-3	025-526-1515	025-526-1230
東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所	柏崎市青山町 16-46	0257-45-3131	0257-45-5012

１－２　防災会議委員名簿

（令和８年７月現在）

区　分	所　属　機　関	職　　名	委員氏名	備　　考
会　長	上　越　市	市　長	小　菅　淳　一	
第１号	陸上自衛隊第５施設群	群　長	山　本　慎太郎	
	上越海上保安署	署　長	森　田　秀　二	
	国土交通省高田河川国道事務所	所　長	尾　崎　　誠	
	新潟地方気象台	台　長	竹　内　綾　子	
	上越森林管理署	署　長	松　井　章　二	
第２号	上越地域振興局	地域整備部長	羽　賀　正世志	
	〃	農林振興部長	原　田　　惇	
	〃	健康福祉環境部長	山　田　雅　彦	
	上越地域振興局妙高砂防事務所	所　長	内　藤　和　重	
第３号	上越警察署	署　長	長谷川　　淳	
	妙高警察署	署　長	丸　山　　博	
第４号	上　越　市	副市長	八　木　智　学	
	〃	総合政策部長	石　井　正　則	
	〃	総務部長	中　澤　雅　人	
	〃	財務部長	齋　藤　正　壽	
	〃	産業部長	阿　部　俊　和	
	〃	都市整備部長	長谷川　　謙	
	〃	健康福祉部長	丸　田　健一郎	
	〃	防災危機管理部長	五十嵐　　裕	
	上越市教育委員会	教育部長	宮　下　　明	
	上越市ガス水道局	ガス水道事業管理者	池　田　　浩	
第５号	上越市教育委員会	教育長	佐　藤　理　仁	
第６号	上越地域消防事務組合	消防局長	猪　俣　浩　之	
	上越市消防団	団　長	笹　原　忠　司	

区　分	所　属　機　関	職　　名	委員氏名	備　　考
第７号	東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部上越妙高駅	駅　長	藤　代　紳　一	
	ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部新潟支店	支店長	石　井　宏　明	
	東北電力ネットワーク株式会社上越電力センター	所　長	梅　津　真揮夫	
	日本通運株式会社新潟支店	次　長	加　藤　博　之	
	東日本高速道路株式会社新潟支社 上越管理事務所	所　長	久　保　　操	
	一般社団法人上越医師会	会　長	高　橋　慶　一	
	北越急行株式会社	運輸部長	桑　原　信　之	
	佐渡汽船株式会社	総務部長	臼　杵　　章	
	公益社団法人新潟県トラック協会上越支部	支部長	小　関　健　司	
	頸城自動車株式会社	代表取締役社長	山　田　知　治	
	株式会社新潟日報社上越支社	上越支社長	阿　曽　　晋	
	えちごトキめき鉄道株式会社	駅　長	竹　内　幸　一	
第８号	自主防災組織を構成する者または学識経験者		西　條　秀　子	
			保　坂　裕　子	

【順不同、敬称略】

１－３　上越市防災会議条例

○上越市防災会議条例

昭和 46 年 4 月 29 日
条例第 3 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、上越市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　上越市地域防災計画及び上越市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

⑷　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員 45 人以内をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　指定地方行政機関の職員で市長が定める職にある者

⑵　新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者

⑶　新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者

⑷　本市の職員で市長が定める職にある者

⑸　教育長

⑹　消防長及び消防団長

⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の長若しくはその職員で市長が定める職にある者

⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6　委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

7　第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年条例第５号）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第７号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（上越市水防協議会条例の廃止）

2　上越市水防協議会条例（昭和57年上越市条例第１号）は、廃止する。

附　則（平成16年条例第200号）

この条例は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成24年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－４　上越市災害対策本部条例

○上越市災害対策本部条例

昭和 46 年 4 月 29 日
条例第 5 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上越市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－５　上越市災害対策本部の組織運営規程

○上越市災害対策本部の組織運営規程

昭和４６年９月２日

訓令第２５号

（中略）

令和８年３月３１日訓令第８号

（趣旨）

第１条　この規程は、上越市災害対策本部条例（昭和４６年上越市条例第５号）の規定に基づき、上越市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（本部の組織）

第２条　災害対策副本部長は、副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び教育次長をもって充てる。

２　災害対策本部員は、上越市行政組織規則（平成１４年上越市規則第１４号）第７条第１項の部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、ガス水道局長、各区総合事務所長及び上越地域消防局消防局長をもって充てる。

３　本部に置かれる部（以下「部」という。）に副部長を置き、部長の指名する者がこれに当たる。

４　部に班を置き、班に班長を置く。

５　本部に本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を置き、防災に関する重要事項について協議する。

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に次に掲げる地域自治区の区域ごとの区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置くことができる。

(1)　安塚区

(2)　浦川原区

(3)　大島区

(4)　牧区

(5)　柿崎区

(6)　大潟区

(7)　頸城区

(8)　吉川区

(9)　中郷区

(10)　板倉区

(11)　清里区

(12)　三和区

(13)　名立区

２　区本部の長は、区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）とし、前項各号に掲げる地域自治区の区域を所管する総合事務所の所長をもって充てる。

３　区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）を置き、第１項各号に掲げる地域自治区の区域を所管する総合事務所の次長がこれに当たる。

４　区本部に班を置き、班に班長を置く。

第４条　部、区本部及び班の編成等本部の組織は、別表第１に定めるとおりとし、当該部、区本部及び班に属する職員は、あらかじめ防災危機管理部長が指名する。

（業務分掌）

第５条　部、区本部及び班の業務分掌は、別表第２に定めるとおりとする。

２　副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した副部長がその職務を代理する。

３　区本部長は、区本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

４　区副本部長は、区本部長を助け、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　班長は、班の業務を処理するため、あらかじめ班員の担当する業務分掌を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

（本部連絡員）

第６条　各部相互間における災害応急対策の総合連絡を図るため、本部連絡員を置き、あらかじめ防災危機管理部長が指名する者をもってこれに充てる。

２　本部連絡員は、統括調整部長の命を受け、災害関連事項の処理等について各部との連絡取りまとめに従事する。

（本部の開設及び閉鎖）

第７条　本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときに開設する。

２　本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるときに閉鎖する。

（本部開設前の措置）

第８条　防災危機管理部長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、前条第１項の規定により本部を開設する前に、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1)　予警報及び情報の収集並びに関係機関との連絡

⑵　人員配備の指示

⑶　関係部との連絡調整

２　休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報を受理した当直者は、直ちに防災危機管理部長に通報して指示を受け、関係部長に通報しなければならない。

（非常配備の基準編成計画等）

第９条　本部は、被害を最少限に防止するため、速やかに強力な非常配備体制を整える。

２　非常配備の種別、基準及び体制については、別表第３に定めるとおりとする。

３　各部長及び各区本部長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

（第１配備下の体制）

第１０条　第１配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

⑴　各区本部の災害対策班長は、各区本部長の指示に従い、所管区域における気象その他災害に関する情報を収集し、統括調整部情報収集・統括班長に報告するとともに、各区本部長に連絡しなければならない。

⑵　統括調整部情報収集・統括班長は、前号の規定により各区本部の災害対策班長から報告を受けた情報を集約するとともに、統括調整部長の指示に従い、県及び関係機関との連絡をとり、本市の区域における気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、各部長及び各区本部長に連絡しなければならない。

⑶　各部長及び各区本部長は、所管事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

⑷　各部長及び各区本部長は、次に掲げる措置をとり、その状況を各部長にあっては統括調整部長及び本部長に、各区本部長にあっては統括調整部長に報告するものとする。

ア　災害の状況について班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。

イ　装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ　災害対策に関係する協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

⑸　本部長は、必要に応じ本部会議を開き、災害の状況に対応する措置を検討するものとする。

（第２配備下の体制）

第１１条　各部及び各区本部は、第２配備が指令されたときは、災害応急対策に全力を傾注しなければならない。

２　各部長及び各区本部長は、随時その活動状況を各部長にあっては統括調整部長及び本部長に、各区本部長にあっては統括調整部長に報告するものとする。

（非常配備の開始及び解除）

第１２条　各部及び各区本部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

附　則

この規程は、昭和４６年９月２日から施行する。

（中略）

改正文（令和８年訓令第８号）抄

令和８年４月１日から実施する。

別表第１（第４条関係）

上越市災害対策本部組織図

別表第1（第4条関係）
上越市災害対策本部組織図

本部長（市長）

副本部長
副市長
教育長
ガス水道事業管理者
教育次長

原子力災害現地対策本部
（原子力防災センター）
本部長：市長が指名する副市長
本部員：市民安全課
原子力防災対策室
危機管理課 ほか

部	班名	担当課等
統括調整部 部長：防災危機管理部長 副部長：危機管理監 副部長：総合政策部長 副部長：総務部長 副部長：会計管理者	情報収集・統括班	◎危機管理課
		市民安全課
		交通政策課
		道路課
		秘書課
		総合政策課
	広報・記録班	◎広報対話課
		行政イノベーション課
	調整・渉外班	◎人事課
		地域政策課
		総務課
		行政イノベーション課
		用地管財課
	要望・視察班	◎総合政策課
		秘書課
		議会事務局
	区支援班	◎地域政策課
		多文化共生課
	義援金班	◎会計課
		福祉課
被害調査部 部長：財務部長 副部長：都市整備部長	被害状況集約班	◎財政課
	被害状況調査班	◎税務課
		収納課
		総務課
		市民課
		都市整備課
		建築住宅課
	一般被害調査班	◎用地管財課
		資産活用課
		各部局主管課
救護救援部 部長：健康福祉部長 副部長：地域医療担当部長 副部長：こども・子育て部長 副部長：総合政策部長 副部長：総務部長 副部長：産業部長 副部長：文化観光部長	避難所対策班	◎国保年金課
		上越市創造行政研究所
		選挙管理委員会事務局
		監査委員事務局
		都市整備課
	食料調達班	◎市民課
		契約検査課
		農業委員会事務局
	物資調達・輸送班	◎産業政策課
		総務課
		産業立地課
		観光推進課
		文化振興課
		観光施設課
		交通政策課
	福祉・医療班	◎福祉課
		生活援護課
		地域医療推進課
		高齢者支援課
		健康づくり推進課
		こども家庭センター
		幼児保育課
		環境政策課
		市民課
	ボランティア班	◎地域政策課
		多文化共生課
応急対策部 部長：都市整備部長 副部長：環境部長 副部長：産業部長 副部長：文化観光部長 副部長：農林水産部長 副部長：教育部長 副部長：ガス水道局長	土木班	◎都市整備課
		道路課
		河川海岸砂防課
		建築住宅課
		雨水施設課
	農林水産班	◎農政課
		農業振興課
		農林水産整備課
	産業観光班	◎産業政策課
		産業立地課
		観光施設課
	生活環境班	◎生活環境課
		環境政策課
	教育班	◎教育総務課
		学校教育課
		社会教育課
		文化行政課
		スポーツ推進課
	ガス水道班	◎ガス水道局総務課
		ガス水道局経営企画課
		ガス水道局供給計画課
		ガス水道局管路課
		ガス水道局下水道課
区災害対策本部 本部長：総合事務所長 副本部長：総合事務所次長	災害対策班	◎総務・地域振興グループ
		産業グループ
		建設グループ
		市民生活・福祉グループ
		駐在室
		分室

備考
各班の班長は、◎印の付いた課又はグループの長をもって充てる。

別表第２（第５条関係）

上越市災害対策本部業務分掌

部等	班	担当課等	業務分掌	主担当課等
統括調整部	情報収集・統括班	危機管理課 市民安全課 交通政策課 道路課 秘書課 総合政策課	1　本部の設置及び廃止に関すること。	危機管理課
			2　本部会議及び防災会議に関すること。	危機管理課
				市民安全課
			3　本部の庶務に関すること。	危機管理課
			4　災害に関する予報、警報等の伝達に関すること。	危機管理課
			5　指令その他本部長命令の伝達に関すること。	危機管理課
			6　避難指示等に関すること。	危機管理課
			7　無線通信の統括に関すること。	危機管理課
			8　消防団の活動に関すること。	危機管理課
			9　平成17年1月1日の市町村合併前の上越市（以下「合併前上越市」という。）の区域における情報収集及び災害対応に関すること。	危機管理課
				市民安全課
			10　被害情報の集約に関すること。	危機管理課
				市民安全課
			11　災害救助法（昭和22年法律第118号）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）及び上越市災害救助条例（昭和46年上越市条例第4号）の適用に関すること。	危機管理課

			12　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。	危機管理課
			13　災害時における交通規制に関すること。	市民安全課
				交通政策課
				道路課
			14　緊急輸送路の選定に関すること。	市民安全課
				交通政策課
				道路課
			15　本部長及び副本部長の視察、慰問、激励等に関すること。	秘書課
				総合政策課
			16　県への連絡、被害報告及び自衛隊の派遣要請に関すること。	危機管理課
			17　自衛隊との連絡調整に関すること。	危機管理課
			18　原子力災害現地対策本部に関すること。	市民安全課
				危機管理課
			19　東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。	市民安全課
			20　治安の確保に関すること。	市民安全課
			21　その他部内各班の所管に属さないこと。	危機管理課
	広報・記録班	広報対話課 行政イノベーション課	1　災害関係の広報及び広聴に関すること。	広報対話課
			2　報道要請その他報道機関との連絡調整に関すること。	広報対話課
			3　その他民心安定のため災害関連広報に関すること。	広報対話課
			4　写真等による情報の収集及び記録に関すること。	広報対話課

			5　災害記録の作成に関すること。	広報対話課
				行政イノベーション課
	調整・渉外班	人事課 地域政策課 総務課 行政イノベーション課 用地管財課	1　町内会等との連絡調整に関すること。	地域政策課
			2　県及び他市町村に対する応援要請並びに県及び他市町村からの受入調整に関すること。	人事課
			3　本部内における相互応援及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。	人事課
			4　職員の被災状況の把握に関すること。	人事課
			5　災害時における職員の健康管理に関すること。	人事課
			6　職員の被ばく管理に関すること。	人事課
			7　避難先への職員の派遣に関すること。	人事課
			8　情報システムの被害調査及び復旧に関すること。	行政イノベーション課
			9　災害時における情報システムの管理運用に関すること。	行政イノベーション課
			10　庁用消耗品の調達に関すること。	総務課
			11　庁用車両の管理及び配置に関すること。	総務課
			12　庁舎等の災害対策及び応急措置に関すること。	用地管財課
	要望・視察班	総合政策課 秘書課 議会事務局	1　主要見舞者の応接に関すること。	秘書課
				総合政策課
			2　国、県等への要望に関すること。	総合政策課
				議会事務局
			3　国及び県の機関、国会議員等の視察に関すること。	総合政策課
				秘書課

				議会事務局
			4　本部長及び副本部長の秘書及び特命業務に関すること。	秘書課
				総合政策課
	区支援班	地域政策課 多文化共生課	1　区本部の支援に関すること。	地域政策課
				多文化共生課
			2　区本部との連絡調整に関すること。	地域政策課
				多文化共生課
	義援金班	会計課 福祉課	1　義援金の受付及び保管に関すること。	会計課
			2　義援金の配分に関すること。	福祉課
被害調査部	被害状況集約班	財政課	1　損害額の集計に関すること。	財政課
			2　災害時における予算及び資金の管理に関すること。	財政課
			3　国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。	財政課
			4　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用に関すること。	財政課
			5　その他部内各班の所管に属さないこと。	財政課
	被害状況調査班	税務課 収納課 総務課 市民課 都市整備課 建築住宅課	1　被災世帯の調査に関すること。	税務課
				収納課
			2　罹（り）災者名簿の作成及び罹（り）災証明（農林水産業に従事する者に対するものを除く。）に関すること。	税務課
			3　被災建築物応急危険度判定に関すること。	建築住宅課
			4　被災宅地危険度判定に関すること。	都市整備課

			5　被災者台帳の作成に関すること。	市民課
				税務課
				総務課
			6　市税等の減免、納期限延長及び徴収猶予に関すること。	税務課
				収納課
	一般被害調査班	用地管財課 資産活用課 各部局主管課	1　市有財産、各部局所管施設及び設備等の被害調査の取りまとめに関すること。	用地管財課
				資産活用課
				総合政策課
				環境政策課
				総務課
				財政課
				市民安全課
				都市整備課
				福祉課
				こども家庭センター
				産業政策課
				観光推進課
				農政課
				教育総務課
				ガス水道局総務課
			2　公共用地及び公共施設の確保及び運用に関すること。	用地管財課
			3　土地、建物等の一時使用に関すること。	用地管財課
			4　災害対策及び救援用の資機材並びに物資及び義援物資の保管場所の確保、調整及び提供に関すること。	用地管財課

			5　災害対策及び救援用の資機材並びに物資の保管等に関すること。	用地管財課
救護救援部	避難所対策班	国保年金課 上越市創造行政研究所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 都市整備課	1　合併前上越市の区域における指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	国保年金課
				上越市創造行政研究所
				選挙管理委員会事務局
				監査委員事務局
			2　指定緊急避難場所及び指定避難所開設状況の集約に関すること。	国保年金課
			3　指定緊急避難場所及び指定避難所における安否情報の収集に関すること。	国保年金課
			4　合併前上越市の区域の指定避難所における相談所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	国保年金課
			5　広域避難場所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	国保年金課
				都市整備課
			6　その他部内各班の所管に属さないこと。	国保年金課
	食料調達班	市民課 契約検査課 農業委員会事務局	1　避難所への備蓄食料及び飲料水の配布に関すること。	市民課
			2　緊急炊き出しに関すること。	市民課
				農業委員会事務局
			3　食料及び飲料水の調達に関すること。	市民課
				契約検査課
			4　災害対策及び救援用の資機材並びに物資の調達に関すること。	市民課
				契約検査課
	物資調達・輸送班	産業政策課 総務課 産業立地課	1　義援物資の受入れ及び配布に関すること。	産業政策課
				産業立地課
				観光推進課

		観光推進課 文化振興課 観光施設課 交通政策課		文化振興課
				観光施設課
			2　生活必需品の調達及び配布に関すること。	産業政策課
				産業立地課
			3　人員、物資等の緊急輸送に関すること。	総務課
			4　人員、物資等の緊急輸送のための車両確保に関すること。	総務課
				交通政策課
	福祉・医療班	福祉課 生活援護課 地域医療推進課 高齢者支援課 健康づくり進課 こども家庭センター 幼児保育課 環境政策課 市民課	1　中学校等における救護所の設置に関すること。	健康づくり推進課
			2　救護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。	健康づくり推進課
			3　医療用資機材、医薬品及び衛生材料の確保に関すること。	健康づくり推進課
				地域医療推進課
			4　感染症の予防及び防疫指導に関すること。	健康づくり推進課
			5　福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	福祉課
				生活援護課
			6　避難行動要支援者の避難支援に関すること。	福祉課
				生活援護課
			7　合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の災害対策及び応急措置に関すること。	福祉課
				高齢者支援課
			8　合併前上越市の区域に存する社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること。	福祉課
				高齢者支援課
			9　社会福祉施設利用者の避難に関すること。	福祉課
				高齢者支援課

			10　被災者に対する福祉相談に関すること。	福祉課
				生活援護課
				高齢者支援課
			11　要援護世帯への被服、寝具その他生活必要品の支給又は貸与に関すること。	生活援護課
				高齢者支援課
			12　社会福祉団体との連絡調整及び社会福祉団体への協力要請に関すること。	福祉課
				高齢者支援課
			13　合併前上越市の区域に存する医療施設の災害対策及び応急措置に関すること。	健康づくり推進課
			14　合併前上越市の区域に存する医療施設の被害調査及び報告に関すること。	健康づくり推進課
			15　医療機関及び医療関係団体との連絡調整並びに医療機関及び医療関係団体への協力要請に関すること。	健康づくり推進課
				地域医療推進課
			16　災害時における助産に関すること。	こども家庭センター
			17　被災者に対するこころのケアの実施に関すること。	健康づくり推進課
				福祉課
			18　災害時における遺体の収容及び埋火葬に関すること。	市民課
			19　愛玩動物の保護及び処理に関すること。	環境政策課
			20　災害関連死の認定に関すること。	健康づくり推進課
			21　緊急被ばく医療の協力に関すること。	健康づくり推進課
			22　安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること。	健康づくり推進課
			23　合併前上越市の区域に存する保育園等の被害調査及び報告に関すること。	幼児保育課
				こども家庭センター
			24　保育園児等の安全確保に関すること。	幼児保育課

				こども家庭センター
			25　保育園児等の被災状況の調査及び報告に関すること。	幼児保育課
				こども家庭センター
	ボランティア班	地域政策課 多文化共生課	1　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。	地域政策課
			2　通訳の派遣その他被災外国人に対する支援に関すること。	多文化共生課
応急対策部	土木班	都市整備課 道路課 河川海岸砂防課 建築住宅課 雨水施設課	1　合併前上越市の区域に存する土木施設の災害対策及び応急措置に関すること。	道路課
				河川海岸砂防課
			2　合併前上越市の区域に存する土木施設の被害調査及び報告に関すること。	道路課
				河川海岸砂防課
			3　土石及び竹木の除去に関すること。	道路課
			4　流木等の災害対策（漁港を除く。）に関すること。	河川海岸砂防課
			5　合併前上越市の区域に存する都市計画施設の災害対策及び応急措置に関すること。	都市整備課
			6　合併前上越市の区域に存する都市計画施設の被害調査及び報告に関すること。	都市整備課
			7　合併前上越市の区域に存する公営住宅の災害対策及び応急措置に関すること。	建築住宅課
			8　合併前上越市の区域に存する公営住宅の被害調査及び報告に関すること。	建築住宅課
			9　応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること。	建築住宅課
			10　被災住宅の復旧に係る相談及び資金に関すること。	建築住宅課

			11　合併前上越市の区域に存する下水道施設（雨水）の災害対策及び応急措置に関すること。	雨水施設課
			12　合併前上越市の区域に存する下水道施設（雨水）の被害調査及び報告に関すること。	雨水施設課
			13　その他部内各班の所管に属さないこと。	都市整備課
	農林水産班	農政課 農業振興課 農林水産整備課	1　農地その他農業用施設の災害対策及び応急措置に関すること。	農林水産整備課
			2　農林水産物の被害調査及び報告に関すること。	農政課
				農林水産整備課
			3　農林水産業に従事する者に対する罹(り)災証明に関すること。	農政課
				農林水産整備課
			4　被災農林水産者に対する融資に関すること。	農政課
			5　災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。	農政課
			6　死亡家畜の処理に関すること。	農政課
			7　漁港における流木等の災害対策に関すること。	農林水産整備課
			8　農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。	農政課
				農林水産整備課
			9　農林水産物の風評被害等への対応に関すること。	農政課
				農業振興課
				農林水産整備課

	産業観光班	産業政策課 産業立地課 観光施設課	1　商工業者、観光客等の被害調査及び報告に関すること。	産業政策課
				産業立地課
				観光施設課
			2　被災者に対する入浴支援に関すること。	観光施設課
			3　災害時における雇用確保に関すること。	産業政策課
				産業立地課
			4　被災商工業者に対する相談及び融資に関すること。	産業政策課
			5　合併前上越市の区域に存する観光施設の災害対策及び応急措置に関すること。	観光施設課
			6　合併前上越市の区域に存する観光施設の被害調査及び報告に関すること。	観光施設課
			7　風評被害等への対応に関すること。	産業政策課
	生活環境班	生活環境課 環境政策課	1　災害時における清掃並びにじんかい及びし尿処理に関すること。	生活環境課
			2　仮設トイレの設置及び管理に関すること。	生活環境課
				環境政策課
			3　災害時における企業の公害発生の防止に関すること。	環境政策課
			4　清掃施設の災害対策及び応急措置に関すること。	生活環境課
			5　清掃施設の被害調査及び報告に関すること。	生活環境課
			6　死亡獣畜等の焼却処理に関すること。	生活環境課
				環境政策課
			7　放射性物質の汚染状況調査に関すること。	環境政策課

			8　県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。	環境政策課
			9　汚染物質の除去及び除染に関すること。	生活環境課
				環境政策課
	教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化行政課 スポーツ推進課	1　幼稚園児、児童及び生徒の安全確保に関すること。	学校教育課
				教育総務課
			2　幼稚園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び報告に関すること。	学校教育課
				教育総務課
			3　災害時における教育施設の使用に関すること。	教育総務課
			4　合併前上越市の区域に存する教育施設及び文化財の災害対策及び応急措置に関すること。	教育総務課
				社会教育課
				文化行政課
				スポーツ推進課
			5　合併前上越市の区域に存する教育施設及び文化財の被害調査及び報告に関すること。	教育総務課
				社会教育課
				文化行政課
				スポーツ推進課
			6　災害時における教職員の動員に関すること。	学校教育課
			7　災害時における園児・児童及び生徒に対するこころのケアの実施に関すること。	学校教育課
			8　災害時における教育に関すること。	学校教育課
			9　災害時における学校給食に関すること。	教育総務課
			10　災害時における学用品の給付に関すること。	学校教育課

	ガス水道班	ガス水道局総務課 ガス水道局経営企画課 ガス水道局供給計画課 ガス水道局管路課 ガス水道局下水道課	1　ガス水道施設、下水道施設（汚水）及び農業集落排水施設の災害対策及び応急措置に関すること。	ガス水道局総務課
				ガス水道局経営企画課
				ガス水道局供給計画課
				ガス水道局管路課
				ガス水道局下水道課
			2　ガス水道施設、下水道施設（汚水）及び農業集落排水施設の被害調査及び報告に関すること。	ガス水道局総務課
				ガス水道局経営企画課
				ガス水道局供給計画
				ガス水道局管路課
				ガス水道局下水道課
			3　ガス源の確保及びガスの供給に関すること。	ガス水道局供給計画課
				ガス水道局管路課
			4　水道水の確保及び給水に関すること。	ガス水道局供給計画課
				ガス水道局管路課
			5　水道水の汚染状況調査、給水停止及び摂取制限に関すること。	ガス水道局総務課
				ガス水道局経営企画課
				ガス水道局供給計画課
				ガス水道局管路課
区災害対策本部	災害対策班	総務・地域振興グループ 産業グループ 建設グループ 市民生活・福祉グループ 駐在室	1　区本部の設置及び廃止に関すること。	総合事務所全体で対応
			2　所管区域における災害に関する予報、警報その他の情報の収集及び伝達に関すること。	
			3　所管区域における避難指示等の伝達に関すること。	

		分室	4　所管区域における無線その他の通信の確保に関すること。	
			5　所管区域における指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。	
			6　所管区域に存する施設（ガス水道施設を除く。）の災害対策及び応急措置に関すること。	
			7　所管区域に存する施設（ガス水道施設を除く。）の被害調査及び報告に関すること。	
			8　その他所管区域における災害対応に関すること。	

別表第３（第９条関係）

上越市災害対策本部配備体制

種別	災害種別	配備基準	配備体制
第 1 配備	震災	市域に相当規模の災害が発生し、又は発生が予想された場合で、市長が必要と認めたとき。	おおむね全職員の2分の 1 の数の職員が従事する。
	その他の自然災害	1　気象警報又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発表が見込まれるとき。 2　土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。 3　市域に大規模な災害が発生したとき。 4　市長が必要と認めたとき。	
第 2 配備	震災	1　市内で震度５強以上の揺れを観測したとき。 2　津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3　第１配備体制では対処できないとき。 4　市長が必要と認めたとき。	全職員が従事する。
	その他の自然災害	1　市域に大規模な災害が発生し、第１配備体制では対処できないとき。 2　市長が必要と認めたとき。	

１－６　上越市災害救助条例

○上越市災害救助条例

昭和 46 年 4 月 29 日
条例第 4 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害に際して、上越市が応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

（救助の実施要件）

第 2 条　この条例による救助（以下「救助」という。）は、平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の上越市の区域、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区の区域（以下「各区域」という。）内における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

⑴　次の表の左欄に定める各区域内の人口の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める世帯数以上の住家が滅失した場合

直近の国勢調査に基づく人口	世帯数
5,000 人未満	5
5,000 人以上 10,000 人未満	7
10,000 人以上 20,000 人未満	10
20,000 人以上 30,000 人未満	12
30,000 人以上 50,000 人未満	15
50,000 人以上 100,000 人未満	20
100,000 人以上	25

⑵　前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合

⑶　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2　前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

（救助の種類等）

第 3 条　救助の種類は、次のとおりとする。

⑴　避難所の設置

⑵　たき出しその他による食品の給与及び飲料の供給

⑶　被服、寝具その他生活必需品の給与

⑷　災害にかかった者の救出

⑸　応急仮設住宅の設置
⑹　災害にかかった住宅の応急修理
⑺　障害物の除去

2　前項第５号、第６号及び第７号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第４条　救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第５条に定める範囲内において行うものとする。

2　市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年条例第14号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成21年10月１日から施行する。

１－７　上越市災害弔慰金の支給等に関する条例

○上越市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 9 日
条例第 51 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章 災害弔慰金(第 3 条―第 8 条)
第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
第 5 章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会(第 16 条)
第 6 章 雑則(第 17 条)
附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給し、及び被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害をいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 市長が災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項本文に規定する遺族(兄弟姉妹にあっては、同項ただし書に定める場合に限る。)とし、その順位(兄弟姉妹の順位を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により主として生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ｳ 父母

ｴ 孫

ｵ 祖父母

2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してなした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条 災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の主として生計を維持していた場合にあっては、500 万円とし、その他の場合にあっては、250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2) 令第２条の規定に該当するとき。

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めたとき。

（支給の手続）

第８条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条 障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用）

第 11 条 第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市長は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２ 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２ 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２ 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年１パーセントとする。

３ 第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

３ 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

第５章 上越市災害弔慰金等支給審査委員会

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合において、その支給の可否を審査するため、上越市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東日本大震災の被災者に係る災害援護資金の貸付けの特例）

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金（以下「特例災害援護資金」という。）の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」とする。

3 特例災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定を適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の上越市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和 51 年 1 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 51 年条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 59 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成３年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成６年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年３月11日から適用する。

附 則(平成23年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年条例第５号)

(施行期日)

１ この条例は、平成31年４月１日から施行する。

(適用区分)

２ 改正後の第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和２年条例第10号)

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

１－８　上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 14 日
規則第 40 号

目次

第１章 総則(第１条)
第２章 災害弔慰金の支給(第２条・第３条)
第３章 災害障害見舞金の支給(第４条・第５条)
第４章 災害援護資金の貸付け(第６条―第 17 条)
第５章 雑則(第 18 条)
附則

第１章 総則

(趣旨)

第１条 この規則は、上越市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年上越市条例第 51 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第２条 市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
(2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及びその状況
(3) 死亡者の遺族に関すること。
(4) 支給の制限に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(必要書類の提出)

第３条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２ 市長は、市民でない遺族に対し、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第４条 市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3) 障害の種類及び程度に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった障害者に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第４章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第 6 条 条例第 12 条の規定による災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第 1 号様式。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けることを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（第 2 号様式）により、資金を貸し付けないことを決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（第 3 号様式）により当該申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 前条に規定する貸付決定通知書により通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに、災害援護資金借用書（第 4 号様式。保証人を立てる場合にあっては、保証人が連署したもの。以下「借用書」という。）に、借受人（保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人）の運転免許証、旅券その他本人であることを証する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添付した運転免許証、旅券その他本人であることを証する書類の写しを遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、支払の猶予を認めることを決定したときは支払猶予承認通知書（第 7 号様式）により、支払の猶予を認めないことを決定したときは支払猶予不承認通知書（第 8 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、違約金の支払免除を認めることを決定したときは違約金支払免除承認通知書（第 10 号様式）により、支払免除を認めないことを決定したときは違約金支払免除不承認通知書（第 11 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（償還免除）

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次のいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、第 1 項の申請書を受理したときは、これを審査し、償還の免除を認めることを決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書（第 13 号様式）により、償還の免除を認めないことを決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書（第 14 号様式）により申請者に通知するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、氏名等変更届（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 9 日から適用する。

（中略）

附 則（令和 3 年規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

<table>
<tr><td colspan="2">※受付日</td><td></td><td>※受付番号</td><td></td><td>※受付者</td><td></td><td>※貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被災日時</td><td colspan="3">年　月　日　時</td><td>災害名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の種類</td><td colspan="3">1 世帯主の負傷　2 住居の全壊
3 住居の半壊　4 家財の損害</td><td>被害場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">返す方法</td><td colspan="3">1 年賦　2 半年賦　3 月賦</td><td>いつまでに返せますか</td><td colspan="3">年　月（　回）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">借入申込者について</td><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="4">（　方）</td><td>郵便番号
〒</td><td>電話番号
局　番</td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">勤務先の名称と所在地</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">世帯の状況と収入</td><td>氏名</td><td>世帯主との続柄</td><td>年齢</td><td>健否</td><td>職業</td><td>収入（月収）</td><td>勤務先・学校名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>収入合計</td><td colspan="2">円</td><td>支出合計</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資産の状況</td><td>土地</td><td colspan="2">(1) 住宅　㎡ (2) 田畑　㎡ (3) 山林　㎡</td><td>住居の状況</td><td colspan="3">(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居</td></tr>
<tr><td>建物</td><td colspan="2">(1) 自宅　㎡ (2) その他　㎡</td><td>生活保護</td><td colspan="3">年　月　日より受給（生、住、教、医）</td></tr>
<tr><td>負債</td><td colspan="2">(内容)</td><td colspan="3">(金額)　円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">連帯保証人（保証人が書いてください。）</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="3">年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>本籍地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>月収　円</td><td>申込者との関係</td><td></td><td>家族数</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資産</td><td>土地</td><td colspan="2">(1) 宅地　㎡ (2) 田畑　㎡ (3) 山林　㎡</td><td rowspan="2">勤務先</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物</td><td colspan="2">(1)住宅　㎡ (2) その他　㎡</td><td>所在地</td><td colspan="2">電話　局　番</td></tr>
<tr><td colspan="4">この災害の前一年以内に被災した事の有無及びその状況</td><td colspan="4">(有無)　(状況)</td></tr>
<tr><td colspan="4">この災害により、世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無</td><td colspan="4">(有無)</td></tr>
</table>

資金の使途	資金の使い方総額　　円			資金の内訳　　合計　　円		
	に　　円					
	に　　円			災害援護資金で　　円		
	に　　円			手持資金で　　円		
	に　　円			その他（　）で　　円		
	に　　円					
被害の状況	被災時の具体的状況				負　傷	全治　　か月
	住居の被害	(1) 全壊			(2) 半壊	
	家財の被害	品　名	現在購入に要する費用	被害額	品　名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳（　畳中で畳が被害）		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛机			ふすま		
		本箱・本棚					
		食器・戸棚			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
		照明器具			品　名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気・やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗濯機					
		電気掃除機					
		ミシン					
		電気アイロン					
		自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚まし時計			小計		
		紳士用腕時計			合計		

(注)　1　該当する文字又は数字を○で囲んでください。

2　※印欄には記入しないでください。

上記のとおり、災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

年　　月　　日

借入申込者

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　　月　　日

連帯保証人

(宛先) 上越市長

第2号様式（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり、貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号　　第　　号
貸付金額　　円
据置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法　　1　年賦　　2　半年賦　　3　月賦
利　　率　　無利子／年１パーセント
資金を、お渡しする日と手続について
1　貸付金交付日　　年　　月　　日
2　場　　所
3　添 付 書 類
⑴　この通知書
⑵　同封の借用書
⑶　あなた（保証人を立てる場合は、あなたと保証人）が本人であることを証する書類の写し各一通

（付記）
⑴　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
⑵　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記⑴の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第8条関係）

第　　号
年　月　日

様

上越市長　　印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　月　日お申込みになりました災害援護資金は、下記の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

記

（不承認の理由）

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第9条関係）

貸付決定番号第　　号
年　　月　　日

災害援護資金借用書

下記のとおり、借用いたします。

ついては、上越市災害弔慰金の支給等に関する条例及びこれに基づく規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

記

借用金額	円
利　　率	無利子／年１パーセント
据置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法	1　年賦　　2　半年賦　　3　月賦

（宛先）上越市長

住　所
借受人
氏　名
住　所
保証人
氏　名

第5号様式（第12条関係）

繰上償還申出書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　所
借受人
氏　名

下記のとおり、災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
　〃　　金額

第6号様式（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　所
借受人
氏　名
住　所
連帯保証人
氏　名

下記のとおり、償還金の支払猶予を申請いたします。

記

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>1　3年
2　5年</td><td rowspan="2">希望猶予
期間等</td><td rowspan="2">か月
ただし、
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>1　年　賦
2　半年賦
3　月　賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の
根拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

（注）　記入欄のほか、該当する文字を○で囲んでください。

第7号様式（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

支払猶予承認通知書

年　　月　　日申請のあった償還金の支払猶予については、下記のとおり承認となったのでお知らせいたします。

記

支払猶予承認期間	年　　月　　日から　　か月
変更後の償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第13条関係）

第　　号
年　月　日

様

上越市長　　印

支払猶予不承認通知書

年　月　日申請のありました償還金の支払猶予につきましては、下記の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

記

（不承認の理由）

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第14条関係）

違約金支払免除申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　所
借受人
氏　名
住　所
連帯保証人
氏　名

下記のとおり、違約金の支払免除を申請します。

記

貸　付　番　号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内	回　　数	期　　別	元　　金	利　　子	申請日までの違約金
容		年　　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第10号様式（第14条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認しましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還元金　　円、利子　　円に係る　　年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除いたします。

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第11号様式（第14条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

違約金支払免除不承認通知書

　　年　　月　　日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

　なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金（元利合計　　円）に係る違約金は、　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還願います。

記

（理由）

（付記）

⑴　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

⑵　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記⑴の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第12号様式（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td colspan="2"></td><td>貸付けを受けた日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td colspan="2">年賦
半年賦
月賦</td><td>償還期限</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="7">円（償還未済額の 全部 一部 で 円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">借受の人相又続は人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先及び所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保証人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td colspan="2">勤務先及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

上記のとおり、災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者

（宛先）上越市長

（注）　記入欄のほか、該当する文字を○で囲んでください。

第13号様式（第15条関係）

第　　号
年　月　日

様

上越市長　　印

災害援護資金の償還免除承認通知書

年　月　日申請のあった災害援護資金の償還免除については、下記のとおり行うことになりましたので、お知らせいたします。

記

（承認内容）

全部免除　　一部免除

区　分	申請日現在の償還未済額	償還を免除した額	申請日現在の状況で今後償還を必要とする額
元　金			
利　子			
違約金			
合　計			

償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5％の率で違約金がさらに加算されます。

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第14号様式（第15条関係）

第　　号
年　月　日

様

上越市長　　印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　月　日申請のあった災害援護資金の償還免除については、下記の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき、年5%の率で違約金がさらに加算されます。

記

（不承認の理由）

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

（付記）

(1)　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2)　この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式（第17条関係）

氏名等変更届

受付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1　住所変更 2　改姓又は改名 3　死亡又は行方不明 4　その他	（変更の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたので、お届けします。

年　　月　　日

借受人（又は同居の親族）

住　所

氏　名

連帯保証人

住　所

氏　名

（宛先）上越市長

１－９　上越市災害対策基金条例

○上越市災害対策基金条例

平成７年12月18日
条例第56号

（設置）

第１条　災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等への見舞金及び救援物資の支給その他の応急災害対策に要する費用に充てるため、上越市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第５条　基金は、その設置の目的のため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

１－１０　上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

○上越市災害対策基金条例の運用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上越市災害対策基金条例（平成７年上越市条例第 56 号）第５条の規定により基金を処分することができる場合について定めるものとする。

（基金を処分することができる場合）

第２条　基金を処分することができる場合は、次に掲げる費用に充てる場合とする。

⑴　上越市災害見舞金支給要綱（平成７年７月 11 日制定）に定めるところにより市民に支給する見舞金

⑵　次に掲げる市町村（以下「災害時相互応援協定締結市町村等」という。）へ支給する見舞金

ア　災害時相互応援協定締結市町村

イ　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた県内の市町村

ウ　災害救助法の適用を受けた県外の市町村のうち市長が特に必要と認める市町村

⑶　災害により被害を受けた市民及び災害時相互応援協定締結市町村等（以下「被災市民等」という。）への救援物資の支給に要する費用で次に掲げるもの

ア　食糧の購入・運搬に要する費用

イ　飲料水の購入・運搬に要する費用

ウ　衣類の購入・運搬に要する費用

エ　その他救援物資の購入・運搬に要する費用

⑷　被災市民等の救助に要する費用で次に掲げるもの

ア　資機材の購入費用

イ　医療機器、医薬品等の購入費用

ウ　ボランティアの食事代等

⑸　上越市の区域内における災害応急復旧に要する費用

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

２　前項に掲げる費用のうち災害時相互応援協定締結市町村等に係る費用については、市長が必要と認める額の範囲内とする。

附　則

この要綱は、平成７年 12 月 18 日から実施する。

１－１１　上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則

○上越市同報系防災行政無線戸別受信機等貸付規則

平成16年12月28日
規則第144号
改正　平成21年 3月31日規則第28号
平成21年10月20日規則第52号
平成23年 7月25日規則第42号
令和6年3月28日規則第19号

（趣旨）

第1条　この規則は、本市が所有する同報系防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオ並びにそれらの附属品（以下「戸別受信機等」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象者）

第2条　戸別受信機等の貸付けを受けることができる者は、本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に存する住宅、事務所若しくは事業所（以下「住宅等」という。）を所有し、占有し、若しくは管理する者とする。

（貸付台数）

第3条　戸別受信機等の貸付けは、1世帯又は一の事務所若しくは事業所につき1台とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（貸付手続等）

第4条　戸別受信機等の貸付けを受けようとする者は、戸別受信機等貸付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、戸別受信機等の貸付けを受けようとする者が本市の住民基本台帳に記録されていない者であるときは、当該申請者は、運転免許証、住民票その他住所を確認できる書類の写しを添付しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、戸別受信機等を当該申請者に貸し付けるものとする。

⑴　本市の区域内に現に居住し、又は住宅等を現に所有し、占有し、若しくは管理していること。

⑵　戸別受信機等の貸付け後も引き続き本市の区域内に居住し、又は住宅等を所有し、占有し、若しくは管理することが見込まれること。

3　市長は、戸別受信機等の貸付けの可否を決定したときは、戸別受信機等貸付／決定／却下／通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4　戸別受信機等の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、戸別受信機等貸付変更届出書（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている借受者の住所の変更に係る届出にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出（以下「住民異動届」という。）を提出することをもって足りるものとする。

⑴　住所又は所在地

⑵　事業者名
⑶　氏名又は代表者名
⑷　電話番号
⑸　設置場所

（管理）

第5条　借受者は、善良な管理者の注意をもって戸別受信機等を管理しなければならない。

（返還）

第6条　借受者は、戸別受信機等の借受けを続けられない事由が生じたときは、戸別受信機等返還届出書（第4号様式）を市長に提出し、戸別受信機等を返還することができる。

2　借受者は、第4条第2項各号のいずれかに該当しなくなるときは、戸別受信機等返還届出書（第4号様式）を市長に提出し、遅滞なく戸別受信機等を返還しなければならない。ただし、本市の住民基本台帳に記録されている借受者が住所の変更により戸別受信機等を返還する場合にあっては、住民異動届を提出することをもって足りるものとする。

（貸付決定の取消し等）

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消し、戸別受信機等の返還を命じることができる。

⑴　第4条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。
⑵　第5条の規定に反していると認めるとき。
⑶　その他市長が特に必要と認めるとき。

2　前項の規定により戸別受信機等の返還を命じられた借受者は、速やかに戸別受信機等を返還しなければならない。

（費用負担）

第8条　戸別受信機等の設置に要する費用は、本市の負担とする。

2　借受者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

⑴　戸別受信機等の使用に係る電気料金その他戸別受信機等の日常の維持管理に要する費用
⑵　戸別受信機等を設置した建物の改築その他借受者に帰する事由による戸別受信機等の移設に要する費用
⑶　借受者の責めに帰すべき事由による戸別受信機等の故障、破損等の修繕等に要する費用
⑷　戸別受信機等の返還に要する費用

（適用除外）

第9条　上越市物品管理規則（昭和47年上越市規則第50号）第26条の規定は、戸別受信機等に関して適用しない。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（市町村合併に伴う特例）

2　この規則の施行の日前に旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村及び旧三和村においてこの規則に相当する戸別受信機等の貸付に関する条例等に基づき戸別受信機等の貸付けを受けていた者は、この規則に基づき戸別受信機等の貸付けを受けている者とみなす。

附　則（平成21年規則第28号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附　則（平成21年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年規則第42号）抄

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和6年規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に交付され、又は保有している、この規則に基づく改正前の関係規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、この規則に基づく改正後の関係規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
事業者名
氏名（代表者氏名）
電話番号

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けを申請します。

設　置　場　所	
設 置 希 望 日	年　　月　　日

第2号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付　決定／却下　通知書

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付けについて、次のとおり決定したので通知します。

1　貸付け

貸付（設置）予定日　　年　　月　　日

（貸付（設置）予定日が変更となる場合は、別途連絡します。）

2　却下

（却下理由）

第3号様式（第4条関係）

戸別受信機等貸付変更届書

年　　月　　日

（宛先）　上越市長

住所（所在地）
事業者名
氏名（代表者氏名）
電話番号

次のとおり同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸付の決定を受けた内容の変更を届け出ます。

変更前	
変更後	

第4号様式（第6条関係）

戸別受信機等返還届出書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
事業者名
氏名（代表者氏名）
電話番号

年　　月　　日限りで、同報系防災行政無線の戸別受信機等を返還したいので、届け出ます。

１－１２　上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

○上越市防災行政無線局（移動系）管理運用規程

平成20年12月10日
訓令第8号
改正　平成23年7月25日訓令第6号
平成24年3月30日訓令第4号
令和5年3月31日訓令第9号

（趣旨）

第1条　この規程は、災害対策に係る事務について円滑な通信を確保するため、上越市地域防災計画及び上越市国民保護計画に基づき設置する上越市防災行政無線局（移動系）（以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号）その他の法令（以下「電波法等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規程において「移動系」とは、統制局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系をいう。

2　この規程において「統制局」とは、市役所木田庁舎に設置し、無線局を統制する機能を有する局をいう。

3　前2項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、電波法等において使用する用語の例による。

（無線局の組織等）

第3条　無線局に総括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2　総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務を総括し、通信管理者を指揮監督する。

3　通信管理者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を掌理するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

4　通信管理者は、総括管理者に事故があるとき又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5　通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、所管する無線設備の管理及び運用に関する業務を処理し、所属する通信取扱者を指揮監督する。

6　通信取扱者は、通信取扱責任者の命を受け、所管する無線設備の操作及び点検を行うものとする。

7　無線局の組織は、別表のとおりとする。

（通信事項）

第4条　無線局の通信事項は、災害対策に係る事務に関することとする。

（通信の種類）

第5条　通信の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

⑴　一斉通信　統制局から全ての陸上移動局に対して一斉に行う通信

⑵　グループ通信　統制局から複数の陸上移動局で構成されるグループ（以下「グループ」という。）に対して行う通信及び一の陸上移動局からグループ内の他の全ての陸上移動局に対して行う通信

⑶　個別通信　統制局と一の陸上移動局との間で行う通信及び二の陸上移動局間で行う通信

（通信の統制）

第6条 通信管理者は、必要と認めるときは、通信を統制することができる。

2　通信管理者は、前条各号に掲げる通信の種類に応じて、1回の通信における制限時間を定めることができる。この場合において、当該制限時間が経過したときは、通信を強制終了するものとする。

（通信状況の把握）

第7条　通信管理者は、無線局の通信状況を把握し、通信取扱責任者に対し、必要な指示を行わなければならない。

（通信訓練の実施）

第8条　通信管理者は、訓練計画を定め、定期的に通信訓練を実施するものとする。

（無線設備の管理）

第9条　通信管理者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能を十分発揮することができるよう管理しなければならない。

2　通信管理者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、1年につき1回以上、定期点検をしなければならない。

3　通信取扱者は、所管する無線設備について、1週間につき1回以上、日常点検をし、直ちにその結果を通信取扱責任者に報告しなければならない。

4　通信取扱責任者は、前項に規定する日常点検の結果、所管する無線設備に故障その他の異常があったときは、直ちにその旨を通信管理者に報告しなければならない。

5　通信管理者は、第2項に規定する定期点検の結果、無線設備に故障その他の異常があったとき又は前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

（無線局の変更）

第10条　通信管理者は、無線局の管理及び運用を変更する必要が生じたときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けて、無線局の管理及び運用を変更するものとする。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成20年12月11日から実施する。

改正文（平成23年訓令第6号）抄

平成23年7月25日から実施する。

改正文（平成24年訓令第4号）抄

平成24年4月1日から実施する。

改正文（令和5年訓令第9号）抄

令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

上越市防災行政無線局（移動系）組織図

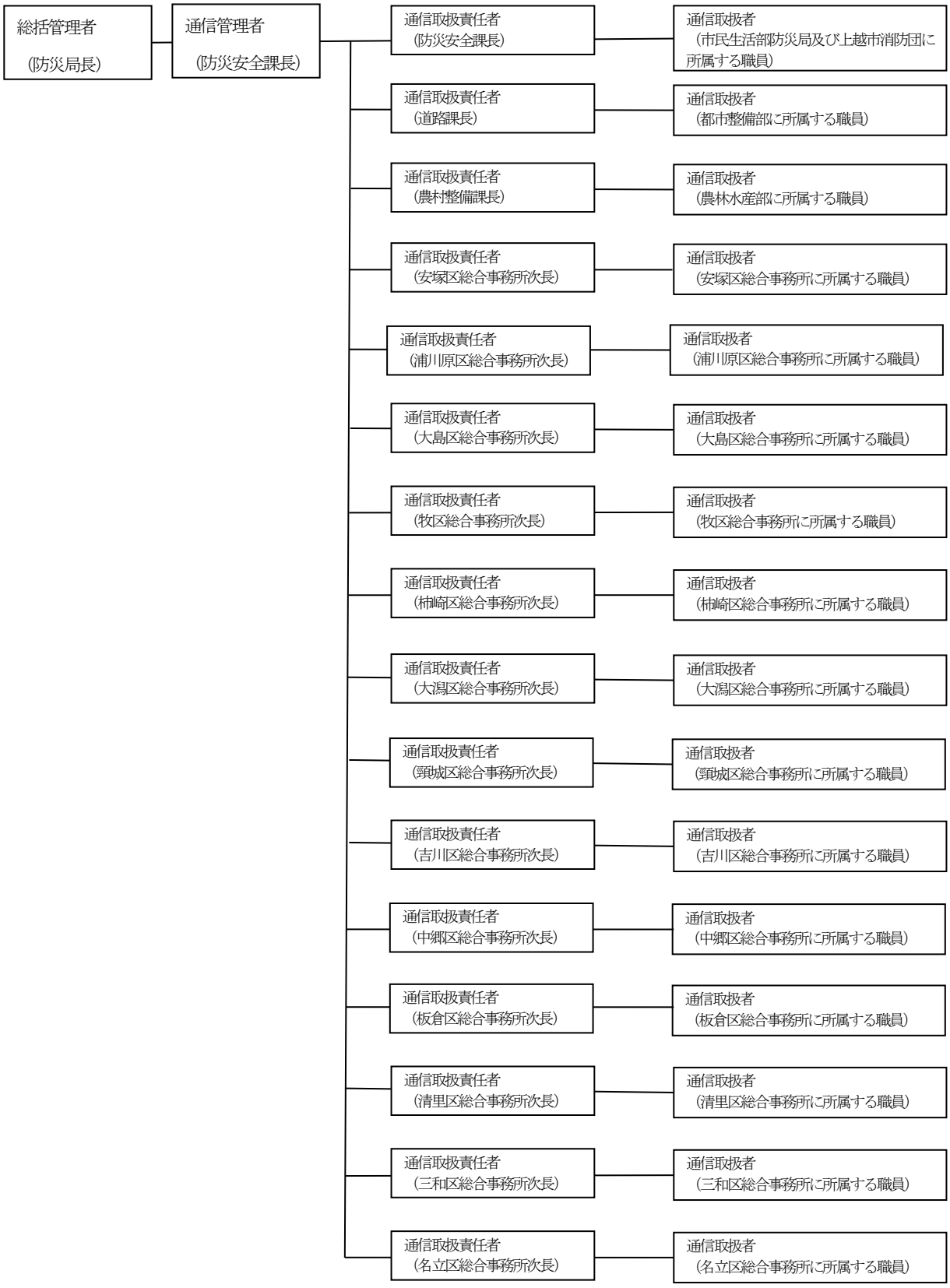

１－１３　上越市安全安心情報システム管理要綱

○上越市安全安心情報システム管理要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、事故、犯罪等の防止等に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、安全安心情報システムの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　登録者　第４条第１項及び第２項の規定により安全安心情報システムの利用の登録をした人をいう。

⑵　安全安心情報　市民、関係団体及び関係行政機関との連携等の下に市が保有する防犯、防災、交通安全等に関する情報をいう。

⑶　安全安心情報システム　登録者の所有するコンピュータ、携帯電話等のメール機能を利用し、安全安心情報を配信するシステムをいう。

（登録者の要件）

第3条　安全安心情報システムの利用を登録することができる人は、自己の費用負担でコンピュータ、携帯電話等のメール機能を利用することができる人とする。

（登録申請等）

第4条　安全安心情報システムの利用を登録しようとする人（以下「申請者」という。）は、別に指定するサイト（安全安心情報システムの利用を登録するためのウェブサイトをいう。以下同じ。）から登録の手続をし、又は別に定める安全安心情報登録申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、申請者を安全安心情報システムに登録するとともに、登録者のメールアドレスへメールを送信し、登録内容の確認を行うものとする。

3　登録者は、前項の規定により登録をした内容に変更が生じたとき又は安全安心情報システムの利用を中止しようとするときは、別に指定するサイトから登録の変更若しくは解除をし、又は別に定める登録変更・解除届により市長に届け出なければならない。

（情報の配信）

第5条　市長は、別に定める基準に基づき、安全安心情報を配信することを適当と認めるときは、安全安心情報システムにより当該安全安心情報を配信するものとする。

2　市長は、前項の規定により配信する安全安心情報のうち次に掲げる情報に該当すると認めるときは、関係団体、関係行政機関その他市長が必要と認める団体等（以下「関係団体等」という。）に当該情報を提供することができる。

⑴　緊急の措置が必要である情報

⑵　関係団体等と連携した対応が必要である情報

⑶　関係団体等の対応が必要である情報

（情報の公開）

第６条　市長は、前条第１項の規定により配信した安全安心情報を速やかに市ホームページ及び別に指定するサイトに掲載するものとする。

（運用の停止）

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、安全安心情報システムの運用を停止することができる。

⑴　安全安心情報システムの保守点検、更新等を実施する必要があるとき。

⑵　天災その他不可抗力により、安全安心情報システムの運用が困難となったとき。

⑶　その他安全安心情報システムの運用が困難であると市長が認めるとき。

（登録の取消し）

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

⑴　メールアドレスの変更等により安全安心情報の到達を確認することができないとき。

⑵　その他市長が安全安心情報システムの利用を不適当と認めるとき。

（管理者）

第9条　安全安心情報システムの管理者は、市民安全課長とする。

（不適格者の排除）

第10条　管理者は、安全安心情報システムに侵入し、妨害し、又は破壊を企てる人その他安全安心情報システムを利用することが不適格と認める人を排除するために必要な措置を講ずることができる。

（安全安心情報の適切な運用）

第11条　各課長等は、安全安心情報の緊急性に鑑み、相互に連携を図るとともに、当該安全安心情報を適切に配信する体制の整備等に努めなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

（適用区分）

2　改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後の登録申請について適用し、同日前の登録申請については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

１－１４　上越市災害見舞金支給要綱

○上越市災害見舞金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で発生した災害により被害を受けた市民等への見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象災害）

第２条　この要綱による見舞金の支給の対象となる災害は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、新潟県災害救助条例（昭和 39 年新潟県条例第 77 号）又は上越市災害救助条例（昭和 46 年上越市条例第４号）が適用される災害及び市長がこれらに準ずると認める災害とする。

（見舞金の支給）

第３条　市長は、前条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したときに災害により被害を受けた住宅（居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）に居住していた世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給する。

⑴　全壊又は流失　５万円

⑵　大規模半壊　４万円

⑶　中規模半壊　３万 5,000 円

⑷　半壊　３万円

⑸　床上浸水（前各号に該当しないものに限る。）　１万円

２　市長は、市税を前納している人で災害により住宅が被害を受けた人に対し、当該災害による被害を事由として市税に係る減免制度の適用を受けたとした場合に減免されるべき額を見舞金として支給する。

３　市長は、被害の程度の変化により支給する見舞金の額が増額となる場合は、既に支給した見舞金との差額を支給する。

４　市長は、災害により第１項各号に掲げる被害を受けた住宅以外の建物の所有者又は使用者で市長が特に必要と認める人に対し、同項及び前項の規定に準じて見舞金を支給することができる。

５　市長は、特に必要と認める場合は、見舞金の額を増額することができる。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年７月 11 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成８年８月 22 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 14 年 9 月 13 日から実施し、改正後の上越市災害見舞金支給要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

（実施期日）

1 この要綱は、平成 19 年 8 月 10 日から実施する。

（適用区分）

2　改正後の第 3 条の規定は、平成 19 年 7 月 16 日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から実施する。

（適用区分）

2　改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に発生した災害に係る見舞金の支給について適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

１－１５　上越市災害義援金配分委員会設置要領

○上越市災害義援金配分委員会設置要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上越市附属機関設置条例（令和６年上越市条例第２号。以下「条例」という。）第２条に基づき設置する上越市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　上越市地域防災計画に基づき、寄託を受けた義援金を公平かつ迅速に配分するため、委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

⑴　公共的団体の代表者

ア　上越市社会福祉協議会

イ　上越市町内会長連絡協議会

ウ　上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会

⑵　その他市長が必要と認める者

（庶務）

第３　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第４条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

１－１６　上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱

○上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、上越市避難行動要支援者避難支援プランに定めるもののほか、災害時の避難行動等に特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請等）

第2条　登録をしようとする人又はその代理人は、上越市避難行動要支援者登録申請書（第１号様式）を、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の可否を決定したときは、

上越市避難行動要支援者登録 決定 却下 通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3　市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、別に定める上越市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録をするものとする。

（登録内容の変更）

第3条　前条第3項の規定により登録をされた人（以下「登録者」という。）又はその代理人（以下「登録者等」という。）は、登録をされた事項に変更が生じたときは、上越市避難行動要支援者登録変更届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2　市長は、前項の変更届の提出があったときは、届出のあった事項について名簿の登録を変更するものとする。

（登録の廃止等）

第4条　登録者等は、登録を廃止しようとするとき又は登録者が施設へ入所したときその他避難行動要支援者に該当しなくなったときは、上越市避難行動要支援者登録廃止届（第４号様式）を市長に届け出なければならない。

2　市長は、前項の廃止届の提出があったときは、登録を取り消すものとする。

3　市長は、登録者が死亡したとき又は市外へ転出したときは、職権で登録を取り消すものとする。

（その他）

第5条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市災害時要援護者登録事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市避難行動要支援者登録事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

（実施期日）

1　この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年７月 13 日から実施する。

第１号様式（第２条関係）

上越市避難行動要支援者登録申請書

令和　　年　　月　　日

次のとおり避難行動要支援者の登録を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">申請者</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">住　　所</td><td rowspan="2">〒
上越市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">氏　　名</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>□自宅　□携帯　　－　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録を希望する人との関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="11">登録を希望する人</td><td>フリガナ</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏　　名</td><td rowspan="2"></td><td>性　　別</td><td>□男　　□女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>〒
上越市</td><td>所属する町内会</td><td></td></tr>
<tr><td>自宅電話番号</td><td>―　　―</td><td>携帯電話番号</td><td>―　　―</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ番号</td><td>―　　―</td><td>電子メールアドレス</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯員</td><td>氏名</td><td>（続柄　）</td><td>氏名</td><td>（続柄　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>（続柄　）</td><td>氏名</td><td>（続柄　）</td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="4">□ひとり暮らし高齢者
□高齢者のみ世帯
□介護認定者（認定区分　□要支援１　□要支援２
□要介護１　□要介護２　□要介護３
□要介護４　□要介護５）
□身体障害者手帳　（　　）級
□療育手帳　（　　）
□精神保健福祉手帳（　　）級
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>かかりつけ医</td><td></td><td>かかりつけ医の電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定避難所等について</td><td colspan="3">町内会で決めている参集場所</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定緊急避難場所</td></tr>
<tr><td colspan="3">指定避難所</td></tr>
<tr><td>避難時に携行する医薬品等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

	避難先での留意事項	
	その他特記事項	

連絡先	フリガナ		自宅電話番号	―　　―	
	氏　　名		携帯電話番号	―　　―	
	住　　所	〒		登録を希望する人との関係	
	フリガナ		自宅電話番号	―　　―	
	氏　　名		携帯電話番号	―　　―	
	住　　所	〒		登録を希望する人との関係	

【個別計画の作成】（いずれかに○）	
	避難支援者を自分で確保し、避難支援計画を作成できる
	地域の人の協力で避難支援計画を作成したい

【見守りネットワーク（ボランティア等による見守りや声かけ）の希望】（いずれかに○）	
	日常的に見守りや声かけをしてほしい
	すでに日常的に見守りや声かけをしてくれる人がいるので必要ない
	介護保険サービスや福祉サービスを利用しており、特別な見守りや声かけは必要ない
	今のところ、特別な見守りや声かけまでは希望しない

個人情報の取扱いに関する同意欄（同意する事項の□欄にチェックのうえ、署名又は記名押印してください。）

□登録された情報を上越市避難行動要支援者支援班が使用し、及び次に掲げる人、機関又は団体に提供することに同意します。

⑴　所属する町内会及び自主防災組織
⑵　民生委員・児童委員
⑶　地域包括支援センター
⑷　警察署
⑸　上越地域消防事務組合
⑹　上越市消防団
⑺　上越市社会福祉協議会

申請者氏名　　署名又は記名押印

第２号様式（第２条関係）

決定
上越市避難行動要支援者登録　　通知書
却下

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった上越市避難行動要支援者の登録について、次の□とおり決定したので通知します。

□理由により申請を却下

承認	登録者氏名		登録者生年月日	年　月　日
	登録者住所			
	登録者電話番号			
却下	理由			

第3号様式（第3条関係）

上越市避難行動要支援者登録変更届

年　　月　　日

（宛先）上越市長

届出者
住　　所
氏　　名
電話番号

次のとおり避難行動要支援者の登録をされた情報を変更したいので、届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">登録者</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">住　　所</td><td>〒　－</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>上越市</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の内容
及び理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第4号様式（第4条関係）

上越市避難行動要支援者登録廃止届

年　　月　　日

（宛先）上越市長

届出者
住　　所
氏　　名
電話番号

次のとおり避難行動要支援者の登録を廃止したいので、届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">登録者</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">住　　所</td><td>〒　－</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>上越市</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　　由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

１－１７　上越市要援護世帯除雪費助成事業実施要綱

○上越市要援護世帯除雪費助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、要援護世帯の家屋の屋根、玄関前等の必要最小限の除雪作業に要する費用（以下「除雪費」という。）の一部を助成することにより、冬期間における当該要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（助成対象世帯）

第２条　除雪費の助成を受けることができる世帯は、次の各号に掲げるいずれかの世帯（以下「要援護世帯」という。）で、当該世帯に属する全ての人の市民税所得割が非課税のものとする。

⑴　次のいずれかに該当する高齢者世帯

ア　65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

イ　60歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、世帯員に寝たきり高齢者（おおむね３月以上就床しており、かつ、その状態が継続すると認められる人をいう。以下同じ。）がいるもの

ウ　65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきり高齢者及び児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある人をいう。以下同じ。）で構成されている世帯

⑵　65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきり高齢者で、常時ひとり暮らしの状態にあるもので構成されているひとり暮らし高齢者世帯

⑶　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第６項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及びその扶養している児童で構成されている母子・父子世帯

⑷　前号に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの、その扶養している児童及び65歳以上の高齢者で構成されている準母子・準父子世帯

⑸　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている人でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に規定する１級から４級までの程度にあるもの又は当該人及び60歳以上の高齢者若しくは児童で構成されている障害者世帯

⑹　知的障害者の属する世帯その他の世帯で前各号に掲げる世帯に準ずると認められる世帯

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる要援護世帯は、除雪費の助成の対象としない。

⑴　当該要援護世帯に属する人の自己の労力で除雪作業を行うことができると認められる要援護世帯

⑵　他の法令等の規定により除雪作業に対し助成を受けている要援護世帯

⑶　当該要援護世帯に属する人のいずれかが他の世帯に属する人の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族となっている要援護世帯

（助成対象費用）

第３条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、一の冬期間における要援護世帯が居住の用に供している家屋の屋根、玄関前その他の日常生活上除雪を欠くことのできない家屋の部分又は家屋の周辺の部分の必要最小限の除雪作業に要する費用とする。

（助成額）

第４条　助成する額は、助成対象費用とし、１要援護世帯当たり７万2,100円を限度とする。

（助成の手続）

第５条　除雪費の助成を受けようとする人は、上越市要援護世帯除雪費助成申請書（第１号様式）を当該人の居住する区域を担当する民生委員（以下「担当民生委員」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成を決定したときは上越市要援護世帯除雪費助成決定通知書（第２号様式）により、申請を却下したときは上越市要援護世帯除雪費助成却下通知書（第３号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

３　市長は、決定した助成額に変更があったときは、上越市要援護世帯除雪費助成決定変更通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（助成金の支給）

第６条　前条第２項の規定により除雪費の助成の決定を受けた人（以下「助成決定者」という。）は、助成金の支給を受けようとするときは、除雪作業を行った後に、市長が別に定める実績報告書を担当民生委員に提出しなければならない。

２　担当民生委員は、前項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の確認を行い、市長に回付するものとする。

３　助成決定者は、一の冬期間に２回以上の除雪作業を行った場合は、第１項の規定による実績報告書の提出を第４条に規定する助成額に達するまで行うことができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、昭和62年10月１日から実施する。

（平成18年度及び平成19年度の除雪費の助成に係る特例措置）

２　平成17年度においてこの要綱に基づき除雪費の助成を受けた要援護世帯のうち、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成16年上越市条例第21号）、上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成17年上越市条例第38号）及び上越市市税条例及び上越市都市計画条例の一部を改正する条例（平成18年上越市条例第44号）による改正後の上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）の規定により平成18年度において市民税所得割課税世帯となった要援護世帯で、当該一部改正がなかったものとした場合に市民税所得割非課税世帯である要援護世帯については、平成18年度及び平成19年度にあってはこの要綱に基づく助成対象世帯とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ除雪費の助成が決定される年度の区分に応じて同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

規　定	読み替えられる字句	読み替える字句	
		平成18年度	平成19年度
第4条第1項第1号及び同条第2項	6万5,600円	4万3,600円	2万1,600円
第4条第1項第2号	4万1,000円	2万7,000円	1万3,000円

附　則

この要綱は、平成14年11月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成24年3月1日から実施する。

（経過措置）

2　改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に支給の申請のある助成金（同日前に行われた除雪作業に係る助成金で、この要綱の実施の際、改正前の第6条第1項に規定する請求書（以下「請求書」という。）の提出のないものを含む。）の支給について適用し、同日前に請求書の提出のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

3　改正後の第6条及び前項の規定にかかわらず、この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している請求書は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第6条第1項に規定する実績報告書に相当する様式として助成金の支給の申請に使用することができる。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第 1 号様式は、当分の間、適宜、必要な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第 1 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 1 号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

この要綱は、令和 3 年 7 月 13 日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和５年９月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

第１号様式（第５条関係）

経由	民生委員	
	民協番号	－

上越市要援護世帯除雪費助成申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者　住　　所　上越市
氏　　名
電話番号

次のとおり除雪費の助成を申請します。

世帯員氏名	申請者との続柄	性別	生　年　月　日	身体障害者手帳の級	備　考
	本人	男・女	年　　月　　日		
		男・女	年　　月　　日		
		男・女	年　　月　　日		
		男・女	年　　月　　日		
		男・女	年　　月　　日		

住宅の状況	□持家 □借家（一戸建て） □借家（アパート） □借間
	住宅が市道に面して □いる。 □いない。
世帯区分	□高齢者世帯　□ひとり暮らし高齢者世帯　□母子・父子世帯　□準母子・準父子世帯 □障害者世帯　□その他の世帯

個人情報の取扱いに関する同意書（同意する事項の□欄にチェックの上、記名押印してください。）

□　助成の可否の審査のため、　　課の職員が世帯員の課税台帳を閲覧することを承諾します。
□　住宅が面している市道の除雪請負業者に配慮を求めるため必要となる個人情報を提供することを承諾します。

氏　名　　（署名又は記名押印）

注　1　課税台帳の閲覧に同意されないときは、この申請書に別に指定する書類を添付してください。
　　2　除雪請負業者への個人情報の提供に同意されても、降雪の状況等により配慮の希望に沿えない場合もあります。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）
⑴　助成金を暴力団の活動に使用しません。
⑵　助成金の支給の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
⑶　⑴又は⑵に反する場合は、この申請を却下され、助成金の支給の決定を取り消され、又は支給を受けた助成金を返還することを承諾します。
□　上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

民生委員連絡欄	

第２号様式（第５条関係）

決定
上越市要援護世帯除雪費助成　　通知書
変更

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

決定
年　　月　　日付けで申請のあった除雪費の助成について、次のとおり　　した
変更
ので通知します。

対象年度	助成決定額（変更後の助成決定額）
年度	円

備考

1　除雪費を支払ったときは、お住まいの地区を担当する民生委員から実績報告書を受領し、必要事項を記入の上、民生委員に提出してください。

2　除雪費の助成は、上記助成決定額に達するまで受けることができます。

3　対象年度の除雪費の支払額が上記助成決定額に満たないときは、除雪費用の支払額が助成額になります。

第３号様式（第５条関係）

上越市要援護世帯除雪費助成却下通知書

第　　号
年　　月　　日

様

上越市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった除雪費の助成について、次の理由により申請を却下したので通知します。

却　下　理　由	

１－１８　上越市除雪対策本部設置要綱

○上越市除雪対策本部設置要綱

（設置）

第1条　除雪、防災等に係る関係機関との連絡調整を図り、もって冬期間の円滑な道路交通の確保、雪に起因する災害の防止等を図るため、上越市除雪対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第2条　本部に本部長、副本部長、本部員及び現地対策本部長を置く。

2　本部長は、上越市副市長の事務分担に関する規程（令和4年上越市訓令第2号）により都市整備部が所管する事務を担任する副市長をもって充てる。

3　副本部長は、前項の副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。

4　本部員は、教育次長、部長及び教育部長をもって充てる。

5　現地対策本部長は、集約先総合事務所の所長をもって充てる。

（職務）

第3条　本部長は、除雪対策の総括指揮を行う。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

⑴　前条第3項の副市長

⑵　教育長

3　本部員は、副本部長の指揮を受け、次条に規定する除雪に関する事務（以下「除雪事務」という。）を指揮監督する。

4　現地対策本部長は、副本部長の指揮を受け、本部員と協議し、担当する区の区域における除雪事務を指揮監督する。

（事務分掌）

第4条　本部の除雪事務の事務分掌は、次のとおりとする。

事務分掌	担当する本部員	担当する課等
1　除雪事務に係る庁内の総合調整に関すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
2　他の行政機関及び協力機関との連絡調整に関すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
3　町内会との連絡調整に関すること。	総合政策部長	地域政策課 各区総合事務所総務・地域振興グループ
4　気象データの掌握及び伝達に関すること。	総合政策部長 防災危機管理部長 都市整備部長	各区総合事務所総務・地域振興グループ 危機管理課 道路課
5　除雪路線計画の立案及び実施に関すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課

6　雪捨場の確保に関すること。	総合政策部長 都市整備部長	集約先総合事務所建設グループ 道路課
7　災害発生の防止及び災害発生時の応急対策に関すること。	総合政策部長 防災危機管理部長 都市整備部長	各区総合事務所総務・地域振興グループ及び集約先総合事務所建設グループ 危機管理課 道路課
8　塵埃（じんあい）、し尿処理等の計画の立案及び状況の掌握に関すること。	総合政策部長 環境部長	各区総合事務所市民生活・福祉グループ 生活環境課
9　冬期間の消防活動及び緊急対策に関すること。	防災危機管理部長	危機管理課
10　高齢者、身体障害者世帯等の除雪対策に関すること。	総合政策部長 健康福祉部長	各区総合事務所市民生活・福祉グループ 生活援護課
11　市有施設の除雪計画の立案及び管理に関すること。	財務部長 教育部長	用地管財課 教育総務課
12　通学路の除雪計画の立案及び管理に関すること。	教育部長	学校教育課
13　公共交通機関に関する連絡調整及び市民への情報提供に関すること。	総合政策部長	交通政策課 各区総合事務所総務・地域振興グループ

（本部の開設及び閉鎖）

第5条　本部は、毎年12月1日に開設し、翌年3月31日に閉鎖する。ただし、降雪状況により本部長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（庶務）

第6条　本部の庶務は、道路課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成17年12月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成21年1月4日から実施する。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附　則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

１－１９　主な災害対策関係法律の類型別整理表

（令和7年版防災白書による）

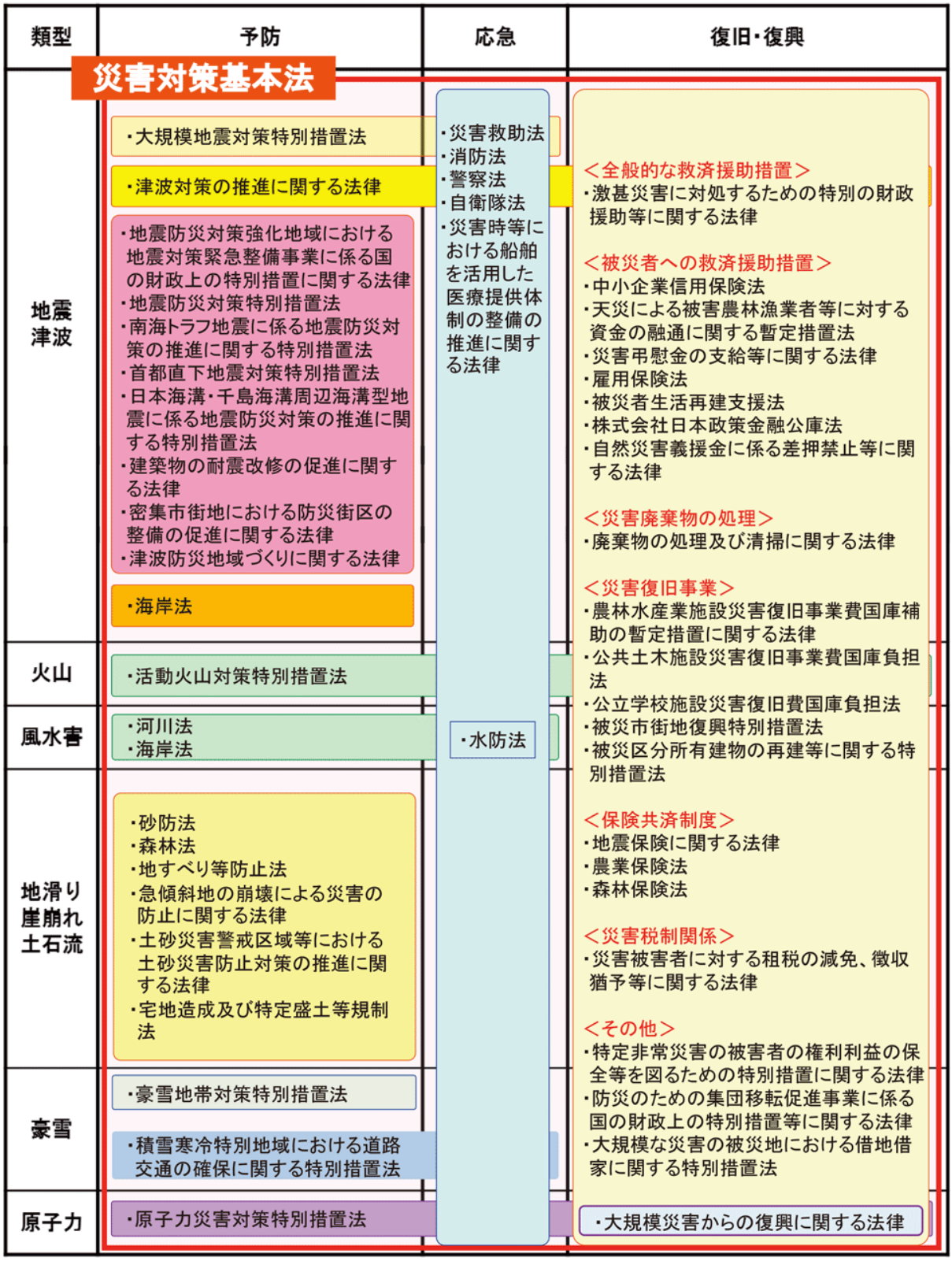

出典：内閣府資料

第２部　危険箇所・気象観測所等

２－１　土砂災害警戒区域一覧

○　令和８年３月末現在
○　新潟県土木部砂防課からの資料により修正

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
南方	ｶﾞｷ沢川	土石流	H29.1.27	H29.1.27	222-Ⅰ-001	不明	不明
上門前	北の川	土石流	H23.8.30		222-Ⅰ-002		
小滝	谷の川	土石流	H23.8.30		222-Ⅰ-003		
小滝	蛙沢川	土石流	H23.8.30	H23.8.30	222-Ⅰ-004		
下馬場	裏山沢	土石流	H23.8.30	H23.8.30	222-Ⅰ-005		
朝日	大滝川	土石流	H23.8.30	H23.8.30	222-Ⅰ-006		
朝日	朝日川	土石流	H23.8.30		222-Ⅰ-007		
灰塚	狢谷	土石流	H23.8.30	H23.8.30	222-Ⅰ-008		
朝日	沢山川(1)	土石流	H23.8.30	H23.8.30	222-Ⅰ-009		
灰塚	正覚庵	土石流	H23.8.30		222-Ⅰ-010		
向橋	ﾄﾞﾄﾞﾒｷ沢	土石流	H28.7.22	H28.7.22	222-Ⅰ-011		
宇津尾	小川(1)	土石流	H25.3.12		222-Ⅰ-016-1		
宇津尾	小川(2)	土石流	H25.3.12	H25.3.12	222-Ⅰ-016-2		
宇津尾	小川(3)	土石流	H25.3.12		222-Ⅰ-016-3		
下正善寺	ｾﾞ谷川	土石流	H24.2.3	H24.2.3	222-Ⅰ-017		
岩木	正善寺川 右支川(3)	土石流	H29.3.10		222-Ⅰ-018		
岩木	大谷沢川	土石流	H29.3.10		222-Ⅰ-019		
中屋敷	あけ谷川	土石流	H25.7.9	H25.7.9	222-Ⅰ-020		
中門前	水上川	土石流	H25.7.9		222-Ⅰ-021		
中門前	三本杉	土石流	H25.7.9	H25.7.9	222-Ⅰ-022		
中門前	国府沢	土石流	H25.7.9		222-Ⅰ-023		
居多	居多沢	土石流	H23.2.4	H23.2.4	222-Ⅰ-024		
虫生岩戸	岩戸谷(1)	土石流	H24.8.17	H24.8.17	222-Ⅰ-025-1		
五智国分	岩戸谷(2)	土石流	H24.8.17		222-Ⅰ-025-2		
虫生岩戸	御滝川	土石流	H24.8.17	H24.8.17	222-Ⅰ-026		
長浜	釜谷川	土石流	H18.3.31		222-Ⅰ-027		
長浜	薬師川	土石流	R3.6.29	R3.6.29	222-Ⅰ-028		
長浜	田中川	土石流	H18.3.31	H24.9.21	222-Ⅰ-029		
長浜	天神川	土石流	H18.3.31		222-Ⅰ-030		
長浜	阿比多川	土石流	H18.3.31	H24.9.21	222-Ⅰ-031		
長浜	いさざ川	土石流	H18.3.31		222-Ⅰ-032		
西戸野	大谷沢川	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-033		
中桑取	谷入川	土石流	R7.3.11		222-Ⅰ-034		
中桑取	田利川	土石流	H24.10.12		222-Ⅰ-035		
中桑取	後谷川(1)	土石流	H24.10.12		222-Ⅰ-036		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
上綱子	水頭谷	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-037		
中ノ俣	中ノ俣川	土石流	H24.1.24		222-Ⅰ-039	1985	急傾斜地の崩壊・地すべり
中ノ俣	ﾋｶﾞ谷	土石流	H19.8.7		222-Ⅰ-040	1985	地すべり、がけ崩れ等により被害有
中ノ俣	谷内谷	土石流	H19.8.7		222-Ⅰ-041	1985	地すべり、がけ崩れ等により被害有
中ノ俣	水頭川	土石流	H24.7.31	H24.7.31	222-Ⅰ-042	1985	地すべり、がけ崩れ等により被害有
大渕	下ノ谷沢	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-043		
大渕	新田谷川	土石流	H29.2.7		222-Ⅰ-044		
北谷	北谷川	土石流	H28.12.27	H28.12.27	222-Ⅰ-045		
北谷	南谷川	土石流	H28.12.27		222-Ⅰ-046	2011～2012	河川の増水
皆口	毘沙門谷	土石流	H29.2.7		222-Ⅰ-047		
西吉尾	南沢谷川	土石流	H29.2.7		222-Ⅰ-049		
西横山	合ノ瀬川	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-051		
西山寺	隠谷川(1)	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-052-1		
西山寺	隠谷川(2)	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-052-2		
西山寺	薬師谷川	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-053		
西山寺	絹ｶﾞ谷川	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅰ-054		
黒田	田ノ入川	土石流	H23.8.30		222-Ⅱ-001		
中ノ俣	蔵宗谷	土石流	H24.1.24		222-Ⅱ-003	1985	急傾斜地の崩壊・地すべり
大渕	新田谷	土石流	H29.2.7		222-Ⅱ-004		
西谷内	雨池の谷	土石流	H28.12.27	H28.12.27	222-Ⅱ-006		
皆口	宮谷川	土石流	H29.2.7		222-Ⅱ-007		
西吉尾	桑取川左支川	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-Ⅱ-008		
虫生岩戸、長浜	荒手川	土石流	H24.8.17	H24.8.17	222-Ⅲ-017		
中桑取	桑取川右支川	土石流	H24.10.12	H24.10.12	222-Ⅲ-019		
中桑取	後谷川(2)	土石流	H24.10.12	H24.10.12	222-Ⅲ-020		
灰塚	沢山川(2)	土石流	H23.8.30		222-J-002		
中門前	津島谷	土石流	H25.7.9		222-J-015		
中門前・国府２丁目	国府上沢	土石流	H23.2.4	H23.2.4	222-J-016		
中ノ俣	ﾅﾂﾒ谷	土石流	H24.7.31	H24.7.31	222-J-022	1985	地すべり、がけ崩れにより被害有
中ノ俣	ﾖｽ谷	土石流	H24.7.31	H24.7.31	222-J-023	1985	地すべり、がけ崩れによる被害有
増沢	南谷	土石流	H29.3.10		222-J-026		
茶屋ケ原	市ノ橋	土石流	H29.2.28		222-J-032		
長浜	長浜(1)	土石流	H24.9.21		222-妙高-001		
長浜	長浜(2)	土石流	H24.9.21		222-妙高-002		
長浜	長浜(3)	土石流	H24.9.21		222-妙高-003		
長浜	長浜(4)	土石流	H24.9.21	H24.9.21	222-妙高-004		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
下正善寺	下正善寺(1)-1	土石流	H24.2.3		222-妙高-005-1		
下正善寺	下正善寺(1)-2	土石流	H24.2.3		222-妙高-005-2		
下正善寺	下正善寺(1)-3	土石流	H24.2.3		222-妙高-005-3		
下正善寺	下正善寺(2)	土石流	H24.2.3	H24.2.3	222-妙高-006		
下正善寺	下正善寺(3)-1	土石流	H24.2.3		222-妙高-007-1		
下正善寺	下正善寺(3)-2	土石流	H24.2.3		222-妙高-007-2		
虫生岩戸	虫生岩戸	土石流	H24.8.17	H24.8.17	222-妙高-008		
上正善寺	上正善寺(1)	土石流	H25.12.20		222-妙高-010		
上正善寺	明光谷	土石流	H25.12.20	H25.12.20	222-妙高-011		
中正善寺	中正善寺	土石流	H25.12.13	H25.12.13	222-妙高-012		
東吉尾	東吉尾	土石流	H28.12.27	H28.12.27	222-妙高-013		
上綱子	上綱子	土石流	H29.2.7	H29.2.7	222-妙高-014		
西山寺	西山寺	土石流	H29.2.7		222-妙高-015		
岩木	岩木(1)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	222-妙高-016		
岩木	岩木(2)	土石流	H29.3.10		222-妙高-017		
後谷	後谷(1)	土石流	H29.2.28		222-妙高-018		
後谷	後谷(2)	土石流	H29.2.28		222-妙高-019		
土口	土口(1)	土石流	H29.3.10		222-妙高-020		
土口	土口(2)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	222-妙高-021		
土口	土口(3)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	222-妙高-022		
土口	土口(4)	土石流	H29.3.10		222-妙高-023		
土口	土口(5)	土石流	H29.3.10		222-妙高-024		
安塚区坊金	吉谷川(1)	土石流	H19.3.30		521-Ⅰ-001-1		
安塚区坊金	吉谷川(2)	土石流	H19.3.30	H22.2.26	521-Ⅰ-001-2		
安塚区坊金	吉谷川(3)	土石流	H19.3.30		521-Ⅰ-001-3		
安塚区松崎	桜立川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-002		
安塚区松崎	抜沢	土石流	H29.3.21		521-Ⅰ-003		
安塚区松崎	ｽｷﾞﾅ沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-004		
安塚区下方	湯之尻沢	土石流	H24.5.18	H24.5.18	521-Ⅰ-005		
安塚区下方	下方川	土石流	H24.5.18	H24.5.18	521-Ⅰ-006		
安塚区安塚	大久保川	土石流	H19.3.30		521-Ⅰ-008		
安塚区安塚	内山沢川	土石流	H19.3.30		521-Ⅰ-009		
安塚区安塚	ﾄﾞﾄﾞﾒｷ沢	土石流	H19.3.30		521-Ⅰ-010		
安塚区上方、安塚	大坂沢	土石流	H25.8.27	H25.8.27	521-Ⅰ-011		
安塚区上方	ﾋﾄﾞの沢	土石流	H25.8.27		521-Ⅰ-012		
安塚区本郷	鳥越沢	土石流	H22.2.26		521-Ⅰ-013		
安塚区和田	古川川	土石流	H19.3.6		521-Ⅰ-014		
安塚区和田	火打沢	土石流	H19.3.6		521-Ⅰ-015		
安塚区和田	ｾｲﾄﾞの川	土石流	H19.3.6	H22.2.26	521-Ⅰ-016		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区高沢	石塚川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-018		
安塚区二本木	黒沢川	土石流	H29.3.21		521-Ⅰ-019		
安塚区二本木	二本木川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-020		
安塚区信濃坂	倉下川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-021		
安塚区信濃坂	柿木平沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-022		
安塚区須川	塩森沢	土石流	H24.7.31	H24.7.31	521-Ⅰ-023	1983	水害
安塚区須川	抜ノ曽川	土石流	H24.7.31	H24.7.31	521-Ⅰ-024	1983	水害
安塚区須川	木仲川	土石流	H19.3.6		521-Ⅰ-025	1983	水害
安塚区須川	澄川	土石流	H24.7.31	H24.7.31	521-Ⅰ-026	1983	水害
安塚区真荻平	中島川	土石流	H19.3.6		521-Ⅰ-027	1985	地すべり
安塚区真荻平	追倉川	土石流	H19.3.6		521-Ⅰ-028	1985	地すべり
安塚区菅沼	前戸沢川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-029		
安塚区小黒	桃ノ木川	土石流	H22.2.26		521-Ⅰ-030		
安塚区小黒	八幡沢	土石流	H22.2.26	H22.2.26	521-Ⅰ-031		
安塚区小黒	花清水川	土石流	H22.2.26		521-Ⅰ-032		
安塚区石橋	ｻｲﾄﾞ沢(1)	土石流	H24.5.18		521-Ⅰ-033		
安塚区石橋	ｻｲﾄﾞ沢(2)	土石流	H24.5.18		521-Ⅰ-034		
安塚区板尾	御堂入沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅰ-036		
安塚区袖山	一本木沢	土石流	H29.3.21		521-Ⅰ-037		
安塚区坊金	桃ノ木川	土石流	H19.3.30		521-Ⅱ-001		
安塚区坊金	桃ノ木川	土石流	H19.3.30		521-Ⅱ-002		
安塚区坊金	桃木沢	土石流	H19.3.30		521-Ⅱ-003		
安塚区坊金	武能川	土石流	H19.3.30	H22.2.26	521-Ⅱ-004		
安塚区細野	前ノ沢	土石流	H22.2.26	H22.2.26	521-Ⅱ-005		
安塚区細野	越前川-1	土石流	H22.2.26	H22.2.26	521-Ⅱ-006-1		
安塚区細野	越前川-2	土石流	H22.2.26		521-Ⅱ-006-2		
安塚区和田	裏の川	土石流	H19.3.6		521-Ⅱ-007		
安塚区行野	滝ノ沢	土石流	H25.9.20	H25.9.20	521-Ⅱ-008		
安塚区行野	鳴子沢	土石流	H25.9.20		521-Ⅱ-009		
安塚区樽田	北山沢	土石流	H29.3.21		521-Ⅱ-010		
安塚区高沢	岩塚沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅱ-011		
安塚区円平坊	丈正沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅱ-013		
安塚区小黒	十二沢	土石流	H22.2.26	H22.2.26	521-Ⅱ-014		
安塚区切越	北山沢	土石流	H29.2.7		521-Ⅱ-016		
安塚区石橋	中山沢	土石流	H24.5.18		521-Ⅱ-017		
安塚区石橋	下山沢	土石流	H24.5.18		521-Ⅱ-018		
安塚区板尾	堤尻川	土石流	H29.3.21		521-Ⅱ-019		
安塚区板尾	ｼﾋﾞｯﾀﾚ川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-Ⅱ-020		
安塚区安塚	安塚(1)	土石流	H25.8.27	H25.8.27	521-妙高-001		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区上方	上方(1)	土石流	H25.8.27	H25.8.27	521-妙高-002		
安塚区上方	上方(2)	土石流	H25.8.27		521-妙高-003		
安塚区行野	行野(1)	土石流	H25.9.20	H25.9.20	521-妙高-004		
安塚区石橋	石橋(1)	土石流	H29.2.7		521-妙高-005		
安塚区石橋	石橋(2)	土石流	H29.2.7		521-妙高-006		
安塚区樽田	樽田	土石流	H29.3.21		521-妙高-007		
安塚区切越	切越	土石流	H29.2.7	H29.2.7	521-妙高-008		
安塚区坊金	坊金	土石流	H29.3.10	H29.3.10	521-妙高-009		
安塚区二本木	二本木	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-妙高-010		
安塚区上船倉	上船倉	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-妙高-011		
安塚区下船倉	下船倉	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-妙高-012		
安塚区朴の木	朴の木	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-妙高-013		
安塚区袖山	袖山(1)	土石流	H29.3.21		521-妙高-014		
安塚区袖山	袖山(2)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	521-妙高-015		
浦川原区飯室	朴ノ木沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-001		
浦川原区飯室	西山沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-002		
浦川原区印内	谷内沢	土石流	H29.2.28		522-Ⅰ-003		
浦川原区印内	印内沢(1)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅰ-004-1		
浦川原区印内	印内沢(2)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅰ-004-2		
浦川原区長走	日向沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅰ-005		
浦川原区六日町	東六日町沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-006		
浦川原区上岡	第一上岡沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-007		
浦川原区上岡	第二上岡沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-008		
浦川原区上岡	第三上岡沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-009		
浦川原区下柿野	第一岡屋敷沢	土石流	H25.3.15		522-Ⅰ-011		
浦川原区下柿野	第二岡屋敷沢	土石流	H25.3.15		522-Ⅰ-012		
浦川原区顕聖寺	第二大山沢	土石流	H24.6.8		522-Ⅰ-013		
浦川原区釜淵	滝ノ沢	土石流	H28.3.15		522-Ⅰ-015		
浦川原区釜淵	宝ヶ入川	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-Ⅰ-016		
浦川原区釜淵	丸山沢	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-Ⅰ-017		
浦川原区虫川	虫川沢	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-Ⅰ-018		
浦川原区虫川	東虫川沢	土石流	H28.3.15		522-Ⅰ-019		
浦川原区小谷島	小谷島沢	土石流	H23.2.4		522-Ⅰ-021		
浦川原区下猪子田	下猪子田沢	土石流	H27.12.8		522-Ⅰ-022		
浦川原区下猪子田	大沢	土石流	H27.12.8		522-Ⅰ-023		
浦川原区虫川	沢田沢	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-Ⅰ-024		
浦川原区熊沢	南熊沢川	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅰ-025		
浦川原区谷	谷沢	土石流	H28.3.15		522-Ⅰ-026		
浦川原区熊沢	上屋敷沢	土石流	H29.2.28		522-Ⅰ-028		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
浦川原区菱田	芹ヶ沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-Ⅰ-029		
浦川原区菱田	堂ノ入沢	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-031		
浦川原区山本	山本川	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅰ-033		
浦川原区今熊	今熊川	土石流	H29.3.21		522-Ⅰ-034		
浦川原区六日町	六日町沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-Ⅱ-001		
浦川原区横川	火上沢	土石流	H25.6.14	H25.6.14	522-Ⅱ-004		
浦川原区下柿野	中ノ沢	土石流	H25.3.15		522-Ⅱ-005		
浦川原区下柿野	川久保沢	土石流	H25.3.15		522-Ⅱ-006		
浦川原区有島	有島沢	土石流	H24.6.8	H24.6.8	522-Ⅱ-007		
浦川原区熊沢	ｶﾞﾝｻﾞﾜ	土石流	H29.2.28		522-Ⅱ-008		
浦川原区横住	石厚畑沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-Ⅱ-009		
浦川原区真光寺	大門沢	土石流	H28.3.15		522-Ⅱ-010		
浦川原区谷	上谷沢	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-Ⅱ-011		
浦川原区熊沢	下屋敷沢	土石流	H29.2.28		522-Ⅱ-012		
浦川原区菱田	深沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-Ⅱ-013		
浦川原区桜島	沢入沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-Ⅱ-014		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺	土石流	H24.6.8		522-妙高-001		
浦川原区釜淵	釜淵	土石流	H24.6.8		522-妙高-002		
浦川原区下柿野	第三岡屋敷沢	土石流	H25.3.15		522-妙高-004		
浦川原区上猪子田	上猪子田	土石流	H28.6.14	H28.6.14	522-妙高-005		
浦川原区中猪子田	中猪子田	土石流	H28.3.15		522-妙高-006		
浦川原区谷	谷	土石流	H28.3.15		522-妙高-007		
浦川原区杉坪	杉坪(1)	土石流	H28.3.15		522-妙高-008		
浦川原区杉坪	杉坪(2)	土石流	H28.3.15		522-妙高-009		
浦川原区真光寺	真光寺	土石流	H28.3.15	H28.3.15	522-妙高-010		
浦川原区小谷島	小谷島	土石流	H29.3.21		522-妙高-011		
浦川原区飯室	飯室(1)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-012		
浦川原区飯室	飯室(2)	土石流	H29.3.21		522-妙高-013		
浦川原区印内	印内	土石流	H29.2.28		522-妙高-014		
浦川原区六日町	六日町	土石流	H29.3.21		522-妙高-015		
浦川原区杉坪	杉坪(3)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-妙高-016		
浦川原区今熊	今熊(1)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-017		
浦川原区今熊	今熊(2)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-018		
浦川原区菱田	菱田	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-019		
浦川原区熊沢	熊沢(1)	土石流	H29.2.28		522-妙高-020		
浦川原区熊沢	熊沢(2)	土石流	H29.2.28		522-妙高-021		
浦川原区法定寺	法定寺(1)	土石流	H29.3.21		522-妙高-022		
浦川原区法定寺	法定寺(2)	土石流	H29.3.21		522-妙高-023		
浦川原区法定寺	法定寺(3)	土石流	H29.3.21		522-妙高-024		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
浦川原区有島	有島	土石流	H29.2.28	H29.2.28	522-妙高-025		
浦川原区横住	横住(1)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-026		
浦川原区横住	横住(2)	土石流	H29.3.21		522-妙高-027		
浦川原区横住	横住(3)	土石流	H29.3.21	H29.3.21	522-妙高-028		
浦川原区横住	横住(4)	土石流	H29.3.21		522-妙高-029		
大島区大平	ﾓｸﾞﾗ沢	土石流	H27.3.13	H27.3.13	525-Ⅰ-001		
大島区下達	深沢(1)	土石流	H25.11.15	H25.11.15	525-Ⅰ-002-1		
大島区下達	深沢(2)	土石流	H25.11.15		525-Ⅰ-002-2		
大島区大島	蛇喰沢	土石流	H24.9.25		525-Ⅰ-004		
大島区牛ケ鼻	正面倉川	土石流	H29.3.21		525-Ⅰ-005		
大島区菖蒲	狐塚沢	土石流	H29.3.21		525-Ⅰ-008		
大島区仁上	西沢川	土石流	H23.1.4	H23.1.4	525-Ⅰ-010	1956,1962, 1964	地すべり他
大島区仁上	大久保川	土石流	H21.12.11		525-Ⅰ-011		
大島区仁上	栃山沢	土石流	H21.12.11	H21.12.11	525-Ⅰ-012		
大島区仁上	沢入川(1)	土石流	H23.1.4	H23.1.4	525-Ⅰ-013-1	1956,1962, 1964	地すべり他
大島区仁上	沢入川(2)	土石流	H23.1.4	H23.1.4	525-Ⅰ-013-2	1956,1962, 1964	地すべり他
大島区仁上	沢入川(3)	土石流	H23.1.4		525-Ⅰ-013-3	1956,1962, 1964	地すべり他
大島区棚岡	滝川原沢	土石流	H24.9.25		525-Ⅰ-014		
大島区大島	沢入沢	土石流	H24.9.25	H24.9.25	525-Ⅰ-015		
大島区大島	居村沢	土石流	H24.9.25		525-Ⅰ-016		
大島区上達	西田川	土石流	H25.11.15		525-Ⅰ-017		
大島区大平	小田沢	土石流	H27.3.13	H27.3.13	525-Ⅰ-018		
大島区大平	小野沢(1)	土石流	H27.3.13	H27.3.13	525-Ⅰ-019		
大島区大平	小野沢(2)	土石流	H27.3.13	H27.3.13	525-Ⅰ-020		
大島区岡	観音沢	土石流	H27.3.13		525-Ⅱ-001		
大島区中野	中野川	土石流	H25.2.22	H25.2.22	525-Ⅱ-002		
大島区牛ケ鼻	滝沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	525-Ⅱ-003		
大島区菖蒲	大坪沢	土石流	H29.3.21		525-Ⅱ-004		
大島区菖蒲	日影沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	525-Ⅱ-005		
大島区牛ヶ鼻・仁上	境川	土石流	H23.1.4		525-Ⅱ-006	1956,1962, 1964	地すべり他
大島区仁上	大倉川	土石流	H21.12.11	H21.12.11	525-Ⅱ-007		
大島区大島	北屋敷川	土石流	H24.9.25	H24.9.25	525-Ⅱ-008		
大島区上達	上達(1)	土石流	H25.11.15		525-妙高-002		
大島区上達	上達(2)	土石流	H25.11.15	H25.11.15	525-妙高-003		
大島区岡	岡(1)	土石流	H27.3.13		525-妙高-004		
大島区岡	岡(2)	土石流	H27.3.13	H27.3.13	525-妙高-005		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大島区岡	岡(3)	土石流	H27.3.13		525-妙高-006		
大島区菖蒲	菖蒲	土石流	H29.3.21	H29.3.21	525-妙高-007		
大島区田麦	田麦	土石流	H29.3.10		525-妙高-008		
大島区板山	板山	土石流	H29.3.10	H29.3.10	525-妙高-009		
牧区高谷	中橋川	土石流	H29.1.27		526-Ⅰ-001		
牧区川井沢	桑曽根川	土石流	H24.12.14	H24.12.14	526-Ⅰ-002		
牧区落田	夫婦石沢	土石流	H19.3.6		526-Ⅰ-003	1927	水害
牧区上牧	牧猿俣川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	526-Ⅰ-004		
牧区上牧	前川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	526-Ⅰ-005		
牧区宮口	蟹沢	土石流	H22.2.5		526-Ⅱ-002		
牧区宮口	境沢	土石流	H27.3.13		526-Ⅱ-003		
牧区樫谷	川原沖	土石流	H27.5.29		526-Ⅱ-004		
牧区柳島	下の尾川	土石流	H19.3.6		526-Ⅱ-005	1926・1927	地すべり、水害
牧区田島	上ノ山沢	土石流	H29.2.7		526-Ⅱ-006		
牧区田島	丸山沢	土石流	H29.2.7	H29.2.7	526-Ⅱ-007		
牧区桜滝	滝ノ入川	土石流	H29.3.14	H29.3.14	526-Ⅱ-008		
牧区棚広	棚広川(2)	土石流	H29.2.7	H29.2.7	526-Ⅱ-009		
牧区棚広新田	ｶﾝｽｹ沢	土石流	H29.2.7	H29.2.7	526-Ⅱ-010		
牧区棚広新田	棚広川(1)	土石流	H29.2.7	H29.2.7	526-Ⅱ-011		
牧区宇津俣	湯ノ川	土石流	H20.11.4		526-Ⅱ-012		
牧区下湯谷	山沢川	土石流	H29.1.13	H29.1.13	526-Ⅱ-013		
牧区落田	樫谷川	土石流	H25.1.22		526-妙高-001		
牧区荒井	荒井(1)	土石流	H26.1.14	H26.1.14	526-妙高-003		
牧区荒井	荒井(2)	土石流	H26.1.14	H26.1.14	526-妙高-004		
牧区池舟	池舟(1)	土石流	H25.12.10		526-妙高-005		
牧区下昆子	下昆子	土石流	H29.1.13	H29.1.13	526-妙高-006		
牧区倉下	倉下	土石流	H29.3.21	H29.3.21	526-妙高-007		
柿崎区竹鼻	滝の沢	土石流	H29.3.21		541-Ⅰ-001		
柿崎区下中山	六郎沢谷	土石流	H29.3.21		541-Ⅰ-002		
柿崎区小萱	小萱中沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-Ⅰ-003		
柿崎区小萱	米山川	土石流	H29.3.10		541-Ⅰ-004		
柿崎区金谷	金谷小沢(1)	土石流	H26.1.24		541-Ⅰ-005		
柿崎区金谷	金谷小沢(2)	土石流	H26.1.24	H26.1.24	541-Ⅰ-006		
柿崎区東谷内	東谷内下沢	土石流	H26.1.24	H26.1.24	541-Ⅰ-007		
柿崎区東谷内	東谷内中沢	土石流	H26.1.24		541-Ⅰ-008		
柿崎区東谷内	東谷内上沢	土石流	H26.1.24	H26.1.24	541-Ⅰ-009		
柿崎区栃窪	湯ノ谷	土石流	H29.3.10		541-Ⅰ-010		
柿崎区川田	稲市中沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-Ⅰ-011-1		
柿崎区川田	川田南沢	土石流	H29.3.10		541-Ⅰ-012		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柏崎区荻谷	荻谷下沢	土石流	H26.2.14		541-Ⅰ-013		
柏崎区上小野	下小野中沢	土石流	R7.3.11		541-Ⅰ-015		
柏崎区上小野	蟹沢(1)	土石流	H26.2.25	H26.2.25	541-Ⅰ-016-1		
柏崎区上小野	蟹沢(2)	土石流	H26.2.25	H26.2.25	541-Ⅰ-016-2		
柏崎区上小野	蟹沢(3)	土石流	H26.2.25		541-Ⅰ-016-3		
柏崎区米山寺	牛切谷沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅰ-017		
柏崎区岩手	常楽寺川	土石流	H21.9.11		541-Ⅰ-019		
柏崎区芋島	岩手上沢	土石流	H29.3.14		541-Ⅰ-020		
柏崎区芋島	芋島東谷	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅰ-021		
柏崎区芋島	四十刈沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅰ-022		
柏崎区芋島	つつみ入り沢	土石流	H29.3.14		541-Ⅰ-023		
柏崎区芋島	ﾀﾗ沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅰ-024		
柏崎区上中山	上中山番場沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅰ-025		
柏崎区猿毛新田	上ノ山沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	541-Ⅰ-026		
柏崎区猿毛新田	宮の入り沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	541-Ⅰ-027		
柏崎区旭平	道寺沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-Ⅰ-029		
柏崎区旭平	向坂沢	土石流	H29.3.10		541-Ⅰ-030		
柏崎区雁海	外城山沢	土石流	H29.3.21	H29.3.21	541-Ⅱ-002		
柏崎区雁海	雁海小沢	土石流	H29.3.21		541-Ⅱ-003		
柏崎区川田	三春沢	土石流	H29.3.10		541-Ⅱ-004		
柏崎区川田	川田三春沢	土石流	H29.3.10		541-Ⅱ-005		
柏崎区上小野	大明沢	土石流	H26.2.25	H26.2.25	541-Ⅱ-006		
柏崎区猿毛	北上中山沢(1)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅱ-007-1		
柏崎区猿毛	北上中山沢(2)	土石流	H29.3.14		541-Ⅱ-007-2		
柏崎区猿毛	北上中山沢(3)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-Ⅱ-007-3		
柏崎区岩手	浦沢１	土石流	H21.9.11		541-Ⅱ-009		
柏崎区岩手	浦沢２	土石流	H21.9.11	H21.9.11	541-Ⅱ-010		
柏崎区東谷内	中村沢	土石流	H26.1.24		541-J-006		
柏崎区上小野	下小野(1)	土石流	H26.2.25	H26.2.25	541-妙高-001		
柏崎区上小野	下小野(2)	土石流	H26.2.25	H26.2.25	541-妙高-002		
柏崎区上小野	上小野	土石流	H29.3.10		541-妙高-003		
柏崎区川田	川田	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-妙高-004		
柏崎区岩野	岩野(1)	土石流	H29.3.14		541-妙高-005		
柏崎区岩野	岩野(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-妙高-006		
柏崎区竹鼻	竹鼻	土石流	H29.3.21		541-妙高-007		
柏崎区小萱	小萱(1)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-妙高-008		
柏崎区小萱	小萱(2)	土石流	H29.3.10		541-妙高-009		
柏崎区下灰庭新田	下灰庭新田	土石流	H29.3.10		541-妙高-011		
柏崎区芋島	芋島	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-妙高-012		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柿崎区米山寺	米山寺(1)	土石流	H29.3.14		541-妙高-013		
柿崎区米山寺	米山寺(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-妙高-014		
柿崎区米山寺	米山寺(3)	土石流	H29.3.14		541-妙高-015		
柿崎区猿毛	猿毛(1)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	541-妙高-016		
柿崎区猿毛	猿毛(2)	土石流	H29.3.14		541-妙高-017		
柿崎区猿毛	猿毛(3)	土石流	H29.3.14		541-妙高-018		
柿崎区黒岩	黒岩(1)	土石流	H29.3.10		541-妙高-019		
柿崎区黒岩	黒岩(2)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-妙高-020		
柿崎区黒岩	黒岩(3)	土石流	H29.3.10		541-妙高-021		
柿崎区東横山	東横山	土石流	H29.3.10		541-妙高-022		
柿崎区松留	松留	土石流	H29.3.10	H29.3.10	541-妙高-023		
頸城区大蒲生田	梨ノ木沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-001		
頸城区玄僧	西玄僧沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-002		
頸城区玄僧	玄僧沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-003		
頸城区玄僧	東玄僧沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-004		
頸城区玄僧	南玄僧沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	543-Ⅱ-005		
頸城区玄僧	宿瀬ノ沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-006		
頸城区大蒲生田	むぎのり沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-007		
頸城区大蒲生田	あらやの沢	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-008		
頸城区大蒲生田	南蒲生田沢(1)	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-010-1		
頸城区大蒲生田	南蒲生田沢(2)	土石流	H29.2.28		543-Ⅱ-010-2		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(1)	土石流	H29.2.28		543-妙高-001		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(2)	土石流	H29.2.28		543-妙高-002		
頸城区玄僧	玄僧(1)	土石流	H29.2.28		543-妙高-003		
頸城区玄僧	玄僧(2)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	543-妙高-004		
頸城区玄僧	玄僧(3)	土石流	H29.2.28		543-妙高-005		
頸城区玄僧	玄僧(4)	土石流	H29.2.28		543-妙高-006		
頸城区玄僧	玄僧(5)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	543-妙高-007		
頸城区玄僧	玄僧(6)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	543-妙高-008		
吉川区泉	どん沢	土石流	H29.2.28		544-Ⅰ-002		
吉川区泉	前田沢	土石流	H29.2.28		544-Ⅰ-003		
吉川区下小沢	ｶﾒﾅｼ沢(1)	土石流	H29.3.14		544-Ⅰ-004-1		
吉川区下小沢	ｶﾒﾅｼ沢(2)	土石流	H29.3.14		544-Ⅰ-004-2		
吉川区下小沢	ｲﾘｺﾞﾔ沢	土石流	H29.3.14		544-Ⅰ-005		
吉川区下小沢	ﾐｽﾞｶﾐ沢	土石流	H29.3.14		544-Ⅰ-006		
吉川区下小沢	宮の入沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅰ-007		
吉川区坪野	平等寺川	土石流	H29.2.28	H29.2.28	544-Ⅰ-008		
吉川区入河沢	国谷沢	土石流	H29.3.10		544-Ⅰ-010		
吉川区東田中	古戸の沢	土石流	H29.3.14		544-Ⅰ-011		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
吉川区東田中	堤の沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅰ-012		
吉川区山直海	水無沢	土石流	H29.2.28		544-Ⅰ-014		
吉川区川谷	岩野坂川沢(1)	土石流	H20.11.21	H20.11.21	544-Ⅰ-017-1		
吉川区川谷	岩野坂川沢(2)	土石流	H20.11.21		544-Ⅰ-017-2		
吉川区川谷	岩野坂川沢(3)	土石流	H20.11.21		544-Ⅰ-017-3		
吉川区川谷	岩野坂川沢(4)	土石流	H20.11.21		544-Ⅰ-017-4		
吉川区川谷	岩野坂川沢(5)	土石流	H20.11.21		544-Ⅰ-017-5		
吉川区川谷	岩野坂川沢(6)	土石流	H20.11.21	H20.11.21	544-Ⅰ-017-6		
吉川区石谷	石谷沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	544-Ⅰ-018		
吉川区福平	八十苅沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅰ-020		
吉川区中谷内	滝/脇沢	土石流	H26.2.14	H26.2.14	544-Ⅰ-021		
吉川区下深沢	下岩平沢	土石流	H26.2.14	H26.2.14	544-Ⅰ-022		
吉川区町田	姥所沢	土石流	H29.2.28		544-Ⅰ-023		
吉川区町田	草清水沢	土石流	H29.2.28		544-Ⅰ-024		
吉川区入河沢	大阪沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	544-Ⅱ-006		
吉川区国田	岩原沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅱ-007		
吉川区国田	姥谷沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅱ-008		
吉川区顕法寺	顕法寺川	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-Ⅱ-011		
吉川区下深沢	上岩平沢	土石流	H26.2.14		544-Ⅱ-012		
吉川区中谷内	中谷内(1)	土石流	H26.2.14		544-妙高-001		
吉川区中谷内	中谷内(2)	土石流	H26.2.14		544-妙高-002		
吉川区中谷内	中谷内(3)	土石流	H26.2.14	H26.2.14	544-妙高-003		
吉川区山口	山口	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-妙高-004		
吉川区福平	福平	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-妙高-005		
吉川区国田	国田(1)	土石流	H29.3.14		544-妙高-006		
吉川区国田	国田(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	544-妙高-007		
吉川区国田	国田(3)	土石流	H29.3.14		544-妙高-008		
吉川区入河沢	入河沢	土石流	H29.3.10		544-妙高-009		
吉川区下小沢	下小沢	土石流	H29.3.14		544-妙高-010		
吉川区六万部	六万部	土石流	H29.2.28		544-妙高-011		
吉川区赤沢	赤沢(1)	土石流	H29.2.28		544-妙高-012		
吉川区赤沢	赤沢(2)	土石流	H29.2.28		544-妙高-013		
吉川区東寺	東寺	土石流	H29.2.28		544-妙高-014		
吉川区平等寺	平等寺	土石流	H29.2.28		544-妙高-015		
吉川区尾神	尾神	土石流	H29.2.28		544-妙高-016		
吉川区山直海	山直海(1)	土石流	H29.2.28		544-妙高-017		
吉川区山直海	山直海(2)	土石流	H29.2.28		544-妙高-018		
吉川区山直海	山直海(3)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	544-妙高-019		
吉川区泉	泉	土石流	H29.2.28		544-妙高-020		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
中郷区片貝	片貝	土石流	H28.11.29		546-妙高-001		
板倉区関田	瀬戸川	土石流	H29.3.10		548-Ⅰ-003		
板倉区関田	中川	土石流	H29.3.10	H29.3.10	548-Ⅰ-004		
板倉区筒方	筒方川	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-Ⅰ-005		
板倉区筒方	下筒方川	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-Ⅰ-006		
板倉区別所	左り子沢	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-Ⅰ-007		
板倉区別所	別所川	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-Ⅰ-008		
板倉区猿供養寺	猿又川(1)	土石流	H27.3.13	H27.3.13	548-Ⅰ-012-1		
板倉区猿供養寺	猿又川(2)	土石流	H27.3.13	H27.3.13	548-Ⅰ-012-2		
板倉区久々野	皆又川	土石流	H22.11.19	H22.11.19	548-Ⅰ-013		
板倉区久々野	城古川	土石流	H22.11.19	H22.11.19	548-Ⅰ-014		
板倉区久々野	二反田川(1)	土石流	H22.11.19		548-Ⅰ-015①		
板倉区久々野	二反田川(2)	土石流	H22.11.19	H22.11.19	548-Ⅰ-015②		
板倉区久々野	ﾛﾝﾃﾞ川(1)	土石流	H22.11.19		548-Ⅰ-016①		
板倉区久々野	ﾛﾝﾃﾞ川(2)	土石流	H22.11.19		548-Ⅰ-016②		
板倉区菰立	小熊川(1)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-Ⅰ-018		
板倉区菰立	小熊川(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-Ⅰ-019		
板倉区山越	山越川	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-Ⅰ-020		
板倉区久々野	柄山(1)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-001		
板倉区久々野	大熊川(1)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-002-1		
板倉区久々野	大熊川(2)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-002-2		
板倉区久々野	柄山(2)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-003		
板倉区久々野	柄山(3)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-004-1		
板倉区久々野	柄山(4)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-004-2		
板倉区久々野	百々川(1)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-005-1		
板倉区久々野	百々川(2)	土石流	H24.11.27	H24.11.27	548-妙高-005-2		
板倉区福王寺	福王寺(1)	土石流	H25.10.4		548-妙高-006	2012	地すべり
板倉区福王寺	福王寺(2)	土石流	H25.10.4		548-妙高-007	2012	地すべり
板倉区福王寺	福王寺(3)	土石流	H25.10.4	H25.10.4	548-妙高-008	2012	地すべり
板倉区別所	別所(1)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-妙高-009		
板倉区別所	別所(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-妙高-010		
板倉区山越	山越	土石流	R4.3.4	R4.3.4	548-妙高-011		
板倉区菰立	菰立	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-妙高-012		
板倉区釜塚	釜塚	土石流	H29.3.14	H29.3.14	548-妙高-013		
板倉区玄藤寺新田	玄藤寺新田	土石流	H29.3.14		548-妙高-014		
清里区北野	水草沢	土石流	H26.12.16		549-Ⅰ-001		
清里区梨平	桂沢	土石流	H27.3.13		549-Ⅰ-002		
清里区梨平	牧ノ沢(1)	土石流	H27.3.13		549-Ⅰ-003-1		
清里区梨平	牧ノ沢(2)	土石流	H27.3.13		549-Ⅰ-003-2		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
清里区梨平	奈良尾沢	土石流	H27.3.13		549-Ⅰ-004		
清里区青柳	坊ヶ池川	土石流	H29.3.10		549-Ⅰ-007		
清里区鶯沢	鶯沢川	土石流	H27.9.15		549-Ⅰ-008		
清里区鈴倉	鈴倉川	土石流	H28.7.29		549-Ⅰ-009		
清里区上深澤	田切沢	土石流	H29.3.10	H29.3.10	549-Ⅰ-010		
清里区上田島	百々向川	土石流	H29.3.10	H29.3.10	549-Ⅰ-011		
清里区北野	北野	土石流	H26.12.16		549-妙高-001		
清里区梨窪	狐沢	土石流	H27.3.13	H27.3.13	549-妙高-002		
清里区梨窪	越度沢	土石流	H27.3.13	H27.3.13	549-妙高-003		
清里区青柳	青柳(1)	土石流	H29.3.10	H29.3.10	549-妙高-004		
清里区青柳	青柳(2)	土石流	H29.3.10		549-妙高-005		
三和区払沢	原山沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-Ⅰ-001		
三和区岡田	唐堀川	土石流	H29.2.28		550-Ⅰ-002		
三和区所山田	白石沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-Ⅰ-003		
三和区水吉	元入沢	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-Ⅰ-005		
三和区山高津	山高津沢	土石流	H29.2.28		550-Ⅱ-001		
三和区払沢	払沢(1)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-001		
三和区払沢	払沢(2)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-002		
三和区山高津	山高津	土石流	H29.2.28		550-妙高-003		
三和区岡田	岡田(1)	土石流	H29.2.28		550-妙高-004		
三和区岡田	岡田(2)	土石流	H29.2.28		550-妙高-005		
三和区大	大(1)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-006		
三和区大	大(2)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-007		
三和区大	大(3)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-008		
三和区大	大(4)	土石流	H29.2.28		550-妙高-009		
三和区大	大(5)	土石流	H29.2.28	H29.2.28	550-妙高-010		
名立区名立小泊	庄平川	土石流	R3.6.29		561-Ⅰ-001		
名立区名立大町	丹蔵川	土石流	H24.2.3		561-Ⅰ-002		
名立区名立大町	雛崎沢	土石流	H24.2.3		561-Ⅰ-003		
名立区名立大町	上ノ山谷	土石流	H24.2.3		561-Ⅰ-004		
名立区名立大町	脇の谷	土石流	H24.2.3		561-Ⅰ-005		
名立区大菅	大菅谷	土石流	H28.8.9		561-Ⅰ-006		
名立区車路	中山谷川	土石流	H28.8.9		561-Ⅰ-007		
名立区田野上	須田川	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-Ⅰ-008		
名立区杉野瀬	宮の下谷川	土石流	H28.8.9		561-Ⅰ-009		
名立区東蒲生田	ｽﾘﾊﾞﾁ谷川	土石流	H29.2.28	H29.2.28	561-Ⅰ-010		
名立区東飛山	抜間谷	土石流	H29.2.28		561-Ⅰ-011		
名立区瀬戸	江添谷	土石流	H29.3.14	H29.3.14	561-Ⅰ-012		
名立区西蒲生田	十二川	土石流	H29.3.21		561-Ⅰ-013		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
名立区西蒲生田	加勢谷	土石流	H29.3.21	H29.3.21	561-Ⅰ-015		
名立区小田島	竹沢谷	土石流	H29.3.21	H29.3.21	561-Ⅰ-016		
名立区平谷	沢内川	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-017		
名立区森	寺の谷	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-018		
名立区森	森川	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-019		
名立区折居	引沢川	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-020		
名立区折居	伝上	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-021		
名立区折居	前川	土石流	H24.10.30		561-Ⅰ-022		
名立区丸田	堂川	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-Ⅰ-023		
名立区田野上	田野上川	土石流	H28.8.9		561-Ⅰ-024		
名立区谷口	厳蔵谷	土石流	H28.8.9		561-Ⅰ-025		
名立区谷口	宮谷川	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-Ⅰ-026		
名立区濁沢	濁沢(1)	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-Ⅱ-001		
名立区池田	前田川	土石流	H24.10.30	H24.10.30	561-Ⅱ-002		
名立区折戸	御堂地谷	土石流	H24.10.30	H24.10.30	561-Ⅱ-003		
名立区瀬戸	高座宇利川	土石流	H29.3.14		561-Ⅱ-004		
名立区東飛山	葭揃谷	土石流	H29.2.28		561-Ⅱ-005		
名立区小田島	風口川	土石流	H29.3.21	H29.3.21	561-Ⅱ-006		
名立区桂谷	北の入川	土石流	H24.10.30		561-Ⅱ-007		
名立区大菅	大菅	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-妙高-001		
名立区車路	車路	土石流	H28.8.9		561-妙高-002		
名立区躰畑	躰畑(1)	土石流	H28.8.9		561-妙高-003		
名立区躰畑	躰畑(2)	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-妙高-004		
名立区田野上	田野上(1)	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-妙高-005		
名立区田野上	田野上(2)	土石流	H28.8.9		561-妙高-006		
名立区丸田	丸田	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-妙高-007		
名立区濁沢	濁沢(2)	土石流	H28.8.9		561-妙高-008		
名立区濁沢	濁沢(3)	土石流	H28.8.9	H28.8.9	561-妙高-009		
名立区瀬戸	瀬戸(2)	土石流	H29.3.14	H29.3.14	561-妙高-010		
名立区瀬戸	瀬戸(3)	土石流	H29.3.14		561-妙高-011		
名立区瀬戸	瀬戸(1)	土石流	H29.3.14		561-妙高-012		
安塚区朴の木	朴の木(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-521.010 (1175)		
居多・五智国分	居多	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.001		
鍋ヶ浦	浜の坂	急傾斜地の崩壊	H26.1.7	H26.1.7	Ⅰ-222.001		
有間川	有間川(1)	急傾斜地の崩壊	H27.2.10	H27.2.10	Ⅰ-222.001(1253)		
有間川	松場	急傾斜地の崩壊	H27.2.10	H27.2.10	Ⅰ-222.002(1465)		
下綱子	外河原	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	Ⅰ-222.003		
高住	高住前田	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-222.003 (1255)		
五智５丁目	堂浦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.004		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
国府1丁目･五智5丁目	堂浦(2)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.004		
国府１丁目	堂浦(3)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H24.12.21	Ⅰ-222.004 (1647)		
岩木	外場	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-222.005 (1468)		
横畑	大金田	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	Ⅰ-222.006 (1258)		
国府１丁目	愛宕	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.007		
国府１丁目	国府(1)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.007		
国府１丁目	国府(2)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅰ-222.007		
中ノ俣	赤ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H24.7.31	Ⅰ-222.007		
中正善寺	下川原	急傾斜地の崩壊	H25.12.13	H25.12.13	Ⅰ-222.009		
西山寺	西山寺前田	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-222.013 (1265)		
西山寺	堂の上	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-222.014 (1266)		
西吉尾	濁谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-222.015 (1267)		
土口	屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-222.018 (1270)		
土口	屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-222.019 (1271)		
中ノ俣	城の越	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H24.7.31	Ⅰ-222.020		
中ノ俣	道徳	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H24.7.31	Ⅰ-222.021		
中ノ俣	桐山	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H24.7.31	Ⅰ-222.022		
長浜	井戸の坂	急傾斜地の崩壊	H24.9.21	H24.9.21	Ⅰ-222.023(1275)		
長浜	ｺﾞｽﾉ山	急傾斜地の崩壊	H24.9.21	H24.9.21	Ⅰ-222.024 (1276)		
長浜	東の町	急傾斜地の崩壊	H18.3.31	H24.9.21	Ⅰ-222.025 (1277)		
上正善寺	上正善寺後山	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅰ-222.027		
下正善寺	山口	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅰ-222.031		
下正善寺	唐梨子	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅰ-222.032		
宇津尾	若宮	急傾斜地の崩壊	H25.3.12		Ⅰ-222.033		
土口	土口(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-222.035 (2255)		
春日山町１丁目	春日山	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	Ⅰ-222.036		
安塚区松崎	松崎(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H30.11.30	Ⅰ-521.001 (1166)		
安塚区切越	切越(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-521.003 (1168)		
安塚区信濃坂	信濃坂(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-521.004 (1169)		
安塚区上船倉	中船	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-521.008(1173)		
安塚区上船倉	上船倉(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-521.012(1177)		
安塚区坊金	坊金	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅰ-521.014 (1179)		
安塚区松崎	松崎(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-521.015 (2238)		
浦川原区上岡	上岡(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-522.001 (1180)		
浦川原区釜淵	釜淵(1)	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.001J-1		
浦川原区釜淵	釜淵(2)	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.001J-2		
浦川原区上岡	上岡(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-522.002 (1181)		
浦川原区東俣	東俣	急傾斜地の崩壊	H25.11.5	H25.11.5	Ⅰ-522.003		
浦川原区中猪子田	山崎	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅰ-522.004		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
浦川原区釜淵	釜淵(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅰ-522.005(1184)		
浦川原区横川	横川	急傾斜地の崩壊	H25.6.14	H25.6.14	Ⅰ-522.006 (1185)		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺東	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.007		
浦川原区有島	有島	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.008		
浦川原区長走	長走	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-522.009 (1188)		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	Ⅰ-522.013		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺(2)	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.014		
浦川原区虫川	虫川(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅰ-522.015 (2241)		
浦川原区熊沢	熊沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-522.016 (2242)		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺西	急傾斜地の崩壊	H24.6.8	H24.6.8	Ⅰ-522.017		
大島区嶺	竹平	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		Ⅰ-525.001 (1223)		
大島区大平	長者島	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅰ-525.004 (1226)		
大島区大平	細越(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅰ-525.006		
大島区棚岡	大島Ⅰ	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	Ⅰ-525.008		
大島区仁上	仁上	急傾斜地の崩壊	H21.12.11	H21.12.11	Ⅰ-525.011		
大島区大平	大平(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅰ-525.017 (1226)		
大島区田麦	田麦(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-525.020(2251)		
大島区田麦	田麦(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		Ⅰ-525.021(2252)		
牧区宮口	上宮口(1)	急傾斜地の崩壊	H22.2.5	H22.2.5	Ⅰ-526.001		
牧区落田	落田	急傾斜地の崩壊	H30.3.9	H30.3.9	Ⅰ-526.002(1242)		
牧区田島	田島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-526.006 (1246)		
牧区桜滝	下桜滝(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-526.007 (1247)		
牧区桜滝	上桜滝(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-526.008 (1248)		
牧区棚広	棚広(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅰ-526.009 (1249)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(1)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(2)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(3)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(4)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(5)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(6)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(7)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(8)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(9)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(10)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(11)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区宇津俣	宇津俣第二(12)	急傾斜地の崩壊	H20.11.4	H20.11.4	Ⅰ-526.011 (1251)		
牧区原	原	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		Ⅰ-526.013 (2253)		
柿崎区竹鼻	谷内入	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-541.001(1303)		
大潟区雁子浜	袴型	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-541.001 (1334)		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柏崎区雁海	宇畑上	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-541.002（1304）		
柏崎区雁海	宇畑下	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-541.003（1305）		
柏崎区下中山	前田	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-541.004（1306）		
柏崎区東谷内	下谷内中	急傾斜地の崩壊	H21.2.13	H21.2.13	Ⅰ-541.006（1308）	1970～1980頃、2007	急傾斜地の崩壊
柏崎区東谷内	下谷内下	急傾斜地の崩壊	H26.1.24	H26.1.24	Ⅰ-541.007		
柏崎区柏崎	家の地	急傾斜地の崩壊	H21.2.13	H21.2.13	Ⅰ-541.010(1312)	2007	急傾斜地の崩壊
柏崎区法音寺	砂田上	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-541.011（1313）		
柏崎区阿弥陀瀬	晦日	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-541.013（1315）		
柏崎区阿弥陀瀬	西の入	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-541.014（1316）		
柏崎区川田	稲市(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-541.015（1317）		
柏崎区川田	三春(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-541.016（1318）		
柏崎区荻谷	前谷内	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅰ-541.017(1319)		
柏崎区高寺	宮西	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅰ-541.018(1320)		
柏崎区下小野	下稲場	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅰ-541.020(1322)		
柏崎区下小野	金堀谷	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅰ-541.022(1324)	2010	がけ崩れ
柏崎区百木	屋敷添	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-541.023（1325）	1960	崩壊・土砂流出
柏崎区上小野	片山	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅰ-541.024(1326)		
柏崎区米山寺	元寺	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-541.025（1327）	1971	崩壊・土砂流出
柏崎区芋島	堀の内下	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-541.026（1328）		
柏崎区猿毛	上の山	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-541.031（1333）		
柏崎区下牧	下牧(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-541.032（2261）		
柏崎区東谷内	東谷内	急傾斜地の崩壊	H26.1.24	H26.1.24	Ⅰ-541.034		
頸城区手島	大割	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-543.001（1335）		
頸城区矢住	十二林	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		Ⅰ-543.002（1336）		
頸城区玄僧	ﾏｻｸﾘ	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-543.004(1338)		
吉川区下中条	外ﾔｼｷ	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.001（1341）		
吉川区下中条	ﾔｼｷ割	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.002（1342）		
吉川区泉	堂の沢	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.003（1343）		
吉川区原之町	鳥倉	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.004（1344）		
吉川区東田中	北山	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-544.005（1345）		
吉川区下深沢	滝の脇	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅰ-544.008(1348)		
吉川区下小沢	水尻	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-544.009（1349）		
吉川区東寺	前田	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.010（1350）		
吉川区河沢	前山	急傾斜地の崩壊	R6.8.30	R6.8.30	Ⅰ-544.012（1352）		
吉川区道之下	向ﾍｷ	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-544.013（1353）		
吉川区山直海	西久保	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-544.017（1357）		
中郷区片貝	五反田	急傾斜地の崩壊	H28.11.29	H28.11.29	Ⅰ-546.001（1366）		
中郷区二本木	二本木(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.29		Ⅰ-546.002（1367）		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
中郷区二本木	二本木(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.29		Ⅰ-546.003 (1368)		
中郷区二本木	二本木(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.29	H28.11.29	Ⅰ-546.004 (1369)		
中郷区藤沢	江端	急傾斜地の崩壊	H28.11.29	H28.11.29	Ⅰ-546.005 (1370)		
板倉区米増	米増	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-548.001 (1378)		
板倉区中之宮	中之宮(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-548.002 (1379)		
板倉区関田	関田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅰ-548.003 (1380)		
三和区桑曽根	桑曽根	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-550.002 (1383)		
名立区名立小泊	他屋ノ上	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅰ-561.002 (1412)		
名立区名立大町	家添	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅰ-561.003(1413)		
名立区瀬戸	美度脇	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅰ-561.004 (1414)		
名立区平谷	山口	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-561.005 (1415)		
名立区大菅	池の久保	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	Ⅰ-561.006 (1416)		
名立区小田島	前川原	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-561.008 (1418)		
名立区西蒲生田	ｻｻﾘﾀﾞ	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-561.009 (1419)		
名立区名立大町	脇ノ谷	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅰ-561.012(1422)		
名立区小田島	小田島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅰ-561.013 (2289)		
名立区東蒲生田	東蒲生田	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅰ-561.014 (2290)		
大口	大口	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-222.001 (3617)		
上正善寺	上正善寺(5)	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅱ-222.002		
上正善寺	上正善寺(1)	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅱ-222.003		
上正善寺	上正善寺(2)	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅱ-222.004		
上正善寺	上正善寺(3)	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅱ-222.005		
中正善寺	中正善寺	急傾斜地の崩壊	H25.12.13	H25.12.13	Ⅱ-222.006		
西山寺	西山寺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.007 (3263)	2010・2015	急傾斜地の崩壊
小池	小池(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.008 (3624)		
西吉尾	西吉尾	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.009 (3625)		
上綱子	上綱子(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.010 (3626)		
北谷	北谷	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	Ⅱ-222.012 (3628)		
横畑	横畑(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	Ⅱ-222.013 (3629)		
花立	柿の木平	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.014 (1254)		
大渕	梨の木	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.015 (1256)		
上綱子	向ﾍｷ	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.016 (1260)		
中桑取	北替地	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-222.017		
東吉尾	東吉尾後山	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	Ⅱ-222.018 (1268)		
大渕	馬込平	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-222.019 (1269)		
上正善寺	向山	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅱ-222.020		
下正善寺	円明岩崎	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅱ-222.021		
安塚区坊金	坊金(1)	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅱ-521.001 (3513)		
安塚区坊金	坊金(2)	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅱ-521.002 (3514)		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区坊金	坊金(3)	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅱ-521.003 (3515)		
安塚区坊金	坊金(4)	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅱ-521.004 (3516)		
安塚区細野	細野(2)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	Ⅱ-521.005		
安塚区細野	細野(4)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	Ⅱ-521.006		
安塚区細野	細野(1)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	Ⅱ-521.007		
安塚区細野	細野(3)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	Ⅱ-521.008		
安塚区行野	行野(1)	急傾斜地の崩壊	H25.9.20	H25.9.20	Ⅱ-521.009		
安塚区行野	行野(2)	急傾斜地の崩壊	H25.9.20	H25.9.20	Ⅱ-521.010		
安塚区大原	大原(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-521.011 (3523)		
安塚区円平坊	円平坊(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-521.012 (3524)		
安塚区二本木	二本木(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-521.013 (3525)		
安塚区二本木	二本木(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-521.014 (3526)		
安塚区松崎	松崎(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-521.016 (3528)		
安塚区和田	和田	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H22.2.26	Ⅱ-521.017(1167)		
安塚区和田	和田(1)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	Ⅱ-521.017(b)		
安塚区真荻平	真荻平	急傾斜地の崩壊	H30.3.9	H30.3.9	Ⅱ-521.018 (1170)		
安塚区須川	須川	急傾斜地の崩壊	H19.8.7	H24.1.24	Ⅱ-521.019		
安塚区真荻平	仲子	急傾斜地の崩壊	H19.8.7		Ⅱ-521.020		
安塚区安塚	津止	急傾斜地の崩壊	H24.7.31	H24.7.31	Ⅱ-521.021 (1176)		
浦川原区上猪子田	上猪子田(1)	急傾斜地の崩壊	H23.2.4	H23.2.4	Ⅱ-522.001 (3529)		
浦川原区上岡	上岡(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-522.002 (3530)		
浦川原区東俣	東俣(1)	急傾斜地の崩壊	H25.11.5	H25.11.5	Ⅱ-522.003		
浦川原区東俣	東俣(2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.5	H25.11.5	Ⅱ-522.004		
浦川原区上猪子田	上猪子田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.6.14	H28.6.14	Ⅱ-522.005	2004	不明
浦川原区上猪子田	上猪子田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.6.14	H28.6.14	Ⅱ-522.006		
浦川原区上柿野	上柿野	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	Ⅱ-522.007(3535)		
浦川原区杉坪	杉坪(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅱ-522.008 (3536)		
浦川原区下柿野	下柿野	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	Ⅱ-522.009 (3537)		
浦川原区小谷島	小谷島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-522.010 (3538)		
浦川原区印内	印内(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-522.011 (3539)		
浦川原区印内	印内(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-522.012 (3540)		
浦川原区釜淵	釜淵(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅱ-522.013(3541)		
浦川原区印内	山印内	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-522.014 (3542)		
浦川原区虫川	虫川(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅱ-522.016 (3544)		
浦川原区熊沢	熊沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-522.017 (3545)		
浦川原区谷	谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅱ-522.018 (3546)		
浦川原区谷	谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	Ⅱ-522.019 (3547)		
大島区嶺	藤尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-525.001 (3590)		
大島区嶺	藤尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		Ⅱ-525.002 (3591)		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大島区田麦	田麦(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-525.003(3592)		
大島区板山	板山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		Ⅱ-525.004 (3593)		
大島区板山	板山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		Ⅱ-525.005 (3594)		
大島区板山	板山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-525.006 (3595)		
大島区大平	細越(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-525.008 (3597)		
大島区上達	上達(1)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	Ⅱ-525.009 (3598)		
大島区棚岡	棚岡(1)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	Ⅱ-525.010		
大島区棚岡	棚岡(2)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	Ⅱ-525.011		
大島区仁上	仁上(1)	急傾斜地の崩壊	H21.12.11	H21.12.11	Ⅱ-525.012		
大島区仁上	仁上(2)	急傾斜地の崩壊	H21.12.11	H21.12.11	Ⅱ-525.013		
大島区仁上	仁上(3)	急傾斜地の崩壊	H21.12.11	H21.12.11	Ⅱ-525.014		
大島区牛ケ鼻	三竹沢	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-525.015 (3604)		
大島区菖蒲	菖蒲西(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		Ⅱ-525.017 (3606)		
大島区菖蒲	菖蒲西(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-525.018 (3607)		
大島区菖蒲	菖蒲東	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-525.019 (3608)		
大島区棚岡	大島２	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	Ⅱ-525.020		
大島区岡	千原	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-525.021 (1224)		
大島区岡	上岡	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-525.022 (1227)		
大島区仁上	熊田	急傾斜地の崩壊	H23.1.4	H23.1.4	Ⅱ-525.023		
大島区菖蒲	菖蒲(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-525.024 (1235)		
大島区菖蒲	菖蒲(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-525.025 (1237)		
大島区中野	中野(1)	急傾斜地の崩壊	H25.2.22	H25.2.22	Ⅱ-525.026 (1240)		
牧区大月	大月	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	Ⅱ-526.002		
牧区神谷	李	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	Ⅱ-526.003 (3612)		
牧区今清水	今清水	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-526.004 (3613)		
牧区今清水	鷲尾	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-526.005 (3614)		
牧区小川	雨露(1)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	Ⅱ-526.006		
牧区田島	田島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	Ⅱ-526.007 (3616)		
牧区岩神	西岩神	急傾斜地の崩壊	H26.12.9	H26.12.9	Ⅱ-526.008		
柿崎区水野	水野(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-541.001 (3633)		
柿崎区川田	三春(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-541.001 (3949)		
柿崎区川田	稲市(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	Ⅱ-541.002 (3634)		
柿崎区荻谷	荻谷	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅱ-541.003(3635)		
柿崎区上小野	上小野(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅱ-541.004(3636)		
柿崎区上小野	上小野(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅱ-541.005(3637)		
柿崎区東谷内	下谷内上	急傾斜地の崩壊	H26.1.24	H26.1.24	Ⅱ-541.006		
柿崎区金谷	峠	急傾斜地の崩壊	H26.1.24	H26.1.24	Ⅱ-541.007		
柿崎区金谷	清水	急傾斜地の崩壊	H26.1.24	H26.1.24	Ⅱ-541.008		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柿崎区山谷	腰巻	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-541.009（1314）	①昭和末年頃 ②平成7年	急傾斜地の崩壊
柿崎区高寺	浦山	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅱ-541.010(1321)		
柿崎区下小野	下谷	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	Ⅱ-541.011(1323)		
柿崎区上中山	白石	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-541.012（1329）		
柿崎区上中山	入	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-541.013（1331）		
頸城区矢住	矢住(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.001（3638）		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.002(3639)		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.003(3640)		
頸城区玄僧	玄僧(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.004(3641)		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.005(3642)		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.006(3643)		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.007(3644)		
頸城区大蒲生田	小鍋	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.008(1337)		
頸城区玄僧	初田栗	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.009(1339)		
頸城区玄僧	小田ノ入	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-543.010(1766)		
吉川区中谷内	中谷内	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅱ-544.001(3645)		
吉川区川谷	下川谷(1)	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.002		
吉川区川谷	下川谷(2)-1	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.003		
吉川区川谷	下川谷(2)-2	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.003		
吉川区川谷	下川谷(2)-3	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.003		
吉川区川谷	川谷-(1)	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.004		
吉川区川谷	川谷-(2)	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.004		
吉川区川谷	川谷-(3)	急傾斜地の崩壊	H20.11.21	H20.11.21	Ⅱ-544.004		
吉川区町田	町田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-544.005（3649）		
吉川区道之下	道之下	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-544.006（3650）		
吉川区国田	国田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-544.007（3651）		
吉川区吉井	上の山	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-544.008（1354）		
吉川区大賀	岩ノ下	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-544.009（1356）		
吉川区下深沢	土の入	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	Ⅱ-544.010(1347)		
清里区棚田	棚田(1)	急傾斜地の崩壊	H26.12.16	H26.12.16	Ⅱ-549.001		
清里区棚田	棚田(2)	急傾斜地の崩壊	H26.12.16	H26.12.16	Ⅱ-549.002		
清里区梨平	梨平(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-549.004(3658)		
清里区赤池	赤池	急傾斜地の崩壊	H28.6.14	H28.6.14	Ⅱ-549.005（3659）		
清里区梨平	梨平(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	Ⅱ-549.006(1381)		
三和区山高津	山高津(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-550.001（3660）		
三和区山高津	山高津(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-550.001（3950）		
三和区大	大東	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-550.002（3661）		
三和区岡田	岡田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-550.004（1382）		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
名立区坪山	坪山(1)	急傾斜地の崩壊	H24.9.28	H24.9.28	Ⅱ-561.001(3697)		
名立区坪山	坪山(2)	急傾斜地の崩壊	H24.9.28	H24.9.28	Ⅱ-561.002(3698)		
名立区名立大町	岩屋堂	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	Ⅱ-561.003(3699)		
名立区森	森	急傾斜地の崩壊	H24.10.30	H24.10.30	Ⅱ-561.004 (3700)		
名立区折戸	折戸	急傾斜地の崩壊	H24.10.30	H24.10.30	Ⅱ-561.005 (3701)		
名立区瀬戸	瀬戸(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	Ⅱ-561.006 (3702)		
名立区小田島	下前川原	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	Ⅱ-561.007 (1417)		
牧区坪山	南坪山	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	Ⅱ-562.001 (3610)		
上正善寺	上正善寺(4)	急傾斜地の崩壊	H25.12.20	H25.12.20	Ⅲ-222.002		
儀明	儀明(1)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	Ⅲ-222.003 (4151)		
有間川	有間川(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		Ⅲ-222.005 (4153)		
清里区棚田	棚田(3)	急傾斜地の崩壊	H26.12.16	H26.12.16	Ⅲ-549.003		
柿崎区柿崎	柿崎７区	急傾斜地の崩壊	H21.2.13	H21.2.13	H19 災関-541.001		
長浜	長浜(H25)	地すべり	H29.2.7		H25 再調R222.01		
浦川原区今熊	今熊(H25)	地すべり	H29.3.21		H25 再調R522.01		
吉川区入河沢	入河沢①(H25)	地すべり	H29.3.10		H25 再調K544.01		
吉川区入河沢	入河沢②(H25)	地すべり	H29.3.10		H25 再調K544.02		
板倉区久々野	久々野(1)	地すべり	H22.2.5		K 548.09･K 548.17		
南方	南方	地すべり	H29.1.27		K222.01		
中門前	中門前	地すべり	H25.7.9		K222.02		
宇津尾	宇津尾	地すべり	H25.3.12		K-222.03		
儀明	儀明南	地すべり	H28.12.27		K222.04		
五智５丁目・五智６丁目・国府１丁目	居多	地すべり	H23.2.4		K222.07		
五智国分・居多・虫生岩戸	国分寺･郷津	地すべり	H23.2.4		K222.08		
有間川	鍋ヶ浦	地すべり	H29.2.28		K222.09		
西戸野	花立	地すべり	H29.2.7		K222.10		
高住	高住	地すべり	H29.2.7		K222.11		
下綱子	下綱子	地すべり	H24.1.24		K222.12		
西横山	西横山	地すべり	H29.2.7		K222.13		
西横山	濁谷	地すべり	H29.2.7		K222.14		
西吉尾	扇田	地すべり	H29.2.7		K222.16		
大渕	大渕	地すべり	H29.2.7		K222.17		
増沢	増沢	地すべり	H29.3.10		K222.18		
土口	土口	地すべり	H29.3.10		K222.19		
横畑	横畑	地すべり	H29.1.27		K222.20		
上綱子	上綱子	地すべり	H29.2.7		K222.22	2013	地すべり
浦川原区法定寺	下追出	地すべり	H29.3.21		K522.20		
浦川原区横住	円行寺	地すべり	H29.3.21		K522.22		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日(警戒区域)	指定年月日(特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
中桑取	中桑取	地すべり	H24.10.12		K222.23		
小池	小池	地すべり	H29.2.7		K222.24		
大豆	大豆	地すべり	H25.7.9		K222.25		
下正善寺	下正善寺	地すべり	H24.2.3		K222.26	1995・2000	急傾斜地の崩壊
塩荷谷	塩荷谷	地すべり	H28.12.27		K222.27		
長浜	長浜	地すべり	H18.3.31		K222.28		
西山寺	西山寺	地すべり	H29.2.7		K222.29		
上正善寺	上正善寺	地すべり	H25.12.20		K-222.30		
虫生岩戸	虫生岩戸	地すべり	H24.8.17		K222.31		
有間川	有間川	地すべり	H27.2.10		K222.33		
小池	西横山(北)	地すべり	H29.2.7		K222.34		
長浜	長浜(東)	地すべり	H18.3.31		K222.35		
鍋ケ浦、丹原	鍋ヶ浦	地すべり	H26.1.7		K229.09		
安塚区坊金	武能	地すべり	H22.2.26		K521.01		
安塚区坊金	吉谷	地すべり	H29.3.10		K521.02		
安塚区細野	諏訪の越	地すべり	H22.2.26		K521.03		
安塚区細野	向秀平	地すべり	H22.2.26		K521.04		
安塚区行野	下壇	地すべり	H25.9.20		K-521.05		
安塚区朴の木	池田	地すべり	H29.3.21		K521.06	昭和30年代後半・平成10年頃	地すべり
安塚区下船倉	柳原	地すべり	H29.3.21		K521.07		
安塚区高沢	岩戸	地すべり	H29.3.21		K521.08		
安塚区高沢	岩塚	地すべり	H29.3.21		K521.09		
安塚区高沢	二本木	地すべり	H29.3.21		K521.10		
安塚区真荻平	野中	地すべり	H19.8.7		K521.11	1980・1982・1995	不明
安塚区下船倉	木入場	地すべり	H29.3.21		K521.13		
安塚区坊金	向山	地すべり	H22.2.26		K521.15		
安塚区坊金	原山(2)	地すべり	H29.3.10		K521.16		
安塚区安塚	大久保	地すべり	H24.5.18		K521.17		
安塚区大原	大原(2)	地すべり	H29.3.10		K521.18		
安塚区行野	平畑	地すべり	H25.9.20		K-521.19	不明	不明
安塚区切越	宮田	地すべり	H29.2.7		K521.20		
安塚区菅沼	沼木	地すべり	H29.3.21		K521.21		
安塚区樽田	樽田(1)	地すべり	H29.3.21		K521.22		
安塚区円平坊	円平坊	地すべり	H29.3.21		K521.23		
安塚区高沢	石塚	地すべり	H29.3.21		K521.24		
安塚区二本木	長倉	地すべり	H29.3.21		K521.25		
安塚区須川	大下	地すべり	H19.8.7		K521.26		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区真荻平	拾石	地すべり	H19.8.7		K521.27	1983・1989・ 2000・2001・ 2003・2004	不明
安塚区真荻平	上河原	地すべり	H19.8.7		K521.28	1994	不明
安塚区須川	柳平	地すべり	H19.8.7		K521.29	不明 1998	不明
安塚区小黒	小黒西山	地すべり	H22.2.26		K521.30		
浦川原区上柿野・下柿野	家の下	地すべり	H25.3.15		K-522.01		
浦川原区大栃山	荒城	地すべり	H28.3.15		K522.02		
浦川原区中猪子田	沢口	地すべり	H28.3.15		K522.03	1990	地すべり
浦川原区上岡	峯	地すべり	H29.3.21		K522.07		
浦川原区上岡	猿俣(1)	地すべり	H29.3.21		K522.08		
浦川原区東俣	小菅	地すべり	H25.11.5		K522.10	2012	地すべり
浦川原区横川	稲場	地すべり	H25.6.14		K522.12		
浦川原区小谷島	北山	地すべり	H23.2.4		K522.13		
浦川原区上猪子田	小麦平	地すべり	H28.6.14		K522.16		
浦川原区菱田	菱田	地すべり	H29.3.21		K522.18		
浦川原区熊沢	仲窪	地すべり	H29.2.28		K522.19		
浦川原区法定寺	下横住	地すべり	H29.3.21		K522.21		
浦川原区法定寺	荒牧	地すべり	H29.3.21		K522.23		
浦川原区横住	道地沢	地すべり	H29.3.21		K522.24	昭和40年頃	a-1 中腹部で小規模地すべり発生
浦川原区横住	十二林	地すべり	H29.3.21		K522.25	昭和62年頃	a-5 ブロック内で小規模地すべり発生
浦川原区真光寺	大門(追加)	地すべり	H28.3.15		K522.26		
浦川原区谷	細入	地すべり	H28.3.15		K522.28		
浦川原区谷	滝の入	地すべり	H28.3.15		K522.29		
浦川原区谷	大峯	地すべり	H28.3.15		K522.30		
浦川原区下猪子田	猿姫	地すべり	H27.12.8		K-522.32		
浦川原区中猪子田	小蒲生田	地すべり	H28.3.15		K522.34	1994	地すべり
浦川原区上岡	上岡	地すべり	H23.2.4		K522-09		
浦川原区上猪子田	上猪子田	地すべり	H23.2.4		K522-14		
浦川原区上猪子田	若土山	地すべり	H23.2.4		K522-15		
浦川原区有島	宮ノ外	地すべり	H24.6.8		K522-17		
浦川原区坪野・平方	坪野	地すべり	H23.2.4		K522-35		
大島区田麦	田麦	地すべり	H29.3.10		K525.02		
大島区岡	大久保	地すべり	H27.3.13		K525.04		
大島区岡	平越	地すべり	R3.12.21		K525.05		
大島区下達	深沢	地すべり	H25.11.15		K-525.07		
大島区下達	水上沢	地すべり	H25.11.15		K-525.08		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大島区上達	上達(追加)	地すべり	H25.11.15		K-525.09		
大島区上達	後呂川	地すべり	H25.11.15		K-525.10		
大島区仁上	熊田(1)	地すべり	H21.12.11		K525.16		
大島区大島	桐ノ木坪	地すべり	H24.9.25		K525-12		
大島区中野	中野	地すべり	H25.2.22		K525-14		
牧区坪山	坪山	地すべり	H29.2.28		K526.01		
牧区平山	平山	地すべり	H29.1.27		K526.02		
牧区平方	平方	地すべり	H29.1.27		K526.03	1956・1979	不明
牧区神谷	沖見	地すべり	H29.1.27		K526.04		
牧区大月・川井沢	中島	地すべり	H24.12.14		K526.05		
牧区池舟	池舟	地すべり	H22.2.5		K526.06		
牧区川井沢	川井沢	地すべり	H18.7.21		K526.07	2004	地すべり
牧区切光	漆原	地すべり	H29.3.10		K526.08		
牧区切光	久江の峰	地すべり	H29.3.10		K526.10		
牧区小川	雨露	地すべり	H27.5.29		K526.13		
牧区岩神	岩神	地すべり	H26.12.9		K526.15		
牧区岩神	外崩	地すべり	H26.12.9		K526.16		
牧区高尾	宮の上	地すべり	H27.9.15		K526.17		
牧区下昆子	よしお	地すべり	H29.1.13		K526.20		
牧区下湯谷	狐倉	地すべり	H29.1.13		K526.22		
牧区倉下	のけ	地すべり	H29.3.21		K526.23		
牧区宇津俣	宮の栗	地すべり	H20.11.4		K526.28		
牧区宇津俣	八方口	地すべり	H20.11.4		K526.29		
牧区宇津俣	平等	地すべり	H20.11.4		K526.31		
牧区棚広	小平	地すべり	H29.2.7		K526.32		
牧区宮口	宮口(1)	地すべり	H22.2.5		K526.37		
牧区柳島・小川	柳島･小川	地すべり	H25.1.22		K526-11		
牧区国川	折居平	地すべり	H25.1.22		K526-12		
牧区山口	山口	地すべり	H25.1.22		K526-36		
柿崎区下中山	中山	地すべり	H29.3.21		K541.03		
柿崎区小萱	小萱	地すべり	H29.3.10		K541.04		
柿崎区栃窪	栃窪	地すべり	H29.3.10		K541.05		
柿崎区高寺	高寺	地すべり	H26.2.14		K541.06		
柿崎区水野	小谷	地すべり	H29.3.14		K541.07		
柿崎区芋島	芋ノ島	地すべり	H29.3.14		K541.09		
柿崎区黒岩	沢西	地すべり	H29.3.10		K541.12		
柿崎区黒岩	南黒岩	地すべり	H29.3.10		K541.13		
柿崎区黒岩	吉露川	地すべり	H29.3.10		K541.14		
柿崎区旭平	旭平	地すべり	H29.3.10		K541.16		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
吉川区伯母ケ沢	東横山	地すべり	H29.3.14		K544.01		
吉川区平等寺	四俵苅	地すべり	H29.2.28		K544.02		
吉川区坪野	坪野	地すべり	H29.2.28		K544.03		
吉川区山直海	大下	地すべり	H29.2.28		K544.04		
吉川区山直海	半入沢	地すべり	H29.2.28		K544.05		
吉川区尾神	高沢入	地すべり	H29.2.28		K544.06		
吉川区尾神	尾神	地すべり	H29.2.28		K544.07		
吉川区名木山	名木山	地すべり	H29.3.14		K544.08		
吉川区川谷	東川入	地すべり	H20.11.21		K544.11		
吉川区六万部	姥所	地すべり	H29.2.28		K544.12		
吉川区平等寺	平等寺(1)	地すべり	H29.2.28		K544.13		
吉川区川谷	上川谷	地すべり	H20.11.21		K544.14		
吉川区下深沢	下深沢	地すべり	H26.2.14		K544.15		
板倉区達野	達野	地すべり	H29.3.14		K548.01		
板倉区栗沢	栗沢	地すべり	H22.2.5		K548.02		
板倉区筒方	筒方	地すべり	H22.2.5		K548.03		
板倉区関田	上関田(1)	地すべり	H29.3.10		K548.04		
板倉区福王寺・国川	福王寺･国川	地すべり	H25.10.4		K548.06	2012	地すべり
板倉区釜塚	不動	地すべり	H29.3.14		K548.07		
板倉区久々野	南原	地すべり	H22.11.19		K548.08		
板倉区猿供養寺	猿供養寺	地すべり	H27.3.13		K548.10	1923、 1949～1951 1959～1969	地滑り
板倉区東山寺	西谷	地すべり	H27.3.13		K548.11		
板倉区東山寺	坂池	地すべり	H27.3.13		K548.12		
板倉区久々野	水窪	地すべり	H22.11.19		K548.13		
板倉区中之宮	箕冠	地すべり	H29.3.14		K548.14		
板倉区菰立	菰立	地すべり	H29.3.14		K548.15		
板倉区山越	山越	地すべり	H29.3.14		K548.16		
板倉区関田	関田	地すべり	H29.3.10		K548.18		
清里区鈴倉	鈴倉	地すべり	H28.7.29		K549.01		
清里区棚田	棚田	地すべり	H26.12.16		K549.04		
清里区鷲澤	上中条	地すべり	H27.9.15		K549.05		
清里区北野	北野	地すべり	H26.12.16		K549.06		
清里区梨平	奈良尾	地すべり	H27.3.13		K549.07		
清里区赤池	南赤池	地すべり	H28.6.14		K549.11		
三和区桑曽根	桑曽根	地すべり	H29.2.28		K550.01		
三和区大	戸沢	地すべり	H29.2.28		K550.02		
三和区水吉	水吉	地すべり	H29.2.28		K550.03		
名立区西蒲生田	西蒲生田	地すべり	H29.3.21		K561.02		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日(警戒区域)	指定年月日(特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
名立区瀬戸	瀬戸	地すべり	H18.3.31		K561.03	1998	地滑り
名立区桂谷	桂谷	地すべり	H24.10.30		K561-01		
名立区名立大町	岩屋堂	地すべり	H24.2.3		K561-04		
名立区名立小泊	他屋ノ上	地すべり	H24.2.3		K561-05	1751	名立崩れ
名立区名立大町	十管平	地すべり	H24.2.3		K561-06		
名立区赤野俣	赤野俣	地すべり	H24.9.28		K561-07		
浦川原区横住	広見	地すべり	H29.3.21		N 67	2013	小規模地すべり
安塚区樽田	樽田南	地すべり	H29.3.21		N1009		
安塚区樽田	樽田(2)	地すべり	H29.3.21		N1010		
牧区片町	片町	地すべり	H29.1.27		N1015		
牧区大月	鳥打場	地すべり	H22.2.5		N1020		
板倉区釜塚	釜塚	地すべり	H29.3.14		N11		
増沢	大渕	地すべり	H29.3.10		N110		
大島区仁上	日陰山	地すべり	H23.1.4		N111		
北方	三墓山	地すべり	H28.12.27		N112		
大島区仁上	石橋	地すべり	H21.12.11		N116		
板倉区久々野	柄山	地すべり	H22.11.19		N119		
柿崎区東横山	今田代	地すべり	H29.3.10		N12		
柿崎区東横山	今田代(追加)	地すべり	H29.3.10		N12’		
牧区棚広新田	棚広新田	地すべり	H29.2.7		N132		
牧区高谷	芋ノ坪	地すべり	H29.1.27		N133		
浦川原区横住	有堀	地すべり	H29.3.21		N144		
柿崎区城腰	清水尻	地すべり	H29.3.10		N15		
中正善寺	中正善寺	地すべり	H25.12.13		N-156		
板倉区東山寺	東山寺	地すべり	H27.3.13		N157		
名立区瀬戸	南よし揃	地すべり	H29.3.14		N158		
牧区七森	木棚	地すべり	H29.1.27		N16		
牧区神谷	木棚(追加)	地すべり	H29.1.27		N16’		
牧区宇津俣	西宇津俣	地すべり	H20.11.4		N162		
清里区東戸野	万福	地すべり	H28.7.29		N17		
名立区濁沢	北山	地すべり	H28.8.9		N176		
牧区府殿	府殿	地すべり	H29.3.14		N180		
牧区小川	平田	地すべり	H27.3.13		N181		
大島区牛ケ鼻	三竹沢	地すべり	H29.3.21		N182		
吉川区石谷	ｱﾜﾗ	地すべり	H29.3.10		N185		
板倉区久々野	久々野(2)	地すべり	H22.2.5		N187		
板倉区久々野	久々野(追加)	地すべり	H22.11.19		N187’		
名立区折居	伝上	地すべり	H24.10.30		N188		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
中ノ俣	高田中ノ俣	地すべり	H19.8.7		N19	1982・1989 ・2002	不明
牧区池舟	草野	地すべり	H22.2.5		N191		
安塚区真荻平	有畑	地すべり	H19.8.7		N192	1977・1995	不明
清里区上田島	上田島	地すべり	H29.3.10		N193		
安塚区真荻平	豆柿平	地すべり	H19.8.7		N198		
安塚区真荻平	横更	地すべり	H19.8.7		N198		
板倉区釜塚	段子差	地すべり	H29.3.14		N2		
板倉区東山寺	十二平	地すべり	H27.3.13		N20		
安塚区須川	須川南	地すべり	H19.8.7		N200		
浦川原区上柿野	竹原	地すべり	H28.3.15		N201		
浦川原区坪野	北平方	地すべり	H20.11.4		N204	不明	地すべり
浦川原区釜淵	釜淵	地すべり	H28.3.15		N205		
吉川区坪野	四俵刈	地すべり	H29.2.28		N21	明治以前	滑動
吉川区坪野	四俵刈(追)	地すべり	H29.2.28		N21’	1944	地すべり
浦川原区真光寺	真光寺	地すべり	H28.3.15		N210		
大島区菖蒲	東菖蒲	地すべり	H29.3.21		N223		
清里区梨窪	松葉･梨窪	地すべり	H27.3.13		N24		
牧区樫谷	樫谷	地すべり	H27.3.13		N241		
清里区東戸野	岩山	地すべり	H28.7.29		N242		
名立区平谷	平谷	地すべり	H20.11.21		N243		
大島区岡	下中平	地すべり	H27.3.13		N247		
牧区桜滝	外山	地すべり	H29.3.14		N248		
大島区大平	入場	地すべり	H29.3.10		N249		
安塚区上方	上方	地すべり	H25.8.27		N249		
名立区田野上	田野上	地すべり	H28.8.9		N250		
大島区仁上	熊田(2)	地すべり	H21.12.11		N255		
浦川原区谷	日口	地すべり	H28.3.15		N257		
大島区菖蒲	仙ノ脇	地すべり	H29.3.21		N259		
牧区川井沢	下川井沢	地すべり	H24.12.14		N274		
板倉区久々野	柄山(追加)	地すべり	H27.9.15		N278		
牧区田島	田島	地すべり	H29.2.7		N281		
名立区赤野俣	赤野俣(1)	地すべり	H24.9.28		N281		
名立区谷口	谷口	地すべり	H28.8.9		N282		
牧区荒井・東松ノ木	荒井	地すべり	H26.1.14		N282		
名立区躰畑	躰畑	地すべり	H28.8.9		N283		
安塚区細野	立畑	地すべり	H22.2.26		N284		
牧区池舟	上池舟	地すべり	H22.2.5		N292		
牧区上昆子	上昆子	地すべり	H29.1.13		N293		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柿崎区猿毛	城山西部 (追加)	地すべり	H29.3.14		N299’		
板倉区機織	八田	地すべり	H22.11.19		N31		
大島区大平	長者島	地すべり	H27.3.13		N311		
牧区棚広新田	小田	地すべり	H29.2.7		N318		
板倉区菰立	源治ヶ窪	地すべり	H29.3.14		N32		
吉川区川谷	隠耕地	地すべり	H20.11.21		N35		
柿崎区黒岩	北旭平	地すべり	H29.3.10		N37		
名立区杉野瀬	杉野瀬	地すべり	H28.8.9		N45’		
名立区東蒲生田	東蒲生田	地すべり	H29.2.28		N46		
三和区宮崎新田	多能	地すべり	H29.2.28		N47		
吉川区山直海	池田平	地すべり	H29.2.28		N48	明治以前	地すべり
安塚区信濃坂	信濃坂	地すべり	H29.3.21		N53		
安塚区安塚	内山	地すべり	H25.8.27		N54		
大島区菖蒲	蓮野(追加)	地すべり	H29.3.21		N63’		
浦川原区法定寺	南	地すべり	H29.3.21		N64		
牧区坪山	南(追加)	地すべり	H29.2.28		N64’		
大島区仁上	不動越	地すべり	H21.12.11		N65		
清里区青柳	青柳	地すべり	H29.3.10		N68		
柿崎区平沢	上仲子	地すべり	H29.3.10		N7		
柿崎区下牧	上仲子(追加)	地すべり	H29.3.21		N7’		
吉川区大賀	大賀	地すべり	H29.2.28		N75		
名立区小田島	小西	地すべり	H29.3.21		N78		
安塚区行野	吉沢	地すべり	H25.9.20		N-82		
大島区大平	野地	地すべり	H27.3.13		N83		
大島区大平	野地(追加)	地すべり	H27.3.13		N83’		
大島区大平	ﾇｹ	地すべり	H25.11.15		N-87		
大島区下達	ﾇｹ(追加)	地すべり	H25.11.15		N-87’		
安塚区須川	神代	地すべり	H19.8.7		N9522	1988	不明
板倉区中之宮	中之宮	地すべり	H29.3.14		N9527		
浦川原区真光寺	大門	地すべり	H28.3.15		N9529		
皆口	皆口	地すべり	H29.2.7		R222-04		
中ノ俣	釜ヶ谷	地すべり	H19.8.7		R222-05	2001	地滑り
東吉尾	東吉尾	地すべり	H28.12.27		R222-08	1751	滑動
中ノ俣	城/腰	地すべり	H19.8.7		R222-09		
中ノ俣	天池	地すべり	H19.8.7		R222-11	2002	地滑り
安塚区板尾	板尾	地すべり	H29.3.21		R521-01		
安塚区牧野・安塚・石橋	牧野	地すべり	H24.7.31		R521-02		
安塚区石橋	南子地	地すべり	H24.5.18		R521-03		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区松崎	松崎	地すべり	H29.3.21		R521-04		
浦川原区虫川	栗木林	地すべり	H29.2.28		R521-05		
安塚区坊金	桃ノ木平	地すべり	H23.3.22		R521-06		
安塚区坊金	内山	地すべり	H19.8.7		R521-07		
安塚区坊金	原山	地すべり	H19.8.7		R521-08		
安塚区和田	本郷	地すべり	H22.2.26		R521-09		
安塚区小黒	小黒	地すべり	H22.2.26		R521-10		
安塚区樽田	大原(1)	地すべり	H29.3.21		R521-11		
安塚区戸沢	戸沢	地すべり	H29.2.7		R521-12		
安塚区菅沼	菅沼	地すべり	H29.3.21		R521-14		
安塚区朴の木	朴ノ木	地すべり	H29.3.21		R521-15		
安塚区上船倉	上船倉	地すべり	H29.3.21		R521-16		
安塚区細野	細野	地すべり	H22.2.26		R521-17		
安塚区須川	須川	地すべり	H19.8.7		R521-18		
安塚区真荻平	伏野	地すべり	H19.8.7		R521-19	不明 1998	不明 不明
安塚区下船倉	上山	地すべり	H29.3.21		R521-20		
安塚区芹田	芹田	地すべり	H29.2.7		R521-21		
浦川原区飯室	飯室	地すべり	H29.3.21		R522-01		
浦川原区印内	印内	地すべり	H29.2.28		R522-02		
浦川原区杉坪	杉坪	地すべり	H28.3.15		R522-03		
浦川原区桜島	桜島	地すべり	H29.2.28		R522-04		
浦川原区熊沢	ﾈｽﾞﾐ尾	地すべり	H29.2.28		R522-05		
浦川原区熊沢	沢田	地すべり	H29.2.28		R522-06		
浦川原区小谷島	南山	地すべり	H23.2.4		R522-07		
浦川原区上岡	猿俣(2)	地すべり	H29.3.21		R522-12		
浦川原区上猪子田	ｲﾅﾊﾞﾑｷﾞ	地すべり	H28.6.14		R522-13		
大島区岡	岡	地すべり	H27.3.13		R525-01		
大島区嶺	角間	地すべり	H29.3.10		R525-03		
大島区大島	大沢	地すべり	H24.9.25		R525-06		
大島区仁上	仁上	地すべり	H23.1.4		R525-08		
大島区牛ケ鼻	長野	地すべり	H29.3.21		R525-10		
大島区牛ケ鼻	鼻毛	地すべり	H29.3.21		R525-11		
大島区嶺	嶺	地すべり	H29.3.10		R525-15		
牧区宇津俣	宇津俣	地すべり	H20.11.4		R526.09		
牧区宇津俣	清水平	地すべり	H20.11.4		R526.21		
牧区宮口	宮口(2)	地すべり	H22.2.5		R526-01		
牧区落田	落田	地すべり	H25.1.22		R526-02		
牧区東松ノ木	東松ノ木	地すべり	H27.3.13		R526-03		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
牧区桜滝	桜滝	地すべり	H29.3.14		R526-04		
牧区倉下	倉下	地すべり	H29.3.21		R526-06		
大島区仁上	堀之内	地すべり	H21.12.11		R526-07		
牧区上牧	上牧	地すべり	H29.3.21		R526-07		
大島区仁上	桑立	地すべり	H21.12.11		R526-09		
牧区宇津俣	長畑	地すべり	H29.3.21		R526-12		
牧区高尾	大崩	地すべり	H27.9.15		R526-13		
牧区岩神	折居(瀬戸)	地すべり	H26.12.9		R526-15		
牧区切光	向山	地すべり	H29.3.10		R526-16		
牧区高谷	野中	地すべり	H29.1.27		R526-17		
牧区吉坪	馬世沢	地すべり	H29.1.27		R526-18		
吉川区平等寺	平等寺(2)	地すべり	H29.2.28		R544-01		
吉川区山直海	村屋	地すべり	H29.2.28		R544-03		
吉川区川谷	川谷	地すべり	H20.11.21		R544-04		
板倉区米増	米増	地すべり	H29.3.14		R548-01		
板倉区沢田	田屋	地すべり	H29.3.14		R548-02		
板倉区別所	栗沢下	地すべり	H29.3.14		R548-03		
板倉区玄藤寺新田	玄藤寺	地すべり	H29.3.14		R548-05		
板倉区関田	上関田(2)	地すべり	H29.3.10		R548-06		
板倉区機織	機織	地すべり	H22.11.19		R548-10		
板倉区菰立	下ｽｹﾞ田	地すべり	H29.3.14		R548-11		
清里区上深澤	上深沢	地すべり	H29.3.10		R549-01		
清里区荒牧	下大倉	地すべり	H29.3.10		R549-02		
清里区東戸野	大抜	地すべり	H28.7.29		R549-03		
清里区東戸野	東戸野	地すべり	H28.7.29		R549-04		
三和区岡田	社寺山	地すべり	H29.2.28		R550-01		
三和区岡田	石塚	地すべり	H29.2.28		R550-02		
三和区所山田	所山田	地すべり	H29.2.28		R550-04		
名立区瀬戸	不動	地すべり	H29.3.14		R561-01		
名立区瀬戸	葭揃	地すべり	H29.3.14		R561-04		
名立区瀬戸	北葭揃	地すべり	H29.3.14		R561-05		
名立区森	森	地すべり	H24.10.30		R561-06		
名立区池田・峠	池田	地すべり	H24.10.30		R561-07		
中門前１丁目	中門前(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.001		
中門前２丁目	中門前(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.002		
中門前	中門前(3)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.003		
中門前３丁目	中門前(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-222.004		
国府２丁目	国府(4)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.005		
国府２丁目	国府(5)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.006		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大豆、中屋敷	谷愛宕(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.007		
上門前	上門前･小滝	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-222.008		
春日、中門前１丁目	春日(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.009		
虫生岩戸	虫生岩戸(1)	急傾斜地の崩壊	H24.8.17	H24.8.17	妙高-222.010		
虫生岩戸	虫生岩戸(2)	急傾斜地の崩壊	H24.8.17	H24.8.17	妙高-222.011		
虫生岩戸	虫生岩戸(3)	急傾斜地の崩壊	H24.8.17	H24.8.17	妙高-222.012		
中桑取	中桑取(1)	急傾斜地の崩壊	H24.10.12	H24.10.12	妙高-222.013		
中桑取	中桑取(2)	急傾斜地の崩壊	H24.10.12	H24.10.12	妙高-222.014		
中桑取	中桑取(3)	急傾斜地の崩壊	H24.10.12		妙高-222.015		
長浜	長浜(2)	急傾斜地の崩壊	H24.9.21	H24.9.21	妙高-222.016		
長浜	長浜(3)	急傾斜地の崩壊	H24.9.21	H24.9.21	妙高-222.017		
国府3丁目､大豆2丁目	国府･大豆	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.018		
長浜	長浜(4)	急傾斜地の崩壊	H24.9.21	H24.9.21	妙高-222.019		
鍋ヶ浦	鍋ヶ浦	急傾斜地の崩壊	H26.1.7	H26.1.7	妙高-222.022		
吉浦	吉浦(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7	H26.2.7	妙高-222.023		
吉浦	吉浦(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.7		妙高-222.024		
丹原、有間川	丹原	急傾斜地の崩壊	H26.1.7	H26.1.7	妙高-222.025		
大渕	大渕(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.027		
大渕	大渕(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.028		
皆口	皆口	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.029		
横畑	横畑(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-222.030		
滝寺	滝寺(1)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27		妙高-222.031		
滝寺	滝寺(2)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27		妙高-222.032		
滝寺	滝寺(3)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.033		
滝寺	滝寺(4)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.034		
西谷内	西谷内	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.035		
高住	高住(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.036		
高住	高住(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.037		
高住	高住(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.038		
西横山	西横山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.039		
西横山	西横山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.040		
西横山	西横山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.041		
花立	花立(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.042		
花立	花立(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.043		
土口	土口(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.044		
増沢	増沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.045		
増沢	増沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.046		
儀明	儀明(2)	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.047		
塩荷谷	塩荷谷	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.048		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
向橋	向橋(1)	急傾斜地の崩壊	H28.7.22	H28.7.22	妙高-222.049		
向橋	向橋(2)	急傾斜地の崩壊	H28.7.22	H28.7.22	妙高-222.050		
向橋	向橋(3)	急傾斜地の崩壊	H28.7.22	H28.7.22	妙高-222.051		
上綱子	上綱子(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.052		
上綱子	上綱子(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.053		
北方	北方	急傾斜地の崩壊	H28.12.27	H28.12.27	妙高-222.054		
小池	小池(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.055		
小池	小池(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.056		
小池	小池(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.057		
下綱子	下綱子	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.058		
西戸野	西戸野(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.059		
西戸野	西戸野(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.060		
西戸野	西戸野(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.061		
西山寺	西山寺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.062		
西山寺	西山寺(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-222.063		
西山寺	西山寺(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-222.064		
岩木	岩木(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-222.065		
岩木	岩木(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.066		
岩木	岩木(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-222.067		
岩木	岩木(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-222.068		
岩木	岩木(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.069		
岩木	岩木(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-222.070		
岩木	岩木(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.071		
岩木	岩木(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-222.072		
岩木	岩木(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-222.073		
後谷	後谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.074		
後谷	後谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.075		
茶屋ヶ原	茶屋ヶ原	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.076		
大貫４丁目	大貫(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.077		
大貫４丁目	大貫(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.078		
大貫４丁目	大貫(3)	急傾斜地の崩壊	R3.10.1	R3.10.1	妙高-222.079		
大貫１丁目	大貫(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.080		
大貫２丁目	大貫(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-222.081		
大貫１丁目	大貫(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.082		
大貫４丁目	大貫(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-222.083		
大貫４丁目	大貫(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.084		
御殿山町	御殿山町(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.085		
御殿山町	御殿山町(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.086		
御殿山町	御殿山町(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-222.087		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
御殿山町	御殿山町(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-222.088		
五智６丁目	五智	急傾斜地の崩壊	H30.3.9	H30.3.9	妙高-222.089	2016	斜面崩壊
安塚区和田	和田(2)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.001		
安塚区和田	和田(3)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.002		
安塚区和田	和田(4)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.003		
安塚区和田	和田(5)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.004		
安塚区本郷	本郷(1)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.005		
安塚区上方	上方	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.006		
安塚区細野	細野(5)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.007		
安塚区細野	細野(6)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.008		
安塚区細野	細野(7)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.009		
安塚区細野	細野(8)	急傾斜地の崩壊	H22.2.26	H22.2.26	妙高-521.010		
安塚区坊金	坊金(5)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.011		
安塚区坊金	坊金(6)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.012		
安塚区坊金	坊金(7)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.013		
安塚区坊金	坊金(8)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.014		
安塚区坊金	坊金(9)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.015		
安塚区坊金	坊金(10)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.016		
安塚区坊金	坊金(11)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.017		
安塚区坊金	坊金(14)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.020		
安塚区牧野	牧野(1)	急傾斜地の崩壊	H24.7.31	H24.7.31	妙高-521.022		
安塚区下方	下方(1)	急傾斜地の崩壊	H24.5.18	H24.5.18	妙高-521.023		
安塚区安塚	安塚(1)	急傾斜地の崩壊	H25.8.27	H25.8.27	妙高-521.024		
安塚区安塚	安塚(2)	急傾斜地の崩壊	H25.8.27	H25.8.27	妙高-521.025		
安塚区安塚	安塚(3)	急傾斜地の崩壊	H25.8.27	H25.8.27	妙高-521.026		
安塚区上方	上方(1)	急傾斜地の崩壊	H25.8.27	H25.8.27	妙高-521.027		
安塚区石橋	石橋(1)	急傾斜地の崩壊	H24.5.18	H24.5.18	妙高-521.028		
安塚区真荻平	真荻平(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.029		
安塚区真荻平	真荻平(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.030		
安塚区真荻平	真荻平(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.031		
安塚区真荻平	真荻平(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.032		
安塚区真荻平	真荻平(5)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.033		
安塚区真荻平	仲子(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-521.034		
安塚区真荻平	仲子(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-521.035		
安塚区須川	須川(1)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.036		
安塚区須川	須川(2)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.037		
安塚区須川	須川(3)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.038		
安塚区須川	須川(4)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.039		
安塚区須川	須川(5)	急傾斜地の崩壊	H24.1.24	H24.1.24	妙高-521.040		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区芹田	芹田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.040		
安塚区芹田	芹田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.041		
安塚区行野	行野(3)	急傾斜地の崩壊	H25.9.20	H25.9.20	妙高-521.041		
安塚区樽田	樽田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.042		
安塚区行野	行野(4)	急傾斜地の崩壊	H25.9.20	H25.9.20	妙高-521.042		
安塚区樽田	樽田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.043		
安塚区行野	行野(5)	急傾斜地の崩壊	H25.9.20	H25.9.20	妙高-521.043		
安塚区切越	切越(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.044		
安塚区切越	切越(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-521.045		
安塚区切越	切越(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.046		
安塚区切越	切越(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.047		
安塚区切越	切越(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.048		
安塚区切越	切越(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.049		
安塚区切越	切越(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.050		
安塚区二本木	二本木(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.051		
安塚区松崎	松崎(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.052		
安塚区松崎	松崎(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.053		
安塚区大原	大原(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-521.054		
安塚区大原	大原(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-521.055		
安塚区大原	大原(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-521.056		
安塚区樽田	樽田(3)	急傾斜地の崩壊	H30.11.30	H30.11.30	妙高-521.057		
安塚区戸沢	戸沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.058		
安塚区戸沢	戸沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.059		
安塚区戸沢	戸沢(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-521.060		
安塚区円平坊	円平坊(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.061		
安塚区円平坊	円平坊(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.062		
安塚区円平坊	円平坊(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.063		
安塚区円平坊	円平坊(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.064		
安塚区二本木	二本木(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.065		
安塚区信濃坂	信濃坂(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.066		
安塚区真荻平	真荻平(6)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-521.067		
安塚区高沢	高沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.068		
安塚区高沢	高沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.069		
安塚区高沢	高沢(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.070		
安塚区高沢	高沢(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.071		
安塚区高沢	高沢(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.072		
安塚区高沢	高沢(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.073		
安塚区高沢	高沢(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.074		
安塚区高沢	高沢(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.075		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
安塚区高沢	高沢(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.076		
安塚区上船倉	上船倉(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.077		
安塚区上船倉	上船倉(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.078		
安塚区上船倉	上船倉(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.079		
安塚区上船倉	上船倉(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.080		
安塚区上船倉	上船倉(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.081		
安塚区上船倉	上船倉(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.082		
安塚区上船倉	上船倉(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.083		
安塚区下船倉	下船倉(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.084		
安塚区下船倉	下船倉(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.085		
安塚区下船倉	下船倉(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.086		
安塚区下船倉	下船倉(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.087		
安塚区下船倉	下船倉(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.088		
安塚区下船倉	下船倉(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.089		
安塚区下船倉	下船倉(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.090		
安塚区下船倉	下船倉(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.091		
安塚区菅沼	菅沼(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.092		
安塚区菅沼	菅沼(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.093		
安塚区朴の木	朴の木(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.094		
安塚区朴の木	朴の木(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-521.095		
安塚区朴の木	朴の木(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.096		
安塚区朴の木	朴の木(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.097		
安塚区板尾	板尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.098		
安塚区板尾	板尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.099		
安塚区袖山	袖山	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-521.100		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	妙高-522.001		
浦川原区顕聖寺	顕聖寺(4)	急傾斜地の崩壊	H25.6.14	H25.6.14	妙高-522.002		
浦川原区横川	横川(1)	急傾斜地の崩壊	H25.6.14	H25.6.14	妙高-522.003		
浦川原区下柿野	下柿野(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	妙高-522.005		
浦川原区上猪子田	上猪子田(4)	急傾斜地の崩壊	H28.6.14	H28.6.14	妙高-522.006		
浦川原区小蒲生田	小蒲生田	急傾斜地の崩壊	H27.9.15	H27.9.15	妙高-522.007		
浦川原区中猪子田	中猪子田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.008		
浦川原区中猪子田	中猪子田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.009		
浦川原区中猪子田	中猪子田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.010		
浦川原区中猪子田	中猪子田(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.011		
浦川原区下猪子田	下猪子田	急傾斜地の崩壊	H27.12.8	H27.12.8	妙高-522.012		
浦川原区谷	谷(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.013		
浦川原区谷	谷(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.014		
浦川原区谷	谷(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.015		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
浦川原区谷	谷(6)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.016		
浦川原区谷	谷(7)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.017		
浦川原区谷	谷(8)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.018		
浦川原区谷	谷(9)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.019		
浦川原区虫川	虫川(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.020		
浦川原区虫川	虫川(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.021		
浦川原区杉坪	杉坪(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.022		
浦川原区杉坪	杉坪(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.023		
浦川原区杉坪	杉坪(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.024		
浦川原区大栃山	大栃山	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.025		
浦川原区釜淵	釜淵(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.026		
浦川原区真光寺	真光寺(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.027		
浦川原区真光寺	真光寺(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.028		
浦川原区真光寺	真光寺(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15		妙高-522.029		
浦川原区中猪子田	中猪子田(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.15	H28.3.15	妙高-522.030		
浦川原区小谷島	小谷島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.034		
浦川原区小谷島	小谷島(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.035		
浦川原区小谷島	小谷島(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.036		
浦川原区上岡	上岡(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.037		
浦川原区上岡	上岡(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.038		
浦川原区上岡	上岡(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.039		
浦川原区飯室	飯室(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.040		
浦川原区飯室	飯室(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.041		
浦川原区飯室	飯室(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.042		
浦川原区飯室	飯室(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.043		
浦川原区日向	日向(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.044		
浦川原区日向	日向(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.045		
浦川原区六日町	六日町(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.046		
浦川原区六日町	六日町(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.047		
浦川原区今熊	今熊	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.048		
浦川原区有島	有島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.049		
浦川原区桜島	桜島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.050		
浦川原区桜島	桜島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-522.051		
浦川原区山本	山本(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.052		
浦川原区山本	山本(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.053		
浦川原区岩室	岩室	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-522.054		
浦川原区菱田	菱田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.055		
浦川原区菱田	菱田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.056		
浦川原区菱田	菱田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.057		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
浦川原区熊沢	熊沢(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.058		
浦川原区熊沢	熊沢(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.059		
浦川原区熊沢	熊沢(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-522.060		
浦川原区熊沢	熊沢(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.061		
浦川原区熊沢	熊沢(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-522.062	不明	急傾斜地の崩壊
浦川原区熊沢	熊沢(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-522.063		
浦川原区熊沢	熊沢(9)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-522.064		
浦川原区法定寺	法定寺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.065		
浦川原区法定寺	法定寺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.066		
浦川原区法定寺	法定寺(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.067		
浦川原区法定寺	法定寺(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.068		
浦川原区横住	横住(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.069		
浦川原区横住	横住(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.070		
浦川原区横住	横住(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-522.071		
浦川原区横住	横住(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.072		
浦川原区横住	横住(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.073		
浦川原区横住	横住(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.074		
浦川原区横住	横住(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.075		
浦川原区横住	横住(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.076		
浦川原区横住	横住(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.077		
浦川原区横住	横住(10)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-522.078		
浦川原区横住	横住(11)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.079		
浦川原区横住	横住(12)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-522.080		
浦川原区横住	横住(13)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-522.081		
大島区大平	達	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.001		
大島区棚岡	大島(3)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.002		
大島区棚岡	大島(4)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.003		
大島区棚岡	大島(5)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.004		
大島区棚岡	棚岡(3)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.005		
大島区棚岡	棚岡(4)	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.006		
大島区仁上	石橋	急傾斜地の崩壊	H24.9.25	H24.9.25	妙高-525.007		
大島区中野	中野(2)	急傾斜地の崩壊	H25.2.22	H25.2.22	妙高-525.008		
大島区上達	上達(2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.009		
大島区上達	上達(3)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.010		
大島区上達	上達(4)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.011		
大島区上達	上達(5)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.012		
大島区下達	下達(1)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.013		
大島区下達	下達(2)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.014	2012	急傾斜地の崩壊
大島区下達	下達(3)	急傾斜地の崩壊	H25.11.15	H25.11.15	妙高-525.015		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大島区大平	大平(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.016		
大島区大平	大平(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.017		
大島区大平	大平(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.018		
大島区大平	大平(5)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.019		
大島区大平	大平(6)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.020		
大島区岡	岡(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.021		
大島区岡	岡(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.022		
大島区岡	岡(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.023		
大島区岡	岡(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.024		
大島区岡	岡(5)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.025		
大島区岡	岡(6)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.026		
大島区岡	岡(7)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.027		
大島区岡	岡(8)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.028		
大島区岡	岡(9)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-525.029		
大島区岡	岡(10)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-525.030		
大島区菖蒲	菖蒲(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-525.031		
大島区菖蒲	菖蒲(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-525.032		
大島区菖蒲	菖蒲(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-525.033		
大島区菖蒲	菖蒲(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-525.034		
大島区嶺	嶺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.035		
大島区嶺	嶺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.036		
大島区嶺	嶺(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.037		
大島区嶺	嶺(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.038		
大島区板山	板山(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.039		
大島区板山	板山(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.040		
大島区板山	板山(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.041		
大島区板山	板山(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.042		
大島区板山	板山(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.043		
大島区板山	板山(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.044		
大島区田麦	田麦(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.045		
大島区田麦	田麦(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.046		
大島区田麦	田麦(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.047		
大島区田麦	田麦(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.048		
大島区田麦	田麦(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.049		
大島区田麦	田麦(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.050		
大島区田麦	田麦(10)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.051		
大島区田麦	田麦(11)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.052		
大島区大平	大平(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-525.053		
大島区大平	大平(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-525.054		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
大島区牛ケ鼻	牛ケ鼻(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-525.055		
大島区牛ケ鼻	牛ケ鼻(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-525.056		
大島区牛ケ鼻	牛ケ鼻(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-525.057		
大島区牛ケ鼻	牛ケ鼻(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-525.058		
大島区牛ケ鼻	牛ケ鼻(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-525.059		
牧区宮口	上宮口(2)	急傾斜地の崩壊	H22.2.5	H22.2.5	妙高-526.001		
牧区宮口	上宮口(3)	急傾斜地の崩壊	H22.2.5	H22.2.5	妙高-526.002		
牧区山口	山口(1)	急傾斜地の崩壊	H25.1.22	H25.1.22	妙高-526.003		
牧区柳島	柳島(1)	急傾斜地の崩壊	H25.1.22	H25.1.22	妙高-526.004		
牧区国川	国川(1)	急傾斜地の崩壊	H25.1.22	H25.1.22	妙高-526.005		
牧区大月	大月(1)	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	妙高-526.006		
牧区大月	大月(2)	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	妙高-526.007		
牧区大月	大月(3)	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	妙高-526.008		
牧区大月	大月(4)	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	妙高-526.009		
牧区大月	大月(5)	急傾斜地の崩壊	H24.12.14	H24.12.14	妙高-526.010		
牧区荒井	荒井(1)	急傾斜地の崩壊	H26.1.14		妙高-526.011		
牧区荒井	荒井(2)	急傾斜地の崩壊	H26.1.14	H26.1.14	妙高-526.012		
牧区荒井	荒井(3)	急傾斜地の崩壊	H26.1.14		妙高-526.013		
牧区東松ノ木	東松ノ木	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-526.014		
牧区国川	国川(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-526.015		
牧区山口	山口(2)	急傾斜地の崩壊	H25.12.10	H25.12.10	妙高-526.016		
牧区池舟	池舟(2)	急傾斜地の崩壊	H25.12.10	H25.12.10	妙高-526.017		
牧区池舟	池舟(3)	急傾斜地の崩壊	H25.12.10	H25.12.10	妙高-526.018		
牧区大月	大月(6)	急傾斜地の崩壊	H25.12.10	H25.12.10	妙高-526.019		
牧区樫谷	樫谷(1)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.020		
牧区樫谷	樫谷(2)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.021		
牧区樫谷	樫谷(3)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.022		
牧区樫谷	樫谷(4)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.023		
牧区泉	泉(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-526.024		
牧区泉	泉(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-526.025		
牧区切光	切光(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-526.026		
牧区切光	切光(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-526.027		
牧区切光	切光(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-526.028		
牧区切光	切光(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-526.029		
牧区小川	雨露(2)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.030		
牧区坪野	坪野(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.031		
牧区小川	雨露(3)	急傾斜地の崩壊	H27.5.29	H27.5.29	妙高-526.031		
牧区坪野	坪野(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.032		
牧区岩神	岩神(1)	急傾斜地の崩壊	H26.12.9	H26.12.9	妙高-526.032		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
牧区坪野	坪野(3)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.033		
牧区岩神	岩神(2)	急傾斜地の崩壊	H26.12.9		妙高-526.033		
牧区岩神	岩神(3)	急傾斜地の崩壊	H26.12.9		妙高-526.034		
牧区田島	田島(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-526.036		
牧区田島	田島(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.037		
牧区田島	田島(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.038		
牧区田島	田島(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.039		
牧区田島	田島(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-526.040		
牧区下湯谷	下湯谷	急傾斜地の崩壊	H29.1.13	H29.1.13	妙高-526.041		
牧区桜滝	下桜滝(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-526.042		
牧区桜滝	上桜滝(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-526.043		
牧区桜滝	上桜滝(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-526.044		
牧区上昆子	上昆子	急傾斜地の崩壊	H29.1.13	H29.1.13	妙高-526.045		
牧区神谷	神谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.046		
牧区神谷	神谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.047		
牧区神谷	神谷(3)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.048		
牧区神谷	神谷(4)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.049		
牧区七森	七森	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.050		
牧区片町	片町	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.051		
牧区高谷	高谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.052		
牧区高谷	高谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.053		
牧区高谷	高谷(3)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.054		
牧区高谷	高谷(4)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.055		
牧区高谷	高谷(5)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.056		
牧区切光	切光(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.057		
牧区切光	切光(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.058		
牧区吉坪	吉坪(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.059		
牧区吉坪	吉坪(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.060		
牧区平方	平方	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.061		
牧区平山	平山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27	H29.1.27	妙高-526.062		
牧区平山	平山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.1.27		妙高-526.063		
牧区倉下	倉下(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-526.064		
牧区倉下	倉下(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-526.065		
牧区倉下	倉下(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-526.066		
牧区府殿	府殿(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-526.067		
牧区府殿	府殿(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-526.068		
牧区府殿	府殿(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-526.069		
牧区上牧	上牧(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-526.070		
牧区上牧	上牧(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-526.071		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
牧区棚広	棚広(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7		妙高-526.072		
牧区棚広	棚広新田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.073		
牧区棚広	棚広新田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.7	H29.2.7	妙高-526.074		
牧区坪山	坪山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-526.075		
牧区坪山	坪山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-526.076		
牧区坪山	坪山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-526.077		
牧区坪山	坪山(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-526.078		
牧区坪山	坪山(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-526.079		
牧区坪山	坪山(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-526.080		
牧区坪山	坪山(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-526.081		
牧区坪山	坪山(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-526.082		
牧区坪山	坪山(9)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-526.083		
牧区倉下	倉下(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-526.084		
柿崎区川田	川田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.013		
柿崎区川田	川田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.014		
柿崎区川田	川田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.015		
柿崎区川田	川田(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.016		
柿崎区川田	川田(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.017		
柿崎区川田	川田(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.018		
柿崎区栃窪	栃窪	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.019		
柿崎区岩野	岩野(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.020		
柿崎区岩野	岩野(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.021		
柿崎区岩野	岩野(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.022		
柿崎区平沢	平沢	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.023		
柿崎区下中山	下中山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-541.024		
柿崎区下中山	下中山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-541.025		
柿崎区小萱	小萱(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.026		
柿崎区小萱	小萱(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.027		
柿崎区阿弥陀瀬	阿弥陀瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.028		
柿崎区阿弥陀瀬	阿弥陀瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.029		
柿崎区山谷	山谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.030		
柿崎区山谷	山谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.031		
柿崎区山谷	山谷(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.032		
柿崎区山谷	山谷(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.033		
柿崎区山谷	山谷(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.034		
柿崎区山谷	山谷(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.035		
柿崎区山谷	山谷(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.036		
柿崎区米山寺	米山寺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.037		
柿崎区米山寺	米山寺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.038		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柿崎区芋島	芋島(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.039		
柿崎区芋島	芋島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.040		
柿崎区芋島	芋島(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.041		
柿崎区竹鼻	竹鼻(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.042		
柿崎区竹鼻	竹鼻(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.043		
柿崎区法音寺	法音寺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.044		
柿崎区法音寺	法音寺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.045	2004	急傾斜地の崩壊
柿崎区法音寺	法音寺(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.046		
柿崎区柿崎	柿崎(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.047		
柿崎区柿崎	柿崎(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.048		
柿崎区柿崎	柿崎(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.049		
柿崎区柿崎	柿崎(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.050		
柿崎区柿崎	柿崎(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.051		
柿崎区柿崎	柿崎(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.052		
柿崎区柿崎	柿崎(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.053		
柿崎区下牧	下牧(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-541.054		
柿崎区下牧	下牧(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21		妙高-541.055		
柿崎区水野	水野(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.056		
柿崎区水野	水野(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.057		
柿崎区水野	水野(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.058		
柿崎区水野	水野(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.059		
柿崎区猿毛	猿毛(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.060		
柿崎区猿毛	猿毛(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.061		
柿崎区猿毛	猿毛(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.062		
柿崎区猿毛	猿毛(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.063		
柿崎区上中山	上中山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.064		
柿崎区上中山	上中山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.065		
柿崎区上中山	上中山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.066		
柿崎区上中山	上中山(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-541.067		
柿崎区上中山	上中山(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-541.068		
柿崎区城腰	城腰	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.069		
柿崎区黒岩	黒岩(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.070		
柿崎区黒岩	黒岩(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.071		
柿崎区黒岩	黒岩(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.072		
柿崎区黒岩	黒岩(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.073		
柿崎区黒岩	黒岩(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.074		
柿崎区黒岩	黒岩(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.075		
柿崎区東横山	東横山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-541.076		
柿崎区東横山	東横山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.077		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柿崎区東横山	東横山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.078		
柿崎区東横山	東横山(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.079		
柿崎区黒岩	黒岩(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.080		
柿崎区松留	松留	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-541.081		
頸城区手島	手島	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.001		
頸城区矢住	矢住(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.002		
頸城区矢住	矢住(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.003		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.004		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.005		
頸城区大蒲生田	大蒲生田(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.006		
頸城区玄僧	玄僧(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.007		
頸城区玄僧	玄僧(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.008		
頸城区玄僧	玄僧(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.009		
頸城区玄僧	玄僧(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-543.010		
吉川区原之町	原之町	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.005		
吉川区吉井	吉井(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.006		
吉川区吉井	吉井(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.007		
吉川区吉井	吉井(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.008		
吉川区下小沢	下小沢	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.009		
吉川区山中	山中(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.010		
吉川区山中	山中(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-544.011		
吉川区伯母ケ沢	伯母ケ沢	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.012		
吉川区名木山	名木山	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.013		
吉川区石谷	石谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-544.014		
吉川区石谷	石谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-544.015		
吉川区赤沢	赤沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.016		
吉川区赤沢	赤沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.017		
吉川区赤沢	赤沢(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.018		
吉川区赤沢	赤沢(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.019	2015	不明
吉川区東寺	東寺	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.020		
吉川区坪野	坪野(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.021		
吉川区坪野	坪野(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.022		
吉川区坪野	坪野(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.023		
吉川区高沢入	高沢入(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.024		
吉川区高沢入	高沢入(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.025		
吉川区尾神	尾神(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.026		
吉川区尾神	尾神(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.027		
吉川区尾神	尾神(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.028		
吉川区尾神	尾神(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.029		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
吉川区町田	町田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.030		
吉川区山直海	山直海(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.031		
吉川区山直海	山直海(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.032		
吉川区山直海	山直海(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.033		
吉川区山直海	山直海(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.034		
吉川区山直海	山直海(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.035		
吉川区山直海	山直海(6)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.036		
吉川区山直海	山直海(7)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.037		
吉川区山直海	山直海(8)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.038		
吉川区山直海	山直海(9)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.039		
吉川区山直海	山直海(10)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.040		
吉川区山直海	山直海(11)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.041		
吉川区山直海	山直海(12)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.042		
吉川区山直海	山直海(13)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-544.043		
吉川区大賀	大賀	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-544.044		
吉川区河沢	河沢	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.045		
吉川区東田中	東田中	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.046		
吉川区国田	国田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.047		
吉川区国田	国田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.048		
吉川区国田	国田(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-544.049		
吉川区国田	国田(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-544.050		
吉川区国田	国田(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-544.051		
吉川区入河沢	入河沢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-544.052		
吉川区入河沢	入河沢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-544.053		
吉川区入河沢	入河沢(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-544.054		
吉川区山口	山口	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.055		
吉川区顕法寺	顕法寺(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.056		
吉川区顕法寺	顕法寺(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.057		
吉川区顕法寺	顕法寺(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.058		
吉川区長坂	長坂	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.059		
吉川区福平	福平	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-544.060		
吉川区米山	米山	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-544.061		
中郷区二本木	二本木(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.29		妙高-546.001		
中郷区二本木	二本木(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.29		妙高-546.002		
板倉区筒方	筒方	急傾斜地の崩壊	H24.11.27	H24.11.27	妙高-548.001		
板倉区猿供養寺	猿供養寺(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-548.002		
板倉区東山寺	東山寺(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13		妙高-548.003		
板倉区東山寺	東山寺(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-548.004		
板倉区山越	山越	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.005		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
板倉区山部	山部	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-548.006		
板倉区中之宮	中之宮(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.007		
板倉区中之宮	中之宮(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.008		
板倉区中之宮	中之宮(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-548.009		
板倉区釜塚	釜塚(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.010		
板倉区釜塚	釜塚(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.011		
板倉区曽根田	曽根田	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.012		
板倉区別所	別所(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.013		
板倉区別所	別所(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.014		
板倉区玄藤寺新田	玄藤寺新田	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.015		
板倉区菰立	菰立(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.016		
板倉区菰立	菰立(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.017		
板倉区菰立	菰立(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-548.018		
板倉区筒方	筒方(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.019		
板倉区筒方	筒方(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.020		
板倉区筒方	筒方(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.021		
板倉区筒方	筒方(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.022		
板倉区関田	関田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.023		
板倉区関田	関田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.024		
板倉区関田	関田(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.025		
板倉区関田	関田(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.026		
板倉区関田	関田(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.027		
板倉区関田	関田(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.028		
板倉区関田	関田(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.029		
板倉区関田	関田(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.030		
板倉区関田	関田(10)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-548.031		
板倉区関田	関田(11)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-548.032		
清里区上中條	上中條	急傾斜地の崩壊	H27.9.29	H27.9.29	妙高-549.005		
清里区馬屋	馬屋	急傾斜地の崩壊	H28.7.29	H28.7.29	妙高-549.006		
清里区鈴倉	鈴倉	急傾斜地の崩壊	H28.7.29	H28.7.29	妙高-549.007		
清里区青柳	青柳(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-549.008		
清里区青柳	青柳(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-549.009		
清里区青柳	青柳(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10		妙高-549.010		
清里区青柳	青柳(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.10	H29.3.10	妙高-549.011		
三和区水吉	水吉	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.001		
三和区山高津	山高津(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.002		
三和区山高津	山高津(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.003		
三和区岡田	岡田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28		妙高-550.004		
三和区大	大(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.005		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
三和区大	大(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.006		
三和区大	大(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.007		
三和区大	大(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.008		
三和区宮崎新田	宮崎新田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.009		
三和区宮崎新田	宮崎新田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-550.010		
名立区折居	折居	急傾斜地の崩壊	H24.10.30	H24.10.30	妙高-561.002		
名立区大菅	大菅(1)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.004		
名立区大菅	大菅(2)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.006		
名立区谷口	谷口	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.007		
名立区車路	車路	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.008		
名立区田野上	田野上	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.009		
名立区杉野瀬	杉野瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9		妙高-561.010		
名立区杉野瀬	杉野瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.011		
名立区丸田	丸田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.012		
名立区丸田	丸田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.013		
名立区濁沢	濁沢(1)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.014		
名立区濁沢	濁沢(2)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.015		
名立区濁沢	濁沢(3)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9		妙高-561.016		
名立区濁沢	濁沢(4)	急傾斜地の崩壊	H28.8.9	H28.8.9	妙高-561.017		
名立区東飛山	東飛山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-561.018		
名立区東飛山	東飛山(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-561.019		
名立区瀬戸	瀬戸(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-561.020		
名立区瀬戸	瀬戸(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-561.021		
名立区瀬戸	瀬戸(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-561.022		
名立区東飛山	東飛山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-561.023		
名立区瀬戸	瀬戸(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14		妙高-561.024		
名立区瀬戸	瀬戸(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.14	H29.3.14	妙高-561.025		
名立区西蒲生田	西蒲生田(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-561.026		
名立区西蒲生田	西蒲生田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-561.027		
名立区西蒲生田	西蒲生田(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-561.028		
名立区小田島	小田島(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.21	H29.3.21	妙高-561.029		
有間川	有間川(2)	急傾斜地の崩壊	H27.2.10	H27.2.10	妙高-222.026		
安塚区坊金	坊金(12)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.018		
安塚区坊金	坊金(13)	急傾斜地の崩壊	H23.3.22	H23.3.22	妙高-521.019		
安塚区津止	津止(1)	急傾斜地の崩壊	H24.7.31	H24.7.31	妙高-521.021		
浦川原区上柿野	上柿野(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.15	H25.3.15	妙高-522.004		
牧区高尾	高尾	急傾斜地の崩壊	H27.9.15	H27.9.15	妙高-526.035		
柿崎区下小野	下小野(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	妙高-541.001	2010	がけ崩れ
柿崎区下小野	下小野(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	妙高-541.002		

所在地	区域名	土砂災害の種類	指定年月日 (警戒区域)	指定年月日 (特別警戒区域)	危険箇所番号	災害発生年	災害の種類
柏崎区下小野	下小野(3)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	妙高-541.003		
柏崎区下小野	下小野(4)	急傾斜地の崩壊	H26.2.25	H26.2.25	妙高-541.004		
柏崎区高寺	高寺(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.005		
柏崎区柳ケ崎	柳ヶ崎(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.006		
柏崎区柳ケ崎	柳ヶ崎(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.007		
柏崎区柳ケ崎	柳ヶ崎(3)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.008		
柏崎区柳ケ崎	柳ヶ崎(4)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.009		
柏崎区荻谷	荻谷(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.010		
柏崎区荻谷	荻谷(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.011		
柏崎区荻谷	荻谷(3)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-541.012		
大潟区雁子浜	雁子浜	急傾斜地の崩壊	H29.2.28	H29.2.28	妙高-542.001		
吉川区中谷内	中谷内(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-544.001		
吉川区中谷内	中谷内(2)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-544.002		
吉川区中谷内	中谷内(3)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-544.003		
吉川区下深沢	下深沢(1)	急傾斜地の崩壊	H26.2.14	H26.2.14	妙高-544.004		
清里区北野	北野(1)	急傾斜地の崩壊	H26.12.16	H26.12.16	妙高-549.001		
清里区北野	北野(2)	急傾斜地の崩壊	H26.12.16	H26.12.16	妙高-549.002		
清里区梨平	梨平(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-549.003		
清里区梨窪	梨窪(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.13	H27.3.13	妙高-549.004		
名立区名立大町	岩屋堂(1)	急傾斜地の崩壊	H24.2.3	H24.2.3	妙高-561.001		

２－２　雪崩危険箇所

【国土交通省所管：雪崩危険箇所Ⅰ】

○　「平成 12 年度調査（平成 16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」より抜粋
○　平成 24 年度に新潟県担当課から借用した資料に基づき修正
○　「雪崩危険箇所Ⅰ」：雪崩危険区域内に人家が 5 戸以上又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害要援護者関連施設等のある箇所

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数 (戸)	公共的建物 (棟)	公共的施設 (m)
222.01	横畑	谷浜・桑取区	横畑	5	1	県道 10 市道 130 ダム 1
222.02	土口(1)	谷浜・桑取区	土口	10		市道 210 河川 220 橋梁 2
222.03	有間川	谷浜・桑取区	有間川	50		市道 570
222.04	柿ノ木平	谷浜・桑取区	西戸野	5		市道 170
222.05	梨ノ木	谷浜・桑取区	大渕	5	1	市道 210
222.06	上平	谷浜・桑取区	大渕	5		市道 205
222.07	赤ケ谷	金谷区	中ノ俣	26	3	市道 260 河川 70 橋梁 1
222.08	向ムキ	金谷区	上網子	5		市道 250 河川 160
222.09	下川原	金谷区	中正善寺	6	1	ダム 1
222.11	北替地	谷浜・桑取区	中桑取	6		
222.12	前田(1)	谷浜・桑取区	西山寺	41	1	県道 130
222.13	堂の上	谷浜・桑取区	西山寺	11		
222.14	後山(1)	谷浜・桑取区	東吉尾	6		市道 215
222.16	屋敷	谷浜・桑取区	土口	10		県道 120 市道 120
222.17	城ノ越	金谷区	中ノ俣	8	1	県道 220
222.18	道徳	金谷区	中ノ俣	17	3	市道 580 河川 300 橋梁 1
222.19	桐山	金谷区	中ノ俣	7	1	市道 120 河川 150
222.20	井戸の坂	谷浜・桑取区	長浜	26	1	国道 200 県道 250
222.21	ゴスノ山(1)	谷浜・桑取区	長浜	39	10	鉄道 230 国道 210 市道 180
222.22	東の町	谷浜・桑取区	長浜	19	4	国道 250
222.23	愛宕谷	春日区	大豆	8	1	
222.24	後山(2)	金谷区	上正善寺	18	1	国道 280 河川 200 橋梁 3 ダム 2
222.25	大神坊	金谷区	中正善寺	5	1	河川 40 橋梁 1

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数(戸)	公共的建物(棟)	公共的施設(m)
222.26	円明岩崎	金谷区	下正善寺	4	1	市道150 河川50 橋梁1
222.27	唐梨子	金谷区	下正善寺	8		県道60
222.28	中谷	金谷区	向橋	5		県道100
222.29	前田(2)	谷浜・桑取区	高住	8		
222.30	北山	金谷区	上門前	2		市道460
222.31	ゴスノ山(2)	谷浜・桑取区	長浜	16		
222.32	土口(2)	谷浜・桑取区	土口	16		市道550 河川410 橋梁2
222.33	北谷	谷浜・桑取区	北谷	5		市道40
521.01	二本木	安塚区	二本木	15	6	県道200 市道500 河川500 橋梁1 ダム1
521.02	松崎(1)	安塚区	松崎	15	1	県道330 私道100
521.03	北山	安塚区	切越	6	0	国道100 市道130
521.05	八ケ倉	安塚区	上船倉	3	1	市道1300
521.08	敷田	安塚区	上船倉	5	0	国道170 市道300
521.09	家ノ脇	安塚区	袖山	9	0	市道100 私道100
521.11	火打原(1)	安塚区	和田	6	0	
521.12	未名畑	安塚区	朴ノ木	14	1	国道400 市道300
521.13	松崎(2)	安塚区	松崎	14	2	市道120
521.14	松崎(3)	安塚区	松崎	6	0	市道100
521.15	松崎(4)	安塚区	松崎	6	0	県道400 私道100 橋梁1
521.16	和田	安塚区	和田	12	0	市道230
521.17	大原	安塚区	大原	6	0	国道140 河川60
521.18	信濃坂	安塚区	信濃坂	8	0	国道150 市道320
521.19	火打原(2)	安塚区	和田	8	0	市道100
522.01	上岡(1)	浦川原区	寺坂	7	2	県道180
522.03	横川(1)	浦川原区	外グネ	7	0	県道250 私道100 河川150 橋梁1
522.04	長走	浦川原区	居屋敷	12	0	市道700
522.05	桜島	浦川原区	居屋敷	5	0	市道100

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数 (戸)	公共的建物 (棟)	公共的施設 (m)
522.07	上猪子田	浦川原区	東向	5	0	県道 50 市道 200 私道 100
522.08	東俣	浦川原区	前田	6	0	市道 350
522.09	顕聖寺	浦川原区	上池田	11	0	私道 150
522.10	上岡(2)	浦川原区	上岡	8	1	市道 300 河川 150 橋梁 1
522.11	横川(2)	浦川原区	外グネ	7	0	市道 220
522.12	小谷島	浦川原区	小谷島	28	1	国道 500 市道 600 河川 620 橋梁 4
522.13	沢田	浦川原区	沢田	12	0	市道 200
522.14	虫川	浦川原区	虫川	4	1	
522.15	下猪子田	浦川原区	下猪子田	8	0	国道 130 市道 330
522.16	釜渕	浦川原区	釜渕	7	0	市道 390 私道 40
525.01	千原	大島区	岡	6	0	市道 40
525.02	下岡	大島区	下岡	7	0	市道 150
525.04	上岡	大島区	上岡	14	0	市道 280
525.05	細越	大島区	細越	18	0	県道 300 河川 50
525.06	上達	大島区	上達	10	2	国道 350 市道 100 河川 350 橋梁 3
525.07	大島(1)	大島区	大島	6	0	市道 220
525.08	大島(2)	大島区	大島	5	0	国道 150
525.10	仁上	大島区	仁上	5	0	市道 100
525.11	熊田	大島区	熊田	5	0	市道 50
525.12	菖蒲(1)	大島区	菖蒲	4	1	市道 100
525.13	菖蒲(2)	大島区	菖蒲	16	0	国道 350 河川 120 橋梁 1
525.14	菖蒲(3)	大島区	菖蒲	7	0	国道 200 市道 80 河川 150 橋梁 1
525.15	竹平	大島区	竹平	4	2	市道 80
525.16	大平	大島区	大平	16	0	国道 30 市道 300
525.17	大島駅	大島区	下達	1	1	鉄道 100 県道 140 河川 40 橋梁 1

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数(戸)	公共的建物(棟)	公共的施設(m)
526.01	欄広(1)	牧区	居平	11	0	県道200 市道150
526.02	南坪山	牧区	休田	9	1	市道200
526.03	上宮口	牧区	境江沢	12	0	国道280
526.04	落田	牧区	大犬沢	15	0	国道100 市道80 河川50 橋梁1
526.05	東岩神	牧区	小沢	5	0	県道200 市道20
526.06	高尾	牧区	上ノ山	8	0	県道30 市道300
526.07	田島	牧区	上ノ山	8	0	市道50
526.08	下桜滝	牧区	中田	3	1	河川60
526.10	宇津俣	牧区	前坂	6	1	県道300 市道400 河川200
526.12	棚広(2)	牧区	棚広	15	0	県道250
541.01	谷内入	柿崎区	竹鼻	15	1	国道310 市道80
541.02	芋畑下	柿崎区	雁海	9	1	市道80
541.03	前田	柿崎区	下中山	13	1	市道240
541.05	下谷内中	柿崎区	東谷内	9		市道200
541.06	下谷内下	柿崎区	東谷内	5		市道160
541.07	峠	柿崎区	金谷	8		市道80
541.08	清水	柿崎区	金谷	7	1	市道50
541.10	砂田上	柿崎区	法音寺	4	2	
541.12	晦日	柿崎区	阿弥陀瀬	6		市道150
541.13	西ノ入	柿崎区	阿弥陀瀬	10		市道290
541.14	稲市	柿崎区	川田	6		市道190
541.15	三春	柿崎区	川田	5	1	市道145
541.16	前谷内	柿崎区	荻谷	17	1	市道390
541.17	宮西	柿崎区	高寺	13	1	市道150
541.18	浦山	柿崎区	高寺	5		
541.19	下稲場	柿崎区	下小野	2	4	
541.20	下谷	柿崎区	下小野	7		
541.21	金堀谷	柿崎区	下小野	6		市道50
541.22	屋敷添	柿崎区	百木	7		
541.23	片山	柿崎区	上小野	6		市道50
541.24	本寺	柿崎区	米山寺	9		
541.25	堀ノ内下	柿崎区	芋島	14		市道120
541.26	白石	柿崎区	上中山	5		
541.27	横道	柿崎区	上中山	6		市道200
541.28	入	柿崎区	上中山	5		市道210

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数(戸)	公共的建物(棟)	公共的施設(m)
541.30	上ノ山	柿崎区	猿毛	11		市道520 河川110
541.31	城腰	柿崎区	城腰	4	1	市道200
543.02	大割(1)	頸城区	手島	11		県道150 市道390 河川90 橋梁1
543.03	十二林	頸城区	矢住	14	3	市道280
543.04	小鍋	頸城区	大蒲生田	6		市道210
543.05	アサクリ	頸城区	玄僧	10	2	県道220 市道190
543.06	初田栗	頸城区	玄僧	9		県道230 市道240
543.07	大割(2)	頸城区	手島	7	1	市道80
544.01	外屋敷	吉川区	下中条	6		
544.02	屋敷割	吉川区	下中条	10		
544.03	堂ノ沢	吉川区	泉	8	1	県道100
544.04	鳥倉	吉川区	原ノ町	5		市道150
544.05	北山	吉川区	東田中	6		市道250 河川70
544.06	土の入	吉川区	下深沢	5		市道350
544.07	滝ノ脇	吉川区	下深沢	5		市道170
544.08	水尻	吉川区	下小沢	5		県道60 市道20
544.09	前田	吉川区	東寺	5	1	
544.11	前山	吉川区	河沢	9		市道730
544.12	向ムキ	吉川区	道之下	5		県道60
544.14	金谷沢	吉川区	尾神	5		
544.15	岩ノ下	吉川区	大賀	5		市道600
546.01	片貝	中郷区	松ノ木田	11	1	市道195 河川36
546.02	二本木	中郷区	二本木	27		市道160
548.01	菰立	板倉区	菰立	8		市道425
548.02	米増	板倉区	米増	17		県道80 市道165
548.03	中ノ宮	板倉区	中ノ宮	19		市道125
549.01	越度	清里区	梨窪	6		市道840
550.01	山高津	三和区	山高津	11	1	市道400
550.02	水吉	三和区	水吉	7		市道330
550.03	岡田	三和区	岡田	6	1	県道110
550.04	桑曽根	三和区	桑曽根	6	1	県道80
561.01	上後山	名立区	瀬戸	24	3	県道140 市道400 橋梁1
561.02	ミヤカハラ	名立区	西蒲生田	1	1	県道1

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数 (戸)	公共的建物 (棟)	公共的施設 (m)
561.03	前川原	名立区	小田島	7	1	県道200 市道100 河川100
561.04	美度脇	名立区	瀬戸	6	0	県道 230
561.07	他屋ノ上	名立区	名立小泊	27	6	市道460
561.08	谷口	名立区	谷口	7		市道200
561.09	西蒲生田	名立区	西蒲生田	1	1	
561.10	スケノ平	名立区	瀬戸	20	3	県道280 市道590 私道120
561.11	下江添	名立区	東飛山	6		県道340 市道580 河川820 橋梁1 ダム2
561.12	脇ノ谷	名立区	脇ノ谷	5		県道70 市道50
561.13	赤坂	名立区	小田島	6		市道100
561.14	下瀬戸	名立区	瀬戸	5		県道50
561.15	開山堂	名立区	平谷	12		市道300
561.16	旭団地	名立区	名立大町	2	3	市道740
561.17	折戸	名立区	折戸	6		市道240
561.18	東蒲生田	名立区	東蒲生田	13	1	市道410

【国土交通省所管：雪崩危険箇所Ⅱ】

○　「平成 12 年度調査（平成 16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」より抜粋
○　平成 24 年度に新潟県担当課から借用した資料に基づき修正
○　「雪崩危険箇所Ⅱ」：雪崩危険区域内に人家が 1～4 戸ある箇所

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数 (戸)	公共的建物 (棟)	公共的施設 (m)
222.01	大淵	谷浜・桑取区	東吉尾	4		市道 300
222.02	下正善寺	金谷区	下正善寺	3		市道 160
521.01	サンデ	安塚区	坊金	4		県道 200 市道 50
521.02	松崎	安塚区	松崎	2		私道 100
522.01	山本	浦川原区	山本	2		市道 60
522.02	東俣	浦川原区	東俣	2		県道 210 市道 130
525.01	三竹沢	大島区	牛ヶ鼻	2		市道 700 河川 550
525.02	下岡	大島区	岡	3		市道 120 河川 220
526.01	宇津俣	牧区	ゴジシロ	1		県道 50
526.02	草野	牧区	池舟	3		市道 400
541.01	和田	柿崎区	和田	3		市道 150
541.02	水野	柿崎区	水野	2		市道 300
541.03	城腰	柿崎区	城腰	1		市道 350
541.04	腰巻	柿崎区	山谷	4		市道 70
544.01	川谷	吉川区	川谷	3		県道 260 市道 400
561.01	大菅	名立区	大菅	3		県道 170 河川 90
561.02	原山	名立区	東蒲生田	2		市道 200

【国土交通省所管：雪崩危険箇所Ⅲ】

○　「平成 12 年度調査（平成 16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」より抜粋
○　平成 24 年度に新潟県担当課から借用した資料に基づき修正
○　「雪崩危険箇所Ⅲ」：雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

箇所番号	危険箇所名	区名	大字	人家戸数 (戸)	公共的建物 (棟)	公共的施設 (m)
222.01	南方	高士区	南方	0	0	市道 250
222.02	下正善寺(1)	金谷区	下正善寺	0	0	県道 170
222.03	下正善寺(2)	金谷区	下正善寺	0	0	県道 70
222.04	下綱子	谷浜・桑取区	西山寺	0	0	県道 200

【林野庁所管：なだれ危険箇所】

○　新潟県農林水産部治山課「なだれ危険地区一覧表（平成 29 年 6 月 30 日現在）」より抜粋
○　令和 8 年度に上越地域振興局農林振興部森林施設課からの資料に基づき修正

旧市町村番号	調査番号	区名	大字 字	発生危険度	保全対象の重要度	危険箇所の危険度(※)
203	1	谷浜・桑取区	横畑 大金田	大きい （a）	最も重要 （H）	A
203	2	谷浜・桑取区	土口 片越	大きい （a）	最も重要 （H）	A
203	3	谷浜・桑取区	土口 南谷	中程度 （b）	最も重要 （H）	A
521	1	安塚区	袖山 池尻	中程度 （b）	中程度 （L）	C
521	2	安塚区	牧野 十二山	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	4	安塚区	石橋 南子地	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	7	安塚区	細野 宮下	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	9	安塚区	芹田 三百平	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	11	安塚区	切越 丸山	大きい （a）	中程度 （L）	B
521	12	安塚区	切越 水木	大きい （a）	中程度 （L）	B
521	13	安塚区	菅沼 オリ口	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	14	安塚区	菅沼 撫平	大きい （a）	中程度 （L）	B
521	15	安塚区	朴ノ木 南平	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	16	安塚区	朴ノ木 横道	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	18	安塚区	上船倉 敷田	大きい （a）	中程度 （L）	B
521	20	安塚区	下船倉 坪野	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	21	安塚区	松崎 上道管	小さい （c）	最も重要 （H）	B
521	22	安塚区	松崎 品ノ木沢	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	25	安塚区	円平坊前倉	大きい （a）	最も重要 （H）	A
521	26	安塚区	上船倉 不動越	大きい （a）	中程度 （L）	B
521	27	安塚区	菅沼 長モト	大きい （a）	最も重要 （H）	A
522	1	浦川原区	顕聖寺 牧山	大きい （a）	最も重要 （H）	A
522	3	浦川原区	大栃山 下地	大きい （a）	中程度 （L）	B

旧市町村番号	調査番号	区名	大字 字	発生危険度	保全対象の重要度	危険箇所の危険度(※)
522	4	浦川原区	東俣 大林	大きい （a）	最も重要 (H)	A
522	5	浦川原区	東俣 スガノマ	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	6	浦川原区	東俣 西稲場	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
522	7	浦川原区	菱田 高寺	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	9	浦川原区	横住 有堀	中程度 （b）	中程度 （L）	C
522	11	浦川原区	釜渕 朴ノ木平	大きい （a）	最も重要 (H)	A
522	12	浦川原区	釜渕 浦ノ山	大きい （a）	最も重要 (H)	A
522	13	浦川原区	有島 石畑	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	14	浦川原区	虫川 中妙地	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
522	15	浦川原区	虫川 七マハリ	非常に小さい （d）	最も重要 (H)	C
522	16	浦川原区	中猪子田 家の山	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	18	浦川原区	中猪子田 荒屋敷	中程度 （b）	中程度 （L）	C
522	19	浦川原区	小谷島 鳥越	中程度 （b）	高　い (M)	B
522	21	浦川原区	虫川 中妙地	大きい （a）	高　い (M)	A
522	25	浦川原区	東俣大林	大きい （a）	高　い (M)	A
522	35	浦川原区	有島 アッチ山	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	38	浦川原区	坪野 大山	大きい （a）	中程度 （L）	B
522	41	浦川原区	有島 釜淵	大きい （a）	高　い (M)	A
525	3	大島区	嶺 前田	大きい （a）	最も重要 (H)	A
525	4	大島区	田麦 才の神	大きい （a）	中程度 （L）	B
525	5	大島区	田麦 石原畑	大きい （a）	中程度 （L）	B
525	6	大島区	田麦 天上畑	大きい （a）	中程度 （L）	B
525	16	大島区	牛ヶ鼻 太田	大きい （a）	高　い (M)	A
525	17	大島区	仁上 西木落	大きい （a）	中程度 （L）	B
525	18	大島区	仁上 西木落	大きい （a）	中程度 （L）	B

旧市町村番号	調査番号	区名	大字 字	発生危険度	保全対象の重要度	危険箇所の危険度(※)
525	19	大島区	牛ヶ鼻 小高岩	大きい （a）	最も重要 (H)	A
525	23	大島区	大平 古切山	大きい （a）	高　い (M)	A
525	26	大島区	岡 下中ノ平	大きい （a）	中程度 （L）	B
525	27	大島区	下達 餃島	大きい （a）	高　い (M)	A
526	2	牧区	神谷 上楢坂	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	4	牧区	小川 雨露	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	6	牧区	平山 道林	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	12	牧区	坪山 若宮地	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	13	牧区	川井沢 中島	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	14	牧区	原 杉名板	大きい （a）	中程度 （L）	B
526	18	牧区	倉下 日ノ下	大きい （a）	最も重要 (H)	A
526	21	牧区	宇津俣 宮の栗	大きい （a）	中程度 （L）	B
541	1	柿崎区	阿弥柁瀬 西ノ入	小さい （c）	最も重要 (H)	B
541	4	柿崎区	城ノ腰 栗ノ木原	大きい （a）	中程度 （L）	B
541	5	柿崎区	水野 宮ノ上	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	1	吉川区	川谷 堂ノ上	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	2	吉川区	石谷 ヨウジク	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	4	吉川区	大賀 岩ノ下	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	5	吉川区	河谷 大石平	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	6	吉川区	大賀 宮ノ上	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	7	吉川区	道之下 滝之脇	大きい （a）	最も重要 (H)	A
544	8	吉川区	町田 道々向	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
544	9	吉川区	吉井 向山	大きい （a）	中程度 （L）	B
544	10	吉川区	河沢前山	大きい （a）	中程度 （L）	B
544	12	吉川区	川谷 久保	大きい （a）	最も重要 (H)	A

旧市町村番号	調査番号	区名	大字 字	発生危険度	保全対象の重要度	危険箇所の危険度(※)
544	13	吉川区	川谷 南	大きい （a）	高い (M)	A
546	1	中郷区	片貝 松ノ木田	大きい （a）	最も重要 (H)	A
546	2	中郷区	片貝 池田林	小さい （c）	最も重要 (H)	B
548	1	板倉区	菰立 一本木	大きい （a）	最も重要 (H)	A
548	2	板倉区	関田 瀬戸	小さい （c）	最も重要 (H)	B
548	3	板倉区	不動新田 仮安坂	大きい （a）	中程度 （L）	B
549	1	清里区	梨窪 勘四郎	大きい （a）	最も重要 (H)	A
549	3	清里区	赤池 前田	大きい （a）	最も重要 (H)	A
549	4	清里区	赤池 小田麦	大きい （a）	中程度 （L）	B
549	5	清里区	青柳 池田	大きい （a）	中程度 （L）	B
550	1	三和区	山高津 前山	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
550	2	三和区	山高津 前山(2)	大きい （a）	最も重要 (H)	A
550	3	三和区	水吉 元入	非常に小さい （d）	最も重要 (H)	C
561	1	名立区	東飛山 下江添	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	2	名立区	瀬戸 葭坐宇利	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	3	名立区	瀬戸 上後口山	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
561	4	名立区	小田島 赤坂	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	5	名立区	濁沢 ササラ峠	大きい （a）	中程度 （L）	B
561	7	名立区	小田島 上山	大きい （a）	高　い (M)	A
561	8	名立区	丸田 江口	大きい （a）	高　い (M)	A
561	9	名立区	西蒲生田 ミヤカハラ	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	11	名立区	東蒲生田 抜間	中程度 （b）	中程度 （L）	C
561	12	名立区	東蒲生田 原山	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	13	名立区	折居 北坂	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	14	名立区	杉野瀬 上ノ山	非常に小さい （d）	最も重要 (H)	C

旧市町村番号	調査番号	区名	大字 字	発生危険度	保全対象の重要度	危険箇所の危険度(※)
561	17	名立区	谷口 細工蔵	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	18	名立区	瀬戸 高ゾウリ	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	19	名立区	東蒲生田 一本木	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	20	名立区	瀬戸 スケノ平	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	21	名立区	西蒲生田 カミムラ	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	22	名立区	車路 谷入	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	23	名立区	小田島 前川原	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	25	名立区	平谷 開山堂	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	26	名立区	西蒲生田 フタツヤ	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	27	名立区	谷口 横道	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	28	名立区	名立大町 脇ノ谷	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
561	29	名立区	東蒲生田 川平	中程度 （b）	中程度 (L)	C
561	30	名立区	平谷 蛇崩	中程度 （b）	中程度 (L)	C
561	31	名立区	名立小泊 他屋ノ上	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	32	名立区	名立大町 寺山	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	33	名立区	杉野瀬 下川原	大きい （a）	最も重要 (H)	A
561	34	名立区	折戸 御堂地	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	35	名立区	東蒲生田 一本木(1)	中程度 （b）	中程度 (L)	C
561	36	名立区	東蒲生田 一本木(2)	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	37	名立区	東蒲生田 一本木(3)	中程度 （b）	最も重要 (H)	A
561	38	名立区	小田島 赤坂	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	39	名立区	西蒲生田 フタツヤ	小さい （c）	最も重要 (H)	B
561	40	名立区	瀬戸 山中	小さい （c）	最も重要 (H)	B

※危険箇所の危険度

保全対象の重要度 ＼ 発生危険度	最も重要（H）	高い（M）	中程度（L）
大きい（a）	A	A	B
中程度（b）	A	B	C
小さい（c）	B	C	C
非常に小さい（d）	C	C	C

２－３　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

○　参考資料１：国管理区間の洪水浸水想定
- 関川洪水浸水想定区域図（北陸地方整備局：平成 28 年 5 月 30 日公表）
- 保倉川洪水浸水想定区域図（北陸地方整備局：平成 28 年 5 月 30 日公表）

○　参考資料２：県管理区間の洪水浸水想定（新潟県）
- 保倉川、飯田川、樫谷川、折居川、牧猿俣川、湯ノ川、錦川、猿俣川、高谷川、小黒川、朴ノ木川、行野川、須川川、細野川、熊谷川、大沢川、田麦川、中野川、沢入川、西沢川、正面倉川、沢山川、内川、小熊川、片貝川、柿崎川、米山川、小河川、吉川、平等寺川、入河沢川、玄僧川、米山寺川、猿毛川、桑取川、中ノ俣川、土口川、谷内川、坪山川、田野上川、前川、沢内川、十二川（令和６年８月６日公表）
- 櫛池川・別所川・雁平川・大熊川洪水浸水想定区域図（令和３年２月 26 日公表）
- 御館川・国府川・大瀬川・儀明川・青田川洪水浸水想定区域図（令和２年９月 15 日公表）
- 米山川・吉川・大出口川・名立川洪水浸水想定区域図（令和２年３月 27 日公表）
- 正善寺川・渋谷川（平成 30 年３月 27 日公表）
- 関川・保倉川・戸野目川・飯田川・桑曽根川・矢代川・柿崎川・柿野川洪水浸水想定区域図（平成 29 年６月 13 日公表）
- 潟川、重川洪水浸水想定区域図（平成 19 年３月６日公表）

○　参考資料３：その他の調査資料
- 上越市洪水ハザードマップ更新業務報告書
- 上越市洪水ハザードマップ更新業務で整備したデータ等

○　参考資料４：要配慮者施設
- 上越市「上越市のふくし」2025 年（令和７年）版

○　要配慮者利用施設の範囲
- 高齢者利用施設（特別養護老人ホームなど）
- 障害者利用施設（障害者福祉サービス事業所など）
- 乳幼児利用施設（認可保育所、幼稚園など）
- 病院、診療所（有床に限る。）
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、聾学校

令和８年４月１日現在

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
高田区	幼稚園	明照幼稚園	寺町3-8-20	0.5m以上3m未満
高田区	幼稚園	認定こども園もみじ幼稚園	西城町3-9-17	0.5m以上3m未満
高田区	幼稚園	認定こども園上越カトリック天使幼稚園	西城町2-4-4	0.5m以上3m未満
高田区	幼稚園	高田幼稚園	大手町5-37	0.5m以上3m未満
高田区	公立保育園	南新町保育園	南新町2-15	0.5m未満
高田区	公立保育園	東本町保育園	東本町3-6-27	3m以上5m未満
高田区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園高田大谷保育園	寺町2-24-8	0.5m以上3m未満
高田区	認定こども園（保育所型）	認定こども園マリア愛児園	西城町2-3-12	0.5m以上3m未満
高田区	認定こども園（保育所型）	認定こども園和同保育園	仲町6-4-28	0.5m以上3m未満
高田区	認定こども園（幼保連携型）	いずみアイこども園	南新町1-5	0.5m未満
高田区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園ひがししろこども園	東城町1-2-5	0.5m以上3m未満
高田区	児童福祉施設等	はっぴーはーとベビールーム	高土町1-6-16	0.5m以上3m未満
高田区	児童福祉施設等	オーレンプラザこどもセンター	本城町8-1	0.5m以上3m未満
高田区	児童福祉施設等	マリア子育てひろば	西城町2-3-12	0.5m以上3m未満
高田区	児童福祉施設等	高田大谷子育てひろば	寺町2-24-4	0.5m以上3m未満
高田区	小学校	上越教育大学附属小学校	西城町1-7-1	0.5m以上3m未満
高田区	小学校	南本町小学校	南本町3-9-1	0.5m以上3m未満
高田区	小学校	大手町小学校	大手町2-20	0.5m以上3m未満
高田区	小学校	大町小学校	大町3-2-32	0.5m以上3m未満
高田区	小学校	東本町小学校	東本町2-2-7	0.5m以上3m未満
高田区	中学校	城北中学校	栄町4-24	0.5m以上3m未満
高田区	中学校	城東中学校	本城町4-60	0.5m以上3m未満
高田区	中学校	城西中学校	南新町3-3	0.5m以上3m未満
高田区	高等学校	上越総合技術高等学校	本城町3-1	0.5m以上3m未満
高田区	高等学校	上越高等学校	寺町3-4-34	0.5m以上3m未満
高田区	高等学校	高田北城高等学校	北城町2-8-1	3m以上5m未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
高田区	高等学校	高田南城高等学校	南城町3-3-8	0.5m未満
高田区	高等学校	高田農業高等学校	東城町1-4-41	0.5m以上3m未満
高田区	高等学校	高田高等学校	南城町3-5-5	0.5m未満
高田区	障害者福祉施設	self-A・つばさ上越	本町3-2-28	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくらホームさくらの家	高士町3-4-2	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくらホームつばきの家	高士町3-4-12	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくらホーム寺町	寺町2-12-19	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくらホーム朋	寺町2-12-11	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくらホーム陽	寺町2-12-11	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくら園さくら工房	高士町3-4-2	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくら園つばき工房	高士町3-4-12	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	さくら園南さくら工房	大手町5-32	0.5m未満
高田区	障害者福祉施設	さふたか	寺町3-18-6	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	つくしセンター	高士町3-2-12	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	つくしワークショップスペース	本町2-6-17	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	つくしワークトレーニングルーム	寺町2-20-1(上越市福祉交流プラザ内)	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	てらまち寮	寺町1-8-12	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	にこ	寺町2-20-1(上越市福祉交流プラザ内)	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	ひがししろ寮	東城町2-8-35	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	ブロッサムジュニア上越大手町教室	大手町63	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	ポプラの家	大手町7-5	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	地域活動支援センターあぽあん	寺町2-20-1(上越市福祉交流ﾌﾟﾗｻﾞ内)	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	常心寮	東城町3-10-28	3m以上5m未満
高田区	障害者福祉施設	放課後等デイサービスまた明日	本町5-5-9 ランドビル1階	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	障がい福祉サービスハウス道芝	高士町3-2-13	0.5m以上3m未満
高田区	障害者福祉施設	ＲＡＩＴＯ	寺町3-18-6	0.5m以上3m未満
高田区	医療施設	上越地域医療センター病院	南高田町6-9	0.5m以上3m未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
高田区	医療施設	医療法人知命堂病院	西城町3丁目6-31	0.5m以上3m未満
高田区	医療施設	城北レディースクリニック	栄町5-16	0.5m以上3m未満
高田区	医療施設	石田眼科医院	本町2-2-31	0.5m以上3m未満
高田区	医療施設	高田西城病院	西城町2丁目8-30	0.5m以上3m未満
高田区	通所型サービス	おおたケアトレーニング	本町6-2-5	0.5m以上3m未満
高田区	通所介護	ツクイ上越北城	北城町1-16-18	3m以上5m未満
高田区	通所介護	デイサービスたかだ桜園	東本町4-3-46	0.5m以上3m未満
高田区	通所介護	デイサービスめぐみ	本町7-2-1	0.5m未満
高田区	通所介護	デイサービスサンクス高田	寺町3-10-11	0.5m以上3m未満
高田区	通所介護	ハッピーデイサービスめぐみ	北城町4-21-11	3m以上5m未満
高田区	通所介護	上越イキイキクラブ南城	南城町2-5-21 カントリーハイツD1階店舗A	0.5m以上3m未満
高田区	地域密着型通所介護	かがやきハウス	西城町2-8-3	0.5m以上3m未満
高田区	小規模多機能型居宅介護	本町楽寿の家	本町2-6-17	0.5m以上3m未満
高田区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム高田てらまち	寺町3-11-14	0.5m以上3m未満
高田区	短期入所生活介護	ショートステイお堀ばた	西城町2-8-30	0.5m以上3m未満
高田区	短期入所生活介護	ショートステイひこばえの森	寺町2-11-18	0.5m以上3m未満
高田区	短期入所生活介護	ショートステイサンクス高田	寺町3-10-11	0.5m以上3m未満
高田区	短期入所療養介護	くびきの	西城町3-6-31	0.5m以上3m未満
高田区	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームサンクス高田	寺町3-10-11	0.5m以上3m未満
高田区	有料老人ホーム	やさしい手シニアリビング／やさしえ東城	東城町2-3-77	3m以上5m未満
高田区	有料老人ホーム	サンクス高田	寺町3-10-11	0.5m以上3m未満
高田区	有料老人ホーム	サンクス高田万來館	寺町3-10-11	0.5m以上3m未満
高田区	有料老人ホーム	サンクス高田自在館響	寺町3-10-15	0.5m以上3m未満
高田区	有料老人ホーム	社会福祉法人 清和会　桑の里	南本町3-13-45	0.5m以上3m未満
高田区	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム千寿園	寺町3-6-37	0.5m以上3m未満
高田区	高齢者福祉施設	シルバープラザ上越	西城町1-12-14	0.5m以上3m未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
高田区	高齢者福祉施設	磯野園	西城町 3-7-28	0.5m 以上 3m 未満
高田区	公立認可外保育室	がんぎ通り保育室	寺町 2-20-1	0.5m 以上 3m 未満
高田区	特別養護老人ホーム・通所介護	さくら聖母の園	西城町 2-3-20	0.5m 未満
新道区	公立保育園	子安保育園	鴨島 298-2	3m 以上 5m 未満
新道区	公立保育園	富岡保育園	富岡 3003-12	0.5m 以上 3m 未満
新道区	公立保育園	稲田保育園	稲田 1-6-1	0.5m 以上 3m 未満
新道区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園なかよし保育園	稲田 3-6-6	0.5m 以上 3m 未満
新道区	児童福祉施設等	なかよし子育てひろば	稲田 3-6-6	0.5m 以上 3m 未満
新道区	事業所内保育所	おひさま保育園（中央病院内）	新南町 205	3m 以上 5m 未満
新道区	事業所内保育所	上越総合病院　スマイル保育所	大道福田 616	0.5m 以上 3m 未満
新道区	小学校	富岡小学校	富岡 3117	0.5m 以上 3m 未満
新道区	小学校	稲田小学校	稲田 1-6-7	0.5m 以上 3m 未満
新道区	障害者福祉施設	つくし荘	稲田 4-7-8	0.5m 以上 3m 未満
新道区	障害者福祉施設	グループホームつくしの里	新南町 28-3	3m 以上 5m 未満
新道区	障害者福祉施設	ワークライフ・ポニーズ	大字大日 34-5	0.5m 以上 3m 未満
新道区	医療施設	医療社団法人　大島クリニック	鴨島 1100	0.5m 以上 3m 未満
新道区	医療施設	新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院	大道福田 616	0.5m 以上 3m 未満
新道区	医療施設	新潟県立中央病院	新南町 205	3m 以上 5m 未満
新道区	地域密着型通所介護	リハクラブＷＩＬＬ	とよば 107 イル・クオーレとよば 1 階	0.5m 以上 3m 未満
新道区	小規模多機能型居宅介護	ケアホームあいびす	とよば 107	0.5m 以上 3m 未満
新道区	認知症対応型共同生活介護	グループホームだいにち	大字大日 63-7	0.5m 以上 3m 未満
新道区	認知症対応型共同生活介護	グループホームだいにちⅡ	大字大日 63-8	0.5m 以上 3m 未満
新道区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム敬寿	新南町 28-3	3m 以上 5m 未満
新道区	短期入所生活介護	ショートステイだいにち	大字大日 34-5	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
新道区	短期入所生活介護	ショートステイめぐみ	鴨島 1075	0.5m 以上 3m 未満
新道区	短期入所療養介護	介護老人保健施設　高田の郷	新南町 28-3	3m 以上 5m 未満
新道区	有料老人ホーム	だいにちスローライフビレッジ A 棟～F 棟	大字大日 31	0.5m 以上 3m 未満
新道区	有料老人ホーム	イル・クオーレとよば	とよば 107	0.5m 以上 3m 未満
新道区	有料老人ホーム	リーシェ上越さくら	とよば 121	0.5m 以上 3m 未満
新道区	短期入所療養介護・医療施設	介護老人保健施設　アルカディア上越	大道福田 560	0.5m 以上 3m 未満
新道区	特別養護老人ホーム・通所介護	悠久の里	とよば 186	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	認定こども園（保育所型）	認定こども園こがね保育園	大字京田 132-10	0.5m 未満
金谷区	認定こども園（保育所型）	認定こども園城西保育園	上中田 1134-7	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	児童福祉施設等	城西子育てひろば	上中田 1134-7	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	小学校	高田西小学校	大貫 1908	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	高等学校	高田商業高等学校	中田原 90-1	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	障害者福祉施設	いんくる上越たかだの家	大字中田原 49-2	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	障害者福祉施設	はなの家	大貫 1-15-14	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	障害者福祉施設	ぽぽの家	大貫 1-15-14	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	障害者福祉施設	ホームかみなかだ	上中田 1100-1	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	医療施設	中ノ俣診療所	大字中ノ俣 528-1	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	通所介護	デイサービス桑の里	大字京田字三角田 134-1	0.5m 未満
金谷区	通所介護	デイホームみんなの家	大貫 1-15-14	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	通所介護	デイホーム金谷	大貫 2-3-26	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	短期入所生活介護	短期入所施設　桑の里	大字京田字三角田 134-1	0.5m 未満
金谷区	特定施設入居者生活介護	居宅介護支援事業所すずらん	大字上中田 252-5	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	高齢者福祉施設	高田西趣味の家	大貫 2-3-23	0.5m 以上 3m 未満
金谷区	特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム	有料老人ホーム　ハートフルケア上越高田	大字上中田 1139-2	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
春日区	認定こども園（幼保連携型）	たちばな春日認定こども園	春日山町3-1-39	0.5m未満
春日区	認定こども園（幼保連携型）	つちはしこども園	土橋2455	0.5m以上3m未満
春日区	認定こども園（幼保連携型）	大曲こども園	新光町1-10-14	0.5m以上3m未満
春日区	認定こども園（幼保連携型）	高志こども園	木田新田1-1-7	0.5m以上3m未満
春日区	児童福祉施設等	市民プラザこどもセンター	土橋2554	0.5m以上3m未満
春日区	児童福祉施設等	高志子育てひろば	木田新田1-1-7	0.5m以上3m未満
春日区	小学校	春日小学校	大豆1-13-11	0.5m未満
春日区	小学校	高志小学校	木田3-1-25	0.5m以上3m未満
春日区	中学校	春日中学校	春日野1-9-3	0.5m未満
春日区	障害者福祉施設	スパークハウス上越ふじまき	藤巻7-35	0.5m以上3m未満
春日区	障害者福祉施設	ブロッサムジュニア上越春日山教室	春日山町3-1-21 ロイヤルパレス春日山1号室	0.5m未満
春日区	医療施設	上田レディースクリニック	大豆1-11-11	0.5m未満
春日区	通所介護	ツクイ上越つちはし	土橋828-2	0.5m以上3m未満
春日区	通所介護	デイサービスセンター謙信高志の里	木田新田1-1-3	0.5m以上3m未満
春日区	通所介護	デイサービス大豆	大豆1-5-32	0.5m以上3m未満
春日区	通所介護	デイホームげんき	木田2-15-14	0.5m以上3m未満
春日区	地域密着型通所介護	まちトレ上越	新光町1-6-17	0.5m以上3m未満
春日区	地域密着型通所介護	寄り合い処ふらっとかすが（※）	木田2－16-50	0.5m以上3m未満
春日区	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能あったかほーむ春日	木田2－16－50	0.5m以上3m未満
春日区	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護城北あたごの里	土橋1089-1	0.5m以上3m未満
春日区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム二幸おらち	春日野1-4-43	0.5m未満
春日区	有料老人ホーム	ケアライフ春日	木田2-16-50	0.5m以上3m未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
春日区	有料老人ホーム	シャルール城北	土橋 1115-22	0.5m 以上 3m 未満
春日区	有料老人ホーム	ナーシングホームきずな	木田 3-8-44	3m 以上 5m 未満
春日区	有料老人ホーム	ロングステイきずなの家・木田	木田 3-8-44	3m 以上 5m 未満
春日区	高齢者福祉施設	フィットネスクラブ　リビネス	新光町 2-3-6	0.5m 以上 3m 未満
春日区	公立認可外保育施設	ファミリーヘルプ保育園	大字土橋 1751-13	3m 以上 5m 未満
諏訪区	公立保育園	諏訪保育園	上真砂 32-2	0.5m 未満
諏訪区	児童福祉施設等	諏訪児童館	北田中 357	0.5m 未満
諏訪区	中学校	諏訪中学校	上真砂 2040	0.5m 未満
諏訪区	通所介護	いなほ園デイサービスセンター	大字上真砂 219	0.5m 未満
諏訪区	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護光寿の家	米岡 434-1	0.5m 未満
諏訪区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設みずほ園	米岡 434-1	0.5m 未満
諏訪区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームいなほ園	大字上真砂 219	0.5m 未満
津有区	公立保育園	戸野目保育園	戸野目 136	0.5m 未満
津有区	小学校	戸野目小学校	戸野目 682	0.5m 以上 3m 未満
津有区	中学校	雄志中学校	下池部 707	0.5m 未満
津有区	地域密着型通所介護	デイサービスこやぎの広場（※）	大字下池部 1229-6	0.5m 未満
津有区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム南葉	茨沢 156-1	0.5m 以上 3m 未満
津有区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム宝寿の家	平成町 339	0.5m 未満
三郷区	小規模多機能型居宅介護	ケアホーム笛吹の里	大字薮野 138	0.5m 以上 3m 未満
三郷区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サテライト型特別養護老人ホーム笛吹の里	大字薮野 138	0.5m 以上 3m 未満
和田区	公立保育園	和田保育園	上箱井 552-1	0.5m 未満
和田区	公立保育園	大和保育園	大和 2-12-43	0.5m 以上 3m 未満
和田区	小学校	和田小学校	上箱井 202	0.5m 未満
和田区	小学校	大和小学校	大和 2-13-3	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
和田区	障害者福祉施設	やまと寮	大和 1-2-19	0.5m 以上 3m 未満
和田区	障害者福祉施設	ソーシャルファームドリーと緑の風	大字丸山新田 183-1	0.5m 以上 3m 未満
和田区	障害者福祉施設	ホームみらい	大和 1-8-17	0.5m 以上 3m 未満
和田区	障害者福祉施設	ホーム大和	大和 1-2-20	0.5m 以上 3m 未満
和田区	障害者福祉施設	ホーム茶屋町	大和 1-8-17	0.5m 以上 3m 未満
和田区	通所介護	デイサービスセンターやまと	大和 3-21-8	0.5m 未満
和田区	認知症対応型通所介護	デイサービス四季	大字今泉字西蓮池 1310-9	0.5m 以上 3m 未満
和田区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム四季	大字今泉字西蓮池 1310-9	0.5m 以上 3m 未満
和田区	短期入所生活介護	ショートステイやまと	大和 3-21-8	0.5m 未満
和田区	有料老人ホーム	絆の家	大字今泉 1310-2	0.5m 以上 3m 未満
和田区	老人保健施設	そよかぜ倶楽部	大字今泉字西蓮池 1310-5	0.5m 未満
和田区	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護	太陽と緑の家今泉	大字今泉字西蓮池 1310-8	0.5m 以上 3m 未満
高士区	公立保育園	高士保育園	飯田 1322-1	0.5m 未満
直江津区	幼稚園	真行寺幼稚園	中央 5-1-1	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	認定こども園（幼保連携型）	たちばな認定こども園	中央 1-14-31	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園聖母マリアこども園	五智 1-5-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	児童福祉施設等	たちばなカンガルー子育てひろば	中央 1-14-31	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	児童福祉施設等	聖母子育てひろば	五智 1-5-10	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	小学校	直江津南小学校	中央 1-7-1	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	小学校	直江津小学校	住吉町 3-5	3m 以上 5m 未満
直江津区	障害者福祉施設	さんさん工房	新光町 3-11-12	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	とも	石橋 2-10-16	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	りとるの家（きら）	石橋 2-10-12	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	グループホーム三交	新光町 3-11-18	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	北さくら工房	西本町 1-8-1	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
直江津区	障害者福祉施設	特定非営利活動法人おりづる	西本町 2-5-6	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	福祉ホームいちょうの木の家	新光町 3-18-6	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	障害者福祉施設	障がい者就労支援センター WITH	五智 2-526-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	医療施設	医療法人三交会　三交病院	塩屋 337-1	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所型サービス	予防医学センターとっぴい健康倶楽部（予防のみ）	石橋 2-2930-2	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所介護	エンジョイ倶楽部もんぜん	下門前 1910	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所介護	ツクイ上越栄町	栄町 1-7-26	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所介護	デイサービス二幸直江津	中央 3-18-7	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所介護	ニチイケアセンター直江津	五智新町 1-24	0.5m 未満
直江津区	小規模多機能型居宅介護	スローライフごち	五智 1-5-26	0.5m 未満
直江津区	小規模多機能型居宅介護	居多の里	五智 2-1-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	認知症対応型共同生活介護	グループホームおたて	五智 2-1-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム癒しの家「直江津」	港町 1-15-2	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム上越石橋	石橋 2-4-41	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	短期入所生活介護	短期入所施設直江津愛宕の園	五智 2-1-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム直江津愛宕の園	五智 2-1-3	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン上越	五智 2-1-1	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	有料老人ホーム	五智聖母の家	五智 3-1-15	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	軽費老人ホーム	ケアハウスさくらの郷	西城町 2-3-20	0.5m 未満
直江津区	軽費老人ホーム	ケアハウスみのりの家	上真砂 219	0.5m 未満
直江津区	軽費老人ホーム	ケアハウス上越	新光町 3-10-32	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	軽費老人ホーム	ケアハウス至徳路	東雲町 2-11-6	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	シニアセンター	直江津ふれあい館	住吉町 3-5(上越市立直江津小学校 1 階内)	3m 以上 5m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
直江津区	通所介護・認知症対応型共同生活介護	ぱれっと（もーと・ふぁみりあ）	石橋 2-3-29	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	通所介護・短期入所生活介護	りとるの家はなれ（らら ん・ぷあん）	石橋 2-3-31	0.5m 以上 3m 未満
直江津区	特別養護老人ホーム・通所介護	新光園	新光町 3-10-31	0.5m 以上 3m 未満
有田区	公立保育園	有田保育園	安江 1-6-30	0.5m 以上 3m 未満
有田区	認定こども園（保育所型）	認定こども園下門前保育園	下門前 1930	0.5m 以上 3m 未満
有田区	認定こども園（保育所型）	門前にこにこども園	下門前 1910	0.5m 以上 3m 未満
有田区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園マハヤナ幼稚園ミルフィーユ保育園	下門前 1817	0.5m 以上 3m 未満
有田区	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園聖上智オリーブこども園	春日新田 2-9-7	0.5m 以上 3m 未満
有田区	児童福祉施設等	ミルフィーユ子育てひろば	下門前 1817	0.5m 以上 3m 未満
有田区	小学校	春日新田小学校	春日新田 1274	0.5m 以上 3m 未満
有田区	小学校	有田小学校	安江 42	0.5m 以上 3m 未満
有田区	中学校	直江津東中学校	安江 282-1	0.5m 以上 3m 未満
有田区	障害者福祉施設	さくらホーム直	塩屋新田 342	0.5m 以上 3m 未満
有田区	障害者福祉施設	スマイリーかなや	安江 1-1-1	0.5m 以上 3m 未満
有田区	障害者福祉施設	ブロッサムジュニア上越春日新田教室	春日新田 5-5-22	0.5m 以上 3m 未満
有田区	障害者福祉施設	ホーム安江	安江 1-1-1	0.5m 以上 3m 未満
有田区	通所介護	デイサービスきらめき	下門前 2276	3m 以上 5m 未満
有田区	通所介護	デイサービス大竹機能訓練センター	安江 1-3-5	0.5m 以上 3m 未満
有田区	通所介護	放課後等デイサービスまた明日なおえつ	春日新田 1-22-34	0.5m 以上 3m 未満
有田区	地域密着型通所介護	デイホーム有田	安江 3-5-3	0.5m 以上 3m 未満
有田区	小規模多機能型居宅介護	スローライフきまち	春日新田 1-21-15	0.5m 以上 3m 未満
有田区	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム上越源	大字下源入 125	0.5m 以上 3m 未満
有田区	有料老人ホーム	スローライフもんぜん	下門前 1910	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
有田区	有料老人ホーム	スローライフもんぜん	下門前 1910	0.5m 以上 3m 未満
有田区	有料老人ホーム	ロングライフきらめき	下門前 2276	3m 以上 5m 未満
有田区	認知症対応型共同生活介護・通所介護	上越ケアセンターそよ風	安江 1-3-40	0.5m 以上 3m 未満
八千浦区	小学校	八千浦小学校	下荒浜 782-1	0.5m 以上 3m 未満
八千浦区	中学校	八千浦中学校	下荒浜 879	0.5m 以上 3m 未満
八千浦区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム百寿の家	下荒浜 843	0.5m 以上 3m 未満
八千浦区	短期入所生活介護	ショートステイあさひ	日之出町 12-1	3m 以上 5m 未満
保倉区	公立保育園	保倉保育園	下吉野 403	0.5m 以上 3m 未満
保倉区	小学校	保倉小学校	上吉野 146-2	0.5m 以上 3m 未満
保倉区	通所介護	デイホームなごみの家	上名柄 348	0.5m 以上 3m 未満
保倉区	小規模多機能型居宅介護	上吉野白鳥の里	上吉野 1912-2	0.5m 以上 3m 未満
保倉区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム居場所あおの	青野 2080-1	0.5m 以上 3m 未満
保倉区	特別養護老人ホーム	上吉野愛宕の園	上吉野 1912-1	0.5m 以上 3m 未満
北諏訪区	公立保育園	北諏訪保育園	上千原 580	0.5m 以上 3m 未満
北諏訪区	小学校	北諏訪小学校	上千原 165	0.5m 以上 3m 未満
谷浜・桑取区	公立保育園	たにはま保育園	有間川 424-1	0.5m 以上 3m 未満
谷浜・桑取区	小学校	谷浜小学校	有間川 445	0.5m 以上 3m 未満
安塚区	医療施設	安塚診療所	安塚区安塚 2555-1	0.5m 以上 3m 未満
安塚区	地域密着型通所介護	デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	安塚区安塚 2549-5	0.5m 以上 3m 未満
安塚区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム安塚やすらぎ荘	安塚区安塚 2549-5	0.5m 以上 3m 未満
浦川原区	公立保育園	うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺 767	0.5m 以上 3m 未満
浦川原区	児童福祉施設等	うらがわら子育てひろば	浦川原区顕聖寺 767	0.5m 以上 3m 未満
浦川原区	障害者福祉施設	となりぐみ	浦川原区有島 96-2	3m 以上 5m 未満
浦川原区	障害者福祉施設	ゆめほーむ	浦川原区顕聖寺 172	3m 以上 5m 未満
浦川原区	障害者福祉施設	ユニス菱田	浦川原区菱田 909-3	3m 以上 5m 未満
浦川原区	通所介護	浦川原高齢者生活福祉センター	浦川原区顕聖寺 242-2	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
浦川原区	生活支援ハウス等	浦川原生活支援ハウス	浦川原区顕聖寺 242-2	0.5m 以上 3m 未満
浦川原区	老人保健施設・短期入所療養介護	保倉の里	浦川原区顕聖寺 730-1	3m 以上 5m 未満
大島区	公立保育園	大島保育園	大島区大平 5114-1	0.5m 以上 3m 未満
大島区	小学校	大島小学校	大島区大平 3735	0.5m 以上 3m 未満
大島区	医療施設	大島診療所	大島区棚岡 1540-1	0.5m 以上 3m 未満
大島区	地域密着型通所介護	大島デイサービスセンター	大島区大平 5142-1	0.5m 以上 3m 未満
大島区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サテライト型特別養護老人ホームほくら園ユニット	大島区大平 5131	0.5m 以上 3m 未満
大島区	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護	ほくら園	大島区大平 5131	0.5m 以上 3m 未満
牧区	高齢者福祉施設	牧高齢者等福祉センター	牧区田島 705-11	0.5m 未満
柿崎区	公立保育園	柿崎第一保育園	柿崎区柿崎 5866-1	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	児童福祉施設等	柿崎子育てひろば	柿崎区柿崎 5866-1	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	小学校	柿崎小学校	柿崎区柿崎 601-1	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	医療施設	上越市国民健康保険くろかわ診療所	柿崎区芋島新田 184	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	通所介護	あたごデイサービス柿崎	柿崎区直海浜 1445-10	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	通所介護	デイサービスサンクス柿崎	柿崎区柿崎字あけぼの 644-8	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	認知症対応型通所介護	デイサービス癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184-3-内	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能あったかほーむ柿崎	柿崎区柿崎 1188 番地 1	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184-3-内	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	短期入所生活介護	ショートステイサンクス柿崎	柿崎区柿崎字あけぼの 644-8	0.5m 以上 3m 未満
柿崎区	有料老人ホーム	ケアライフ柿崎	柿崎区柿崎 1188-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	公立保育園	南川保育園	頸城区上吉 1787-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	公立保育園	大瀁保育園	頸城区千原 135	0.5m 未満
頸城区	公立保育園	明治保育園	頸城区手島 241	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	児童福祉施設等	くびき子育てひろば	頸城区上吉 1787-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	小学校	南川小学校	頸城区上吉 414	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
頸城区	小学校	大瀁小学校	頸城区百間町 1134	0.5m 未満
頸城区	小学校	明治小学校	頸城区日根津 2929	0.5m 未満
頸城区	小規模多機能型居宅介護	樹楽上増田（※）	頸城区上増田字東野 122-1	0.5m 未満
頸城区	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれあいの杜上越	頸城区榎井 346-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	短期入所療養介護	葵の園・上越	頸城区上吉 194	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	有料老人ホーム	きららふれあいの杜上越	頸城区西福島 944-1	3m 以上 5m 未満
頸城区	生活支援ハウス等	頸城生活支援ハウス	頸城区上吉 194-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	短期入所生活介護・障害者福祉施設	くびきの里ショートステイ	頸城区上吉 194-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	通所介護・障害者福祉施設	くびきの里デイサービスセンター	頸城区上吉 194-1	0.5m 以上 3m 未満
頸城区	地域密着型通所介護・短期入所生活介護	ふれあいの杜上越	頸城区西福島 945-1	3m 以上 5m 未満
頸城区	通所介護・障害者福祉施設	頸城デイサービスセンター無憂の里	頸城区百間町 615-2	0.5m 未満
吉川区	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム上越吉川	吉川区下町 1511	0.5m 以上 3m 未満
吉川区	認知症対応型共同生活介護	いわい	吉川区河沢 633	0.5m 以上 3m 未満
板倉区	中学校	板倉中学校	板倉区針 1034-1	0.5m 未満
板倉区	障害者福祉施設	板倉ふれあい工房	板倉区宮島 131-1	0.5m 以上 3m 未満
板倉区	認知症対応型通所介護	みやじまの里清心荘えがおの部屋	板倉区宮島 131-1	0.5m 以上 3m 未満
板倉区	生活支援ハウス等	板倉生活支援ハウス	板倉区宮島 135-1	0.5m 未満
板倉区	通所介護・障害者福祉施設	みやじまの里清心荘	板倉区宮島 135-1	0.5m 未満
三和区	中学校	三和中学校	三和区島倉 2267	0.5m 以上 3m 未満
三和区	通所介護	デイサービスセンター三和愛宕の園	三和区野 407-1	0.5m 未満
名立区	認定こども園（保育所型）	名立たちばな保育園	名立区名立大町 205	0.5m 以上 3m 未満
名立区	児童福祉施設等	たちばな子育てひろば	名立区名立大町 205	0.5m 以上 3m 未満

地区	施設種別	名称	住所	浸水深凡例
名立区	小規模多機能型居宅介護	JA えちご上越ふれあいの里・名立	名立区森 138	0.5m 以上 3m 未満
名立区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設名立ひなさき	名立区名立大町 4174	0.5m 以上 3m 未満

２－４　津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

○ 津波浸水想定にかかる要配慮者施設を抽出
○ 参考資料1:県の津波浸水想定結果
・新潟県津波浸水想定図(平成29年11月公表)
○ 参考資料2:その他の調査資料
・上越市津波ハザードマップ更新業務委託報告書
・上越市津波ハザードマップ更新業務で整備したGISデータ等

地区	施設	施設名	住 所 連絡先	津波基準水位 (m)
直江津区	小学校	直江津小学校	住吉町3-5 025-543-2645	1
	小学校	直江津南小学校	中央1-7-1 025-543-2219	0.6
	通所介護 (デイサービス)	あたごデイサービス直江津	中央3-18-7 025-539-6010	3.5
	通所介護 (デイサービス)	デイサービス大竹機能訓練センター	安江1-3-5 025-539-5630	0.2
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム 癒しの家「直江津」	上越市港町1-15-2 025-531-0150	4.5
	認定こども園	なおえつにこにこここども園	西本町4-17-6 025-544-7082	0.1
	認定こども園	たちばな認定こども園 ・たちばなカンガルー乳児保育園	中央1-14-31 025-520-9125	1.1
	認定こども園	聖上智オリーブこども園	春日新田2-9-7 025-543-3804	0.2
	児童福祉施設等 (たちばなカンガルー乳児保育園内)	たちばなカンガルー子育てひろば	中央1-14-31 025-520-9125	1.1
	幼稚園	真行寺幼稚園	中央5-1-1 025-543-2829	0.2
	医療施設	中村歯科医院	中央1-26-23 025-544-6479	2.0
	医療施設	ふもとクリニック	中央1-23-26 025-543-2870	0.9
	医療施設	えがおと虹の森ふもと	中央1-23-26 025-543-2108	0.9

地区	施設	施設名	住 所 連絡先	津波基準水位 (m)
直江津区	医療施設	平田耳鼻咽喉科医院	中央1-20-8 025-543-3325	0.9
	医療施設	小林医院	住吉町1-12 025-543-3227	0.1
	医療施設	名倉接骨院	住吉町1-2 025-544-2251	0.3
有田区	障害者福祉施設	スマイリーかなや	安江1-1-1 025-543-1075	0.1
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	上越ケアセンターそよ風	安江1-3-40 025-531-0620	0.1
	通所介護(デイサービス)	上越ケアセンターそよ風	安江1-3-40 025-531-0620	0.1
柿崎区	通所介護(デイサービス)	あたごデイサービス柿崎	柿崎区直海浜1445-10 025-536-6390	0.4
名立区	認定こども園	名立たちばな保育園	名立区名立大町205 025-537-2156	1.4
	児童福祉施設等 (名立たちばな保育園内)	たちばな子育てひろば	名立区名立大町205 025-530-7245	1.4
	児童福祉施設	名立児童館	名立区名立小泊468 025-537-2685	3.2

２－５　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

○　要配慮者利用施設の範囲
- 高齢者利用施設（特別養護老人ホームなど）
- 障害者利用施設（障害者福祉サービス事業所など）
- 乳幼児利用施設（認可保育所、幼稚園など）
- 病院、診療所（有床に限る。）
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、聾学校

令和８年４月１日現在

地区	施設種別	名称	住所	新潟県メッシュ記号
金谷区	児童福祉施設等	若竹寮	御殿山町 14-45	コ-31
金谷区	障害者福祉施設	かなやの里　ほほえみ	小滝 644-2	コ-32
金谷区	障害者福祉施設	かなやの里　ワークス	下馬場 576-78	コ-32
金谷区	障害者福祉施設	かなやの里　更生園	下馬場 576-78	コ-32
金谷区	障害者福祉施設	かなやの里　療護園	下馬場 576-78	コ-32
金谷区	障害者福祉施設	グループホームこすもす	大貫 4-20-3	コ-31
金谷区	通所介護	デイサービスセンター　ひだまり笑福庵	大貫 2152-24	コ-31
直江津区	通所介護	デイホーム登美の丘	国府 1-15-7	コ-30
直江津区	小規模多機能型居宅介護	こぶしの丘	国府 1-15-7	コ-30
谷浜・桑取区	中学校	潮陵中学校	三伝 776	ケ-31
谷浜・桑取区	通所介護	くわどり大杉の家	三伝 776	ケ-31
谷浜・桑取区	通所介護	デイサービス谷浜	長浜 1850	ケ-30、コ-30
谷浜・桑取区	有料老人ホーム	十二邸	大字西戸野 24	ケ-30
安塚区	短期入所生活介護	ショートステイあいれふ安塚	安塚区安塚 2209 番地 3	セ-31
安塚区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあいれふ安塚	安塚区安塚 2209 番地 3	セ-31
安塚区	高齢者福祉施設	安塚かたくりの家	安塚区和田 2443-2	セ-31
浦川原区	公立保育園	うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺 767	ス-30
浦川原区	小学校	浦川原小学校	浦川原区横川 321	ス-30
浦川原区	中学校	東頸中学校	浦川原区顕聖寺 350	ス-30
浦川原区	老人保健施設	浦川原高齢者生活福祉センター・浦川原保健センター	浦川原区顕聖寺 242-2	ス-30
浦川原区	生活支援ハウス等	浦川原生活支援ハウス	浦川原区顕聖寺 242-2	ス-30

地区	施設種別	名称	住所	新潟県メッシュ記号
大島区	通所介護	大島デイサービスセンター	大島区大平 5142-1	ソ-30
大島区	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護	ほくら園	大島区大平 5131	ソ-30
牧区	公立保育園	牧保育園	牧区小川 1802-1	ス-32
牧区	小学校	牧小学校	牧区国川 1550-1	ス-32
牧区	中学校	牧中学校	牧区小川 1752	ス-32
牧区	通所介護	やまゆりの家	牧区柳島 487	ス-32
牧区	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護	沖見の里	牧区大月 252	ス-32
柿崎区	通所介護	デイサービス癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184－3の内	セ-29
柿崎区	通所介護	柿崎第１デイサービスセンター	柿崎区柿崎 5548	ス-28
柿崎区	認知症対応型共同生活介護	グループホーム癒しの家「柿崎」	柿崎区芋島新田 184－3の内	セ-29
柿崎区	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護	よねやまの里	柿崎区柿崎 6414-1	ス-28
吉川区	通所介護	吉川デイサービスセンターあじさいの家	吉川区原之町 1819-1	ス-29
吉川区	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	吉川区原之町 1819-1	ス-29
板倉区	認知症対応型共同生活介護	てらの桜園	板倉区久々野 2778-2	シ-33、シ-34
名立区	認定こども園（保育所型）	名立たちばな保育園	名立区名立大町 270	ク-30
名立区	児童福祉施設等	たちばな子育てひろば	名立区名立大町 270	ク-30
名立区	児童福祉施設等	名立児童館	名立区小泊 468	ク-30
名立区	小学校	宝田小学校	名立区車路 290	ク-31
名立区	中学校	名立中学校	名立区赤野俣 532-1	ク-30
名立区	通所介護	椿寿苑	名立区名立大町 4234	ク-30、ク-31
名立区	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム上越名立	名立区赤野俣 659-1	ク-30、ク-31
名立区	小規模多機能型居宅介護	ＪＡえちご上越ふれあいの里名立	名立区森 138	ク-31
名立区	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設　名立ひなさき	名立区名立大町 4174	ク-30
名立区	生活支援ハウス等	名立生活支援ハウス	名立区名立大町 4234	ク-30、ク-31

２－６　気象等観測所（水位・雨量・震度）

１　指定水位観測所

河川名	観測所名	地　名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	堤防高	所　管
関　川	高　田	北城町 １丁目	3.18	3.78	5.05	5.80	8.49	高田河川国道事務所
保倉川	顕聖寺	浦川原区 有　島	26.05	26.90	27.06	27.48	28.24	上越地域振興局 上越東維持管理事務所
	遊水池 外水位	田　沢	5.63	6.96	7.75	8.38	9.95	上越地域振興局
柿崎川	角　取	柿崎区 角　取	2.95	3.60	3.91	4.21	7.54	上越地域振興局
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局
矢代川	石　沢	石　沢	14.05	15.05	15.52	16.37	18.31	上越地域振興局

※下線＿＿は零点表示、その他は標高表示

注）零点表示と標高表示：水面は河床の変動に伴って変化するため、川底を0mとしても基準とはなり得ない。従って、水準基標を設置し、それを基準として水面高さの測定を行って標高で示す方法を標高表示という。これに対し零点表示とは水位標のスケールで表示する方法で水位標の零点からの高さで表示する。

２　一般水位観測所

（国土交通省所管）

河川名	観測所名	地　名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	堤防高	所　管
関　川	直江津	中　央	－	－	－	－	3.66	国土交通省
	春日山橋	木　田	－	－	－	－	7.95	国土交通省
保倉川	有　島	浦川原区 有　島	－	－	－	－	26.77	国土交通省
	頸　城	望ヶ丘	－	－	－	－	7.53	国土交通省
矢代川	石　沢	石　沢	－	－	－	－	18.23	国土交通省

（県所管）

河川名	観測所名	地　名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	堤防高	所　管
柿崎川	柿崎橋	柿崎区 柿　崎	－	－	3.11	上越地域振興局
吉　川	代　石	吉川区 代　石	－	－	10.21	上越地域振興局
保倉川	三分一	下五貫野	4.11	4.81	7.84	上越地域振興局
	遊水地内水位	田　沢	－	－	10.56	上越地域振興局
面　川	面川内水位	春日新田	－	－	2.12	上越地域振興局
戸野目川	面川外水位	春日新田	－	－	3.85	上越地域振興局
飯田川	飯田川	東中島	－	－	6.91	上越地域振興局
桑曽根川	桑曽根川	三和区 本　郷	－	－	11.05	上越地域振興局
正善寺川	木　田	木　田	－	－	7.17	上越地域振興局
青田川	高田新田	南高田町	－	－	15.14	上越地域振興局

河川名	観測所名	地　名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	堤防高	所　管
儀明川	儀明川	大　貫	－	－	15.23	上越地域振興局
櫛池川	櫛池川	清里区 岡野町	－	－	32.39	上越地域振興局
別所川	別所川	板倉区 長　嶺	－	－	28.79	上越地域振興局
大熊川	大熊川	板倉区 熊　川			35.65	上越地域振興局
名立川	大　菅	名立区 大　菅	32.68	33.66	35.71	上越地域振興局

※下線は＿＿は零点表示、その他は標高表示

３　その他の水位観測所

（国所管・危機管理型水位計）

河川名	観測所名	地　名	堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水票管理者	観測員	水位計形式	量水標の○点高
関川	港町 (関川0.4k右岸)	港　町	3.73	1.40		量水標無し	流量観測対象外	水晶	
	船場島排水樋管	木　田	7.60	3.27		〃	〃	水晶	
	金子川排水樋管	木　田	6.23	1.61		〃	〃	超音波	
	土橋 (関川6.0k左岸)	土　橋	8.29	4.72		〃	〃	水晶	
	船川排水樋管	上　島	10.13	5.40		〃	〃	水晶	
	上越工業用取水堰 (管理橋)	上稲田	10.32	6.43		〃	〃	超音波	
	古川排水樋管	鴨　島	11.84	5.67		〃	〃	超音波	
	中央橋	鴨　島	12.69	6.51		〃	〃	超音波	
	鴨島排水樋管	新南町	12.72	7.84		〃	〃	超音波	
	島田 (関川12.0k左岸)	島　田	15.27	12.21		〃	〃	水晶	
	長者町 (関川12.0k右岸)	長者町	15.43	10.63		〃	〃	水晶	
保倉川	川原町第二排水樋管 (管理橋)	川原町	4.00	0.91		〃	〃	超音波	
	港橋	港　町	3.64	0.94		〃	〃	超音波	
	港町第四排水樋管	港　町	3.89	1.00		〃	〃	超音波	
	港町第五排水樋管	港　町	4.23	1.04		〃	〃	超音波	
	西福島 (保倉川1.2k右岸)	西福島	4.32	1.10		〃	〃	水晶	
	佐内 (保倉川1.3k左岸)	佐　内	4.55	0.95		〃	〃	水晶	

（県所管・危機管理型水位計）

河川名	観測所名	地　名	堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水票管理者	観測員	水位計形式
重　川	福　橋	福　田	5.52	1.63		上越地域振興局		電波式
大瀬川	藤　巻	藤　巻	7.34	2.63		上越地域振興局		電波式
矢代川	飛田新田	西田中	26.73	23.50		上越地域振興局		電波式
桑取川	西山寺	西山寺	41.05	38.23		上越地域振興局		電波式
保倉川	飯　室	浦川原区飯　室				上越東維持管理事務所		電波式
	大　平	大島区大　平				上越東維持管理事務所		電波式
飯田川	荒　井	牧　区荒　井				上越東維持管理事務所		電波式

４　設定水位の種類

設定水位	概　要
水防団待機水位（通報水位）	通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位
氾濫注意水位（警戒水位）	消防団の出動の目安となる水位
避難判断水位（特別警戒水位）	市町村長の「高齢者等避難」発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位
氾濫危険水位（危険水位）	市町村長の「避難指示」発表の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位

５　雨量観測所

河川名	観測所名	所　管	河川名	観測所名	所　管
関　川	二子島	高田河川国道事務所	柿崎川	(柿崎川ダム)	上越地域振興局
関　川	{田　口}	上越地域振興局	柿崎川	(北黒岩)	上越地域振興局
関　川	一之橋	上越地域振興局	名立川	平谷	上越地域振興局
関　川	猿　橋	上越地域振興局	吉　川	代石	上越地域振興局
関　川	赤　倉	高田河川国道事務所	吉　川	尾神	上越地域振興局
正善寺川	(上湯谷)	上越地域振興局	長沢川	長沢	上越地域振興局
正善寺川	(正善寺ダム)	上越地域振興局	保倉川	{棚　岡}	上越東維持管理事務所
櫛池川	青　柳	高田河川国道事務所	保倉川	{高　尾}	上越東維持管理事務所
矢代川	三　頭	高田河川国道事務所	保倉川	{横　川}	上越東維持管理事務所
矢代川	{両善寺}	上越地域振興局	保倉川	菖　蒲	高田河川国道事務所
大熊川	猿供養寺	上越地域振興局	保倉川	安　塚	高田河川国道事務所
飯田川	飯田川	上越地域振興局	保倉川	頸　城	高田河川国道事務所
飯田川	原	高田河川国道事務所	桑取川	土　口	上越地域振興局
面　川	面　川	上越地域振興局	名立川	名　立	県企業局

※（　）はダム関係、{　}は砂防関係

６　気象観測所（雨量）

観測所名	所　管	場所
大　潟	新潟地方気象台	上越市
高　田	新潟地方気象台	上越市
安　塚	新潟地方気象台	上越市
筒　方	新潟地方気象台	上越市
川　谷	新潟地方気象台	上越市

気象観測施設配置図

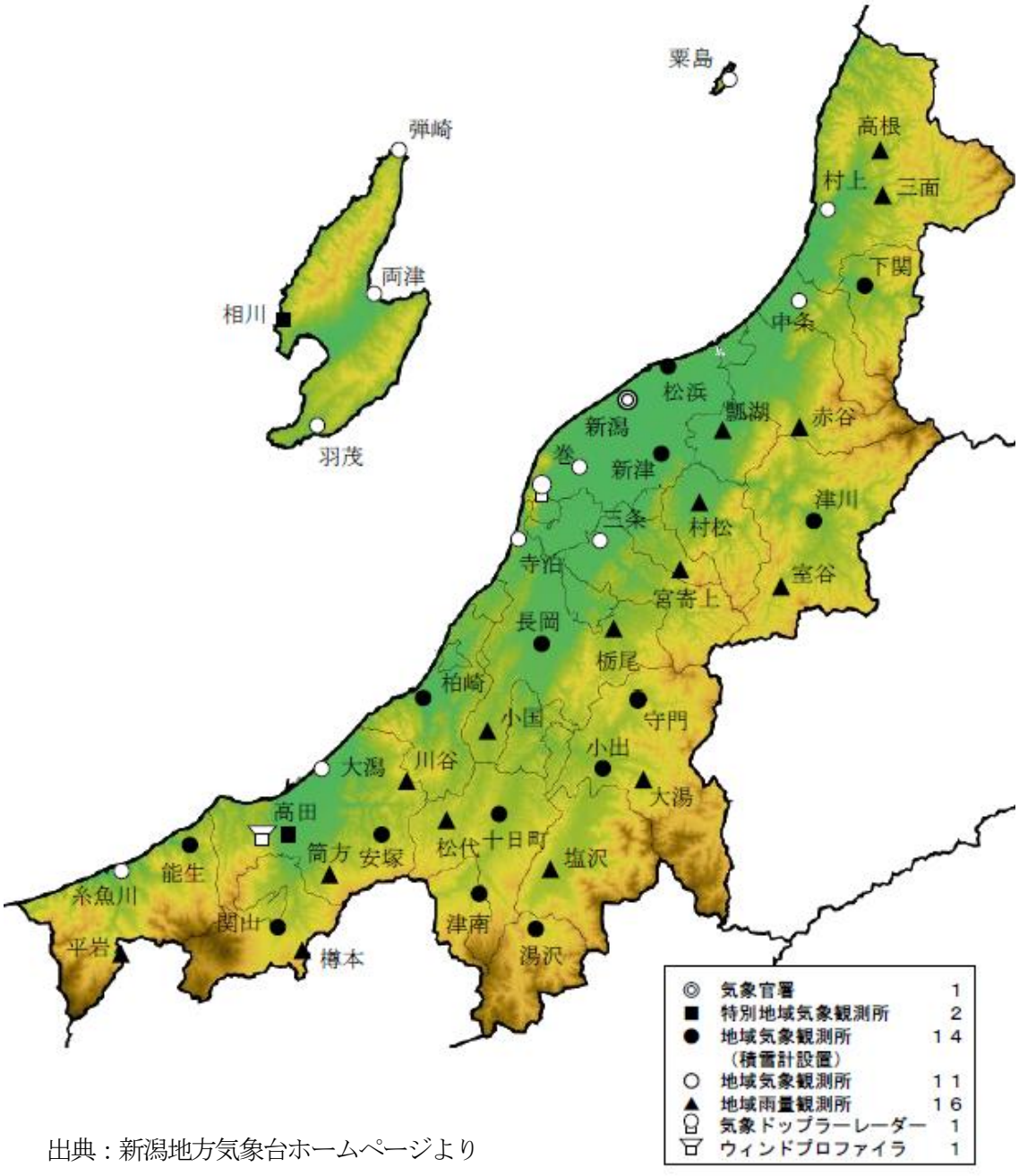

出典：新潟地方気象台ホームページより

７　震度観測所（地震計）

所管		名称	記号（地図略称）	住所
国	国土交通省	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	高田事務所(国)	上越市南新町３番 56 号
	気象庁	上越市中ノ俣	中ノ俣（気）	上越市大字中ノ俣 4652-2
		上越市大手町	大手町（気）	上越市大手町 9-15（高田特別地域気象観測所）
市		上越市役所	木田	上越市木田１丁目１番地３
県		安塚区総合事務所	安塚区	上越市安塚区安塚 720 番地１
		浦川原区総合事務所	浦川原区	上越市浦川原区釜淵５番地
		大島区総合事務所	大島区	上越市大島区岡 3320 番地３
		牧区総合事務所	牧区	上越市牧区柳島 522 番地
		柿崎区総合事務所	柿崎区	上越市柿崎区柿崎 6405 番地
		大潟区総合事務所	大潟区	上越市大潟区土底浜 1081 番地１
		頸城区総合事務所	頸城区	上越市頸城区百間町 636 番地
		吉川区総合事務所	吉川区	上越市吉川区原之町 1819 番地１
		中郷区総合事務所	中郷区	上越市中郷区藤沢 986 番地１
		板倉区総合事務所	板倉区	上越市板倉区針 722 番地１
		清里区総合事務所	清里区	上越市清里区荒牧 18 番地
		三和区総合事務所	三和区	上越市三和区井ノ口 444 番地
		名立区総合事務所	名立区	上越市名立区名立大町 365 番地１
防災科学技術研究所		全国強震観測網（K-NET）	NIG024	上越市安塚区安塚 2549-1
			NIG025	上越市五智６丁目 239
		基盤強震観測網（KiK-net）	NIGH13	上越市牧区原 996
		高感度地震観測網（Hi-net）	N.MAKH	上越市牧区原 996（KiK-net 併設）

地震計・震度計位置

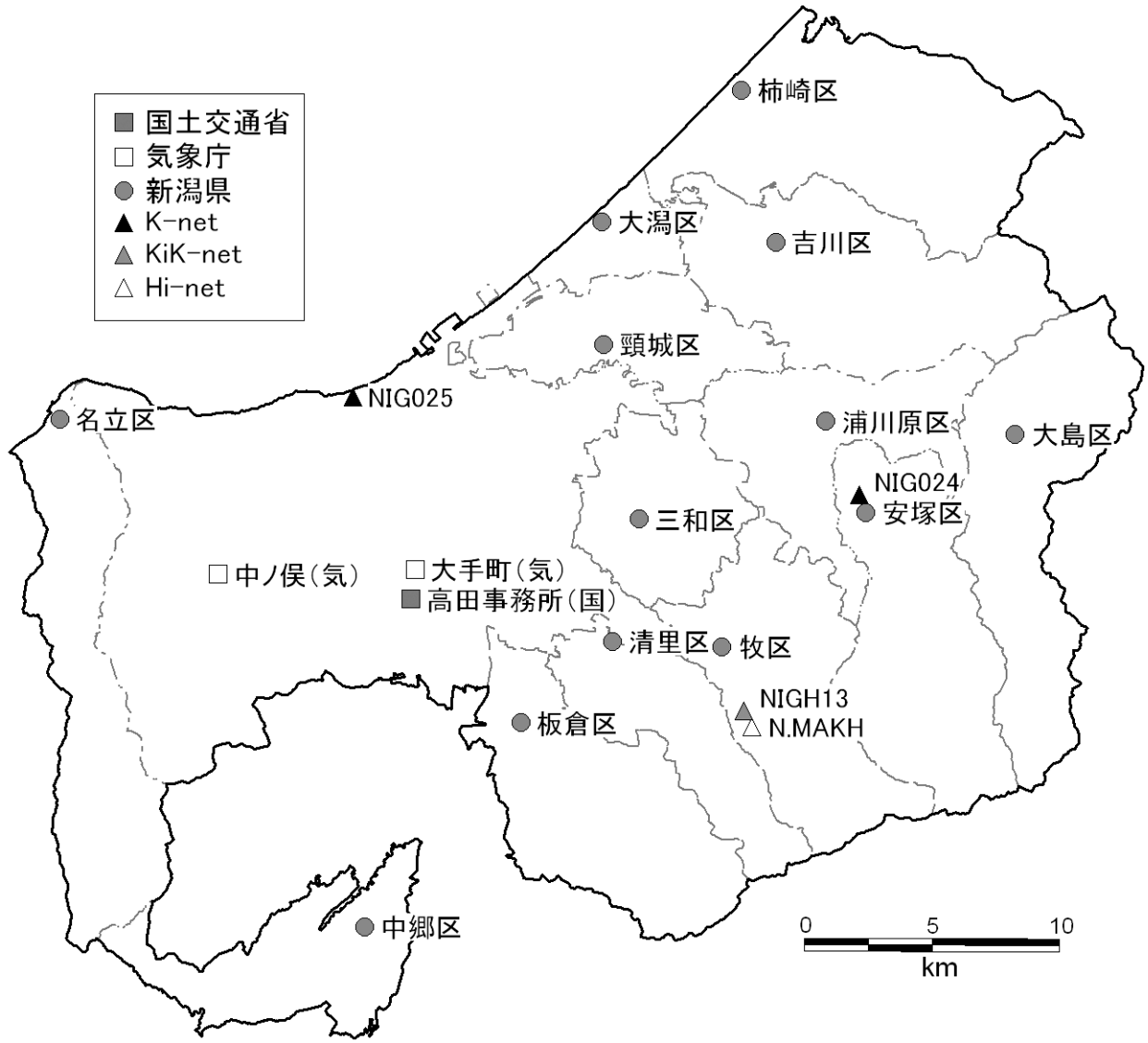
■ 国土交通省
□ 気象庁
● 新潟県
▲ K-net
▲ KiK-net
△ Hi-net
柿崎区
大潟区
吉川区
頸城区
NIG025
名立区
浦川原区
大島区
NIG024
安塚区
三和区
□中ノ俣(気)
□大手町(気)
■高田事務所(国)
清里区
牧区
NIGH13
N.MAKH
板倉区
中郷区
0
5
10
km

２－７　気象庁震度階級関連解説表

（気象庁ホームページによる）

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤の状況 斜面等の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－				
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）	
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	（耐震性が低い） 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 （耐震性が高い） －		【ガス供給の停止】 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 【断水、停電の発生】 震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【エレベーターの停止】 地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	（地盤の状況） 亀裂や液状化が生じることがある。 （斜面等の状況） 落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちるこ	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れること	（耐震性が低い） 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	（耐震性が低い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび		

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤の状況 斜面等の状況
		とがある。固定していない家具が倒れることがある。	がある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	（耐震性が高い） ―	割れ・亀裂が入ることがある。 （耐震性が高い） ―		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	（耐震性が低い） 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 （耐震性が高い） 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	（耐震性が低い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 （耐震性が高い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	（地盤の状況） 地割れが生じることがある。 （斜面等の状況） がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	（耐震性が低い） 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 （耐震性が高い） 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	（耐震性が低い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやｘ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 （耐震性が高い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	（地盤の状況） 大きな地割れが生じることがある。 （斜面等の状況） がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	（耐震性が低い） 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 （耐震性が高い） 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	（耐震性が低い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやｘ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 （耐震性が高い） 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

＊ライフラインの［ ］内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

第３部　災害対策の現況等

３－１　災害時応援協定等締結先団体一覧

（令和８年８月１日現在）

区分	締結先	協定・覚書名称	備考	締結日
自治体との相互応援	東京都荒川区	荒川区と旧吉川町との非常災害時等における相互応援に関する協定	友好都市（旧吉川町締結）	H7.8.5
	糸魚川市	上越地方市町村連絡協議会災害時相互応援協定	上越地域市町村（糸魚川市、旧能生町、旧青海町）	H7.8.25
	妙高市		上越地域市町村（旧新井市、旧妙高村、旧妙高高原町）	
	十日町市		上越地域市町村（旧松代町、旧松之山町）	
	北海道岩内郡岩内町	姉妹都市災害時相互応援協定	姉妹都市	H7.10.22
	上田市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	姉妹都市	H7.10.22
	静岡市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	姉妹都市（旧清水市）	H7.10.22
	室蘭市		姉妹都市	
	米沢市	姉妹都市災害時相互応援協定	姉妹都市	H7.10.22
	佐渡市	友好都市災害時相互応援協定	友好都市（旧小木町）	H7.10.22
	長野市	災害時相互応援協定		H7.10.26
	館林市	榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	榊原公ゆかり都市	H8.5.29
	豊田市			
	姫路市			
	群馬県邑楽郡板倉町	群馬県板倉町と旧板倉町との災害時相互応援協定	姉妹都市（旧板倉町締結）	H8.10.4
	静岡市	災害時相互応援に関する協定	集客プロモーションパートナー都市協定	H24.7.20
	長野市			
	甲府市			
	大垣市	災害時における相互応援に関する協定	松尾芭蕉の奥の細道ゆかりの地など	H24.8.6
	全国 LNG 火力発電所所在市町村(当市を含め 10 市)	全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定	全国LNG火力発電所所在市町村	H29.5.25
	新潟県・県内市町村（当市を含め 1 県 20 市 6 町 4 村）	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援協定等に関する協定		H31.3.11

区分	締結先	協定・覚書名称	備考	締結日
救護・救援	特定非営利活動法人 新潟県災害救援機構	上越市地域防災計画に基づく災害支援に関する協力協定	応急救護・手当、傷病者の移送、救援物資の輸送	H13.1.17
	社会福祉法人 上越老人福祉協会	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H16.11.15
	社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H16.11.15
	社会福祉法人 えちご府中会	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H16.11.15
	社会福祉法人 上越福祉会	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H16.11.15
	社会福祉法人 さくら園	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H16.11.15
	社会福祉法人 きよさと福祉会（清里区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 くびき社会事業協会（大島区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 久比岐福祉会（名立区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 上越あたご福祉会（三和区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 上越須城福祉会（大潟区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 上越寿会（板倉区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 みんなでいきる	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 まきむら福祉会（牧区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 松波福祉会（柿崎区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	社会福祉法人 やまびこ会（三和区）	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H17.1.17
	医療法人 知命堂病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H18.7.4
	㈱くびき野ライフスタイル研究所	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H18.7.4
	社会福祉法人 高田福祉会	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H18.7.4
	社会福祉法人 松涛会	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協力協定	社会福祉施設への要援護者の受入	H18.7.4
	(公社)新潟県柔道整復師会　上越支部	災害時における応急救護活動に関する協力協定	避難所における傷病者への応急救護	H18.2.24
	公益社団法人隊友会 新潟県隊友会上越支部	災害時等における隊友会の協力に関する協定	災害時等における応急対応に関する協力	R1.7.26
	自衛隊新潟地方協力本部　高田地域事務所			

区分	締結先	協定・覚書名称	備考	締結日
物資提供	コカ・コーライーストジャパン㈱	災害時における救援物資提供に関する協定	地域貢献型自動販売機の機内在庫の無償提供ほか	H17.4.13
	イオンリテール㈱ イオン上越店	災害時における防災活動協力及び物資供給に関する協定	店舗内での避難場所等提供、避難所へ生活物資供給	H18.8.28
	上越商工会議所 小売商業部会 飲料水・たばこ委員会	災害時における救援物資提供に関する協定	飲料水の無償提供	H18.12.20
	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	生活必需品や資機材の物資提供、避難所等へ運搬	H26.3.25
	アクシアル　リテイリング㈱	災害時における物資供給に関する協定	食料品、飲料品等の物資提供、避難所等への運搬	H27.3.3
	㈱イチコ	災害時における物資供給に関する協定	食料品、飲料品等の物資提供、避難所等への運搬	H27.3.3
	㈱イトーヨーカ堂	災害時における物資供給に関する協定	食料品、飲料品等の物資提供、避難所等への運搬	H27.3.3
	上越ケンパン㈱	災害時における物資供給に関する協定	食料品、飲料品等の物資提供、避難所等への運搬	H27.3.3
	㈱バロー	災害時における物資供給に関する協定	食料品、飲料品等の物資提供、避難所等への運搬	H27.3.3
	新潟県本州グループ協同組合	災害時における物資の供給等に関する協定	段ボールベッドなどの供給支援	R5.10.12
	株式会社D．O．N	災害時における物資の供給に関する協定	ダウンジャケット及びダウンベスト等の供給支援	R8.3.26
	株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	レンタル機材の供給支援	R8.6.1
	株式会社ダイワテック	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	レンタル資機材の供給支援	R8.7.23
情報伝達	市内郵便局 （代表高田郵便局）	災害時における上越市と郵便局の協力及び生活関連情報の提供に関する協定	施設・用地を相互提供、避難情報の交換ほか	H9.4.9
	上越アマチュア無線防災連絡協議会	災害時通信ボランティア協力協定	避難所における情報収集・伝達、情報通信支援	H17.5.18
	上越ケーブルビジョン㈱	災害時における緊急放送に関する協定	緊急情報の優先放送	H17.8.26
	国土交通省北陸地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	被害状況等の情報交換	H23.3.1
	ヤフー㈱	災害に係る情報発信等に関する協定	防災情報、避難情報等の掲載	H27.3.3
	(株)新潟放送	災害パートナーシップに関する協定	テレビやラジオ、インターネット等による災害情報などの伝達ほか	R3.6.28

区分	締結先	協定・覚書名称	備考	締結日
応急対策	上越市管工事業協同組合	災害時の応急対策に関する協力協定	災害時の被害状況調査・応急対策、災害発生の予防対策	H8.7.22
	上越市建設業協会	災害時の応急対策に関する協力協定	災害時の被害状況調査・応急対策、災害発生の予防対策	H8.7.22
	上越市電設業協会	災害時の応急対策に関する協力協定	災害時の被害状況調査・応急対策、災害発生の予防対策	H8.7.22
	新潟県建設業協会安塚支部	災害時の応急対策に関する協力協定	災害時の被害状況調査・応急対策、災害発生の予防対策	H10.6.1
	日本曹達㈱二本木工場	工場内及び上越市中郷区に発生した災害防禦活動についての相互応援協定	中郷区内における消防車の出動	H17.1.1
	(一社)新潟県浄化槽整備協会上越支部	災害時における応急対策に関する協力協定	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、災害資機材の調達	H17.2.16
	災害救助犬十日町	災害救助犬の出動に関する協定	災害救助犬の出動を要請	H19.4.24
	(一社)新潟県解体工事業協会	災害時における応急対策に関する協力協定	建築構造物の解体、がれき等災害廃棄物の撤去	H19.4.25
	(一社)新潟県測量設計業協会	災害時の応援業務に関する協定	公共土木施設等の被災状況の調査、測量、設計	H20.1.25
	(一社)新潟県地質調査業協会	災害時の応援業務に関する協定	公共土木施設等の被災状況の調査、解析、復旧手法検討	H20.1.25
	上越市管路調査協会	災害時の応急対策に関する協力協定	災害時の被害状況調査、応急措置、汚水運搬	H23.4.13
	(一社)新潟県農業土木技術協会	災害時の応援業務に関する協定	災害時の被害調査、応急対策ほか	H23.8.12
	(一社)新潟県ＬＰガス協会上越支部	災害時におけるＬＰガス供給に関する協定	ＬＰガスの供給及び運搬	H23.10.3
	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時の応援業務に関する協定	下水道管路施設の緊急調査、応急措置、汚水運搬	H23.10.14
	新潟県電気工事工業組合上越支部	災害時の応援業務に関する協定	被災状況調査及び応急対策工事ほか	H24.1.12
	新潟県鳶士工職組合連合会	災害時における応急措置に関する協力協定	土砂などの障害物の除去、建設工事等の応急措置ほか	H25.4.25
	新潟県土地家屋調査士会	災害時における支援に関する協定	被害家屋認定調査、境界問題等の相談ほか	H27.3.11
	(公社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会			
	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	災害時の被災者支援協力等に関する協定	遺体の収容、安置に必要な機材等、作業の役務等の提供 ほか	H27.3.25
	えちご上越農業協同組合	災害時の被災者支援協力等に関する協定	遺体の収容、安置に必要な機材等、作業の役務等の提供 ほか	H27.8.1
	新潟県葬祭業協同組合	災害時の被災者支援協力等に関する協定	遺体の収容、安置に必要な機材等、作業の役務等の提供 ほか	H27.8.1
	㈱エアフォートサービス	災害時等における応援業務に関する協定	被災状況の調査、測量支援ほか	H28.11.1

区分	締結先	協定・覚書名称	備考	締結日
応急対策	上越市公園緑地建設業協会	災害時等における応急対策に関する協定	街路樹等倒伏樹木の処理・処分、樹木倒伏を防止するための措置ほか	H29.3.29
	東北電力ネットワーク株式会社　上越電力センター	災害時の相互協力に関する協定書	大規模停電発生時の情報共有、復旧のための各種協力	R3.8.25
	新潟県弁護士会	災害時における法律相談業務に関する協定	被災者のための法律相談会開催に係る調整（会場確保、弁護士の派遣、広報）ほか	R3.9.13
	㈱トップライズ	災害時等における応援業務に関する協定	被災状況の調査、データ情報の処理、加工ほか	R3.10.27

３－２　病院の現況（上越保健所管内）

○新潟県病院名簿等より（令和８年４月１日現在）

病院名	所在地	電話番号 Fax番号	使用許可病床数						診療科目
			一般	療養	精神	結核	感染症	計	
独立行政法人 国立病院機構 さいがた医療 センター	〒949-3193 上越市大潟区 犀潟 468-1	(025) 534-3131 534-4824	162		207			369	内, 精, 脳内, 消, 小, 整, リハ, 放, 歯
新潟県立中央 病院	〒943-0192 上越市 新南町 205	(025) 522-7711 521-3720	524				6	530	内, 精, 脳内, 小, 外, 整, 形, 脳外, 消内, 呼外, 心外, 小外, 皮, 泌, 産婦, 眼, 耳, リハ, 放, 歯外, 麻, 循内, 病診, 救急
新潟県立柿崎 病院	〒949-3216 上越市柿崎区 柿崎 6412-1	(025) 536-3131 536-3136	55					55	内, 脳内, 外, 整, 皮, 婦, 眼, 耳, リハ、脳外
上越地域医療 センター病院	〒943-8531 上越市 南高田町 6-9	(025) 523-2131 522-3377	142	55				197	内, 外, 整, 肛外, リハ, 児精, 麻, 婦, 脳外, 歯外
上越総合病院	〒943-8507 上越市 大字大道福田 616	(025) 524-3000 524-3002	313					313	内, 神内, 小, 外, 整, 脳外, 皮, 泌, 産婦, 眼, 耳, リハ, 放, 歯外, 麻, 循内, 救急, 乳内分外, 呼外, 呼内, 糖内分内, 放治, 消内, 病診, 形, 心外
三交病院	〒943-8530 上越市 大字塩屋 337-1	(025) 543-2624 543-0415			144			144	精, 神, 歯
高田西城病院	〒943-0834 上越市 西城町 2-8-30	(025) 523-2139 522-7035			270			270	内, 精, 歯, 心内, 老精
川室記念病院	〒943-0109 上越市 大字北新保 71 番 甲地	(025) 520-2021 520-2022			171			171	内, 精, 神
医療法人 知命堂病院	〒943-0834 上越市 西城町 3-6-31	(025) 523-2161 526-1511	97	48				145	内, 循, 外, 婦, 泌, 脳内, 整
新潟県立妙高 病院	〒949-2106 妙高市大字田口 147-1	(0255) 86-2003 86-2065	47					47	内, 脳内, 小, 整, 皮, 泌, 眼, 耳, リハ, 精
けいなん総合 病院	〒944-8501 妙高市田町 2-4- 7	(0255) 72-3161 73-8102	120					120	内, 消内, 内視内, 透内, 小, 外, 整, 皮, 泌, 産婦, 眼, 耳, 歯外, リハ, 脳外

３－３　水防資材調達業者

○新潟県水防計画（令和８年度版）より抜粋

【上越地域振興局上越東維持管理事務所】

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
（株）武江組	上越市浦川原区虫川 1675	025-599-2111	丸太、縄、鉄線、布袋類
（株）米持建設	上越市牧区落田 322	025-533-5025	丸太、縄、鉄線、布袋類

【上越地域振興局管内】

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
（株）古田組	上越市柿崎区百木 2327-1	025-536-2721	杭木、布袋類、蛇籠
（株）高館組	上越市西本町 2-1-5	025-543-3425	杭木、蛇籠、布袋類、鉄線
（株）大島組	上越市石橋 1-8-33	025-543-4541	杭木、鉄線、布袋類、縄
（株）野本組	妙高市美守 1-13-10	0255-72-3194	杭木、布袋類、蛇籠、スコップ
岡田土建工業（株）	妙高市白山町 2-11-6	0255-72-3231	杭木、布袋類、蛇籠、玉石
（株）保坂組	妙高市上四ツ屋 274	0255-72-4121	杭木、布袋類、蛇籠、叺
（株）上越商会	上越市大字土橋 1012	025-524-6180	石材（砂、砂利、玉石）
（株）澤井商事	上越市三和区川浦 1258	025-532-2345	石材（砂、砂利、玉石）
（株）大滝商事	上越市三和区末野新田 1665	025-532-2611	石材（砂、砂利、玉石）
相村建設（株）	上越市大字下源入 186-6	025-543-3456	杭木、布袋類、縄、叺
（株）牛木組	上越市名立区名立大町 1630-1	025-537-2316	水防器材一式

３－４　水防資機材一覧

■ 水防資器材一覧

令和8年4月1日現在

○ 上越市

	備蓄場所	土のう袋	むしろ	縄類	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	ビニールシート	丁型マット	ロープ	オイル吸着マット	異型ブロック	スコップ	かけや	ハンマー	つるはし	くわ	おの	かま	ペンチ	のこぎり	なた	しの	カッター	照明器具	一輪車	鳶口	じょれん	鋼製月の輪	かます	単管	コンパネ	パール	マサカリ	救命胴衣	ジャンボ土のう	オイルブロッター	オイルフェンス
		枚	本	巻	本	本	kg	本	枚	枚	本	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	袋	袋	本	枚	丁	丁	丁	枚	枚	枚
1	川原町水防倉庫	2,600		87	205	80	150		470					86	2	2	4		1	3			2	2	1		11									10			
2	石沢水防倉庫	2,400		85	217		200		240					9	6	2	2		2	4	2	2	2	4	2		9											
3	上真砂水防倉庫	1,000		35	140				290					5	3	2	2		2	3	2	2	2	3	1		5											
4	鴨島器具置場	1,800		17	25				90					10	3	1	1																				
5	島田器具置場	1,200		10					90					12	2	2	2			5						1									5			
	合併前の上越市 計	9,000		234	587	80	350		1,180					122	16	9	11		5	15	4	4	6	9	4	1	25								5	10			
6	安塚区総合事務所	1,200							180		2			35	3	5	2				4	1	1	4	4									2				
7	浦川原区総合事務所	1,200				46			130		2			5																								
8	大島区総合事務所	1,200		1		159	2		180		7			6	1	6											1											
9	牧区　柳島水防倉庫	1,200									2			70	10	2	13	2	3	2		13	1	1		3	8							4	2			
10	柿崎区総合事務所	1,200							180		1			5												2		1										
11	頸城区総合事務所	1,200			90	30			180		4			7	3	1	1	2	1		3	1		3	3				2					2	2			
12	頸城区西福島消防器具置場	1,200							180					4																								
13	吉川区総合事務所	2,000		10					200					6	1						1	1	2															
14	吉川区　東田中水防倉庫	1,000							180					1																								
15	板倉区総合事務所	1,200			10	9			180		6	100		15	1		1				1						1											
16	三和区総合事務所	1,000				40			180			20		10	3		4																					
17	名立区　名立大町水防倉庫	1,200		15		15			180		4			15	1					1		2													3			
18	名立区　東飛山水防倉庫	1,000							180					10		1	2	1																	2			
	１３区 計	15,800		26	100	299	2		2,130		28	120		189	23	15	23	5	4	3	9	18	4	8	7	5	10	1	2			15		8	4	5			
	全市 計	24,800		260	687	379	352		3,310		28	120		311	39	24	34	5	9	18	13	22	10	17	11	6	35	1	2			15		8	9	15			

（大潟区、中郷区、清里区なし）

○ 新潟県

1	下箱井水防倉庫	8,800	1,080	122	415	215	390	45	80	50	3			43	11	9	7	3	2	6	3	5	1	9	1	2	11						8			20	220		
2	下箱井重機車庫																																				100	10
3	田沢新田　保倉川遊水池												22																									
4	浦川原区　中猪子田	17,600		33	245	76	220	125	181	6	11	300	73	71	6	7	6	2	5	3	9	4	3	7	1	1	9						8		4	5	210		12
	計	26,400	1,080	155	660	291	610	170	261	56	14	300	95	114	17	16	13	5	7	9	12	9	4	16	2	3	20						8		4	25	430	100	22

３－５　備蓄物資一覧

【一般避難者用食料】

令和８年４月１日現在

区名	白飯	カレー	パン	スープ	おかゆ	飲料水
	（食）	（食）	（食）	（食）	（食）	（本）
合併前の上越市	11,683	10,298	9,764	11,148	3,445	11,564
安塚区	385	500	480	425	125	480
浦川原区	496	605	546	506	115	456
大島区	375	450	440	422	105	400
牧区	471	532	530	488	120	423
柿崎区	680	845	972	858	206	677
大潟区	455	560	1,020	486	135	536
頸城区	705	815	922	783	154	612
吉川区	445	555	534	418	120	474
中郷区	410	500	510	466	95	456
板倉区	470	590	590	544	135	538
清里区	325	400	390	354	90	276
三和区	550	685	700	591	140	560
名立区	550	665	602	511	125	548
全体数	18,000	18,000	18,000	18,000	5,110	18,000

【アレルギー対応食料】

令和８年４月１日現在

区名	白飯	わかめご飯	カレー	スープ	五目がゆ	ライスクッキー
	（食）	（食）	（食）	（食）	（食）	（食）
合併前の上越市	850	600	790	858	750	752
安塚区	50	50	50	48	50	50
浦川原区	50	50	60	48	70	70
大島区	50	50	50	50	50	50
牧区	50	50	50	48	50	50
柿崎区	50	50	50	50	70	70
大潟区	50	100	60	50	70	70
頸城区	50	150	90	50	70	68
吉川区	50	100	50	50	50	50
中郷区	50	100	50	50	50	50
板倉区	50	50	50	50	70	70
清里区	50	50	50	50	50	50
三和区	50	50	50	50	50	50
名立区	50	50	50	48	50	50
全体数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【要配慮者用備蓄物資】

令和８年４月１日現在

区名	高齢者おむつ（枚）	おむつパッド（枚）	子どもおむつ（枚）	ナプキン（普通）（枚）	ナプキン（夜用）（枚）	粉ミルク（本）	哺乳瓶（個）	段ボールベッド（個）
合併前の上越市	45,368	6,615	6,955	14,272	2,856	196	332	1,531
安塚区	3,656	375	365	288	60	14	8	47
浦川原区	3,296	330	335	384	72	14	12	58
大島区	2,936	255	305	192	36	14	8	40
牧区	3,296	330	335	224	48	14	8	46
柿崎区	5,456	720	463	1,120	216	14	28	148
大潟区	4,016	540	403	1,056	204	35	24	123
頸城区	5,096	600	493	992	192	35	24	124
吉川区	3,296	360	335	480	96	14	12	67
中郷区	3,296	360	335	448	84	14	12	63
板倉区	4,376	570	403	768	156	14	20	112
清里区	2,576	240	275	320	60	14	8	46
三和区	4,016	420	395	288	60	14	8	91
名立区	3,656	375	335	288	60	14	8	52
全体数	94,336	12,090	11,732	21,120	4,200	420	512	2,548

【備蓄物資】

令和８年４月１日現在

区名	携帯トイレ	毛布	なべ	やかん	カセットコンロ	ボンベ
	（個）	（枚）	（個）	（個）	（台）	（本）
合併前の上越市	58,000	13,198	585	714	114	342
安塚区	5,760	420	28	28	12	36
浦川原区	5,400	513	44	38	10	30
大島区	5,040	238	20	18	8	24
牧区	5,400	280	14	14	10	30
柿崎区	6,480	1,130	66	78	16	48
大潟区	5,220	1,020	35	52	10	30
頸城区	6,300	920	51	49	16	48
吉川区	5,040	572	28	25	8	24
中郷区	5,400	498	25	25	10	30
板倉区	5,760	841	40	40	12	36
清里区	4,680	330	17	17	6	18
三和区	6,120	650	34	33	14	42
名立区	5,400	330	28	28	10	30
全体数	130,000	20,940	1,015	1,159	256	768

【備蓄資機材】

令和８年４月１日現在

区名	発電機	石油ストーブ	だるまストーブ	投光器	テレビ受信用機材	充電用ケーブル	パーティション
	（台）	（台）	（台）	（台）	（個）	（個）	（個）
合併前の上越市	68	118	114	141	60	57	245
安塚区	5	12	12	14	6	3	63
浦川原区	5	12	10	10	5	5	94
大島区	4	12	8	5	4	4	33
牧区	5	9	10	10	5	5	57
柿崎区	8	16	16	18	8	6	92
大潟区	4	10	10	10	5	5	49
頸城区	8	15	16	16	8	8	29
吉川区	4	20	8	8	5	4	68
中郷区	5	10	10	10	5	5	96
板倉区	7	14	12	15	6	6	22
清里区	3	6	6	6	3	3	44
三和区	7	14	14	14	7	6	68
名立区	6	12	12	12	6	5	40
全体数	139	280	258	289	133	122	1,000

３－６　防災行政無線設備一覧

デジタル防災行政無線システム（同報系）　　令和８年４月１日現在

設備名	場所	数量	備考
親局設備	木田第１庁舎	１式	全国瞬時警報システム（J-ALERT）を含む
遠隔制御装置	13 区総合事務所	13 機	
中継局設備	長倉、大峰	２局	鉄塔(長倉は県の鉄塔を使用)、局舎、非常用発電設備等は移動系と共用
	高床	１局	簡易中継局
屋外拡声子局 (再送信子局)	高田区	15 局	
	新道区	９局	
	金谷区	14 局	
	春日区	11 局	
	諏訪区	３局	
	津有区	11 局	
	三郷区	４局	
	和田区	12 局	
	高士区	４局	
	直江津区	21 局	
	有田区	14 局	
	八千浦区	７局	
	保倉区	７局	
	北諏訪区	５局	
	谷浜・桑取区	14 局	内、再送信子局１局
	安塚区	14 局	
	浦川原区	11 局	
	大島区	７局	内、再送信子局１局
	牧区	11 局	内、再送信子局１局
	柿崎区	22 局	
	大潟区	16 局	
	頸城区	14 局	
	吉川区	19 局	内、再送信子局１局
	中郷区	12 局	
	板倉区	16 局	内、再送信子局２局
	清里区	11 局	内、再送信子局１局
	三和区	16 局	
	名立区	10 局	

設備名	場所	数量	備考
戸別受信機	合併前上越市の一部、13 区	20,581 台	合併前上越市の一部とは、金谷区の一部、谷浜・桑取区、直江津区の一部
放送事業者割込装置	上越ケーブルビジョン FM じょうえつ	1 台 1 台	
防災ラジオ	合併前上越市内	44,170 台	
庁内放送	木田第 1 庁舎	1 式	

３－７　ヘリポート適地一覧

令和８年４月１日現在

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者又は責任者	電話番号 FAX 番号	指定避難所等との兼用	備考
合併前の上越市	高田城址公園野球場	100 × 130	上越市本城町 46-1	市長	025-524-6119		
	城北中学校グラウンド	100 × 140	上越市栄町 4-24	校長	025-523-7266 025-523-7267	兼	
	稲田小学校グラウンド	45 × 80	上越市稲田 1-6-7	校長	025-523-2864 025-523-2889	兼	
	上越市少年野球場（西）	70 × 70	上越市大字富岡 1088-1	教育長	025-525-4144		
	上越市少年野球場（東）	70 × 70	上越市大字富岡 1088-1	教育長	025-525-4144		
	高田商業高等学校グラウンド	140 × 170	上越市大字中田原 90-1	校長	025-523-2271 025-526-3878	兼	
	和田小学校グラウンド	75 × 115	上越市大字上箱井 202	校長	025-523-3330 025-523-0678	兼	
	上越市今泉スポーツ広場 （東面：多目的広場側）	100 × 190	上越市大和 6-1104-1	教育長	025-524-6119		
	上越市今泉スポーツ広場 （西面：野球場側）	90 × 90	上越市大和 6-268-1	教育長	025-524-6119		
	戸野目小学校グラウンド	60 × 100	上越市大字戸野目 682	校長	025-524-1275 025-524-5908	兼	
	上雲寺小学校グラウンド	50 × 80	上越市大字上雲寺 16	校長	025-528-4055 025-528-4857	兼	
	高志小学校グラウンド	70 × 110	上越市木田 3-1-25	校長	025-523-3858 025-525-7188	兼	
	春日小学校グラウンド	80 × 90	上越市大豆 1-13-11	校長	025-523-3859 025-523-3877	兼	
	春日中学校グラウンド	80 × 100	上越市春日野 1-9-3	校長	025-522-4811 025-522-4812	兼	
	直江津中学校グラウンド	90 × 100	上越市西本町 4-15-2	校長	025-543-2701 025-543-3014	兼	
	直江津南小学校グラウンド	55 × 60	上越市中央 1-7-1	校長	025-543-2219 025-543-2968	兼	
	上越市教育プラザ多目的広場	110 × 150	上越市下門前 1771	教育長	025-545-9246 025-545-9273		
	スポーツ公園 野球場	85 × 85	上越市春日新田 2-97-1	市長	025-544-7759 (管理棟)		
	スポーツ公園 多目的運動広場	100 × 180	上越市春日新田 2-97-1	市長	025-544-7759 (管理棟)		
	八千浦中学校グラウンド	68 × 90	上越市大字下荒浜 879	校長	025-543-2783 025-531-1397	兼	
	保倉小学校グラウンド	45 × 83	上越市大字上吉野 146-2	校長	025-520-2050 025-539-1124	兼	
	北諏訪小学校グラウンド	45 × 85	上越市大字上千原 165	校長	025-543-3514 025-543-3525	兼	
	潮陵中学校グラウンド	39 × 90	上越市大字西戸野 24	校長	025-546-2011 （ＦＡＸ兼）		
	くわどり湯ったり村駐車場	43 × 48	上越市大字皆口 601	指定管理者	025-541-2611 025-541-2616		
	上越南消防署 屋外訓練場	39 × 45	上越市北城町 1-16-1	消防局長	025-545-0227 025-545-0231		

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者又は責任者	電話番号 FAX 番号	指定避難所等との兼用	備考
合併前の上越市	上越除雪ステーション	74 × 50	上越市大字寺字前新田 615-1	高田河国	025-523-3136 025-526-0411		
	上越地域消防局ヘリポート	40 × 40	上越市大字藤野新田 330-1	消防局長	025-525-0227 025-545-0231		
安塚区	旧高田高等学校安塚分校グラウンド	139 × 88	安塚区下方 129	校長 (高田高校)	025-526-2325 025-523-0825		
	上越市安塚和田スポーツ公園グラウンド	110 × 102	安塚区和田 541	教育長	025-592-2003 025-592-3505		
	雪だるま高原キューピットバレイ第４駐車場	80 × 150	安塚区須川 1881	指定管理者	025-593-2041		
	菱里地域生涯学習センターグラウンド	90 × 50	安塚区円平坊 941	教育長	025-592-2003 025-592-3505		
	安塚小学校グラウンド	106 × 57	安塚区安塚 2575	校長	025-592-2017 025-595-1016	兼	
	旧安塚中学校グラウンド	140 × 70	安塚区石橋 6	教育長	025-592-2033 025-592-3505		
浦川原区	東頸中学校グラウンド	160 × 100	浦川原区顕聖寺 350	校長	025-599-2230 025-599-3960		
	浦川原小学校グラウンド	100 × 50	浦川原区横川 321	校長	025-599-2200 025-599-3901	兼	
	月影の郷	110 × 80	浦川原区横住 410	指定管理者	025-599-3302 （ＦＡＸ兼）	兼	
	旧上越市浦川原運動広場野球場	100 × 90	浦川原区長走 576-1	教育長	025-599-2104 025-599-2225		
大島区	大島小学校グラウンド	110 × 50	大島区大平 3735	校長	025-594-3132 025-594-3225	兼	
	旧大島中学校グラウンド	140 × 90	大島区上達 600	教育長	025-594-3101 025-594-3105		
	大島コミュニティプラザ屋外運動広場	55 × 55	大島区岡 3320-3	市長	025-594-3101 025-594-3105		
牧区	牧中学校グラウンド	50 × 80	牧区小川 1752	校長	025-533-5023 025-533-5063		
	牧ふれあい体験交流施設ふれあい広場	70 × 150	牧区原 991	市長	025-529-3150 （ＦＡＸ兼）	兼	
	棚広新田多目的広場	33 × 35	牧区棚広新田 447-1	市長	025-533-5141 025-533-5135		
	牧コミュニティプラザ駐車場	36 × 48	牧区田島 705-10	市長	025-533-5151	兼	
柿崎区	柿崎中学校グラウンド	150 × 50	柿崎区法音寺 392-1	校長	025-536-2496 025-536-2497	兼	
	柿崎小学校グラウンド	100 × 70	柿崎区柿崎 601-1	校長	025-536-3126 025-536-6512		
	下黒川小学校グラウンド	80 × 80	柿崎区柳ヶ崎 707	校長	025-536-2467 025-536-6506	兼	
	上下浜小学校グラウンド	100 × 60	柿崎区上下浜 569	校長	025-536-2382 025-536-6651	兼	
	旧上中山体育館グラウンド	59 × 48	柿崎区上中山 550	教育長	025-536-6714 025-536-2227		
	柿崎中学校野球場	80 × 80	柿崎区法音寺 392-1	校長	025-536-2496 025-536-2497	兼	
	柿崎総合運動公園野球場	95 × 95	柿崎区法音寺 685-2	教育長	025-536-6636		

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者又は責任者	電話番号 FAX 番号	指定避難所等との兼用	備考
柿崎区	上越市柿崎総合運動公園 人工芝グラウンド	90 × 120	柿崎区法音寺 685-2	教育長	025-536-6636		
	かきざき湖公園	100 × 50	柿崎区上中山 1801	柿崎川ﾀﾞﾑ管理所	025-535-3850 025-535-3851		
	かきざき湖駐車場	60 × 37	柿崎区上中山 1801	柿崎川ﾀﾞﾑ管理所	025-535-3850 025-535-3851		
大潟区	大潟町中学校グラウンド	103 × 80	大潟区潟町 575	校長	025-534-2135 025-534-6425	兼	
	大潟町小学校グラウンド	80 × 55	大潟区土底浜 1621	校長	025-534-2028 025-534-6453	兼	
	大潟運動広場	60 × 130	大潟区犀潟 76-5	教育長	025-534-6808 025-534-5532		
	大潟除雪ステーション		大潟区渋柿浜 1830-5	高田河国	025-523-3136 025-526-0411		
頸城区	南川小学校グラウンド	130 × 80	頸城区上吉 414	校長	025-530-2027 025-530-3921	兼	
	大瀁小学校グラウンド	120 × 100	頸城区百間町 1134	校長	025-530-2018 025-530-3920		
	明治小学校グラウンド	80 × 70	頸城区日根津 2929	校長	025-530-2406 025-530-4234	兼	
	頸城中学校グラウンド	130 × 120	頸城区潟口 60	校長	025-530-2405 025-530-2014	兼	
	ユートピアくびき くびき球場	90 × 90	頸城区百間町 716	教育長	025-530-2360 025-530-3845	兼	
	ユートピアくびき 駐車場	113 × 37	頸城区百間町 716	教育長	025-530-2360 025-530-3845	兼	
吉川区	源地域生涯学習センター	84 × 57	吉川区山直海 801-1	教育長	025-548-2311 025-548-3011	兼	
	吉川旭地域生涯学習センター	130 × 50	吉川区梶 257-2	教育長	025-548-2311 025-548-3011		
	吉川中学校グラウンド	100 × 200	吉川区下町 1130	校長	025-548-2017 025-548-2503		
	吉川小学校グラウンド	90 × 140	吉川区原之町 1819-1	校長	025-548-2014 025-548-2047	兼	
	上越市吉川野球場	90 × 90	吉川区原之町 1868	教育長	025-548-2311 025-548-3011		
	吉川スカイトピア遊ランド グラウンド	51 × 42	吉川区坪野 1458-2	指定管理者	025-547-2221 025-547-2223	兼	
	吉川地区公民館川谷分館 グラウンド	55 × 45	吉川区川谷 3351	教育長	025-548-2311 025-548-3011		
中郷区	中郷中学校グラウンド	130 × 80	中郷区二本木 663	校長	0255-74-2032 0255-74-2643		
	中郷小学校グラウンド	60 × 90	中郷区二本木 704	校長	0255-74-2010 0255-74-2482	兼	
	片貝地域生涯学習センター グラウンド	65 × 80	中郷区片貝 92-2	教育長	0255-74-2695 0255-74-2567	兼	
	旧岡沢小学校グラウンド	100 × 50	中郷区岡沢 469	教育長	0255-74-2695 0255-74-2567	兼	
中郷区	中郷小学校北側グラウンド	80 × 80	中郷区二本木 704	校長	0255-74-2010 0255-74-2482	兼	
	上越市中郷総合運動公園 屋外運動場	100 × 100	中郷区藤沢 964-5	教育長	0255-74-2695 0255-74-2567		

地区	施設	幅(m)×長さ(m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	指定避難 所等との 兼用	備考
	藤沢除雪ステーション駐車場	65　×　65	中郷区藤沢 1464-1	高田河国	025-523-3136 025-526-0411		
	上越市中郷総合体育館駐車場	50　×　46	中郷区藤沢 964-1	教育長	0255-74-2695 0255-74-2567	兼	
板倉区	豊原小学校グラウンド	110　×　70	板倉区高野 730	校長	0255-78-2006 0255-78-4904	兼	
	旧宮嶋小学校グラウンド	115　×　100	板倉区宮島 180	教育長	0255-78-2141 0255-78-3984	兼	
	旧山部小学校グラウンド	130　×　65	板倉区山部 253	教育長	0255-78-2141 0255-78-3984		
	旧筒方小学校グラウンド	65　×　40	板倉区筒方 121	市長	0255-78-2141 0255-78-3984	兼	
	寺野地区総合センター （旧寺野小学校）	85　×　50	板倉区久々野 2778	市長	0255-78-2141 0255-78-3984	兼	
	光ヶ原高原旧駐車場跡	97　×　35	上越市板倉区関田 4046-2	市長	0255-78-2141 0255-78-3984		
	旧光ヶ原高原テニスコート駐車場	50　×　50	上越市板倉区関田 4046-2	市長	0255-78-2141 0255-78-3984		
清里区	清里小学校グラウンド	77　×　95	清里区岡嶺新田 180	校長	025-528-4634 025-528-7212	兼	
	櫛池地域生涯学習センター	65　×　61	清里区棚田 525-1	教育長	025-528-3125 025-528-3114	兼	
	清里中学校グラウンド	118　×　67	清里区岡野町 1525	校長	025-528-4068 025-528-3942	兼	
	上越市清里スポーツ公園	108　×　126	清里区武士 490	教育長	025-528-7300		
三和区	三和小学校グラウンド	130　×　60	三和区鴨井 710	校長	025-532-2014 025-532-2396	兼	
	旧上杉小学校グラウンド	120　×　70	三和区今保 584	教育長	025-532-2323 025-532-2623	兼	
	旧美守小学校グラウンド	110　×　70	三和区本郷 668	教育長	025-532-2323 025-532-2623	兼	
	三和中学校グラウンド	125　×　88	三和区島倉 2267	校長	025-532-2024 025-532-2142	兼	
	上越市三和スポーツ公園 駐車場	50　×　80	三和区島倉 2427	教育長	025-532-2323 025-532-2623		
	上越市三和スポーツ公園 グラウンド	82　×　81	三和区島倉 2427	教育長	025-532-2323 025-532-2623		
名立区	名立地区公民館グラウンド	64　×　90	名立区名立大町 200-1	教育長	025-537-2004 025-512-5918	兼	
	名立中学校グラウンド	54　×　113	名立区赤野俣 532-1	校長	025-537-2204 025-537-2214	兼	
	宝田小学校グラウンド	116　×　76	名立区車路 290	校長	025-531-6222 025-537-2730	兼	
	旧名南グラウンド	85　×　70	名立区森 94	教育長	025-537-2126 025-537-2973		
	不動地域生涯学習センター グラウンド	40　×　30	名立区瀬戸 722	教育長	025-537-2126 025-537-2973	兼	

３－８　広域避難場所・防災活動拠点・物資輸送拠点候補地一覧

令和８年４月１日現在

地区	候補地	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	ヘリ発着	広域避難場所	防災活動拠点	物資輸送拠点	備考
合併前の上越市	高田城址公園	上越市本城町 46-1	都市整備課 電話　025-520-5766	○	○			
	カルチャーセンター周辺	上越市春日新田 2-19-1	カルチャーセンター 電話　025-543-7188 ＦＡＸ　025-543-7189	○	○			
	やぶの川辺公園	上越市東城町１丁目字前川原 517 番地	河川海岸砂防課 電話　025-520-5780	○		○		
	上越総合運動公園	上越市大字戸野目古新田 375 番地	クラブハウス 電話　025-526-7833	○		○		
	リージョンプラザ上越駐車場周辺	上越市大字下門前 446-2	リージョンプラザ上越 電話　025-544-2122	○		○		
	ラーバンセンター周辺	上越市大和 6-3-30	ラーバンセンター 電話　025-526-1711	○		○		
	たにはま公園	上越市大字有間川、長浜、西戸野、花立地内	都市整備課 電話　025-520-5766	○		○		
	上越市市民プラザ	上越市土橋 2554	上越市市民プラザ 電話　025-527-3611				○	
	直江津屋台会館	上越市西本町 4-18-12	直江津屋台会館 電話　025-545-5155 ＦＡＸ　025-545-1113				○	
柿崎区	柿崎総合運動公園	上越市柿崎区法音寺 730 番地１	体育館 電話　025-536-6636 ＦＡＸ　025-536-6637	○		○		
頸城区	ユートピアくびき希望館周辺	上越市頸城区百間町 716	希望館 電話　025-530-2360 ＦＡＸ　025-530-3845	○		○		
中郷区	中郷総合運動公園	上越市中郷区藤沢 964-1	体育館 電話　025-574-3233 （ＦＡＸ兼用）	○		○		

広域避難場所　・災害対策基本法（第六十一条の四、第八十六条の八）に規定され、地方自治体が指定した避難場所
・大規模災害が発生した際、広域避難計画において市町村の枠組みを越えて住民を受け入れる場所

防災活動拠点　・災害時の応急対策活動等を円滑に行うための拠点

物資輸送拠点　・災害時に物資を集積・中継・配送するための拠点

３－９　防災機能のある公園施設を整備する都市公園一覧

（令和８年３月現在）

地区	公園名	所在地	所管課	面積（ha）	備考
合併前の上越市	春日新田公園	春日新田５丁目 122	都市整備課	1.06	整備予定
	とどろき公園	栄町１丁目 514	都市整備課	0.21	整備予定
	古城公園	港町１丁目 32-1	都市整備課	0.40	整備予定
	桐ノ木公園	佐内町 3546	都市整備課	0.23	整備予定
	大野公園	高士町２丁目 290	都市整備課	0.27	整備予定
	中島公園	北城町３丁目 412	都市整備課	0.28	整備予定
	お馬出し公園	大町２丁目 123-3	都市整備課	0.18	整備予定
	毘沙門公園	五智１丁目 246	都市整備課	0.34	整備予定
	上稲田公園	稲田４丁目 339	都市整備課	0.23	整備予定
	新町公園	新町 140	都市整備課	0.47	整備予定
	いちょう公園	昭和町１丁目 605	都市整備課	0.20	整備予定
	柳善公園	東城町２丁目 134-2	都市整備課	0.13	整備予定

※災害発生時の一時避難場所となる広場やかまどベンチなどを整備する公園

※公園施設とは、都市公園法に基づき、都市公園の効用（憩い、遊び、運動、避難など）を全うするために設置される工作物や建築物の総称。例）広場、園路、植栽、休憩所、ベンチ、ブランコ、駐車場、トイレ、柵など

３－１０　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和８年５月１日現在

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
高田区	大手町小学校	大手町 2-20	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	城東中学校	本城町 4-60	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越総合技術高等学校	本城町 3-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	高田高等学校	南城町 3-5-5	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	高田南城高等学校	南城町 3-3-8	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	東本町小学校	東本町 2-2-7	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	城北中学校	栄町 4-24	A	○	○	○	○	－	－	○	○
	南本町小学校	南本町 3-9-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	城西中学校	南新町 3-3	A	○	○	○	○	－	－	○	○
	高田農業高等学校	東城町 1-4-41	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	大町小学校	大町 3-2-32	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	高田北城高等学校	北城町 2-8-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越教育大学附属小学校	西城町 1-7-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越高等学校	寺町 3-4-34	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	旧北本町保育園	北本町 3-8-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	東本町保育園	東本町 3-6-27	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	高田城址公園	本城町 44-1	C	－	○	－	－	－	－	○	－
新道区	富岡小学校	富岡 3117	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	稲田小学校	稲田 1-6-7	A	○	○	○	○	－	－	○	○
	新潟県立看護大学	新南町 240	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	JA えちご上越中央整備工場	鴨島 1196	B	－	○	－	○	－	－	－	－
金谷区	飯小学校	飯 1946	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	高田西小学校	大貫 2-1-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	関根学園高等学校	大貫 2-9-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	高田商業高等学校	中田原 90-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	黒田小学校	黒田 463-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	下正善寺集落開発センター	下正善寺 1299-3	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	宇津尾ふれあいセンター	宇津尾地内	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	中ノ俣地区多目的研修センター	中ノ俣 529	B	－	○	○	○	－	×	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
金谷区	かなやの里更生園	下馬場 576-78	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	光陽産業株式会社　上越工場	上中田 2074	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	寺町駐車場	大貫 3-4631-1	C	－	○	－	－	－	－	○	－
春日区	春日小学校	大豆 1-13-11	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	春日中学校	春日野 1-9-3	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越教育大学	山屋敷町 1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	高志小学校	木田 3-1-25	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越市総合体育館	木田 1-17-33	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	かすが保育園	春日山町 1-3-23	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	つちはし保育園	土橋 2455	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	上越市市民プラザ駐車場	土橋 2554	C	－	○	－	－	－	－	○	－
諏訪区	諏訪中学校	上真砂 2040	A	○	○	○	○	－	－	－	○
津有区	戸野目小学校	戸野目 682	A	○	○	○	○	－	－	○	○
	雄志中学校	下池部 707	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上雲寺小学校	上雲寺 16	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	ファームセンター	本新保 564	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	津有地区公民館	平成町 533-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	四ケ所会館	四ケ所 357-1	B	－	○	－	○	－	－	－	－
	荒屋会館	荒屋 1217	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	虫川会館	虫川地内	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	四辻町多目的研修センター	四辻町 151	B	－	○	○	○	－	－	－	－
三郷区	旧三郷小学校	長者町 442-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	稲塚集落開発センター	下稲塚地内	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	秋雨苑駐車場	下四ツ屋地内	B	－	○	○	－	－	－	－	－
和田区	和田小学校	上箱井 202	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	大和小学校	大和 2-13-3	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	ラーバンセンター	大和 6-3-30	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	日精メタルワークス株式会社	島田 2490-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	下新田ふれあいセンター	下新田地内	B	－	○	○	×	－	－	－	－
	和田地区多目的研修センター	石沢 1751-2	B	－	○	－	○	－	－	－	－
	石沢公会堂	石沢地内	B	－	○	×	○	－	－	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
高士区	高士小学校	高津 49	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	稲谷会館	大字稲谷 1011-1	B	－	○	○	×	－	－	－	－
	高和町町内会館	高和町地内	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	元屋敷町内会館	元屋敷 367-2	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	高士地区多目的研修センター	北方 1317	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	大口公民館	大口 491	B	－	○	○	○	－	○	－	－
直江津区	直江津小学校	住吉町 3-5	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	直江津南小学校	中央 1-7-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	直江津中学校	西本町 4-15-2	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	レインボーセンター	中央 1-16-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	直江津中等教育学校	西本町 4-20-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	旧古城小学校	港町 2-16-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	国府小学校	五智 4-1-10	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	国府二丁目町内会館	国府 2 丁目 4-31	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	虫生岩戸町内会館	虫生岩戸 479-1	B	－	○	○	○	×	×	－	－
	諏訪神社境内	高崎新田 119	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	信越化学株式会社　古城寮	港町 2-1-2	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	旧中央保育園	中央 2-3-36	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	えびす神社境内	中央 4-10	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	上越市立水族博物館駐車場	五智 2-15-15	C	－	○	－	－	○	－	○	－
	親鸞聖人上陸の地	五智 6-173-1	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	びょうぶ谷野球場	大字居多 1043-2	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	虫生岩戸地内高台①（薬師山入口付近）	虫生岩戸地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	剱神社境内	虫生岩戸地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	虫生岩戸地内高台②（三の輪台入口付近）	虫生岩戸地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	直江津港　佐渡汽船ターミナルビル	港町 1-9-1	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	直江津港湾合同庁舎	港町 1-11-20	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	港町特定公共賃貸住宅	港町 2-6-4	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	とううんちょうこどもの家	東雲町 2-6-41	B	－	○	○	○	○	－	－	－
	株式会社 INPEX JAPAN　直江津東雲寮	東雲町 2-1-50	C	－	○	－	－	○	－	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
有田区	春日新田小学校	春日新田 1274	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	直江津東中学校	安江 282-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	カルチャーセンター	春日新田 2-19-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	有田小学校	安江 42	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	リージョンプラザ上越	下門前 446-2	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	田園多目的研修センター	田園 76	A	○	○	○	○	－	－	－	○
八千浦区	八千浦小学校	下荒浜 782-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	八千浦中学校	下荒浜 879	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	夷浜保育園	夷浜 154	B	－	○	○	○	－	－	－	－
保倉区	保倉小学校	上吉野 146-2	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	上越市クリーンセンター	大字東中島 2963	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	上吉野町内会館・上吉野愛宕の園	上吉野 561-2、1912-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	保倉体育館	大字上吉野 1645	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	駒林町内会館	大字駒林 1105-2	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	下百々集落開発センター	下百々地内	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	小泉集落開発センター	小泉 651	B	－	○	○	○	－	－	－	－
北諏訪区	北諏訪小学校	上千原 165	A	○	○	○	○	－	－	－	○
谷浜・桑取区	谷浜小学校	有間川 445	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	長浜会館	長浜 1017-1	B	－	○	○	○	×	×	－	－
	鍋ケ浦公会堂	鍋ケ浦 179	B	－	○	○	○	○	○	－	－
	吉浦会館	吉浦地内	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	茶屋ケ原公会堂	茶屋ケ原地内	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	高住ふれあいセンター	高住 849	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	小池町内会館	小池地内	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	西横山町内会館	西横山 306-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	丹原ふれあいセンター	丹原 2780-1	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	有間川消防器具置場	有間川 990-2	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	諏訪神社境内	有間川 851	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	流泉寺境内	有間川 838	C	－	○	－	－	○	－	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
谷浜・桑取区	長浜地内高台①（アマゲ平）	長浜地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	長浜地内高台②（アマゲ平）	長浜地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	長浜地内高台③（阿比多神社）	長浜 904	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	長浜地内高台④（長浜町内会館上付近）	長浜地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	長浜地内高台⑤（谷浜西バス停上付近）	長浜地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	悦翁寺境内	長浜 1360	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	西栄寺境内	長浜 1375	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	長浜地内高台⑥（秋葉山）	長浜地内	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	デイサービス谷浜駐車場	長浜 1850	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	桑取地区多目的研修センター	増沢 966	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	西吉尾集落センター	西吉尾 171	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	くわどり湯ったり村	皆口 601	B	－	○	○	○	－	○	－	－
安塚区	安塚小学校	安塚区安塚 2575	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	安塚 B&G 海洋センター	安塚区和田 559 番地	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	六夜山荘	安塚区細野 1151-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	中川地域生涯学習センター	安塚区坊金 1066-2	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	菅沼地区集落開発センター	安塚区菅沼 1129-1	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	菱里地域生涯学習センター	安塚区円平坊 941	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	伏野地域生涯学習センター	安塚区真荻平 2793	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	松崎地区集落開発センター	安塚区松崎 282-6	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	行野地区集落開発センター	安塚区行野 1048	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	切越地区集落開発センター	安塚区切越 66-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	真荻平地区集落開発センター	安塚区真荻平 880-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	雪だるま物産館	安塚区樽田 140	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	須川ふれあいセンター	安塚区須川 9002-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
浦川原区	浦川原小学校	浦川原区横川 321	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	旧末広小学校	浦川原区飯室 927	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	旧中保倉小学校	浦川原区小谷島 47	A	○	○	○	○	－	○	－	○

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
浦川原区	月影の郷	浦川原区横住 410	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	浦川原体育館	浦川原区六日町 150	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	浦川原地区公民館	浦川原区釜淵 5	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	浦川原保健センター・高齢者生活福祉センター	浦川原区顕聖寺 242-2	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	菱田集会所	浦川原区菱田 119	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	桜島集会所	浦川原区桜島 175	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	上柿野集会所	浦川原区上柿野 496-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	上岡ふれあいセンター	浦川原区上岡 400-3	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	春和荘	浦川原区東俣 616	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	山本集会所	浦川原区山本 788	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	今熊集会所	浦川原区今熊 237	B	－	○	○	×	－	×	－	－
	谷集会所	浦川原区谷 1139	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	熊沢集会所	浦川原区熊沢 1208-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	坪野ふれあいセンター	浦川原区坪野 1137-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	小谷島集落センター	浦川原区小谷島 1068-1	B	－	○	○	×	－	×	－	－
	青雲荘	浦川原区法定寺 472-1	B	－	○	×	○	－	○	－	－
	虫川集会所	浦川原区虫川 607-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	上猪子田集会所	浦川原区上猪子田 388	B	－	○	○	○	－	×	－	－
大島区	菖蒲農村環境改善センター	大島区菖蒲 835	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	大島生活改善センター	大島区大島 956-3	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	大島小学校	大島区大平 3735	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	大島旭農村環境改善センター	大島区田麦 1078	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	西沢集落開発センター	大島区仁上 2258-1	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	大島地域生涯学習センター	大島区仁上 5607	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	上達多目的共同利用施設	大島区上達 627-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	板山多目的共同利用施設	大島区板山 1227-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－

	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
牧区	牧コミュニティプラザ・牧体育館	牧区田島 705-10	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	牧ふれあい体験交流施設	牧区原 991	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	高尾活性化センター	牧区高尾 844-1	A	○	○	○	○	－	×	－	○
	大月交流促進センター	牧区大月 285	A	○	○	○	○	－	×	－	○
	高谷活性化センター	牧区高谷 502-2	A	－	○	○	○	－	○	－	－
	宮口公会堂	牧区宮口 1124-16	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	牧山口活性化センター	牧区山口 375-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	荒井活性化センター	牧区荒井 492-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	落田公会堂	牧区落田 308	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	東松ノ木公会堂	牧区東松ノ木 671-2	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	樫谷多目的活動施設	牧区樫谷 1014	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	小川公会堂	牧区国川 1012-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	岩神多目的集会施設	牧区岩神 1131-2	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	田島町内会館	牧区田島 462-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	川辺南部集落開発センター	牧区府殿 479-1	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	棚広集会所	牧区棚広 1787-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	川辺中央集落センター	牧区桜滝 237-9	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	白峰（しらふ）山菜加工所	牧区棚広 2628-2	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	切光活性化センター	牧区切光 2111-9	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	今清水集会所	牧区今清水地内	B	－	○	×	○	－	○	－	－
	泉集落センター	牧区泉 592-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	片町集会所	牧区片町 414	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	七森集会所	牧区七森 75	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	平山集落開発センター	牧区平山 711	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	平方多目的集会施設	牧区平方 194	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	牧坪山多目的利用施設	牧区坪山 978-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	池舟多目的利用施設	牧区池舟 199-5	B	－	○	○	○	－	×	－	－
柿崎区	柿崎コミュニティプラザ	柿崎区柿崎 6405	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	柿崎中学校	柿崎区法音寺 392-1	A	○	○	○	○	○	○	－	○

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
柿崎区	柿崎総合体育館（かきざきドーム）	柿崎区法音寺 730-1	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	上下浜小学校	柿崎区上下浜 569	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	下黒川小学校	柿崎区柳ケ崎 707	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	柿崎地区公民館　黒川分館	柿崎区岩手 690-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	下中山公民館	柿崎区下中山 1095-1	B	－	○	×	○	－	○	－	－
	雁海区民会館	柿崎区雁海 310-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	小萱公民館	柿崎区小萱 1845	B	－	○	×	○	－	○	－	－
	江島公民館	柿崎区江島新田 525-1	B	－	○	×	○	－	－	－	－
	上直海営農研修センター	柿崎区上直海 976	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	水野集落センター	柿崎区水野 413	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	柿崎川浄水場	柿崎区上中山 1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	城腰部落会館	柿崎区城腰腰 429	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	北黒岩会館	柿崎区黒岩 787	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	南黒岩会館	柿崎区黒岩 3367	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	東横山会館	柿崎区東横山 867	B	－	○	×	○	－	×	－	－
大潟区	上越体操場ジムリーナ	大潟区九戸浜 338	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	大潟町中学校	大潟区潟町 575	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	大潟地区公民館	大潟区土底浜 1079-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	大潟町小学校	大潟区土底浜 1621	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	大潟体育センター	大潟区岩野古新田 657-1	A	○	○	○	○	○	－	－	○
	雁子浜町内会館	大潟区雁子浜 409-2	B	－	○	○	○	○	－	－	－
	下小船津浜町内会館	大潟区下小船津浜 902	B	－	○	○	○	○	－	－	－
	上小船津浜町内会館	大潟区上小船津浜 783	B	－	○	○	○	○	－	－	－
	渋柿浜町内会館	大潟区渋柿浜 134-1	B	－	○	○	○	×	－	－	－
	犀潟町内会館	大潟区犀潟 124-6	B	－	○	○	○	○	－	－	－
	長崎町内会館	大潟区長崎 58-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
大潟区	大潟あさひ土地改良区	大潟区内雁子新田 522-1	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	新潟県立大潟水と森公園	大潟区潟町 1381	B	－	○	○	○	－	－	－	－
頸城区	南川小学校	頸城区上吉 414	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	頸城地区公民館　南川分館	頸城区松本 243-6	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	頸城中学校	頸城区潟口 60	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	ユートピアくびき希望館	頸城区百間町 716	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	頸城地区公民館　西部分館	頸城区松橋 313	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	頸城地区公民館　大坂井分館	頸城区大坂井 222-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	明治小学校	頸城区日根津 2929	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	頸城地区公民館　明治南分館	頸城区花ヶ崎 591	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	両増田公民館	頸城区中増田 381-2	B	－	○	×	○	－	－	－	－
	畑ケ崎ふれあいセンター	頸城区手島 3076	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	矢住集会所	頸城区矢住 920-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	大蒲生田公民館	頸城区大蒲生田 717-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	玄僧集落開発センター	頸城区玄僧 1642	B	－	○	×	○	－	×	－	－
	西福島一区振興センター	頸城区西福島 243	B	－	○	○	○	－	－	－	－
吉川区	源地域生涯学習センター	吉川区山直海 803-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	吉川スカイトピア遊ランド	吉川区坪野 1458-2	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	吉川小学校	吉川区原之町 1819	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	吉川旭地区農業拠点センター	吉川区梶 2448	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	吉川地区公民館　川谷分館	吉川区川谷 3351	B	－	○	×	○	－	○	－	－
	石谷多目的経営改善施設	吉川区石谷 127-2	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	東田中生産組合	吉川区東田中 187-1	B	－	○	○	×	－	○	－	－
	旧スズクラ泉谷工場	吉川区泉谷 23-2	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	後生寺集会場	吉川区後生寺 471-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	赤沢ふれあいセンター	吉川区赤沢 1627	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	吉川ゆったりの郷ゲートボール場	吉川区長峰 100	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	町田集落開発センター	吉川区町田 239-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
中郷区	中郷小学校	中郷区二本木 704	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	中郷総合体育館	中郷区藤沢 964-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
中郷区	はーとぴあ中郷	中郷区二本木 1763	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	片貝地域生涯学習センター	中郷区片貝 92-2	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	旧岡沢小学校	中郷区岡沢 466-1	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	板橋ふれあいセンター	中郷区板橋 290-3	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	松ヶ峯集会所	中郷区江口 961-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
板倉区	板倉農村環境改善センター・板倉農業者トレーニングセンター	板倉区針 986	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	豊原小学校	板倉区高野 730-4	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	旧宮嶋小学校	板倉区宮島 180	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	ゑしんの里記念館	板倉区米増 27-4	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	旧筒方小学校	板倉区筒方 121	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	寺野地区総合センター（旧寺野小）	板倉区久々野 2778	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	旧菰立地区館	板倉区菰立 2687-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	板倉北部スポーツセンター	板倉区稲増 434-1	B	－	○	○	×	－	－	－	－
	小石原ふれあいセンター	板倉区小石原 191-2	B	－	○	○	○	－	－	－	－
	関田自治会館	板倉区関田 3359-1	B	－	○	○	○	－	×	－	－
清里区	清里小学校	清里区岡嶺新田 180	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	櫛池地域生涯学習センター	清里区棚田 525-1	A	○	○	○	○	－	×	－	○
	清里中学校	清里区岡野町 1525	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	東戸野集会所	清里区東戸野 1332	B	－	○	○	○	－	×	－	－
	青柳集落センター	清里区青柳 952-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	赤池公会堂	清里区赤池 358-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
	馬屋自治会館	清里区馬屋 691-1	B	－	○	×	○	－	－	－	－
	清里活性化交流施設	清里区武士 407-1	B	－	○	○	○	－	○	－	－
三和区	三和小学校	三和区鴨井 710	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	三和地区公民館・三和保健センター	三和区井ノ口 329-1	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	旧上杉小学校	三和区今保 584	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	三和中学校	三和区島倉 2267	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	三和体育館・三和スポーツセンター	三和区島倉 2382-3	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	旧美守小学校	三和区本郷 668	A	○	○	○	○	－	－	－	○
	末野地区会館	三和区末野新田 1459	B	－	○	○	○	－	－	－	－

地区	施設名等	住所	避難所種別	指定避難所	指定緊急避難場所	災害種類ごとの指定					
						地震	水害	津波	土砂災害	大規模な火事	原子力災害
名立区	名立地区公民館　体育館	名立区名立大町 200-1	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	名立中学校	名立区赤野俣 532-1	A	○	○	○	○	○	○	－	○
	宝田小学校	名立区車路 290	A	○	○	○	○	－	○	－	○
	ろばた館	名立区西蒲生田 155	A	○	○	○	○	－	×	－	○
	不動地域生涯学習センター	名立区瀬戸 722	A	○	○	○	×	－	○	－	○
	ＪＡえちご上越　ふれあいの里・名立	名立区森 138	B	－	○	○	×	－	×	－	－
	日前神社境内・小泊児童遊園	名立区名立小泊 351	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	小泊コミュニティセンター	名立区名立小泊 374	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	櫻海寮（旧山海荘）前庭	名立区名立小泊 481-1	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	名立寺境内	名立区名立大町 270	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1	C	－	○	－	－	○	－	－	－
	江野神社境内	名立区名立大町 1335	C	－	○	－	－	○	－	－	－

【凡例】

避難所種　別	区　分
A	指定緊急避難場所 兼 指定避難所
B	指定緊急避難場所
C	指定緊急避難場所（津波・大規模火災のみ）

３－１１　福祉避難所一覧

（令和５年３月現在）

地区	施設名	施設住所	施設電話番号
高田	特別養護老人ホーム　さくら聖母の園	西城町２丁目 3-20	025-526-2020
	南さくら工房	大手町５番 32 号	025-526-6060
	さくら工房	高士町３丁目４番２号	025-522-1721
	さくらホームさくらの家	高士町３丁目４番２号	025-522-1831
	さくらホームつばきの家	高士町３丁目４番２号	025-523-5471
	さくらホーム朋	寺町２丁目 12 番 11 号	025-522-3311
	さくらホーム陽	寺町２丁目 12 番 11 号	025-522-3311
	介護老人保健施設　くびきの	西城町３丁目６番 31 号	025-526-2161
	サンクス高田	寺町３丁目 10 番 11 号	025-521-1230
	グループホーム高田てらまち	寺町３丁目 11 番 14 号	025-546-7775
	ショートステイ　ひこばえの森	寺町２丁目１番 18 号	025-523-1850
	ショートステイ　お堀ばた	西城町２丁目８番 30 号	025-523-2139
	デイサービス　めぐみ	本町７丁目２番１号	025-521-5353
	ハッピーデイサービス　めぐみ	北城町４丁目 21 番 11 号	025-522-5188
新道	介護老人保健施設　高田の郷	新南町 28 番地３	025-526-2558
	特別養護老人ホーム　悠久の里	とよば 186 番地	025-522-0033
	介護老人保健施設　アルカディア上越	大道福田 560 番地	025-524-3171
	サービス付き高齢者向け住宅　リーシェ上越さくら	とよば 121 番地	025-522-1765
	ショートステイ　だいにち	大日 34 番地５	025-526-6611
	ショートステイ　めぐみ	鴨島 1075 番地	025-523-8088
金谷	かなやの里　ほほえみ	大字小滝 644 番地２	025-522-1961
	かなやの里　更生園	大字下馬場 576 番地 78	025-522-1961
	かなやの里　療護園	大字下馬場 576 番地 78	025-522-1961
	かなやの里ワークス	大字下馬場 576 番地 78	025-522-1961
	特別養護老人ホーム　サンクスレルヒの森	大貫２丁目 16 番 23 号	025-530-6200
	ハートフルケア上越高田	上中田 1139 番地２	025-526-1565
	短期入所施設　桑の里	大字京田 134 番地１	025-521-0770
有田	有料老人ホーム　スローライフもんぜん	下門前 1910 番地	025-544-5000
春日	上越総合福祉センター	木田新田１丁目１番３号	025-526-1515
	デイホーム　げんき	木田２丁目 15 番 14 号	025-521-7676
	小規模多機能　あったかほーむ春日	木田２丁目 16 番 50 号	025-521-0360

地区	施設名	施設住所	施設電話番号
春日	有料老人ホーム　ケアライフ春日	木田２丁目 16 番 50 号	025-521-0360
	寄り合い処　ふらっとかすが	木田２丁目 16 番 50 号	025-521-0360
	メディケアきずな・木田	木田３丁目８番 44 号	025-520-8807
諏訪	特別養護老人ホーム　いなほ園	上真砂 219 番地	025-520-2121
	地域密着型特別養護老人ホーム　みずほ園	米岡 434 番地１	025-530-7875
三郷	サテライト型特別養護老人ホーム　笛吹の里	大字薮野 138 番地	025-522-3030
和田	特別養護老人ホーム　太陽と緑の家　今泉	大字今泉字西蓮池 1310 番地８	025-521-0334
	介護老人保健施設　そよかぜ倶楽部	大字今泉字西蓮池 1310 番地８	025-522-8700
	スローライフやまと（DS）	大和３丁目 21 番８号	025-526-7023
	スローライフやまと（SS）	大和３丁目 21 番８号	025-526-7023
高士	小規模多機能型居宅介護事業所　ふれあいの里・高士	大字飯田 1320 番地３	025-528-4003
直江津	特別養護老人ホーム　新光園	新光町３丁目 10 番 31 号	025-545-1531
	介護老人福祉施設　和久楽	五智４丁目７番 21 号	025-539-0208
	介護老人保健施設　国府の里	五智４丁目７番 21 号	025-544-2525
	上越五智養護老人ホーム	五智６丁目６番 11 号	025-543-2620
	北さくら工房	西本町１丁目８番１号	025-545-2230
	居多さくら工房	五智６丁目５番 23 号	025-545-3311
	小規模特別養護老人ホーム　直江津愛宕の園 グループホーム　おたて 小規模多機能型居宅介護　居多の里	五智２丁目１番３号	025-539-0195
	障がい者就労支援センター　WITH	五智２丁目 526 番３号	025-531-1005
	複合型生活支援スペースりとるの家 りとるの家はなれ	石橋２丁目３番 31 号	025-542-0170
	有料老人ホーム　ツクイ・サンシャイン上越	五智２丁目１番１号	025-531-0883
	小規模多機能型居宅介護事業所　こぶしの丘	国府１丁目 15 番７号	025-543-6650
八千浦	八千浦　ひよりの里	西ヶ窪浜 156 番地１	025-546-5610
	ショートステイ　あさひ	日之出町 12 番地１	025-545-3933
保倉	特別養護老人ホーム　上吉野愛宕の園	上吉野 1912 番地１	025-539-1855
安塚	特別養護老人ホーム　あいれふ安塚	安塚区安塚 2209 番地３	025-595-1311
	安塚やすらぎ荘　ショートステイ	安塚区安塚 2549 番地５	025-592-3002
浦川原	介護老人保健施設　保倉の里	浦川原区顕聖寺 730 番地１	025-599-3990
	浦川原高齢者生活福祉センター	浦川原区顕聖寺 242 番地２	025-599-3878
浦川原	おおすぎの里	浦川原区虫川 818 番地	025-599-2881
大島	特別養護老人ホーム　ほくら園	大島区大平 5131 番地	025-594-3311

地区	施設名	施設住所	施設電話番号
柏崎	介護老人保健施設　サンクス米山	柏崎区上下浜 219 番地 5	025-536-6622
	特別養護老人ホーム　よねやまの里	柏崎区柏崎 6414-1	025-536-4400
	就労支援事業所　ふれんどり～ミルはまなす	柏崎区柏崎 6406 番地	025-536-6200
	小規模多機能　あったかほーむ柏崎	柏崎区柏崎 1188 番地 1	025-536-6555
	有料老人ホーム　ケアライフ柏崎	柏崎区柏崎 1188 番地 1	025-536-6555
大潟	つどいの郷	大潟区九戸浜 388 番地 8	025-534-3972
	小規模特別養護老人ホーム　大潟愛宕の園	大潟区土底浜 978 番地 1	025-534-6535
	グループホーム大潟	大潟区土底浜 978 番地 1	025-534-6535
	特別養護老人ホーム　しおさいの里	大潟区犀潟 410 番地 2	025-534-6225
	デイサービスセンター　ゆりかご荘	大潟区犀潟 410 番地 2	025-534-6223
	障害者支援施設　さいはま園	大潟区犀潟 410 番地 2	025-534-6225
	夕映えの郷	大潟区犀潟 410 番地 5	025-534-3100
頸城	就労継続支援Ｂ型事業所　くびきふれあい	頸城区百間町 633 番地	025-530-3815
	介護老人保健施設　葵の園・上越	頸城区上吉 194 番地	025-531-1010
	デイサービス・ショートステイ　ふれあいの杜　上越	頸城区西福島 945 番地 1	025-531-3490
	くびきの里　ショートステイ	頸城区上吉 194 番地 1	025-546-5113
	小規模多機能　だんらん	頸城区北方 125 番地 9	025-530-3657
	樹楽　上増田	頸城区上増田 122 番地 1	025-546-7341
吉川	特別養護老人ホーム　ほほ笑よしかわの里	吉川区原之町 1819 番地 1	025-548-3600
	いこいの里あさひ　ショートステイ	吉川区梶 2084 番地 1	025-539-3148
中郷	地域密着型老人福祉施設　みのりの丘中郷	中郷区藤沢 998 番地 1	0255-74-2525
	グループホームえがお	中郷区八斗蒔 32 番地 1	0255-74-3311
板倉	特別養護老人ホーム　いたくら桜園	板倉区曽根田 101 番地 7	0255-81-4848
	みやじまの里　清心荘	板倉区宮島 135 番地 1	0255-78-2000
清里	特別養護老人ホーム　みねの園	清里区岡野町 1618 番地	025-528-3000
三和	特別養護老人ホーム　三和愛宕の園	三和区井ノ口 1718 番地 4	025-532-2699
	小規模多機能型居宅介護　えどひがんの里	三和区井ノ口 1718 番地 4	025-532-3782
	やまびこ	三和区井ノ口 806 番地 1	025-532-4332
	共同生活援助　三和オリーブ	三和区井ノ口 757 番地 1	025-532-4332
	コミュニティナイトホームすいせんの里	三和区井ノ口 406 番地 1	025-529-2231
	小規模多機能型居宅介護事業所　ふれあいの里・五公	三和区鴨井 709 番地 1	025-532-2542
名立	救護施設　名立園	名立区赤野俣 926 番地 2	025-537-2021
	名立デイサービスセンター　椿寿苑	名立区名立大町 4234 番地	025-537-2566

地区	施設名	施設住所	施設電話番号
名立	小規模多機能居宅介護事業所　ふれあいの里・名立	名立区森 138 番地	025-538-2211

３－１２　市内文化財一覧

(1) 指定者別文化財数

（令和８年４月現在）

指定者	種別	計	有形文化財							無形文化財（工芸技術等）	民俗文化財		記念物		
			建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古・歴史資料		有形（物件）	無形（習俗民俗芸能）	史跡	天然記念物	名勝地
計		369	15	18	70	18	19	30	93	－	17	24	34	31	－
国		11	1	－	4	－	－	－	－	－	1	－	4	1	－
県		40	1	2	8	8	6	－	7	－	－	1	4	3	－
市		318	13	16	58	10	13	30	86	－	16	23	26	27	－

※資料　文化行政課

(2) 指定文化財一覧

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
国	建造物	合併前上越市	浄興寺本堂	平成１年９月２日	浄興寺
国	彫刻	合併前上越市	木造大日如来坐像	明治 39 年４月 14 日	国分寺
国	彫刻	合併前上越市	銅造如来坐像	平成３年６月 21 日	医王寺
国	彫刻	合併前上越市	木造一鎮倚像	平成 11 年６月７日	称念寺
国	彫刻	合併前上越市	木造善導大師立像	平成 23 年６月 27 日	善導寺
国	史跡	合併前上越市	春日山城跡	昭和 10 年８月 27 日 （追）昭和 49 年３月 18 日 （追）昭和 55 年３月 14 日 （追）平成 12 年３月 ７日	上越市ほか
国	天然記念物	浦川原区	虫川の大スギ	昭和 12 年４月 17 日	白山神社
国	史跡	牧　区	宮口古墳群	昭和 51 年５月６日	上越市
国	有形民俗	中郷区	どぶね	昭和 30 年４月 22 日	上越市
国	史跡	三和区	水科古墳群	昭和 51 年５月６日	上越市
国	史跡	合併前上越市	斐太遺跡群　吹上遺跡　斐太遺跡　釜蓋遺跡	昭和 52 年７月 16 日 （追）平成 17 年３月２日 （追）平成 20 年７月 28 日 （追）令和４年 11 月 10 日	上越市ほか

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
県	建造物	合併前上越市	五智国分寺三重塔	昭和 51 年 3 月 31 日	国分寺
県	絵画	合併前上越市	絹本著色法然上人絵伝	昭和 48 年 3 月 29 日	浄興寺
県	絵画	合併前上越市	絹本著色少康和尚像　附紙本著色同模写図	昭和 49 年 3 月 30 日	浄興寺
県	彫刻	合併前上越市	木造聖観音菩薩坐像（旧長坂寺伝来）	平成 27 年 3 月 24 日	徳泉寺
県	彫刻	浦川原区	木造十一面観音立像	昭和 29 年 2 月 10 日	個人
県	彫刻	牧　区	木造男神坐像・木造女神坐像	昭和 39 年 3 月 22 日	三島社（管理　牧歴史民俗資料館）
県	彫刻	板倉区	木造薬師如来坐像	昭和 53 年 12 月 26 日	山寺薬師堂保存会
県	彫刻	板倉区	木造釈迦如来坐像	昭和 53 年 12 月 26 日	山寺薬師堂保存会
県	彫刻	板倉区	木造阿弥陀如来坐像	昭和 53 年 12 月 26 日	山寺薬師堂保存会
県	彫刻	清里区	木造大日如来坐像	昭和 53 年 12 月 26 日	普泉寺
県	彫刻	三和区	石造仏頭	昭和 53 年 12 月 26 日	堂百地蔵宮保存会
県	工芸品	合併前上越市	浄興寺　梵鐘	昭和 51 年 3 月 31 日	浄興寺
県	工芸品	合併前上越市	府中八幡宮鰐口	昭和 57 年 3 月 26 日	府中八幡宮（管理　上越市立歴史博物館）
県	工芸品	合併前上越市	屈輪文堆朱香合	令和 2 年 3 月 27 日	浄興寺
県	工芸品	合併前上越市	太刀　銘助宗	昭和 33 年 3 月 5 日	密蔵院（管理　上越市立歴史博物館）
県	工芸品	合併前上越市	銅造薬師如来懸仏	昭和 39 年 3 月 ~~22~~ 日 31 日	報恩寺（管理　泉蔵院）
県	工芸品	合併前上越市	宝珠文刺納袈裟並に横被	昭和 39 年 3 月 22 日	浄興寺
県	工芸品	浦川原区	金銅五鈷鈴・銅舌共、銅五鈷杵	昭和 40 年 4 月 7 日	法定寺
県	工芸品	三和区	金銅虚空蔵菩薩懸仏	昭和 43 年 3 月 29 日	五十君神社
県	書跡・典籍	合併前上越市	真宗古写聖教類	昭和 29 年 2 月 10 日	浄興寺
県	書跡・典籍	合併前上越市	親鸞自筆六字名号	昭和 38 年 3 月 22 日	浄興寺
県	書跡・典籍	合併前上越市	専修念仏張文日記	昭和 38 年 3 月 22 日	浄興寺
県	書跡・典籍	合併前上越市	二枚起請文	昭和 38 年 3 月 22 日	浄興寺
県	書跡・典籍	合併前上越市	本願寺歴代門主書状	昭和 38 年 3 月 22 日	浄興寺
県	書跡・典籍	柿崎区	楞厳寺禅林記録	昭和 32 年 3 月 29 日	楞厳寺
県	考古資料	合併前上越市	裏山遺跡出土品	平成 24 年 3 月 27 日	上越市
県	考古資料	合併前上越市	吹上遺跡出土品	平成 27 年 3 月 24 日	上越市
県	歴史資料	合併前上越市	榊原家資料	平成 24 年 3 月 27 日 （追）平成 25 年 3 月 26 日	上越市・個人

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
県	考古資料	牧　区	宮口古墳群昭和五十年度発掘出土品	昭和 53 年 3 月 31 日	上越市
県	考古資料	中郷区	籠峰遺跡出土品一括 1242 点　附　石棺状配石墓 2 基	平成 13 年 3 月 23 日	上越市
県	考古資料	長岡市	柿崎古墓出土品一括　附　木炭槨木棺墓 1 基	平成 14 年 3 月 29 日	上越市
県	考古資料	合併前上越市柿崎区	鍋屋町遺跡出土品	令和 7 年 3 月 21 日	上越市
県	風俗・慣習	合併前上越市	直江津・高田祇園祭の御旅所行事と屋台巡行	平成 29 年 3 月 21 日	八坂神社
県	史跡	合併前上越市	高田城跡	昭和 29 年 2 月 10 日	上越市ほか
県	史跡	安塚区	直峰城跡	昭和 34 年 3 月 4 日	直峰城跡保存会
県	史跡	中郷区	籠峰遺跡	昭和 62 年 3 月 27 日	上越市
県	史跡	清里区	菅原古墳	昭和 27 年 12 月 10 日	菅原神社
県	天然記念物	安塚区	坊金の大スギ	昭和 31 年 3 月 23 日	坊金神社
県	天然記念物	清里区	櫛池の大スギ	昭和 29 年 2 月 10 日	八幡神社
県	天然記念物	清里区	櫛池の隕石	昭和 49 年 3 月 30 日	上越市
市	建造物	合併前上越市	国分寺　山門	昭和 48 年 4 月 13 日	国分寺
市	建造物	合併前上越市	林泉寺　惣門	昭和 50 年 3 月 27 日	林泉寺
市	建造物	合併前上越市	天崇寺　山門	昭和 50 年 3 月 27 日	天崇寺
市	建造物	合併前上越市	国府別院　本堂	昭和 56 年 3 月 26 日	本願寺国府別院
市	建造物	合併前上越市	岩乃原葡萄園第二號石蔵	平成 2 年 3 月 5 日	（株）岩の原葡萄園
市	建造物	合併前上越市	国分寺経蔵　附棟札 1 枚	平成 5 年 2 月 22 日	国分寺
市	建造物	合併前上越市	旧師団長官舎　附門柱 1 対	平成 6 年 1 月 31 日	上越市
市	建造物	頸城区	秋葉神社石鳥居	平成 19 年 6 月 1 日	神明神社
市	建造物	板倉区	塚之宮八幡宮本殿	平成 19 年 6 月 1 日	塚之宮八幡宮
市	建造物	三和区	富永家住宅　主屋・米蔵	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	建造物	合併前上越市	旧第四銀行高田支店　附図面 3 葉	平成 31 年 3 月 26 日	上越市
市	建造物	合併前上越市	旧直江津銀行　附金庫 1 基	平成 31 年 3 月 26 日	上越市
市	建造物	合併前上越市	旧今井染物屋住宅　主屋・土蔵　附土蔵覆屋 1 棟	令和 1 年 8 月 21 日	上越市
市	絵画	合併前上越市	絹本著色二尊連座像	昭和 51 年 2 月 23 日	浄興寺
市	絵画	合併前上越市	絹本著色親鸞聖人絵伝	昭和 51 年 2 月 23 日	浄興寺
市	絵画	合併前上越市	絹本著色親鸞聖人等身真影	昭和 51 年 2 月 23 日	浄興寺

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	絵画	合併前上越市	「小牧山の陣」の絵	昭和 54 年 2 月 22 日	榊神社
市	絵画	合併前上越市	十七尊像高僧連座聖徳太子画像	昭和 56 年 3 月 26 日	瑞泉寺
市	絵画	合併前上越市	方便法身尊像	昭和 56 年 3 月 26 日	本願寺国府別院
市	絵画	合併前上越市	紙本著色蓮如上人絵伝	平成 1 年 3 月 3 日	本覚坊
市	絵画	安塚区	紙本墨画花鳥人物図	平成 19 年 6 月 1 日	専敬寺
市	絵画	安塚区	紙本墨画寒山拾得図	平成 19 年 6 月 1 日	専敬寺
市	絵画	柿崎区	絹本著色柿崎和泉守夫妻像	平成 19 年 6 月 1 日	楞厳寺
市	絵画	板倉区	絹本著色証如上人像	平成 19 年 6 月 1 日	浄覚寺
市	絵画	板倉区	絹本著色法然上人像	平成 19 年 6 月 1 日	本覚寺
市	絵画	板倉区	絹本著色覚信尼像	平成 19 年 6 月 1 日	福因寺
市	絵画	板倉区	絹本著色十三仏図	平成 19 年 6 月 1 日	大廣寺
市	絵画	合併前上越市	絹本著色親鸞聖人御影	平成 25 年 1 月 25 日	常敬寺
市	絵画	合併前上越市	絹本著色蓮如上人影像	平成 25 年 1 月 25 日	常敬寺
市	彫刻	合併前上越市	銅造聖観音立像	昭和 48 年 4 月 13 日	国分寺
市	彫刻	合併前上越市	金銅阿弥陀如来立像	昭和 48 年 4 月 13 日	安養寺
市	彫刻	合併前上越市	関山系石佛	昭和 48 年 4 月 13 日	西光寺
市	彫刻	合併前上越市	木造地蔵菩薩立像	昭和 51 年 2 月 13 日	法光寺
市	彫刻	合併前上越市	木造聖徳太子立像	昭和 52 年 3 月 29 日	常敬寺
市	彫刻	合併前上越市	陀羅尼大仏「盧舎那仏」	昭和 57 年 2 月 24 日	国厳寺
市	彫刻	合併前上越市	木造狛犬	昭和 58 年 3 月 26 日	居多神社
市	彫刻	合併前上越市	木造十一面千手観音坐像	昭和 58 年 3 月 26 日	飯町内会
市	彫刻	合併前上越市	滝寺毘沙門天立像	昭和 61 年 1 月 7 日	滝寺町内会
市	彫刻	合併前上越市	五輪塔	平成 1 年 3 月 3 日	十念寺
市	彫刻	合併前上越市	伝親鸞聖人坐像	平成 5 年 2 月 22 日	国分寺
市	彫刻	合併前上越市	銅造観音像懸仏	平成 19 年 6 月 1 日	顕法寺（管理　上越市立歴史博物館）
市	彫刻	合併前上越市	銅造薬師如来像懸仏	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	彫刻	安塚区	銅造千手観音坐像	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	彫刻	安塚区	木造阿弥陀如来立像	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	彫刻	安塚区	木造随神坐像	平成 19 年 6 月 1 日	菱神社
市	彫刻	安塚区	木造阿弥陀如来立像	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺
市	彫刻	安塚区	銅造如来立像	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	彫刻	安塚区	木造狛犬	平成 19 年 6 月 1 日	安塚神社
市	彫刻	安塚区	鉄造観音立像	平成 19 年 6 月 1 日	円平坊自治会

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	彫刻	安塚区	銅造薬師如来立像	平成 19 年６月１日	菱神社
市	彫刻	安塚区	木造神像	平成 19 年６月１日	坊金神社
市	彫刻	安塚区	石造地蔵菩薩立像	平成 19 年６月１日	神明社
市	彫刻	浦川原区	木造薬師如来坐像	平成 19 年６月１日	顕聖寺
市	彫刻	浦川原区	木造狛犬	平成 19 年６月１日	白山神社
市	彫刻	浦川原区	木造天部仏頭	平成 19 年６月１日	白山神社
市	彫刻	浦川原区	銅造千手観音立像	平成 19 年６月１日	鞍馬寺
市	彫刻	大潟区	木造広目天倚像	平成 19 年６月１日	個人
市	彫刻	浦川原区	木造聖観音立像	平成 19 年６月１日	個人
市	彫刻	浦川原区	石造阿弥陀如来坐像	平成 19 年６月１日	法定寺
市	彫刻	浦川原区	石造仏頭	平成 19 年６月１日	法定寺
市	彫刻	大島区	木造迦哩迦尊者像 木造蘇頻陀尊者像 木造那伽犀那尊者像 木造金毘羅大権現像 木造木喰上人像	平成 19 年６月１日	大安寺
市	彫刻	大島区	木造吉祥天像	平成 19 年６月１日	個人
市	彫刻	大島区	木造観音立像	平成 19 年６月１日	竹林寺
市	彫刻	大島区	木造聖観音立像	平成 19 年６月１日	大安寺
市	彫刻	浦川原区	銅造十一面観音像懸仏	平成 19 年６月１日	大日庵
市	彫刻	牧　区	木造如来坐像	平成 19 年６月１日	上越市
市	彫刻	牧　区	木造聖観音立像	平成 19 年６月１日	倉下町内会（管理　牧歴史民俗資料館）
市	彫刻	大潟区	木造千手観音坐像	平成 19 年６月１日	瑞天寺
市	彫刻	大潟区	木造不動明王立像	平成 19 年６月１日	瑞天寺
市	彫刻	大潟区	木造聖観音坐像	平成 19 年６月１日	瑞天寺
市	彫刻	大潟区	木造毘沙門天立像	平成 19 年６月１日	瑞天寺
市	彫刻	大潟区	木造不動明王像	平成 19 年６月１日	円蔵寺
市	彫刻	大潟区	木造毘沙門天像	平成 19 年６月１日	円蔵寺
市	彫刻	頸城区	木造十一面観音坐像	平成 19 年６月１日	神田山神社
市	彫刻	頸城区	金銅如意輪観音像懸仏	平成 19 年６月１日	明蓮寺
市	彫刻	吉川区	木造阿弥陀如来坐像	平成 19 年６月１日	大光寺

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	彫刻	吉川区	木造阿弥陀如来坐像	平成 19 年 6 月 1 日	石谷町内会
市	彫刻	板倉区	木造大日如来坐像	平成 19 年 6 月 1 日	田屋町内会
市	彫刻	板倉区	針観音堂三十三観音石仏群	平成 19 年 6 月 1 日	針町内会
市	彫刻	板倉区	木造金剛力士立像	平成 19 年 6 月 1 日	大廣寺
市	彫刻	清里区	木造地蔵菩薩半跏像	平成 19 年 6 月 1 日	宝積寺
市	彫刻	清里区	金銅薬師如来像懸仏	平成 19 年 6 月 1 日	龍覚寺
市	彫刻	三和区	銅造阿弥陀如来立像	平成 19 年 6 月 1 日	西勝寺
市	彫刻	三和区	木造不動明王立像	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	彫刻	名立区	木造聖観音立像	平成 19 年 6 月 1 日	名立寺
市	彫刻	名立区	木造千手観音立像	平成 19 年 6 月 1 日	善興寺
市	彫刻	名立区	木造阿弥陀如来立像及両脇侍	平成 19 年 6 月 1 日	昌禅寺
市	工芸品	合併前上越市	青銅菊花文和鏡	昭和 48 年 4 月 13 日	西松野木町内会（管理　上越市立歴史博物館）
市	工芸品	合併前上越市	瑞泉寺　梵鐘	昭和 51 年 2 月 13 日	瑞泉寺
市	工芸品	合併前上越市	軍配	昭和 55 年 3 月 25 日	愛宕神社
市	工芸品	合併前上越市	神饌箱	昭和 59 年 12 月 24 日	個人
市	工芸品	合併前上越市	林西寺　旗指物	昭和 62 年 2 月 4 日	林西寺
市	工芸品	合併前上越市	織部柳図徳利	平成 2 年 3 月 5 日	上越市
市	工芸品	安塚区	槍身	平成 19 年 6 月 1 日	安塚神社
市	工芸品	安塚区	銅釣燈籠	平成 19 年 6 月 1 日	安塚神社
市	工芸品	吉川区	伝瑚海仲珊禅師袈裟　附納入袋	平成 19 年 6 月 1 日	雲門寺
市	工芸品	三和区	銅鏡	平成 19 年 6 月 1 日	風巻神社
市	書跡・典籍	合併前上越市	上杉謙信筆「第一義」額	昭和 50 年 3 月 27 日	林泉寺
市	書跡・典籍	合併前上越市	上杉謙信筆「春日山」額	昭和 50 年 3 月 27 日	林泉寺
市	書跡・典籍	合併前上越市	上杉謙信書翰	昭和 50 年 3 月 27 日	林泉寺
市	書跡・典籍	合併前上越市	榊原藩歴代藩主書跡	昭和 53 年 2 月 22 日	榊神社
市	書跡・典籍	合併前上越市	仁和寺宮染筆の額	昭和 56 年 3 月 26 日	瑞泉寺
市	書跡・典籍	合併前上越市	大般若経	平成 19 年 6 月 1 日	顕法寺（管理　上越市立歴史博物館）
市	書跡・典籍	安塚区	紙本墨書九字名号	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺
市	書跡・典籍	安塚区	紙本墨書俳諧三首	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺
市	書跡・典籍	安塚区	紙本墨書六字名号	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺
市	書跡・典籍	安塚区	御文	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	書跡・典籍	板倉区	紙本墨書十字名号	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	書跡・典籍	板倉区	紙本墨書六字名号	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	書跡・典籍	名立区	紙本墨書六字名号	平成 19 年 6 月 1 日	浄福寺
市	古文書	合併前上越市	居多神社文書	昭和 48 年 4 月 13 日 （追）平成 5 年 2 月 22 日 （追）平成 6 年 1 月 31 日	居多神社
市	古文書	合併前上越市	府中八幡宮文書	昭和 50 年 3 月 27 日	府中八幡宮（管理　上越市立歴史博物館）
市	古文書	合併前上越市	本誓寺文書	昭和 53 年 2 月 22 日 （追）昭和 54 年 2 月 22 日	本誓寺
市	古文書	合併前上越市	田端文書	昭和 53 年 2 月 22 日	仲町 3 丁目町内会（管理公文書センター）
市	古文書	合併前上越市	称念寺文書	昭和 55 年 3 月 25 日	称念寺
市	古文書	合併前上越市	瑞泉寺文書	昭和 56 年 3 月 26 日	瑞泉寺
市	古文書	合併前上越市	本覚坊文書	昭和 61 年 1 月 7 日	本覚坊
市	古文書	合併前上越市	上杉景勝朱印状	昭和 62 年 2 月 4 日	国分寺
市	古文書	合併前上越市	長尾能景書状	平成 11 年 3 月 30 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	上杉謙信書状	平成 11 年 3 月 30 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	上杉謙信書状	平成 11 年 3 月 30 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	上杉景勝書状	平成 11 年 3 月 30 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	上杉三郎景虎書状	平成 11 年 3 月 30 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	顕法寺文書	平成 19 年 6 月 1 日	顕法寺（管理　上越市立歴史博物館）
市	古文書	合併前上越市	小菅家文書	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	上江用水堀継裁許状	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	福永家文書	平成 25 年 1 月 25 日	上越市
市	古文書	合併前上越市	松平忠輝禁制	平成 26 年 11 月 20 日	栄樹寺
市	古文書	合併前上越市	森本家文書	平成 26 年 11 月 20 日	上越市
市	古文書	清里区	森家文書	平成 28 年 3 月 28 日	上越市
市	古文書	安塚区	享保十年仕置状	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	古文書	清里区	真荻平村宗門人別改帳	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	古文書	清里区	高澤村検地水帳	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	古文書	大潟区	戸澤村検地水帳	平成 19 年 6 月 1 日	個人

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	古文書	安塚区	妙高山先達定状	平成 19 年 6 月 1 日	菱神社
市	古文書	吉川区	上杉景虎書状	平成 19 年 6 月 1 日	雲門寺
市	古文書	板倉区	延徳二年御神明帳	平成 19 年 6 月 1 日	日吉神社
市	古文書	清里区	僧浄日記	平成 19 年 6 月 1 日	専福寺
市	古文書	合併前上越市	菅原神社文書	平成 19 年 6 月 1 日	菅原神社（管理　上越市立歴史博物館）
市	古文書	清里区	上原家文書	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	考古資料	合併前上越市	北塚出土品	昭和 59 年 4 月 1 日	上越市
市	考古資料	合併前上越市	銅印	平成 6 年 1 月 31 日	上越市
市	考古資料	合併前上越市	海獣葡萄鏡	平成 11 年 3 月 26 日	上越市
市	考古資料	安塚区	武将図鍔	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	考古資料	浦川原区	珠洲焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	鞍馬寺
市	考古資料	浦川原区	倉下経塚出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	浦川原区	顕聖寺遺跡出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	浦川原区	多嘴瓶	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	浦川原区	経筒	平成 19 年 6 月 1 日	法定寺
市	考古資料	浦川原区	銅鐘	平成 19 年 6 月 1 日	法定寺
市	考古資料	浦川原区	越前焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	法定寺
市	考古資料	大島区	珠洲焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	青白磁盒子	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	銅製経筒	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	珠洲焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	小硯	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	珠洲焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	一字一石経石	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	深鉢形土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	頸城区	木簡	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	吉川区	長峰遺跡出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	吉川区	八幡遺跡出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	小型石皿	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	磨製石斧	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	磨製石斧	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	深鉢形土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	深鉢形土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	考古資料	中郷区	把手付深鉢形土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	土偶	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	土偶	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	土偶	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	湯の沢Ｂ遺跡出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	飾玉	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	石冠	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	石鋸	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	石刀	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	中郷区	天目茶碗	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	板倉区	人柱人骨	平成 19 年 6 月 1 日	猿供養寺町内会
市	考古資料	板倉区	珠洲焼甕	平成 19 年 6 月 1 日	猿供養寺町内会
市	考古資料	板倉区	正浄寺跡出土銭	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	牧区	菅原古墳群出土品	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	清里区	黒保遺跡出土炉跡	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	清里区	金銅密教法具	平成 19 年 6 月 1 日	普泉寺
市	考古資料	名立区	有孔鍔付土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	考古資料	名立区	深鉢形土器	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	歴史資料	合併前上越市	茶糸素懸威黒塗桶側五枚胴具足　鉢巻型兜付	平成 26 年 11 月 20 日	榊神社
市	歴史資料	合併前上越市	榊原政岑五輪塔　附灯籠 2 基	平成 26 年 11 月 20 日	林泉寺
市	歴史資料	合併前上越市	船絵馬並びに船模型	平成 30 年 4 月 27 日	八坂神社、住吉神社、泉蔵院、諏訪神社、日野宮神社、明静院、劔神社・諏訪神社・飯縄神社合殿
市	歴史資料	合併前上越市	日本スキー関係資料	令和 3 年 10 月 25 日	上越市
市	歴史資料	安塚区	絹本著色釈迦如来説法図	平成 19 年 6 月 1 日	稱専寺
市	歴史資料	浦川原区	虫川の五輪塔	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	歴史資料	浦川原区	虫川の板碑	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	歴史資料	浦川原区	白山神社本殿棟札	平成 19 年 6 月 1 日	白山神社
市	歴史資料	浦川原区	下猪子田の板碑	平成 19 年 6 月 1 日	下猪子田町内会
市	歴史資料	浦川原区	蕨岡の板碑	平成 19 年 6 月 1 日	蕨岡町内会
市	歴史資料	浦川原区	大栃山の板碑	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	歴史資料	大島区	延宝八年高札	平成 19 年 6 月 1 日	個人

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	歴史資料	大島区	明和七年高札	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	柿崎区	密蔵院護摩堂外壁装飾	平成 19 年６月１日	密蔵院
市	歴史資料	柿崎区	十三仏　附厨子	平成 19 年６月１日	楞厳寺
市	歴史資料	頸城区	島田の五輪塔	平成 19 年６月１日	島田町内会
市	歴史資料	頸城区	頸城鉄道２号機関車	平成 25 年 12 月 25 日	頸城自動車(株)
市	歴史資料	吉川区	大乗寺の五輪塔	平成 19 年６月１日	大乗寺町内会
市	歴史資料	吉川区	顕法寺の板碑	平成 19 年６月１日	顕法寺
市	歴史資料	吉川区	鈴木昌司頌徳碑	平成 19 年６月１日	代石町内会
市	歴史資料	吉川区	鈴木昌司筆墨跡　附書簡５通	平成 19 年６月１日	上越市
市	歴史資料	吉川区	鈴木昌司筆扇	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	吉川区	報尽為期碑	平成 19 年６月１日	専徳寺
市	歴史資料	吉川区	鈴木昌司印章	平成 19 年６月１日	上越市
市	歴史資料	中郷区	片貝筆塚	平成 19 年６月１日	片貝町内会
市	歴史資料	中郷区	二本木宿の石柱	平成 19 年６月１日	二本木町内会
市	歴史資料	中郷区	馬躰説明書	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	中郷区	馬具	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	中郷区	壱岐文弥の墓	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	板倉区	恵信尼石塔	平成 19 年６月１日	本願寺国府別院
市	歴史資料	板倉区	紙本淡彩関田嶺修路図	平成 19 年６月１日	別所町内会
市	歴史資料	板倉区	関田嶺修路碑文	平成 19 年６月１日	別所町内会
市	歴史資料	板倉区	応永五年宝篋印塔	平成 19 年６月１日	猿供養寺町内会
市	歴史資料	板倉区	筒方の板碑	平成 19 年６月１日	筒方町内会
市	歴史資料	板倉区	浄覚寺本堂外部装飾	平成 19 年６月１日	浄覚寺
市	歴史資料	板倉区	元禄六年平塚神社分霊碑	平成 19 年６月１日	福王寺町内会
市	歴史資料	清里区	清里史蹟調査資料	平成 19 年６月１日	上越市
市	歴史資料	清里区	櫛池村道路元標	平成 19 年６月１日	上越市
市	歴史資料	名立区	竹田用水絵図	平成 19 年６月１日	上越市
市	歴史資料	名立区	竹田用水絵図	平成 19 年６月１日	個人
市	歴史資料	名立区	竹田用水絵図	平成 19 年６月１日	東蒲生田町内会
市	有形民俗	合併前上越市	俳諧奉納額	昭和 50 年３月 27 日	八坂神社
市	有形民俗	浦川原区	竜笛	平成 19 年６月１日	谷雅楽保存会
市	有形民俗	牧　区	真宗門徒仏壇	平成 19 年６月１日	上越市
市	有形民俗	牧　区	宇津俣の地蔵	平成 19 年６月１日	宇津俣町内会
市	有形民俗	大潟区	観音山三十三観音石仏群	平成 19 年６月１日	瑞天寺

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	有形民俗	吉川区	善徳寺の仏足石	平成 19 年 6 月 1 日	善徳寺
市	有形民俗	吉川区	町田閻魔堂の十王像	平成 19 年 6 月 1 日	町田町内会
市	有形民俗	吉川区	転輪寺の飯縄権現像	平成 19 年 6 月 1 日	転輪寺
市	有形民俗	中郷区	どぶね	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	有形民俗	中郷区	稲荷神社の庚申像	平成 19 年 6 月 1 日	稲荷神社
市	有形民俗	板倉区	大品百観音石仏群	平成 19 年 6 月 1 日	上関田町内会
市	有形民俗	板倉区	寛文二年庚申塔	平成 19 年 6 月 1 日	福王寺町内会
市	有形民俗	清里区	岡野町の市神	平成 19 年 6 月 1 日	岡野町町内会
市	有形民俗	三和区	井ノ口の雨乞い地蔵	平成 19 年 6 月 1 日	井ノ口町内会
市	有形民俗	三和区	越柳の雨乞い地蔵	平成 19 年 6 月 1 日	越柳町内会
市	有形民俗	名立区	竜宮の鐘	平成 19 年 6 月 1 日	宗龍寺
市	風俗慣習	合併前上越市	西横山の小正月行事	平成 7 年 2 月 22 日	西横山小正月行事保存会
市	風俗慣習	合併前上越市	一本杖スキー術	令和 3 年 10 月 25 日	レルヒの会
市	民俗芸能	合併前上越市	八社五社	昭和 49 年 3 月 11 日	八社五社保存会
市	民俗芸能	合併前上越市	米大舟	昭和 49 年 3 月 11 日	夷浜米大舟保存会　舟踊会
市	民俗芸能	合併前上越市	春駒	昭和 49 年 3 月 11 日	三郷松波会
市	民俗芸能	合併前上越市	獅子天狗舞	昭和 51 年 2 月 13 日	中正善寺獅子天狗舞保存会
市	無形民俗	浦川原区	飯室神楽	平成 19 年 6 月 1 日	飯室神楽保存会
市	無形民俗	浦川原区	月影雅楽	平成 19 年 6 月 1 日	月影雅楽保存会
市	無形民俗	牧　区	切光神楽	平成 19 年 6 月 1 日	切光神楽保存会
市	無形民俗	大潟区	土底浜米大舟	平成 19 年 6 月 1 日	大潟米大舟保存会
市	無形民俗	大潟区	八社五社	平成 19 年 6 月 1 日	大潟町八社五社保存会
市	無形民俗	大潟区	潟町米大舟	平成 19 年 6 月 1 日	大潟米大舟保存会
市	無形民俗	吉川区	十三夜	平成 19 年 6 月 1 日	十三夜保存会
市	無形民俗	中郷区	岡沢の春駒	平成 19 年 6 月 1 日	岡沢春駒民謡保存会
市	無形民俗	板倉区	関田神楽	平成 19 年 6 月 1 日	関田神楽保存会
市	無形民俗	板倉区	関田こうだいじ	平成 19 年 6 月 1 日	関田神楽保存会
市	無形民俗	板倉区	高野しげさ	平成 19 年 6 月 1 日	高野しげさ踊り保存会
市	無形民俗	清里区	梨平古代詞	平成 19 年 6 月 1 日	梨平古代詞保存会
市	無形民俗	三和区	岡田の春駒	平成 19 年 6 月 1 日	岡田郷土芸能保存会
市	無形民俗	三和区	井ノ口古代詞	平成 19 年 6 月 1 日	井ノ口郷土芸能保存会
市	無形民俗	名立区	祇園祭	平成 19 年 6 月 1 日	江野神社
市	無形民俗	名立区	森の獅子舞	平成 19 年 6 月 1 日	中部芸能保存会

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	無形民俗	名立区	折平の獅子舞	平成 19 年 6 月 1 日	折平芸能保存会
市	史跡	合併前上越市	越後国分寺境内	昭和 63 年 7 月 22 日	国分寺
市	史跡	合併前上越市	親鸞聖人本廟及び唐門	平成 2 年 11 月 30 日	浄興寺
市	史跡	安塚区	旧三国街道	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	史跡	浦川原区	虫川城跡	平成 19 年 6 月 1 日	虫川振興協議会
市	史跡	浦川原区	今熊窯跡	平成 19 年 6 月 1 日	今熊窯跡保存会
市	史跡	浦川原区	境原遺跡	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	史跡	大島区	板山洞窟石仏群	平成 19 年 6 月 1 日	板山町内会
市	史跡	吉川区	顕法寺城跡	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	吉川区	河沢塚	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	中郷区	藤沢一里塚	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	史跡	中郷区	小出雲坂と松並木	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	史跡	板倉区	聖の窟	平成 19 年 6 月 1 日	栗沢町内会
市	史跡	板倉区	箕冠城跡	平成 19 年 6 月 1 日	上越市ほか
市	史跡	板倉区	増村朴斎公宅跡	平成 19 年 6 月 1 日	上越市
市	史跡	板倉区	塚之宮古墳	平成 19 年 6 月 1 日	塚之宮八幡宮
市	史跡	板倉区	山寺薬師境内並びに杉並木	平成 19 年 6 月 1 日	東山寺町内会
市	史跡	清里区	京ヶ岳城跡	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	清里区	黒保遺跡	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	清里区	菅原古墳群第１号墳　附　同第 16 号墳移転復元石室１基	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	三和区	末野須恵器窯跡群	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	三和区	川浦代官所跡	平成 19 年 6 月 1 日	番町町内会
市	史跡	三和区	大間城跡	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	名立区	岩屋堂観音堂	平成 19 年 6 月 1 日	名立寺
市	史跡	名立区	いわおの石仏群	平成 19 年 6 月 1 日	下瀬戸町内会
市	史跡	名立区	石油発掘井戸跡	平成 19 年 6 月 1 日	個人
市	史跡	名立区	名立崩れ	平成 19 年 6 月 1 日	名立小泊町内会
市	天然記念物	合併前上越市	最賢寺の大イチョウ	平成 14 年 7 月 25 日	個人
市	天然記念物	合併前上越市	お諏訪さんの大ケヤキ	平成 14 年 7 月 25 日	お諏訪さんの大ケヤキ保存会
市	天然記念物	安塚区	城山の大ケヤキ	平成 19 年 6 月 1 日	直峰城跡保存会
市	天然記念物	大島区	深沢諏訪神社の大ケヤキ	平成 19 年 6 月 1 日	諏訪神社
市	天然記念物	牧　区	琴毘沙神社の大ケヤキ	平成 19 年 6 月 1 日	琴毘羅社

指定者	種　別	所在地	名　　称	指定年月日	所有者・管理者
市	天然記念物	牧　区	小川の大スギ	平成 19 年６月１日	風巻神社
市	天然記念物	柿崎区	ハマナス群生地	平成 19 年６月１日	上越市
市	天然記念物	大潟区	瑞天寺のイチョウ	平成 19 年６月１日	瑞天寺
市	天然記念物	板倉区	塚之宮八幡宮社叢林	平成 19 年６月１日	塚之宮八幡宮
市	天然記念物	板倉区	黒倉山山腹のミズバショウ群生地	平成 19 年６月１日	上越市
市	天然記念物	板倉区	黒倉山山腹のモリアオガエル生息地	平成 19 年６月１日	上越市ほか
市	天然記念物	板倉区	関田八幡宮の大スギ	平成 19 年６月１日	上関田町内会
市	天然記念物	板倉区	日吉神社の大スギ	平成 19 年６月１日	日吉神社
市	天然記念物	板倉区	田屋鴨井家のゴヨウマツ	平成 19 年６月１日	個人
市	天然記念物	板倉区	日吉神社社叢林	平成 19 年６月１日	日吉神社
市	天然記念物	清里区	高禅寺のスギ・シンパク	平成 19 年６月１日	高禅寺
市	天然記念物	清里区	岡野町の大ケヤキ	平成 19 年６月１日	岡野町町内会
市	天然記念物	三和区	風巻神社のブナ林	平成 19 年６月１日	風巻神社
市	天然記念物	三和区	風巻神社のエドヒガン	平成 19 年６月１日	風巻神社
市	天然記念物	三和区	フサタヌキモ群生地	平成 19 年６月１日	所山田町内会
市	天然記念物	三和区	谷内池とオニバス	平成 19 年６月１日	島倉町内会
市	天然記念物	三和区	よしだの谷内と水生植物群	平成 19 年６月１日	個人
市	天然記念物	三和区	こんやの谷内と水生植物群	平成 19 年６月１日	個人
市	天然記念物	名立区	ニホンマメシジミ生息地	平成 19 年６月１日	不動生産森林組合
市	天然記念物	名立区	夫婦モチノキ	平成 19 年６月１日	名立寺
市	天然記念物	名立区	イワヘゴ自生地	平成 19 年６月１日	個人
市	天然記念物	名立区	コゴメウツギ自生地	平成 19 年６月１日	個人ほか

（原子力災害対策関係）

第４部　基礎データ

４－１　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所施設の概要

		1　号　機	2・3・4・5号機	6・7　号　機
電気出力		110万kW		135.6万kW
原子炉	型式	沸騰水型軽水炉（BWR-5）		改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
	熱出力	329.3万kW		392.6万kW
	圧力	約6.93MPa		約7.07 MPa
	温度	約286℃		約287℃
	冷却水再循環方式	再循環ポンプ2台＋ジェットポンプ20台		インターナルポンプ10台
圧力容器	高さ	約22m		約21m
	内径	約6.4m		約7.1m
	最少肉厚	約160mm		約170mm
	全重量	約750t		約910t
格納容器	型式	MARKⅡ （鋼製円すい型）	MARKⅡ改良型 （鋼製つりがね型）	RCCV （鉄筋コンクリート製 鋼製内張円筒型）
	円筒部直径	約26m	約29m	
	高さ	約47m	約48m	約36m
タービン	型式	くし型6流排気式		くし型6流排気再熱再生復水式
	蒸気圧力	約6.55MPa		約6.69MPa
	蒸気温度	282℃		284℃
	最終段翼長	41inch		52inch

燃料	種類	二酸化ウラン	
	全ウラン	約 132t	約 150t
	集合体	764 体	872 体
制御棒	本数	185 本	205 本
	駆動機構	水圧駆動	水圧駆動＋電動駆動
排気筒高さ(排気口高さ)		標高　約 160m	標高　約 85m
海水冷却水量		約 78 ㎥/秒	約 92 ㎥/秒

営業運転開始年月日

1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
1985 年 9 月 18 日	1990 年 9 月 28 日	1993 年 8 月 11 日	1994 年 8 月 11 日	1990 年 4 月 10 日	1996 年 11 月 7 日	1997 年 7 月 2 日

【出典】新潟県地域防災計画　原子力災害対策編　資料編

４－２　新潟県における原子力災害対策重点区域

＜　原子力災害対策重点区域　＞

区　分	範　囲	対象市町村
予防的防護措置を準備する区域：ＰＡＺ （Precautionary Action Zone）	発電所を中心とする半径 おおむね５キロメートル圏	柏崎市 刈羽村
緊急防護措置を準備する区域：ＵＰＺ （Urgent Protective action Planning Zone）	発電所を中心とする半径 おおむね５～30 キロメートル圏	柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画

《　参考　》

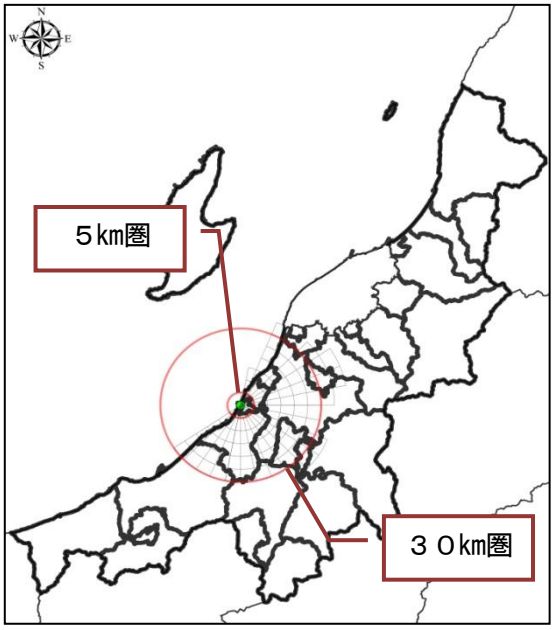

左図は、PAZ 及び UPZ のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

【出典】原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針　Ver.2

４－３　原子力災害対策重点区域の人口

令和７年４月１日現在

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に充実すべき区域	人口（人）
PAZ	柏崎市	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区	13,900
	刈羽村	村内全域	4,300
	小　計（A）		18,200

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に充実すべき区域	人口（人）
UPZ	柏崎市	PAZ を除く市内全域	61,900
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	239,100
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	300
	見附市	市内全域	37,800
	小千谷市	市内全域	32,400
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、松代地域の一部	5,500
	上越市	柿崎区及び吉川区の全域 浦川原区、大島区、大潟区の区域の一部	12,300
	出雲崎町	町内全域	4,000
	小　計（B）		393,300
合　計（A＋B）			411,500

※　人口の算出条件：100 人単位として、100 人未満の場合は切り上げ

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画

４－４　32方位・５ｋｍ同心円メッシュ図

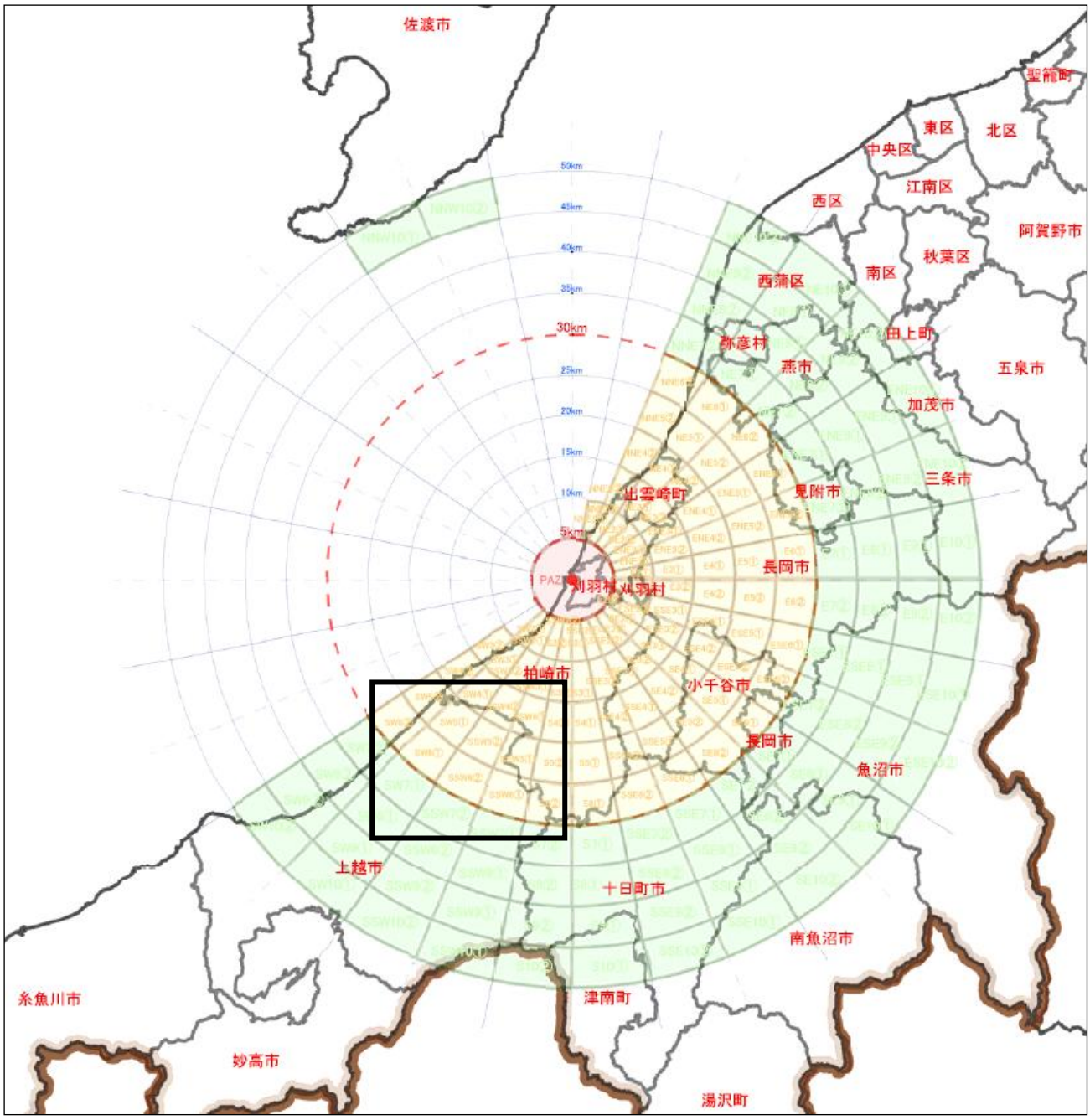

方位は、原子力発電所の中心から32方位とする。
また、原子力発電所から5kmごとに同心円を描き、2～10までの番号で示す。そして、方位と番号の組合せで区域名を示す。同じ区域名のうち、時計回りに①、②の番号で示す。

（例）「ENE3②」は原子力発電所からENE方向の10～15kmで、南側の区域を表す。

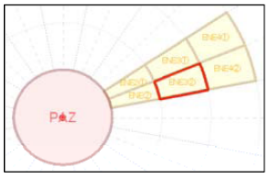

柏崎刈羽原子力発電所の中心の考え方は、「１号機及び２号機の排気筒」と、「５号機の排気筒」を結んだ中間点とする。（新潟県原子力安全対策課に確認）

【出典】
実効性のある避難計画（暫定版）～避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方～―資料編―

◆　32 方位・５ｋｍ同心円メッシュ図（上越市域ＵＰＺ拡大）

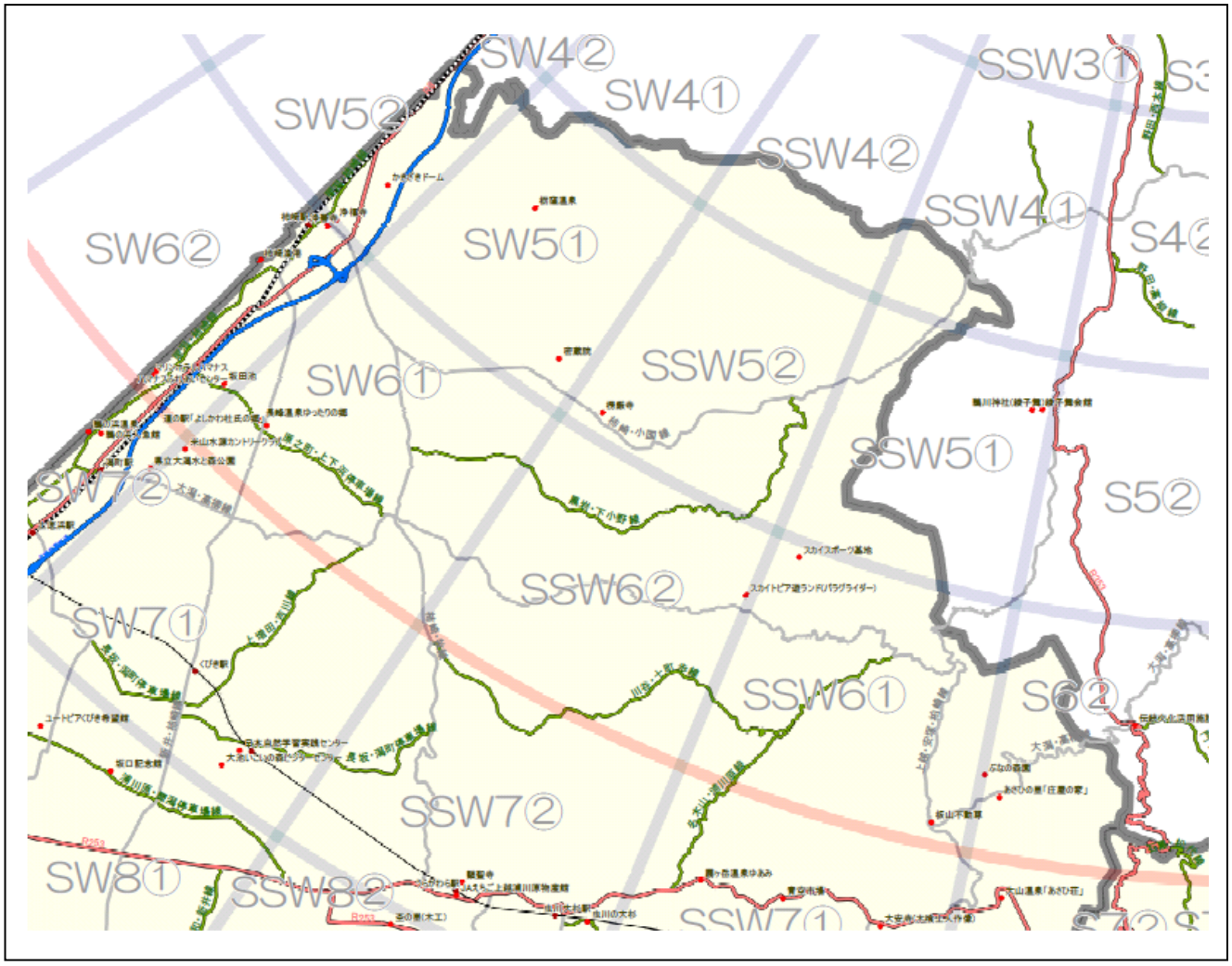

４－５　小・中学校、保育所等一覧

（令和８年４月１日現在）

【小・中学校】

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号 (UPZ 内)
高田区	大手町小学校	大手町 2-20	025-524-6160	
	東本町小学校	東本町 2-2-7	025-523-2446	
	南本町小学校	南本町 3-9-1	025-523-2445	
	上越教育大学附属小学校	西城町 1-7-1	025-523-3610	
	大町小学校	大町 3-2-32	025-523-7245	
	城北中学校	栄町 4-24	025-523-7266	
	城東中学校	本城町 4-60	025-522-1168	
	城西中学校	南新町 3-3	025-523-7222	
	上越教育大学附属中学校	本城町 6-2	025-523-5313	
新道区	富岡小学校	大字富岡 3117	025-523-2843	
	稲田小学校	稲田 1-6-7	025-523-2864	
金谷区	黒田小学校	大字黒田 463-1	025-523-3811	
	飯小学校	大字飯 1946	025-523-3810	
	高田西小学校	大貫 2-1-1	025-525-1501	
諏訪区	諏訪中学校	大字上真砂 2040	025-520-5041	
和田区	和田小学校	大字上箱井 202	025-523-3330	
	大和小学校	大和 2-13-3	025-523-5392	
津有区	戸野目小学校	大字戸野目 682	025-524-1275	
	上雲寺小学校	大字上雲寺 16	025-528-4055	
	雄志中学校	大字下池部 707	025-523-2404	
春日区	春日小学校	大豆 1-13-11	025-523-3859	
	高志小学校	木田 3-1-25	025-523-3858	
	春日中学校	春日野 1-9-3	025-522-4811	
高士区	高士小学校	大字高津 49	025-528-4014	
直江津区	直江津小学校	住吉町 3-5	025-543-2645	
	直江津南小学校	中央 1-7-1	025-543-2219	
	国府小学校	五智 4-1-10	025-543-2484	
	直江津中学校	西本町 4-15-2	025-543-2701	
	直江津中等教育学校	西本町 4-20-1	025-543-2325	

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号 (UPZ 内)
有田区	有田小学校	大字安江 42	025-531-3055	
	春日新田小学校	大字春日新田 1274	025-543-4256	
	直江津東中学校	大字安江 282-1	025-543-2729	
八千浦区	八千浦小学校	大字下荒浜 782-1	025-543-2784	
	八千浦中学校	大字下荒浜 879	025-543-2783	
保倉区	保倉小学校	大字上吉野 146-2	025-520-2050	
北諏訪区	北諏訪小学校	大字上千原 165	025-543-3514	
谷浜・桑取区	谷浜小学校	大字有間川 445	025-546-2012	
	潮陵中学校	大字西戸野 24	025-546-2011	
安塚区	安塚小学校	安塚区安塚 2575	025-592-2017	
浦川原区	浦川原小学校	浦川原区横川 321	025-599-2200	
	東頸中学校	浦川原区顕聖寺 350	025-599-2230	
大島区	大島小学校	大島区大平 3735	025-594-3132	
牧区	牧小学校	牧区国川 1550-1	025-533-5009	
	牧中学校	牧区小川 1752	025-533-5023	
柿崎区	柿崎小学校	柿崎区柿崎 601-1	025-536-3126	SW6②
	上下浜小学校	柿崎区上下浜 569	025-536-2382	SW6②
	下黒川小学校	柿崎区柳ケ崎 707	025-536-2467	SW6①
	柿崎中学校	柿崎区法音寺 392-1	025-536-2496	SW5②
大潟区	大潟町小学校	大潟区土底浜 1621	025-534-2028	
	大潟町中学校	大潟区潟町 575	025-534-2135	
頸城区	南川小学校	頸城区上吉 414	025-530-2027	
	大瀁小学校	頸城区百間町 1134	025-530-2018	
	明治小学校	頸城区日根津 2929	025-530-2406	
	頸城中学校	頸城区潟口 60	025-530-2405	
吉川区	吉川小学校	吉川区原之町 1819-1	025-548-2014	SW6①
	吉川中学校	吉川区下町 1130	025-548-2017	SW6①
中郷区	中郷小学校	中郷区二本木 704	0255-74-2010	
	中郷中学校	中郷区二本木 663	0255-74-2032	
板倉区	板倉小学校	板倉区針 1129	0255-78-2004	
	豊原小学校	板倉区高野 730-4	0255-78-2006	
	板倉中学校	板倉区針 1034-1	0255-78-2013	

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号(UPZ 内)
清里区	清里小学校	清里区岡嶺新田 180	025-528-4634	
	清里中学校	清里区岡野町 1525	025-528-4068	
三和区	三和小学校	三和区鴨井 710	025-532-2014	
	三和中学校	三和区島倉 2267	025-532-2024	
名立区	宝田小学校	名立区車路 290	025-531-6222	
	名立中学校	名立区赤野俣 532-1	025-537-2204	

【保育所・幼稚園・認定こども園】

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号(UPZ 内)
高田区	南新町保育園	南新町 2-15	025-523-4847	
	東本町保育園	東本町 3-6-27	025-523-3767	
	認定こども園高田大谷保育園	寺町 2-24-8	025-523-5578	
	認定こども園こがね保育園	京田 132-10	025-523-6206	
	認定こども園ひがししろこども園	東城町 1-2-5	025-523-4846	
	認定こども園マリア愛児園	西城町 2-3-12	025-523-6006	
	認定こども園和同保育園	仲町 6-4-28	025-523-3583	
	高田幼稚園	大手町 5-37	025-523-2895	
	幼保連携型認定こども園明照幼稚園	寺町 3 丁目 8-20	025-525-1500	
	認定こども園もみじ幼稚園	西城町 3 丁目 9-17	025-523-2463	
	認定こども園上越カトリック天使幼稚園	西城町 2 丁目 4-4	025-523-5071	
	いずみアイこども園	南新町 1-5	025-524-1177	
新道区	稲田保育園	稲田 1-6-1	025-523-3598	
	子安保育園	大字鴨島 298-2	025-525-8416	
	富岡保育園	大字富岡 3003-12	025-522-4860	
	認定こども園なかよし保育園	稲田 3-6-6	025-523-2338	
金谷区	認定こども園ほたる保育園	飯 1955	025-523-3451	
	くろだ保育園	黒田 601	025-523-4413	
	認定こども園城西保育園	上中田 1134-7	025-524-7332	
	森のこども園てくてく	下正善寺 527	025-520-9122	
諏訪区	諏訪保育園	大字上真砂 32-2	025-520-2532	
和田区	大和保育園	大和 2-12-43	025-524-6770	
	和田保育園	大字上箱井 552-1	025-525-7180	
津有区	戸野目保育園	大字戸野目 136	025-524-1403	
	上雲寺保育園	大字上雲寺 3	025-528-4478	

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号 (UPZ 内)
春日区	つちはしこども園	土橋 2455	025-522-6301	
	認定こども園かすが保育園	春日山町 1-3-23	025-524-1404	
	たちばな春日認定こども園	春日山町 3-1-39	025-522-3304	
	大曲こども園	新光町 1-10-14	025-525-7181	
	高志こども園	木田新田 1-1-7	025-525-7141	
	上越教育大学附属幼稚園	山屋敷町 1	025-521-3697	
三郷区	三郷保育園	大字本長者原 118-4	025-524-1402	
高士区	高士保育園	大字飯田 1322-1	025-528-4130	
直江津区	認定こども園五智保育園	五智 3-20-2	025-543-2561	
	なおえつにこにこども園	西本町 4-17-6	025-544-7082	
	たちばな認定こども園	中央 1-14-31	025-520-9125	
	認定こども園聖母マリアこども園	五智 1-5-3	025-543-4363	
	真行寺幼稚園	中央 5-1-1	025-543-2829	
有田区	有田保育園	安江 1-6-30	025-543-7595	
	認定こども園下門前保育園	下門前 1930	025-543-3133	
	認定こども園マハヤナ幼稚園 ミルフィーユ保育園	下門前 1817	025-545-0881 025-543-3636	
	門前にこにこ保育園	下門前 1910	025-545-6600	
	認定こども園聖上智オリーブこども園	春日新田 2-9-7	025-543-3804	
八千浦区	夷浜保育園	大字夷浜 154	025-543-2540	
	やちほ保育園	大字上荒浜 41-1	025-543-5316	
保倉区	保倉保育園	大字下吉野 403	025-520-2004	
北諏訪区	北諏訪保育園	大字上千原 580	025-543-3518	
谷浜・桑取区	たにはま保育園	有間川 424-1	025-546-2277	
安塚区	安塚保育園	安塚区安塚 1341-5	025-592-2021	
浦川原区	うらがわら保育園	浦川原区顕聖寺 767	025-595-3301	
大島区	大島保育園	大島区大平 5114-1	025-594-3032	
牧区	牧保育園	牧区小川 1802-1	025-533-5139	
柿崎区	柿崎第一保育園	柿崎区柿崎 5866-1	025-536-2563	SW6②
	柿崎第二保育園	柿崎区柿崎 7051-1	025-536-2025	SW5②
	上下浜保育園	柿崎区上下浜 446	025-536-2105	SW6②
	下黒川保育園	柿崎区下小野 1509	025-536-2466	SW6①
大潟区	まつかぜ保育園	大潟区九戸浜 374-甲	025-534-2871	
	はまっこ保育園	大潟区土底浜 1889-1	025-534-2413	
頸城区	南川保育園	頸城区上吉 1787-1	025-530-3778	

地区	名　　称	住　　所	電話番号	ﾒｯｼｭ番号 (UPZ 内)
	大潅保育園	頸城区千原 135	025-530-2008	
	明治保育園	頸城区手島 241	025-530-2413	
吉川区	認定こども園よしかわ保育園	吉川区原之町 1819-1	025-548-2133	SW6①
中郷区	中郷保育園	中郷区八斗蒔 178-2	025-574-2029	
板倉区	いたくら保育園	板倉区針 668-3	0255-78-2190	
清里区	きよさと保育園	清里区岡嶺新田 57	025-528-3205	
三和区	さんわ認定こども園	三和区浮島 57	025-532-2123	
名立区	名立たちばな保育園	名立区名立大町 205	025-530-7245	

４－６　緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）内の要配慮者施設

（令和８年４月１日現在）

地区	区分	名　称	住　所	電話番号	定員（人）	ﾒｯｼｭ番号
柏崎区	認可保育所	柏崎第一保育園	柏崎区柏崎 5866-1	025-536-2563	100	SW6②
		柏崎第二保育園	柏崎区柏崎 7051-1	025-536-2025	80	SW5②
		下黒川保育園	柏崎区下小野 1509	025-536-2466	30	SW6①
		上下浜保育園	柏崎区上下浜 446	025-536-2105	30	SW6②
	総合福祉・高齢者福祉施設等	柏崎地域包括支援センター	柏崎区柏崎 5548	025-536-6312	－	SW5②
		柏崎第１デイサービスセンター	柏崎区柏崎 5548	025-536-6311	30	SW5②
		特別養護老人ホームよねやまの里	柏崎区柏崎 6414-1	025-536-4400	100	SW5②
		短期入所施設よねやまの里	柏崎区柏崎 6414-1	025-536-4400	20	SW5②
		かきざき福祉センター	柏崎区柏崎 558-1	025-536-3652	－	SW6②
		あたごデイサービス柏崎	柏崎区直海浜 1445-10	025-536-6390	25	SW6②
		グループホーム癒しの家「柏崎」	柏崎区芋島新田 184-3-内	025-536-5003	18	SSW5②
		介護老人保健施設サンクス米山	柏崎区上下浜 219-5	025-536-6622	100	SW6②
		短期入所療養施設サンクス米山	柏崎区上下浜 219-5	025-536-6622	空床利用	SW6②
		通所リハビリテーション サンクス米山	柏崎区上下浜 219-5	025-536-6622	30	SW6②
		ショートステイかきざき	柏崎区馬正面 1176-1	025-535-2270	30	SW6②
		小規模多機能型居宅介護 あったかほーむ柏崎	柏崎区柏崎 1188-1	025-536-6555	－	SW5①
	障害者福祉施設等	ふれんどり～ミルはまなす	柏崎区柏崎 6406	025-536-6200	37	SW6②
		ショートステイサンクス柏崎	柏崎区柏崎 644-8	025-535-2510	－	SW6②
		柏崎ふれんどり～ホームうらはま	柏崎区柏崎 6248-1	025-536-6322	5	SW5②
		いんくる上越かきざきの家	柏崎区直海浜 586-16	025-512-0382	6	SW6②
大潟区	総合福祉・高齢者福祉施設等	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区雁子浜 305-41	025-534-6805	－	SW7②
	障害者福祉施設等	コーポあおぞら	大潟区雁子浜 310-12	025-534-3100	6	SW7②

地区	区分	名　称	住　所	電話番号	定員（人）	ﾒｯｼｭ番号
吉川区	認可保育所	よしかわ保育園	吉川区原之町 1819-1	025-548-2133	15	SW6①
	総合福祉・高齢者福祉施設等	吉川地域包括支援センター	吉川区原之町 1819-1	025-548-3030	－	SW6①
		特別養護老人ホーム ほほ笑よしかわの里	吉川区原之町 1819-1	025-548-3600	40	SW6①
		吉川デイサービスセンター あじさいの家	吉川区原之町 1819-1	025-548-2388	18	SW6①
		愛の家グループホーム上越吉川	吉川区下町 1511	025-539-3255	18	SW6①
		デイサービスいこいの里あさひ	吉川区梶字屋敷 2084-1	025-539-3148	26	SW6①
		短所入居施設いこいの里あさひ	吉川区梶字屋敷 2084-1	025-539-3148	15	SW6①
	障害者福祉施設等	ふれんどり～ライフよしかわ	吉川区原之町 1819-1	025-548-3454	20	SW6①
		ワークセンターよしかわ	吉川区原之町 2039-1	025-548-3737	10	SW6①
		ショートステイおおすぎ	吉川区河沢 633	025-512-5740	2	SSW6②
		いこいの里あさひ	吉川区梶 2084-1	025-539-3148	－	SW6①
		いわい	吉川区河沢 633	025-512-5740	4	SSW6②

４－７　交通輸送手段

民間が所有するバスについて（営業所の所在地別）

（令和７年９月 30 日時点）

事業者	所在市町村	車輌数（台）							座席数〔試算〕（席）※						
		乗合	貸切	内訳				合計	乗合	貸切	内訳				合計
				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ	
越後交通㈱	長岡市	214	80	59	21	0	0	294	6,420	3,222	2,655	567	0	0	9,642
越佐観光バス㈱		0	38	9	5	24	0	38	0	1,044	405	135	504	0	1,044
長岡市　計		214	118	68	26	24	0	332	6,420	5,877	3,060	702	504	0	10,686
新潟交通㈱	新潟市	362	6	6	0	0	0	368	10,860	270	270	0	0	0	11,130
新潟交通観光バス㈱		82	100	69	12	16	3	182	2,460	3,807	3,105	324	336	42	6,267
アイ・ケーアライアンス㈱		13	14	9	2	2	1	27	390	515	405	54	42	14	905
日の出交通㈱		0	13	7	1	5	0	13	0	447	315	27	105	0	447
ドリーム観光バス㈱		0	12	8	1	3	0	12	0	450	360	27	63	0	450
㈱上信観光バス		0	10	0	2	8	0	10	0	222	0	54	168	0	222
新潟第一観光バス㈱		0	18	8	6	4	0	18	0	606	360	162	84	0	606
フィールド観光㈱		2	10	6	2	2	0	12	60	366	270	54	42	0	426
㈲日本海バス		0	9	6	1	2	0	9	0	339	270	27	42	0	339
㈲きょうどう観光バス		0	10	6	2	2	0	10	0	366	270	54	42	0	366
㈲越王観光バス		0	6	5	1	0	0	6	0	252	225	27	0	0	252
㈱はるかぜツアー		0	10	4	2	3	1	10	0	311	180	54	63	14	311
WILLER EXPRESS㈱新潟営業所		16	0	0	0	0	0	16	480	0	0	0	0	0	480
富士タクシー㈱		0	3	0	0	3	0	3	0	63	0	0	63	0	63
新潟市　計		475	221	134	32	50	5	696	14,250	8,014	6,030	864	1,050	70	22,264

事業者	所在市町村	車輌数（台）							座席数〔試算〕（席）※						
		乗合	貸切	内訳				合計	乗合	貸切	内訳				合計
				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ	
頸城自動車㈱	上越市	57	35	29	4	2	0	92	1,710	1,455	1,305	108	42	0	3,165
くびき野バス㈱		18	11	1	5	5	0	29	540	285	45	135	105	0	825
頸北観光バス㈱		14	5	1	2	2	0	19	420	141	45	54	42	0	561
東頸バス㈱		8	2	0	0	2	0	10	240	42	0	0	42	0	282
直江津観光㈲		0	18	11	3	4	0	18	0	660	495	81	84	0	660
上越市　計		97	71	42	14	15	0	168	2,910	2,583	1,890	378	315	0	5,493
柏崎交通㈱	柏崎市	1	25	11	13	1	0	26	30	867	495	351	21	0	897
柏崎市　計		1	25	11	13	1	0	26	30	867	495	351	21	0	897
新栄建設㈱観光部	三条市	0	8	3	4	1	0	8	0	264	135	108	21	0	264
中越交通㈱		0	7	4	1	2	0	7	0	249	180	27	42	0	249
日の丸観光タクシー㈱		0	6	0	0	5	1	6	0	119	0	0	105	14	119
新潟新興交通㈲		0	19	3	3	13	0	19	0	489	135	81	273	0	489
三条市　計		0	40	10	8	21	1	40	0	1,121	450	216	441	14	1,121
㈲シティバス	新発田市	0	25	4	6	15	0	25	0	657	180	162	315	0	657
㈱北新バス		0	15	11	1	3	0	15	0	585	495	27	63	0	585
㈲高砂観光バス		0	17	7	3	6	1	17	0	536	315	81	126	14	536
新発田市　計		0	57	22	10	24	1	57	0	1,778	990	270	504	14	1,778
小千谷観光バス㈱	小千谷市	4	18	14	2	2	0	22	120	726	630	54	42	0	846
小千谷タクシー㈱		0	3	0	0	3	0	3	0	63	0	0	63	0	63
小千谷市　計		4	21	14	2	5	0	25	120	789	630	54	105	0	909
㈱当間高原リゾート	十日町市	0	5	0	2	2	1	5	0	110	0	54	42	14	110
十日町市　計		0	5	0	2	2	1	5	0	110	0	54	42	14	110

事業者	所在市町村	車輌数（台）							座席数〔試算〕（席）※						
		乗合	貸切	内訳				合計	乗合	貸切	内訳				合計
				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ	
㈲ひまわり観光	見附市	0	11	4	2	5	0	11	0	339	180	54	105	0	339
見附市　計		0	11	4	2	5	0	11	0	339	180	54	105	0	339
村上自動車㈱	村上市	0	21	6	7	8	0	21	0	627	270	189	168	0	627
大滝自動車工業㈱		0	17	4	5	7	1	17	0	476	180	135	147	14	476
村上市　計		0	38	10	12	15	1	38	0	1,103	450	324	315	14	1,103
ウエスト観光バス㈱	燕市	10	6	3	1	2	0	16	300	204	135	27	42	0	504
燕市　計		10	6	3	1	2	0	16	300	204	135	27	42	0	504
糸魚川バス㈱	糸魚川市	28	6	3	2	0	1	34	840	203	135	54	0	14	1,043
糸魚川市　計		28	6	3	2	0	1	34	840	203	135	54	0	14	1,043
頸南バス㈱	妙高市	6	15	8	4	3	0	21	180	531	360	108	63	0	711
㈱妙高ハブネット		0	22	13	5	4	0	22	0	804	585	135	84	0	804
妙高市　計		6	37	21	9	7	0	43	180	1,335	945	243	147	0	1,515
蒲原鉄道㈱	五泉市	1	20	10	2	8	0	21	30	672	450	54	168	0	702
泉観光バス㈱		14	15	3	5	7	0	29	420	417	135	135	147	0	837
五泉市　計		15	35	13	7	15	0	50	450	1,089	585	189	315	0	1,539
㈱宇尾野設計・機工	阿賀野市	0	15	5	5	4	1	15	0	458	225	135	84	14	458
阿賀野市　計		0	15	5	5	4	1	15	0	458	225	135	84	14	458
新潟交通佐渡㈱	佐渡市	47	18	14	3	1	0	65	1,410	732	630	81	21	0	2,142
㈱吉田家ホテル		0	5	4	1	0	0	5	0	207	180	27	0	0	207
信栄バス㈱		0	5	1	1	2	1	5	0	128	45	27	42	14	128
佐渡市　計		47	28	19	5	3	1	75	1,410	1,067	855	135	63	14	2,477
山峡交通㈱	魚沼市	0	8	3	2	3	0	8	0	252	135	54	63	0	252
魚沼市　計		0	8	3	2	3	0	8	0	252	135	54	63	0	252

事業者	所在市町村	車輌数（台）							座席数〔試算〕（席）※						
		乗合	貸切	内訳				合計	乗合	貸切	内訳				合計
				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ				大型	中型	小型	ｺﾐｭｰﾀｰ	
南越後観光バス㈱	南魚沼市	53	37	23	7	7	0	90	1,590	1,371	1,035	189	147	0	2,961
昭和観光㈱		0	12	8	2	1	1	12	0	449	360	54	21	14	449
銀嶺タクシー㈱		0	13	6	2	3	2	13	0	415	270	54	63	28	415
㈱魚沼中央トランスポート		0	19	11	2	3	3	19	0	654	495	54	63	42	654
浦佐タクシー㈱		1	5	0	0	4	1	6	30	98	0	0	84	14	128
南魚沼市　計		54	86	48	13	18	7	140	1,620	2,987	2,160	351	378	98	4,607
㈱KSホールディングス	胎内市	0	20	4	9	7	0	20	0	432	180	189	63	0	432
魚沼市　計		0	20	4	9	7	0	20	0	432	180	189	63	0	432
㈱聖篭タクシー	聖籠町	0	4	0	1	3	0	4	0	90	0	27	63	0	90
㈲八千代レンタ・リース		0	11	7	2	2	0	11	0	411	315	54	42	0	411
聖籠町　計		0	15	7	3	5	0	15	0	501	315	81	105	0	501
㈲ゆきつばき観光	田上町	0	13	9	1	3	0	13	0	495	405	27	63	0	495
田上町　計		0	13	9	1	3	0	13	0	495	405	27	63	0	495
㈱東蒲観光バス	阿賀町	1	9	0	1	6	2	10	30	181	0	27	126	28	211
阿賀町　計		1	9	0	1	6	2	10	30	181	0	27	126	28	211
合計	56社	952	885	450	179	235	21	1,837	28,560	30,174	20,250	4,779	4,851	294	58,734

※座席数〔試算〕は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数（令和７年９月30日現在）に、新潟県において次の座席数をそれぞれ乗じて試算したもの

（乗合30席、大型45席、中型27席、小型21席、コミューター14席、特定除く）

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画

（原子力災害対策関係）

第５部　安全協定・基準等

５－１　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

上越市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する上越市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

第１条　甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。

ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。

２　連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。

３　連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

第２条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

⑴　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合

⑵　原災法第１０条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

⑶　原災法第１５条第１項各号に掲げる場合

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。

⑴　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第１３４条の規定により原子力規制委員会に報告する場合

⑵　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成２４年経済産業省令第７１号）第３条又は電気関係報告規則（昭和４０年通商産業省令第５４号）第３条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合

⑶　原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合

⑷　原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、５パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合

⑸　気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合

⑹　核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合

⑺　核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
⑻　乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第１号に該当するときを除く。）
⑼　放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
⑽　発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
⑾　発電所周辺における震度３以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
⑿　原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）
⒀　原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
⒁　前２号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）
⒂　保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
⒃　気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
⒄　機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合
⒅　従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
⒆　原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
⒇　原子炉等の内部で異物を発見した場合
(21)　発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
(22)　前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合

３　通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

第３条　甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。

２　乙は、前項の現地確認に協力するものとする。

３　甲及び乙は、第１項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

４　現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）
第４条　発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）
第５条　この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

（協定の効力等）
第６条　この協定は、平成２５年１月９日から効力を生ずるものとする。
２　甲と乙が平成２４年２月９日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成２５年１月８日限り廃止する。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年１月９日

甲　上越市
上越市長　　村　山　秀　幸

乙　東京電力株式会社
代表執行役社長　　廣　瀬　直　己

改定履歴
平成２５年７月８日一部改定
平成２７年７月１日一部改定

５－２　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成２５年１月９日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第１条　幹事の設置について

⑴　甲を含む、平成２５年１月９日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第３条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（３市町村）を選出する。

⑵　協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。

⑶　幹事の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第２条　協定第１条について

⑴　連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。

⑵　連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。

⑶　連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。

ア　発電所の現状に関する事項

イ　発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項

ウ　発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項

エ　発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項

オ　アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第３条　協定第２条について

⑴　甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。

⑵　甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。

⑶　乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。

ア　協定第２条第１項各号に掲げる場合　「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式

イ　協定第２条第２項に規定する場合　乙が報道機関に提供する書面

⑷　前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。

⑸　乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第１号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第４条　協定第３条について

⑴　協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。

⑵　現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から３０キロメートル圏内の市町村が行うものとする。

（参考）協定締結市町村の発電所からの距離

３０㎞圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
３０㎞圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村

第５条　協定第４条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成２５年１月９日

甲　上越市
　　上越市長　　村　山　秀　幸
乙　東京電力株式会社
　　原子力運営管理部長　　武　井　一　浩

５－３　各緊急事態区分を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）の枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設
（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【警戒事態を判断するＥＡＬ】

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

【施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ】

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。 ⑤　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。 ⑥　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫　原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

【全面緊急事態を判断するＥＡＬ】

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。 ⑦　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。 ⑧　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪　原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑫　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却装系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

【出典】原子力災害対策指針（令和 7 年 10 月 3 日一部改正）

５－４　ＯＩＬ（運用上の介入レベル）と防護措置

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：13,000cpm※4
【1 か月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>1 日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プラトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※1　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/㎠相当となる。他の計測器を利用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【出典】原子力災害対策指針（令和7年10月3日一部改正）

（原子力災害対策関係）

第６部　災害対策の現況等

６－１　避難先候補市町村と道路の状況

【上越市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

避難 市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
上越市 （ＵＰＺ内）	国道８、国道 253、県道 30	上越市（ＵＰＺを除く）※	
	高速道路、国道８、国道 18	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 253～国道 17、国道 405	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
		近隣県（要調整）※	

※　災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。

【出典】新潟県原子力災害広域避難計画



主な利用道路と避難先の方面

６－２　放射線モニタリングポストの配備状況

（新潟県提供）

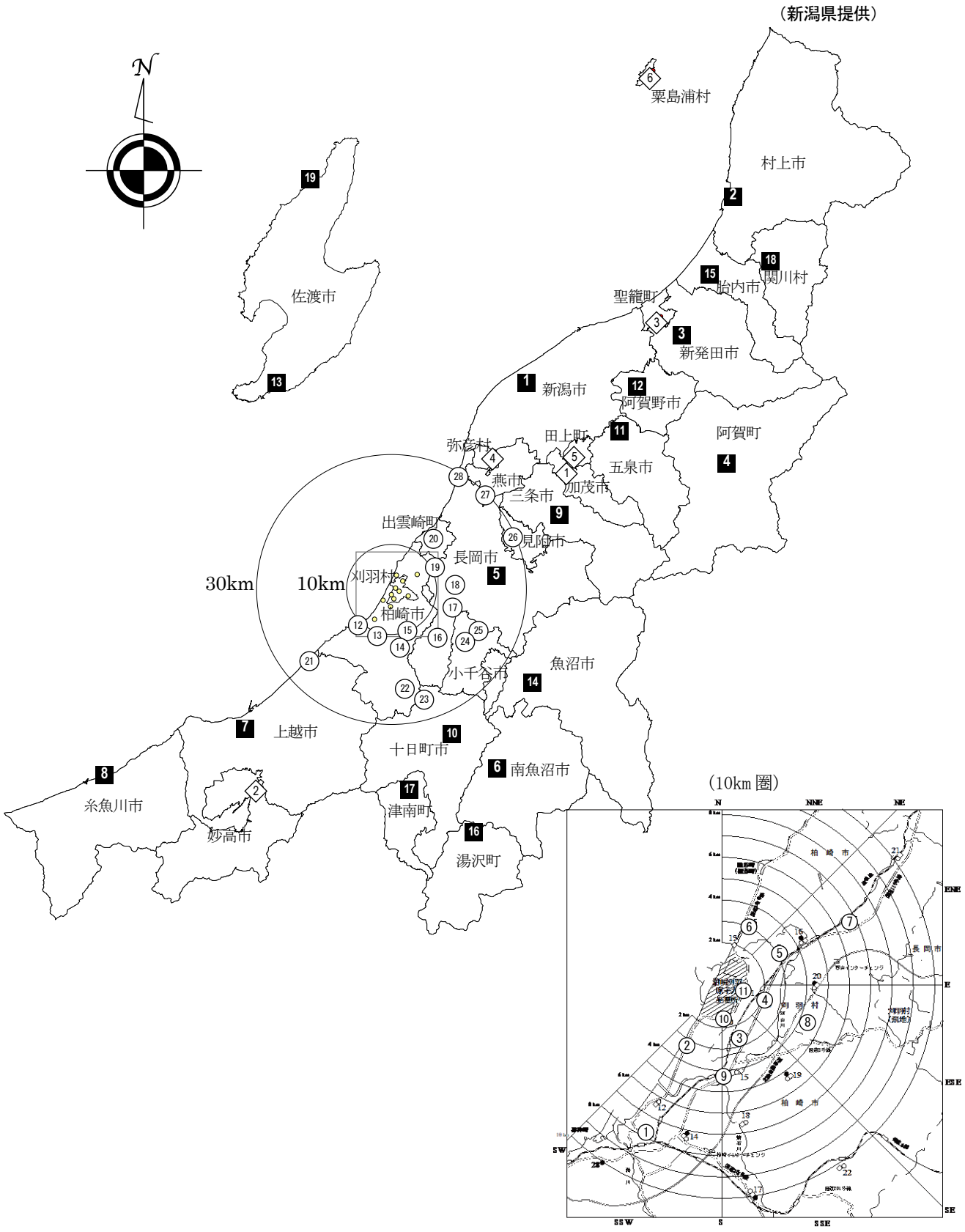

【10km 圏、30km 圏モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	○15	北条局（北条中）	柏崎市
○ 2	荒浜局	柏崎市	○16	千谷沢局（千谷沢交番跡地）	長岡市
○ 3	下高町局	刈羽村	○17	越路局（県道柏崎越路線）	長岡市
○ 4	刈羽局	刈羽村	○18	関原局（歴史博物館）	長岡市
○ 5	勝山局	刈羽村	○19	宮本局（県道長岡西山線）	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	○20	出雲崎大門局（出雲崎高校）	出雲崎町
○ 7	西山局	柏崎市	○21	柿崎局（久比岐高校）	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	○22	岡野町局（柏崎市高柳町事務所）	柏崎市
○ 9	土合局	柏崎市	○23	川西局（川西克雪管理センター）	十日町市
○10	発電所南局	柏崎市	○24	小千谷局（平沢建設機械車庫）	小千谷市
○11	発電所北局	刈羽村	○25	妙見局（県道小千谷長岡線）	長岡市
○12	鯨波局（鯨波コミセン）	柏崎市	○26	見附市街局（素材応用技術支援センター）	見附市
○13	新道局（高田コミセン）	柏崎市	○27	分水局（分水公民館）	燕市
○14	加納局（中鯖石コミセン）	柏崎市	○28	寺泊局（コロニーにいがた白岩の里）	長岡市

【水準調査モニタリングポスト、国・環境省設置モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市	■11	五泉市役所	五泉市
■ 2	村上地域振興局	村上市	■12	阿賀野市役所	阿賀野市
■ 3	新発田地域振興局	新発田市	■13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町	■14	魚沼市役所	魚沼市
■ 5	長岡地域振興局	長岡市	■15	胎内市役所	胎内市
■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市	■16	湯沢町役場	湯沢町
■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市	■17	津南町役場	津南町
■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市	■18	関川村役場	関川村
■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市	■19	佐渡関岬（環境省）	佐渡市
■10	十日町市役所	十日町市			

【県可搬型モニタリングポスト】

No.	モニタリングポスト	設置場所	No.	モニタリングポスト	設置場所
◇ 1	加茂市役所	加茂市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
◇ 2	妙高市役所	妙高市	◇ 5	田上町役場	田上町
◇ 3	聖籠町役場	聖籠町	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

６－３　原子力防災対策に係る防護資機材物品一覧

（令和８年４月１日現在）

【備　品（県からの貸与品）】

品　目	規格	数量	所管課	保管場所
NaI シンチレーションサーベイメータ	TCS-1172	1 台	環境政策課	環境政策課執務室内
GM サーベイメータ	TGS-1146	4 台	健康づくり推進課	保健センター内 （休日・夜間診療所内）
電離箱式サーベイメータ	ICS-1323	3 台	環境政策課	環境政策課執務室内
簡易サーベイメータ	NHL	20 台	学校教育課	上越理科教育センター内
原子力広報車	マツダ：ボンゴ	1 台	危機管理課	第３庁舎車庫内
可搬型衛星携帯電話	ワイドスターⅡ 可搬型一式	2 台	市民安全課	危機管理課執務室内 （無線室内）

【消　耗　品（県からの貸与品）】

品　目	規格	数量	所管課	保管場所
ポケット線量計	PDM-222VC	2,088 台	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護マスク用吸収缶	CA-N4RI	1,758 個	市民安全課	上越地域消防局
防護半面マスク	GM81S	293 個	市民安全課	上越地域消防局
防塵マスク	X-3502 X-3502FT	5,385 個	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護服	ﾊﾞﾘｱｰﾏﾝ P3050 ﾀｲﾍﾞｯｸｿﾌﾄｳｪｱⅡ	6,264 着	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護手袋（綿）	A0601002 TH-A6103	1,044 ダース （1 ダース：12 人分）	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護手袋（ゴム）	チオックス手袋 A0602006	1,566 ダース （1 ダース：12 人分）	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
アノラック	TH-A2204	2,088 着	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護オーバーシューズ	TH-B5301 B0503001	6,264 足	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
防護メガネ	EE-60F-J	2,088 個	市民安全課等	第３庁舎倉庫内等 各区総合事務所
携帯電話	KY42-C	2 台	市民安全課	市民安全課執務室内等

【各区総合事務所への配備状況】

配備場所	ポケット線量計	防塵マスク	防護服	アノラック	防護手袋（綿）	防護手袋（ゴム）	防護オーバーシューズ	防護メガネ
安塚区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
浦川原区	42 台	126 個	126 着	42 着	21 ダース	21 ダース	126 足	42 個
大島区	19 台	57 個	57 着	19 着	10 ダース	10 ダース	57 足	19 個
牧区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
柿崎区	54 台	162 個	162 着	54 着	27 ダース	27 ダース	162 足	54 個
大潟区	26 台	78 個	78 着	26 着	13 ダース	13 ダース	78 足	26 個
頸城区	2 台	6 個	6 着	2 着	1 ダース	1 ダース	6 足	2 個
吉川区	22 台	66 個	66 着	22 着	11 ダース	11 ダース	66 足	22 個
中郷区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
板倉区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
清里区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
三和区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
名立区	1 台	3 個	3 着	1 着	1 ダース	1 ダース	3 足	1 個
合計	172 台	516 個	516 着	172 着	90 ダース	90 ダース	516 足	172 個

６－４　安定ヨウ素剤等配備数量

（令和８年４月現在）

【上越市役所管内配備】

	施設名	ＵＰＺ内人口（令和８年４月１日現在）		配備数量（配備数量は各区総合事務所の全職員分を含む）	
		３歳以上	３歳未満	丸剤（3～12歳×1丸）（13歳～　×2丸）	ゼリー剤（×1包）
1	柿崎区総合事務所	8,025	67	19,600	290
2	吉川区総合事務所	3,219	29	8,500	90
3	大潟区総合事務所	469	2	1,200	30
4	大島区総合事務所	133	0	400	10
5	浦川原区総合事務所	2	0	100	－
6	市役所木田庁舎	－	－	※1　200	－
計		11,848	98	※2　30,000	420

※1　木田庁舎は、防災・保健・環境関係の職員数分を計上

※2　予備として、それぞれの人数分の約１割を確保

【その他配備】

場　所	配備数量　丸剤（丸）
上越地域振興局健康福祉環境部	145,000

６－５　広報文例

住民等への情報伝達

市は、住民等に対し、原子力発電所の状況等に関する情報を適宜広報するとともに、国、県から屋内退避や避難等の指示があった場合は、速やかに伝達する。

１　伝達のタイミング（例示）

・緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）等に至ったとき
・市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとったとき
・事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
・屋内退避や避難等を指示するとき
・放射性物質が放出されたとき
・国が緊急時モニタリングの結果を公表したとき

２　伝達内容（例示）

①警戒事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所において、事故が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害警戒本部を設置しました。
現在のところ、放射性物質は、原子力発電所の外部へは漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

②施設敷地緊急事態発生時

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
本日、〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故により、異常事象が発生いたしました。
原子力災害に警戒するため、上越市では、〇時〇分、災害対策本部を設置しました。
原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。
今後、事故の状況により屋内退避の実施が想定されることから、〇〇地区の住民の皆さんは外出を控え、自宅に留まり、屋内退避の準備を行ってください。
高齢者や体の不自由な方などは、自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めるなど、早めに屋内退避を始めてください。
〇〇地区内に外出中の方や事業所の皆さんは、速やかに帰宅してください。
〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、ただちに市外への退避をお願いします。
その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
現在、市では、情報の収集に当たっていますので、新たな情報が入り次第、お知らせいたします。

③全面緊急事態発生時（屋内退避指示）

こちらは、上越市です。
柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。
現在のところ、放射性物質の異常な放出はありませんが、万が一に備え、市災害対策本部では、次の地域の皆さんに、自宅などの屋内に退避していただくことを決定しました。
対象地域は、〇〇地区です。
対象地域の皆さんは、今後、指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。また、外から帰ってきた際は、顔や手を洗い、うがいをしてください。
〇〇地区内の事業所の皆さんは、事業所内に屋内退避してください。
〇〇地区に滞在している旅行者などの皆さんは、宿舎や、市が開設する屋内退避所に屋内退避してください。
屋内退避所は、□□です。
その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。
今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

④全面緊急事態発生時（避難等指示）

こちらは、上越市です。

柏崎刈羽原子力発電所の状況についてお知らせします。

現在、〇〇地区では屋内退避を行っていますが、一時移転（避難）が必要な状況となったため、避難準備区域外への避難を指示します。

〇〇地区の皆さんは、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、マスクや上着を着用のうえ、火の元や戸締まりなどに気をつけて、落ち着いて、避難を開始してください。

避難経由所は、□□□□です。

自家用車で避難される方は、できるだけ乗り合いを心がけてください。

避難に際しては、警察等の誘導に従い、国道（県道）□□号線を経由のうえ、□□【避難退域時検査会場】で避難退域時検査を受けてください。

バスで避難される方は、□□□□【一時集合場所】に、□時□分までに集合してください。

△△地区の皆さんは、今後の状況によっては一時移転（避難）を指示することがありますので、屋内退避を続けてください。

その他の地区の皆さんは、特別の対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、およそ□分毎に、事故の状況などをお知らせします。また、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（原子力災害対策関係）

用　語　集

あ行

安全協定	「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」のこと。原子力発電所立地自治体である柏崎市、刈羽村を除く新潟県内 28 市町村が、平成 25 年 1 月 9 日に同時に締結した。 安全協定には原子力発電所連絡会の設置や通報連絡に関する項目が含まれ、市町村は、住民の安全の確保のために必要があると認めた場合は、発電所の現地を確認し、相互に意見を述べることができることとなっている。 さらに、発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合、東京電力は、誠意を持って補償するものとされた。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。 甲状腺には、ヨウ素を取り込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で、環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が発生し、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引き起こす。 これらの障害を防ぐため、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
ＥＡＬ	Emergency Action Level の略。緊急時活動レベルによる判断基準のこと。原子力施設の異常状態に応じて、緊急事態の区分を国があらかじめ決定し、その区分に照らし合わせて、事業者が緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、即時避難など）を決定するために、あらかじめ定められた判断基準をいう。
ＯＩＬ	Operational Intervention Level の略。運用上の介入レベルによる判断基準のこと。放射性物質が環境中に放出された後に、環境放射線モニタリング等の結果（放射線量の測定結果）を踏まえて、屋内退避・避難・安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準をいう。
屋内退避	原子力災害発生時に、住民等が放射被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため、家屋内に退避することをいう。 屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば、防護対策上有効な方法である。 特に、予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。

オフサイトセンター	原子力災害発生時に、避難住民等に対する支援など様々な応急対応の実施や支援に関して、国・地方自治体・放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる緊急事態応急対策拠点施設である。 事故が発生した場合には、オフサイトセンター内に設置されるいくつかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況等を把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。 オフサイトセンターは、現在全国で23箇所指定されており、新潟県においては、柏崎市に設置されている原子力防災センターが、オフサイトセンターに指定されている。

か行

外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを「外部被ばく」という。 外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることが挙げられる。また、地球上の生物は、宇宙線や大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。
核燃料物質	原子炉内で燃料として核分裂を起こし、エネルギーを発生させる物質で、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、プルトニウム及びこれらの化合物やこれを含む物質のこと。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な保身の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線 モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。
γ（ガンマ）線	原子核の壊変によって原子核から放出される電磁波のこと。不安定な原子核がアルファ線やベータ線を放出した後に、さらにガンマ線を放出してより安定な原子核に移行する。 ガンマ線は、物質を投下する力がアルファ線やベータ線と比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

吸収線量	ある任意の物質中の単位質量当たりに放射線が付与したエネルギーの平均値である。吸収線量のＳＩ単位はJ/kgであるが、これにはグレイ（Gy）という特別な名称が付けられている。 吸収線量は照射線量とは異なり、適用できる放射線や物質の種類に制限はない。また、物質が異なると、同じ種類の放射線に対しても吸収線量の値は異なる。このため、吸収線量を示す場合には、空気吸収線量、組織吸収線量というように、物質の種類を明示することが必要である。
業務継続計画	地震や原子力災害などの予期せぬ事態が発生した場合でも、住民等の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要がある。業務継続計画とは、災害発生時に行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築していくことを取りまとめた計画をいう。
緊急被ばく医療	原子力災害や放射線事故により、被ばくした患者もしくは放射性物質による汚染を伴う緊急患者に対する医療のことで、通常の救急医療に被ばくもしくは放射性物質による汚染対応が加わったもの。放射性物質による汚染の管理及び医療スタッフの放射線防護、内部被ばくや汚染された創傷に対する医療処置が必要となる。
空間線量率 （空気吸収線量率）	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。 放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h（グレイ／時）で表わす。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ／時）及びμSv/h（マイクロシーベルト／時）である。
警戒区域	原子力災害時に、住民等の放射線被ばくのリスクを回避するため、人の立ち入りを厳しく制限すると指定される区域のこと。 福島第一原子力発電所事故では、同原発の半径 20 ㎞圏内で、避難指示区域と同じ地域が指定された。
原子力規制委員会	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故を契機に、環境省を新たに外局として原子力規制に関わる部署を設け、原子力安全・保安院と内閣府原子力安全委員会等、原子炉施設等の規制・監視に関わる部署をまとめて移管することが検討され、平成24年9月14日に発足した。 国家行政組織法に基づいて設置される「三条委員会」と呼ばれる行政委員会で、独立性が高くなっている。また、その事務局を担うのが「原子力規制庁」である。

原子力災害合同対策協議会	大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国・都道府県・市町村・原子力事業者及び原子力防災専門官などは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに「原子力災害合同対策協議会」を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関及び事業者などで構成される。
原子力災害対策指針	原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策を円滑に実施するために定められ、国民の生命及び身体の安全を確保する観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実にすることを目的としており、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めている。 ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ・災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ・最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。
原子力災害対策特別措置法	平成 11 年 9 月 30 日に発生したＪＣＯウラン加工施設臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化を図るため、同年 12 月 17 日に制定され、平成 12 年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下の項目について明確化を図るとしている。 ・迅速な初期動作の確保 ・国と地方公共団体の有機的な連携の確保 ・国の緊急時対応体制の強化 ・原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力事業者の業務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置ならびに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法や災害対策基本法などを補い、原子力災害に対する対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

原子力事業者 防災業務計画	原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力発電所ごとに防災業務計画を作成することが義務付けられており、作成または修正の際には、60 日前までに地元自治体にその案を提出し、協議しなければならない。 防災業務計画は原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な業務が定められており、原子力災害対策活動の円滑かつ適切な遂行に資することを目的としている。
原子力保安検査官	平成 11 年 9 月 30 日に発生したＪＣＯウラン加工施設臨界事故を教訓として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正され、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況調査制度の創設、原子力保安検査官の新たな任命などが定められた。 原子力保安検査官は、平常時においては、経済産業省所掌及び文部科学省所掌のそれぞれの原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立会いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、本庁への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。
原子力防災管理者	原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力事業者は、原子力発電所ごとに当該施設の原子力防災業務を統括・管理するものを選任するよう義務付けられており、その最高責任者が原子力防災管理者である。 原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。 さらに、当該原子力発電所の防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。

原子力防災専門官	原子力災害対策特別措置法の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、原子力発電所の所在するオフサイトセンターに常駐し、原子力事業所に関わる業務を担当するものが原子力防災専門官である。 平常時においては、原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測危機などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。 緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員召集の判断などが主な任務となる。特に、初動時において、原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。
国際原子力機関（ＩＡＥＡ）	International Atomic Energy Agency の略。昭和 32 年 7 月に国際連合の下に設立された原子力の平和利用促進のための機関。
国際原子力事象評価尺度（ＩＮＥＳ）	原子力施設や放射性同位元素を取り扱う施設等で発生したトラブルの深刻度を示す国際指標のこと。ＩＡＥＡによって国際原子力事象評価尺度（ＩＮＥＳ）として定められており、その事象の重大性が容易に判断できるようにしている。レベル０からレベル７までの尺度がある。チェルノブイリ原子力発電所事故はレベル７、ＪＣＯ臨界事故はレベル４である。福島第一原子力発電所事故は、暫定的にレベル７とされている。

さ行

シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。 １Sv(ｼｰﾍﾞﾙﾄ)＝1,000mSv(ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ)＝1,000,000μSv(ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ)
Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）	通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。 対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等に関する情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるという点が最大の特長である。住民に早期の避難な予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されており、導入により地方公共団体の危機管理能力が高まるとされている。

市町村による原子力安全対策に関する研究会	原子力災害から市民生活を守るため、柏崎刈羽原子力発電所の安全性の確保を最重要課題として掲げ、情報共有や連携対策の構築を目的として、平成23年9月、長岡市、新潟市、上越市の３市長で立ち上げた研究会（事務局：長岡市）のこと。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわち、癌や遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量をいう。 実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数を乗じ、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 実効線量（Sv）＝Σ（等価線量（Sv）×組織荷重係数）
除染	放射能汚染が生じた際、放射性物質あるいは放射性物質が付着したものを除去し、もしくは遮へい物で覆うなどして、線量を下げること。
線量	吸収線量、実効線量などの総称のこと。
組織荷重係数	照射された臓器・組織により癌や遺伝的影響の程度が異なることを考慮するために乗じる係数のこと。 実効線量を計算するときに、この係数を等価線量に乗じ積算する。

た行

中性子線	中性子は、原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）とほぼ等しい。中性子線は、水やパラフィン、厚いコンクリートで止めることができる。 中性子線は、ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けると、ガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。吸収された線量が同じであれば、ガンマ線よりも中性子線のほうが人体に与える影響は大きい。
等価線量	人の組織や臓器に対する放射線影響は、放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。 等価線量は、次式のように、吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数

な行

内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取り込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを「内部被ばく」という。 放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。

は行

ＰＡＺ （予防的防護措置を準備する区域）	Precautionary Action Zone の略。重篤な確定的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は、施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。 原子力災害対策指針では、ＩＡＥＡの国際基準を踏まえ、範囲のめやすを「原子力施設から概ね半径５㎞」としている。
被災地住民行動記録	原子力災害発生時にいた場所、その後の行動、避難所等での措置などを記録・登録し、その後の医療措置や損害補償の際に参考にする資料のこと。
避難退域時検査	原子力災害の際に、発電所の周辺住民等が放射能汚染の検査、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物資が付着しているもののふるい分けを行うことをいう。
被ばく	放射線にさらされることをいい、事故・災害・兵器によるもの、日常での自然放射線によるもの、放射線療法などの医療行為によるもの等がある。 原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射被ばくをもたらす経路を「被ばく経路」という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により「外部被ばく」をもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により「内部被ばく」をもたらす。 大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取り込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲み、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
（放射性）プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団の放射性物質が、大気とともに雲のように流れる状態をいう。

ベクレル（Bq）	放射能の能力を表わす単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さを表す。
防護対策	放射性物質または放射線の異常な放出が発生した場合に、心理的負担や経済的負担も考慮しつつ、周辺住民等の被ばくをできるだけ低減するために講ずる措置。 防護対策には、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用、飲食物摂取制限及び立入制限措置が考えられている。
防災基本計画	災害対策基本法に基づいて、国の中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を「放射能」といい、放射能を持っている原子（放射線核種という）を含む物質を、一般的に「放射性物質」という。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたＸ線・電子線・中性子線・陽子線・重粒子線などのことをいう。
放射線荷重係数	放射線荷重係数は、放射線の種類とエネルギーによって異なる確率的影響の発生リスクを、全ての放射線に対して共通の尺度で評価するための補正係数である。放射線の種類とエネルギーごとに与えられており、等価線量を計算するときに使用する。 【放射線荷重係数の例】 ・ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線は 1 ・中性子線はエネルギーにより 5～20 ・アルファ（α）線は 20
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能を保有する物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。
ホットスポット	放射線量が局所的に高い地域のこと。核実験や原子力発電所の事故による放射能汚染において、汚染源から離れているにもかかわらず、周辺地域と比べて放射線量が高い地域が点状や帯状に出現することがあり、気象条件や地形が原因だと考えられている。 福島第一原子力発電所事故による放射線汚染では、周辺各県でのホットスポットの報告が相次いだ。

ま行

みなし仮設住宅	震災などで住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や自治体が提供する「仮設住宅」（応急仮設住宅）に準じるものと見なすこと。一般的に「仮設住宅」というと、災害発生後に応急的に設置されるプレハブ住宅を指す。国や地方自治体などの行政主体が災害救助法に基づき設置し、被災者に貸与するもので、設置費用や賃料は国庫負担によって賄われる。
モニタリング車	空間放射線量率の連続測定記録装置、大気中の放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質を連続採取し測定する装置、風向き風速の連続測定記録装置等を搭載した環境モニタリング専用の特殊車両のこと。
モニタリングポスト	放射線を定期的に、または連続的に監視測定することを「モニタリング」といい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置を「モニタリングポスト」という。 環境の放射線量率の測定は、通常、ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい、蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。これらの測定器は、平常時の放射線レベルから緊急事態全般にわたる広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。

や行

ＵＰＺ （緊急防護措置を準備する区域）	Urgent Protective Action Planning Zone の略。緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域のこと。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル（ＯＩＬ）等に基づき避難・屋内退避・安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。 原子力災害対策指針では、ＩＡＥＡの国際基準を踏まえ、範囲の目安を「原子力発電所施設から概ね半径 30 ㎞」としている。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などを元に、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。

ら行

リスクコミュニケーション	化学物質や原子力など健康への影響が心配される事柄について、原因者の事業者と住民が情報を共有し、意思疎通を図って対策を進め、リスクの低減に取り組むこと。住民の不安を和らげるとともに、事業者も削減に努力し、相互理解が進むメリットがある。

参考文献

・新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）

・原子力災害対策指針（原子力規制委員会）

・公益財団法人　原子力安全技術センター　「原子力防災基礎用語集」　2004 年

・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　「原子力百科事典 ATOMICA」　http://www.rist.or.jp/atomica/

第７部　使用様式等

７－１　自衛隊災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部　　課　　係
	担当者名
	Tel　　防災無線　　その他
派遣要請依頼日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日
	年　　月　　日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町　　村　　地内
	施設等名称
現地連絡員	部　　課　　係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※　新潟県防災局危機対策課　Fax　025－282－1640

７－２　応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 兼 事前届出済証

○　緊急通行車両等事前届出関係様式

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

新潟県知事　様

申請者住所
(電　話)
氏　名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は2部作成して、車検証（写し）と当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、新潟県防災局危機対策課に提出して下さい。

緊急通行車両等事前届出済証

新潟前緊第　　号

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

新潟県知事

（注）1　災害発生時又は武力攻撃事態等においては、新潟県防災局危機対策課若しくは地域振興局企画振興部又は災害対策本部等若しくはこれらの地方本部に提出して、所要の手続を受けて下さい。
（注）地域振興局企画振興部への申請は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとなります。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、新潟県防災局危機対策課に届け出て再交付を受けて下さい。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車になったとき。
(3)　その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

第７部　使用様式等

７－３　緊急通行車両確認申出書

年　　月　　日

新 潟 県 知 事　　殿

緊急通行車両確認申出書

申請者　住　所

氏　名

電　話

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	
	氏　名	
備　　考		

７－４　消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電 話 025(270)0263

ＦＡＸ 025(270)0265

1	要請団体	発信者
2	災害種別	(1)救急　(2)救助　(3)火災　(4)自然災害
3	要請内容	(1)救急　(2)救助　(3)消火　(4)偵察　(5)物資輸送
4	発生場所目標	（市町村）　番地 目標
5	発生日時	年　月　日（　曜日）　時　分頃
6	事故概要又は災害概要	
7	気象	天候　風向　風速　m/s　気温　℃ 視界　m（　警報・注意報）
8	出場先臨着場	場所　（市・町・村）　番地 目標（名称）　要請側病院名
9	搬送先臨着場	場所　（市・町・村）　番地 目標（名称）　要請側病院名
10	傷病者等	傷病者名　T・S・H・R　年　月　日生 傷病名　程度（重・中・軽）男・女　歳
11	現地搭乗者	（有・無）職名　氏名
12	消防隊指揮者コールサイン	指揮者名　コールサイン 無線種別（主運用波６・統制波１・２・３）
13	他の航空機の活動要請	（有・無）機関名　氏名
14	要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分
※	以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。	
1	航空隊指揮者コールサイン	指揮者名　コールサイン 無線種別（主運用波６・統制波１・２・３）
2	到着予定時刻	年　月　日（　曜日）　時　分
3	活動予定時刻	時間　分
4	必要資機材	
※	その他の特記事項	

受信者名	

７－５　災害等速報

（新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領）

様式第２号（第９関係）

災害等速報

要請活動事項	⑴ 救急　⑵ 救助　⑶ 消火　⑷ 偵察		
要請者			
発生場所			
発生日時 （要請日時）	年　月　日（　）　時　分頃 （　年　月　日（　）　時　分）		
要請方法			
事故概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　名 行方不明　名	負傷者等　名 うち重傷　名 中等傷　名 軽傷　名	
要救助者数 （見込み）	名	救助人員 名	
活動の状況			
その他参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

７－６　災害報告取扱要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

２　災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成６年４月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

３　被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を県に報告し、県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、県は、被害状況の把握にあたって警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

４　報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

（１）災害救助法の適用基準に合致するもの

（２）都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

（３）災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（４）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

（５）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認め られるもの

５　報告の種類、期日等

（１）報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様　式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第１号様式	１部
災害中間年報	12 月 20 日	第２号様式	１部
災害年報	４月 30 日	第３号様式	１部

なお、災害即報は、被害を覚知したとき、原則として 30 分以内に新潟県総合防災情報システムにより報告するものとする。また、県はシステムを用いて、第４号様式により消防庁に報告するものとする。

（２）災害中間年報は、毎年１月１日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

（３）災害年報は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第２　記入要領

様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

１　人的被害

（１）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

（２）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

（３）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

（４）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

※ 雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、下記のとおりとする。

（１） 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。

（２） 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。

（３） 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。

（４） 屋根雪等の落下によるもの。

（５） 除排雪中に川等に転落したことによるもの。

（６） 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。

（７） 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。

（８） 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。

（９） 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。

(10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）

(11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、

①明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。

②当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。

等が客観的に認められるもの。

２　住家被害

（１）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

（２）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下

同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

（3）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

（4）「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

（5）「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

（6）「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

（1）「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

（2）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

（3）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

（4）非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

（1）「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

（2）「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

（3）「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

（4）「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

（5）「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

（6）「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

（7）「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

（８）「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

（９）「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

５　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

６　被害金額

（１）「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

（２）「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

（３）「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

（４）「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

（５）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に

ついては、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

（6）「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

（7）「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

（8）「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

（9）「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

【参考】

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

（平成 31 年 4 月消防応第 29 号改正）

1　死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1)　死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア　死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ　当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2)　死者の計上場所について

(1)アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

ア　土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ｱ)被災地が確定又は推定できる場合

→被災地で計上

(ｲ)被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(ｴ)の場合を除く。）

→死体発見場所で計上

(ｳ)被災地も死体発見場所も不明な場合

→死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(ｴ)被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1)　イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2　行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1)　行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以

下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。
なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。
ア　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第８６条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
イ　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第８９条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
ウ　当該災害が原因で所在不明となり、民法第３０条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの
エ　当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第４条に基づき死亡したと推定されるもの
オ　当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
カ　当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2)　行方不明者の計上場所について
原則、被災地で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。
ア　被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上
イ　被災地が不明な場合
→　被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上
ウ　被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合
→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3　負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

(1)　負傷者の取扱いについて
原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。
なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。
ア　家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの
→　重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
イ　当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第８条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの
→　重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2)　負傷者の計上場所について
原則、被災地で計上するものとする。
ア　直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上
イ　３(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合
→ 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4　その他
(1)　死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。
なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。
(2)　身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。
(3)　死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

【第1号様式】

（災害確定報告）

都道府県名 市町村名		区分			被害	区分		被害	災害対策本部	名称	
災害名・確定年月日	災害名	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円		都道府県	名称	（県で記入）
				冠水 ha		農林水産業施設	千円			設置	月　日　時（県で記入）
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円			解散	月　日　時（県で記入）
				冠水 ha		その他の公共施設	千円		災害対策本部	名称	
	月　日　時確定		学校	箇所		小計	千円		市町村	設置	月　日　時
報告者名			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体			解散	月　日　時
			道路	箇所		その他 農産被害	千円			設置団体数	計　団体（県で記入）
			橋りょう	箇所		林産被害	千円				
			河川	箇所		畜産被害	千円				
			港湾	箇所		水産被害	千円		災害救助法適用市町村	適用日	月　日　時
			砂防	箇所		商工被害	千円			適用団体数	計　団体（県で記入）
			清掃施設	箇所							
			鉄道不通	箇所							
			被害船舶	隻							
			水道	戸							
			電話	回線							
			電気	戸							
			ガス	戸							
			ブロック塀等	箇所							

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

区分			被害
その他	その他	千円	
被害総額		千円	

消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	

備考

災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）

自衛隊の災害派遣

【第2号様式】

人的被害状況集計

災害原因	
災害の発生日時	年　月　日
報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時	該当箇所に○を記載					事故の概要 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
						死亡	うち関連死	重傷	軽傷	不明	
(記入例)	72	男	新潟太郎	××地内	●/● ×:×頃			○			本人所有のビニールハウスの状況確認時にハウスが倒壊し下敷きとなった。右足首骨折、右腰部打撲。
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											

【第3号様式】

建物被害状況集計

災害原因	
災害の発生日時	年　月　日
報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	

整理番号	建物の別			発生場所	発生日時 (覚知日時)	該当箇所に○を記載						世帯数	人数	被害詳細
	分類1	分類2	施設名			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水			※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
(記入例1)	住家	―	市営●●住宅	××地内	●/● ×:×頃				○			3	12	強風により、トタン屋根が一部破損
(記入例2)	非住家	公共建物 or その他	●●保育園	××地内	●/● ×:×頃)			○				―	―	
(記入例3)	その他	学校施設	●●幼稚園	××地内	●/● ×:×頃						○	―	―	
(記入例4)	その他	病院	●●病院	××地内	●/● ×:×頃)					○		―	―	
(記入例5)	その他	病院	養護施設●●園	××地内	●/● ×:×頃		○					―	―	
(記入例6)	その他	清掃施設	●●焼却場	××地内	●/● ×:×頃)				○			―	―	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														

【第４号様式】

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死　者</td><td></td><td>人</td><td rowspan="2">重傷者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊</td><td></td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>うち災害関連死者</td><td></td><td>人</td><td>半壊</td><td></td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>不明</td><td></td><td>人</td><td>軽傷者</td><td></td><td>人</td><td>一部破損</td><td></td><td>棟</td><td>未分類</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="8">119番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="2">（都道府県）</td><td colspan="4">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関等の活動状況</td><td colspan="6">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

７－７　消防庁への火災・災害等速報基準

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分			
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分 （　月　日　時　分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃性ガス 5.毒劇物　6.RI等　7.その他（　　）	物質名				
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死傷者	死者（性別・年齢）人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）				
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	出場機関		出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			その他	人		
		消防本部（署）		台 人		
		消防団		台 人		
		消防防災ヘリコプター		機 人		
		海上保安庁		人		
		自衛隊		人		
		その他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救護事故等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消 防 本 部 名 ）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等 人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

㈱　負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

㈱　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分									
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）										
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）													
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等害の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円				
				冠水 ha		その他の公共施設	千円				
報告者名			学校	箇所		小計	千円				
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
区分			道路	箇所		その他	農産被害	千円			
人的被害	死者		橋りょう	箇所			林産被害	千円			
	うち災害関連死者		河川	箇所			畜産被害	千円			
	行方不明者		港湾	箇所			水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
	負傷者 重傷		砂防	箇所			商工被害	千円			
	負傷者 軽傷		清掃施設	箇所							
住家被害	全壊	棟	崖くずれ	箇所							
		世帯	鉄道不通	箇所			その他	千円			
		人	被害船舶	隻		被害総額		千円	119番通報件数　件		
	半壊	棟	水道	戸		災害の概況					
		世帯	電話	回線							
		人	電気	戸							
	一部破損	棟	ガス	戸							
		世帯	ブロック塀等	箇所							
		人									
	床上浸水	棟				応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟	り災世帯数	世帯							
		世帯	り災者数	人							
		人	火災発生 建物	件			自衛隊の災害派遣		その他		
非住家	公共建物	棟	危険物	件							
	その他	棟	その他	件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

７－８　災害履歴関連

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な風水害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成18年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1747(延享4)年 8月19～20日	［名立区］豪雨による大水害により名立谷1,900石のうち1,400石を失う（卯月の満水）。
1897(明治30)年	［名立区］洪水で名立橋が流出。家屋も13戸､20棟流出。
1913(大正2)年 8月27日	［清里区］櫛池川水害発生。流出耕地50町分。
1914(大正3)年 8月13～14日	◆暴風雨による保倉川、高谷川、小黒川（浦川原）、飯田川（牧）の氾濫： ［浦川原区］死者29名、流出家屋24戸、流出橋12本、道路決壊・田畑冠水多数。 ［牧区］落田地区6m冠水、死者15名、流出住家7戸・非住家5棟、床上浸水5棟。
1927(昭和2)年 3月8～9日	［牧区］1月2日の大雪の融雪が進み、降雨の影響もあり飯田川が増水し、田島－昆子間、柳島－東松ノ木間の橋梁流出。損害額700円以上。
1929(昭和4)年	［名立区］集中豪雨で名立川氾濫。巌橋、大菅橋、名立橋以外の橋は全て流出。
1939(昭和14)年 8月	［清里区］馬屋地区にて別所川堤防決壊。
1948(昭和23)年 9月15日	◆台風21号（アイオン台風） ［三和区］新堀川の河口が埋まり湛水、水稲70町歩冠水。
1953(昭和28)年	［名立区］大水害発生
1956(昭和31)年 7月14～24日	［大島区］最高雨量50㎜程度の豪雨。保倉川増水により三竹沢・仁上で橋梁流出、千原では橋梁が冠水。
1956(昭和31)年	［名立区］森地区にて家屋13戸浸水のほか、橋梁・道路に被害発生。
1958(昭和33)年 7月27日	［頸城区］大雨により田畑冠水被害　325町歩。
1958(昭和33)年 9月16～18日	◆台風22号 ［大島区］保倉川が氾濫し下岡橋が損壊。三竹沢太田地内と上達太原地内で土砂崩壊により県道埋没。 ［名立区］被害額2,800万円。被災者26人、住宅5戸余暇下浸水、耕地5.5ha埋没。
1961(昭和36)年 9月16日	◆台風18号（第2室戸台風） ［合併前の上越市］高田の最大瞬間風速は西南西34.8m/s。死者6名、負傷者348名、住家全壊222棟、住家半壊1,128棟、非住家全半壊1,330棟。 ［安塚区］台風の中心が本町付近を通過し、町内全域に被害を受け、家屋の一部破損のほか、農作物・農業施設等に大きな被害。 ［大島区］被害総額2,600万円。住宅では半壊1戸、小壊259戸。非住宅では半壊4棟、小壊72棟。旭小・中学校の屋根が飛ばされ廊下で授業。 ［名立区］最大風速42mで約3,000万円の被害。
1962(昭和37)年 9月15日	◆雷雨 ［合併前の上越市］谷浜地区いさざ川橋流失、床上浸水15戸、床下浸水92戸、崖崩れ4ヶ所。
1964(昭和39)年 7月7～18日	◆梅雨前線 ［合併前の上越市］国道冠水・土砂崩れで通行止め、郷津駅埋没ほか、床上浸水77戸、床下浸水442戸。 ［頸城区］大雨により死者1名などの被害発生（関川）。 ［清里区］塩曽根地区における雁平川の堤防決壊。
1965(昭和40)年 9月17～18日	◆台風24号 ［合併前の上越市］高田の最大瞬間風速は西北西31.1m/s。雨量284.1ｍｍ。下正善寺など6集

災害発生年月日	災害の状況
	落孤立、死者１、負傷者157、住宅流失3、住家全壊2、住家半壊2、床上浸水5,048、床下浸水4,208、非住家浸水98、道路決壊160、橋損壊50、堤防決壊89、崖崩れ20、水田流失60ha、農業用施設損壊40。 ［大島区］被害総額3,000万円。道路・河川の決壊など36箇所、水田冠水7.7ha。 ［頸城区］関川・保倉川大洪水により直江津地区では水深1m程度冠水。 ［三和区］田畑冠水390ha、住居浸水190戸、道路破損65箇所、橋流壊3箇所、用水池決壊5箇所、被害総額9,725万円。 ［名立区］24億円の被害、災害救助法発令。24時間雨量240㎜、県道の決壊・流出34箇所・延べ3,225m。水田の流出・決壊・冠水で全耕地450haの約27％が全滅、町道の16の橋は全部流出。堤防・護岸の流出決壊は、90箇所で約1.5km。建物の被害は、住宅全壊2戸、一部損壊14戸、床上浸水106戸、床下浸水138戸。
1967(昭和42)年 7月13～14日	◆梅雨前線 ［合併前の上越市］不明1名、堤防決壊1、水田10a冠水、床下浸水9戸。
1967(昭和42)年 8月14～15日	◆前線と熱帯低気圧 ［合併前の上越市］道路被害（県道5、国道3）、堤防決壊1、山崩れ7、橋流失2、床上浸水6戸、床下浸水339戸、停電160戸。
1967(昭和42)年 8月27～28日	◆温暖前線 ［合併前の上越市］橋流失1、床下浸水84戸。 ［頸城区］保倉川出水により床下浸水78戸、橋梁流出1箇所。
1968(昭和43)年 6月29～30日	◆梅雨前線 ［合併前の上越市］床上浸水33戸、床下浸水555戸、水田冠水170ha、畑冠水172ha。 ［頸城区］保倉川出水により床上浸水64戸、床下浸水957戸、浸水面積1,600ha。 ［三和区］住宅浸水84戸、田畑流埋冠水167ha。
1969(昭和44)年 8月9～10日	◆停滞前線 ［合併前の上越市］床上浸水69戸、床下浸水352戸、水田冠水300ha、国道不通3ヵ所、国鉄北陸線26本運休。 ［大島区］被害総額14,000万円。濁流にのみこまれ1人死亡。住宅床下浸水20戸、非住宅半壊1棟、水田流埋3.5ha、冠水57.8ha、農道決壊28箇所、地すべり4箇所、村道6箇所・国県道17箇所土砂崩れや決壊。河川の被害38箇所。 ［頸城区］関川・保倉川等の出水により床上浸水224戸、床下浸水1,264戸。 ［名立区］名立川が氾濫。被害額6,000万円。
1970(昭和45)年 8月6～7日	◆停滞前線 ［合併前の上越市］床上浸水114戸、畑冠水40a。 ［三和区］浸水28戸、田畑冠水109ha。
1970(昭和45)年	［名立区］暴風・高波で1,500万円の被害発生。
1972(昭和47)年 8月3日	◆雷雨 ［合併前の上越市］床下浸水77戸。
1972(昭和47)年 8月21日	◆停滞前線 ［合併前の上越市］土砂崩れ3ヵ所、道路一時通行止め、床下浸水49戸。
1974(昭和49)年 7月3日	［頸城区］保倉川・青田川出水。床上浸水80戸、床下浸水1,003戸、浸水面積1,564ha。 ［三和区］降雨量は短時間で138㎜に達し、桑曽根川が氾濫。浸水27戸。
1978(昭和53)年 6月25～28日	◆梅雨前線 ［大島区］被害総額29,000万円。豪雨対策本部設置。村道9箇所をはじめ農業施設や水田の流出、埋没など。道路決壊や通行止め等により、旭小学校、大島中学校、安高大島分校が臨時休校。 ［頸城区］潟川・保倉川出水。床上浸水11戸、床下浸水73戸、浸水面積769ha。
1981(昭和56)年 3月14日	［安塚区］融雪による異常出水で小黒川が氾濫。床上・床下浸水5戸。

災害発生年月日	災害の状況
1981(昭和56)年 3月26日	［牧区］気温上昇と強風による融雪。飯田川で鉄砲水が発生し、棚広橋が破壊。警戒にあたっていた村職員が死亡。その他、住家・非住家・車両等に被害発生。
1981(昭和56)年 8月22～23日	◆台風15号 ［合併前の上越市］高田の最大瞬間風速は北西27.6m/s、総雨量121㎜。床上浸水200戸、床下浸水641戸、耕地冠水等606.3ha、山崖崩れ50箇所、堤防決壊7箇所。 ［頸城区］関川・保倉川出水により左内橋流出、国道18号冠水、床上浸水233戸、床下浸水798戸、田畑被害712ha。 ［三和区］飯田橋流出。 ［名立区］不動地区で209㎜の豪雨あり。
1982(昭和57)年 8月1～2日	◆台風10号にともなうフェーン現象 ［大島区］水稲、転作大豆、葉タバコ、桑園に被害。
1982(昭和57)年 9月12～13日	◆台風18号 ［合併前の上越市］高田の最大瞬間風速は西北西20.5m/s、総雨量253.5㎜、13日2時までの24時間雨量は154.5㎜。床上浸水1,272戸、床下浸水2,033戸、耕地冠水等732.7ha、道路決壊197箇所、橋梁決壊9箇所、山崖崩れ28箇所、堤防決壊7箇所。 ［安塚区］河川増水、田畑冠水、護岸30箇所決壊。 ［頸城区］関川その他支川が出水し、全壊流出家屋4戸、半壊家屋1戸、床上浸水1,273戸、床下浸水1,998戸、田畑被害3,200ha。 ［中郷区］238㎜の連続雨量をともなって襲来したため、12日22時から13日5時頃まで、河川を中心に被害が発生。非住家流失1棟、床下浸水2棟、田流失6ha、冠水20ha、道路10箇所、橋梁1箇所、河川53箇所、砂防2箇所、鉄道不通6箇所、被害総額38,8,68万円。 ［名立区］甚大な被害が発生。不動地区で308㎜の集中豪雨。
1983(昭和58)年 3月2日	［安塚区］須川川が融雪による異常出水で氾濫し、住宅6戸が床下浸水。
1983(昭和58)年 7月25日	◆梅雨前線（昭和58年7.25豪雨災害） ［合併前の上越市］市内中小河川数本氾濫、床下浸水20戸。 ［中郷区］4時頃から降り出した雨は14時を過ぎて雨脚が強まり、16時～17時までの1時間に35㎜の豪雨となり、河川の護岸決壊等の被害が生じた。田冠水1ha、道路6箇所、河川4箇所に被害発生。被害総額5,000千円。 ［板倉区］床下浸水4棟、道路決壊3箇所、耕地冠水流出4.5ha、被害額15,424万円。
1985(昭和60)年 6月18日 ～7月13日	◆梅雨前線 ［合併前の上越市］高田の26日間の総雨量695㎜、7月8日20時までの24時間雨量193㎜の激しい降雨があり、浸水被害・土砂災害が発生。7月8～13日の間、虫生岩戸の国道8号で土砂崩れ、押し流された車に乗っていた1人が死亡。交通止多数。保倉川・関川が氾濫し、床上浸水144戸、床下浸水380戸、信越本線不通。 ［頸城区］保倉川出水により床上浸水411戸、床下浸水2,046戸、浸水面積1,600ha。 ［中郷区］7月8日豪雨災害。24時間雨量152㎜、8日16時～17時最大時間雨量16㎜。水田流埋0.27ha、田冠水36.4ha、農道決壊10箇所、橋梁護床流出2箇所、河川護岸決壊10箇所、被害総額1,613万円。
1985(昭和60)年 7月20日	［中郷区］7月20日豪雨災害。20日16時～21日16時24時間雨量93.5㎜、17時～18時最大時間雨量53㎜、17時～18時最大時間雨量50㎜。住家床下浸水17棟、林道決壊1箇所、被害総額130万円。
1985(昭和60)年 9月17～19日	◆秋雨前線 ［合併前の上越市］虫生岩戸の県道で泥水が流失し、通行止め。
1985(昭和60)年 11月8～9日	◆冬型気圧配置 ［合併前の上越市］国道8号・国府ー名立間通行止め。中ノ俣地内で崖崩れ。
1987(昭和62)年 4月21日	［清里区］瞬間最大風速31.2mを記録。住宅屋根の被害2件、作業所車庫等の屋根側面の被害18件、車庫シャッターの被害4件、青苗ハウスの全壊20件、青苗ハウスの半壊100件。

災害発生年月日	災害の状況
1995(平成7)年 7月11～12日	◆梅雨前線（平成7年7月11日豪雨災害） ［合併前の上越市］床上浸水418戸、床下浸水1,892戸、農地冠水630ha。 ［安塚区］床下浸水住家28戸。 ［浦川原区］床下住家24戸、田畑冠水60a、道路被害33箇所、被害額27,000万円。 ［大島区］15時半大雨洪水警報発令。役場で18時からの時間雨量が40.5㎜を記録。7.11豪雨災害対策本部を設置。降り始めからの24時間雨量259.5㎜。消防団は警戒や土のう積みなどに2日間で延べ160人が出動。住宅床下浸水18戸、非住宅床上浸水1棟・床下浸水3棟、崖崩れのため一部損壊1戸通行止め国道1線・村道6線、道路河川などの被害9億円、農地・農業関係の被害65,000万円。 ［牧区］床下浸水住家3棟・非住家6棟、道路被害31箇所、広範囲の田畑に被害。 ［柿崎区］柿崎川堤防の洗掘により高畑地区の農地が広範囲に冠水。氾濫平野を盛土して造成した柿崎地区の一部では米山川の氾濫により床下浸水等の被害が発生。山地斜面では崩壊が発生し、造成等によりつくられた切土斜面でも崩壊が多く、一部民家等に被害。 ［頸城区］桑曽根川越水。床上浸水136戸、床下浸水227戸、田畑被害179.6ha。 ［中郷区］11日15時から169.5㎜に達し、17時から18時にかけて最大時雨量30㎜を越える豪雨。水田流失0.02ha、冠水2.93ha、畑埋没1.30ha、冠水0.22ha、河川30箇所、崖崩れ2箇所、鉄道不通1箇所、農林水産業施設31箇所、公共土木施設28箇所、全戸停電（26時間55分）、道路被害（農道４箇所、林道４箇所）、橋梁被害（国道１箇所）、河川被害（片貝川崩壊26箇所）、被害総額：37,501万円。 ［板倉区］床下浸水住家16棟、道路決壊9箇所、被害総額15,902万円。 ［三和区］降雨量206ｍｍ、非住家190箇所、田畑281haが冠水被害。
1998(平成10)年 8月16日	［安塚区］集中豪雨により、円平坊地内で床下浸水、信濃坂において民家の裏山がくずれ自主避難。その他、農地、道路に大きな被害。
1998(平成10)年 9月20～22日	◆台風7号 ［浦川原区］家屋半壊3棟、一部損壊83棟、その他施設25棟に被害。 ［三和区］20日午前8時7分に42ｍの瞬間最大風速を記録、8時15分に村内約620戸が停電。倒木多数のほか、村観光施設「米と酒の謎蔵」の屋根が破壊。
2004(平成16)年 9月7日	◆台風18号 ［牧区］住家3棟、非住家12棟に被害発生。村指定文化財のケヤキの大木など倒木が相次ぎ、電気不通285世帯・電話不通50世帯、倒木による車両2台等の被害。 ［清里区］梨平地区において、倒木により作業所1棟全壊。 ［三和区］7日午後8時25分に瞬間最大風速32ｍを記録。倒木（82本）や倒木にともなう停電（4集落）、家屋の一部損壊（5件）、作業所・小屋の一部損壊（25件）などの被害が発生。
2004(平成16)年 10月21日	◆台風23号 ［三和区］床下浸水3棟。
2006(平成18)年 10月29日	◆記録的短期間強雨 高田測候所において午後6時50分からの1時間雨量で91ミリを観測 ＜被害＞床上浸水18棟、床下浸水270棟、非住家浸水被害120棟
2009(平成21)年 10月8日	◆台風18号 15時30分避難準備情報を発表、和田小学校、ラーバンセンターの2避難所を開設。 最大風速10時14分大潟区で12.6ｍ、瞬間最大9時39分大潟区で22.7ｍを観測 ＜被害＞非住家一部損壊2棟、他道路被害、停電の発生等
2010(平成22)年 3月21日	◆強風被害 午前4時29分に高田測候所で瞬間最大風速31.9ｍを観測 ＜被害＞住家一部損壊9件、非住家一部損壊10件
2010(平成22)年 12月9日	◆竜巻による被害 ほくほく線第一増田風速計において、17時09分瞬間最大風速52.4ｍを観測 被害が同様の時刻に、大潟区・頸城区の一部地域に集中したことから竜巻と推定され、気象

災害発生年月日	災害の状況
	庁による災害調査の結果、竜巻であると報告（推定）される（強さはF0～F1と推定）
2011(平成23)年 7月30日	◆新潟・福島豪雨　29日付で災害救助法が適用される 9:15保倉川、柿崎川、田麦川沿線域に避難準備情報、11時柿崎区大出口川沿線域に避難勧告、14:00保倉川沿線域に避難勧告を発表 ＜被害＞住家被害：床上浸水4棟、床下浸水62棟、一部損壊2棟 非住家被害：全壊（流失）1棟、浸水被害123棟 農業被害：流失7.20ha、埋没10.00ha、冠水155.00ha、浸水1780.00ha 道路被害：120箇所、林業被害：39箇所、河川被害：10箇所、土砂崩れ：1箇所 ［合併前の上越市］14:00保倉川沿線域に避難勧告を発表。床下浸水中か１棟、農道被害1箇所、揚水機被害1 ［安塚区］道路被害29箇所、他農業施設に被害。 ［浦川原区］9:15保倉川沿線域に避難準備情報を発表。床下浸水住家9棟、一部損壊2棟、床下浸水非住家14棟、道路被害54箇所、他農業用施設等に被害。 ［大島区］9:15保倉川、田麦川沿線域に避難準備情報を発表。床下浸水住家15棟、非住家6棟、車庫1棟流失、道路被害55箇所、他農業用施設に被害。 ［牧区］農業用排水路被害1箇所 ［柿崎区］9:15柿崎川沿線域に避難準備情報を発表、11:00大出口川沿線（上金原、桜田新田27世帯91人）に避難勧告を発表。床上浸水1棟、床下浸水住家18棟、非住家68棟、道路被害30箇所、他農業用施設に被害。 ［吉川区］9:15柿崎川沿線域に避難準備情報を発表。床上浸水3棟、床下浸水住家18棟、非住家35棟、道路被害152箇所、他農業用施設被害多数。 川谷地区の土砂崩れによる県道名木山・浦川原線の通行止めに伴い一時孤立 ［清里区］農道被害1箇所、田被害2箇所 ［三和区］床下浸水住家1棟、農道被害1箇所、田被害4箇所 ［名立区］田被害1箇所
2012(平成24)年 4月3日	◆低気圧及び寒冷前線の通過 ［合併前の上越市］強風による転倒で重傷者3名、軽傷者5名、住家半壊1棟、一部損壊126棟、非住家全壊18棟、大規模半壊1棟、半壊3棟、一部損壊210棟。 ［安塚区］住家一部損壊2棟、非住家一部損壊2棟。 ［浦川原区］住家一部損壊1棟、非住家全壊1棟、一部損壊6棟。 ［大島区］住家一部損壊4棟、非住家一部損壊7棟。 ［牧区］住家一部損壊3棟、非住家一部損壊8棟。 ［柿崎区］住家一部損壊31棟、非住家全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊1棟、一部損壊90棟。 ［大潟区］強風による転倒で重傷者1名。住家大規模半壊1棟、半壊1棟、一部損壊112棟、非住家全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊1棟、一部損壊145棟。 ［頸城区］住家9棟、非住家全壊10棟、非住家一部損壊61棟。 ［吉川区］住家一部損壊17棟、非住家半壊1棟、一部損壊39棟。 ［中郷区］住家半壊1棟、一部損壊1棟、非住家一部損壊4棟。 ［板倉区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊7棟。 ［清里区］住家一部損壊2棟、非住家一部損壊1棟。 ［三和区］住家一部損壊8棟、非住家全壊2棟、一部損壊24棟。 ［名立区］住家一部損壊2棟、非住家一部損壊7棟。
2013(平成25)年 9月16日	◆台風18号 ［合併前の上越市］住家床下浸水4棟、非住家浸水4棟、公共施設一部損壊5棟、土砂災害4件。 ［安塚区］公共施設一部損壊1棟。 ［牧区］公共施設一部損壊1棟、土砂災害2件。 ［柿崎区］住家一部損壊1棟、公共施設一部損壊1棟、土砂災害1件。 ［大潟区］住家一部損壊1棟。

災害発生年月日	災害の状況
	［清里区］公共施設一部損壊1棟。 ［三和区］非住家浸水3棟。 ［名立区］土砂災害3件。 その他、市内各地において道路、河川、農道等に冠水や崩落等の被害発生。
2016(平成28)年 4月17日	◆強風被害 ［合併前の上越市］軽傷者1名、重傷者2名、住家一部損壊13棟、非住家一部損壊18棟、 公共施設被害10件 ［安塚区］公共施設被害2件 ［浦川原区］非住家一部損壊3棟、公共施設被害2件 ［大島区］公共施設被害1件 ［牧区］非住家一部損壊1棟、公共施設被害2件 ［柿崎区］非住家一部損壊2棟、公共施設被害2件 ［大潟区］公共施設被害1件 ［頸城区］非住家一部損壊4棟、公共施設被害2件 ［吉川区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊5棟 ［中郷区］非住家一部損壊1棟、公共施設被害1件 ［板倉区］非住家一部損壊1棟 ［三和区］住家一部損壊5棟、非住家一部損壊39棟、公共施設被害2件 その他倒木等の被害62件発生。
2016(平成28)年 7月26～27日	◆大雨被害 ［合併前の上越市］住家床上浸水1棟、住家床下浸水51棟、非住家浸水55棟、公共施設被害5 件 ［浦川原区］住家床下浸水1棟 ［板倉区］住家床下浸水1棟、非住家浸水1棟 ［三和区］住家床下浸水5棟、非住家浸水4棟 その他、道路・水路等の被害170件発生。
2016(平成28)年 10月5～6日	◆台風18号 ［合併前の上越市］非住家一部損壊1棟、公共施設被害4件 ［浦川原区］公共施設被害1件 ［柿崎区］公共施設被害2件 ［大潟区］非住家一部損壊1棟 ［頸城区］住家一部損壊1棟 ［吉川区］非住家一部損壊1棟 ［中郷区］公共施設被害1件 ［三和区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟 その他倒木等の被害36件発生。
2019(令和元)年 10月11～12日	◆台風19号 ［合併前の上越市］住家一部損壊12棟、床上浸水4棟、床下浸水93棟、非住家一部損壊13棟、 床上浸水4棟、床下浸水2棟、浸水35棟、公共施設被害15件 ［浦川原区］住家床下浸水2棟、 ［大島区］非住家一部損壊1棟 ［牧区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟 ［柿崎区］住家一部損壊2棟、公共施設被害4件 ［大潟区］住家一部損壊2棟、非住家一部損壊2棟 ［頸城区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊4棟、公共施設被害2件 ［中郷区］非住家一部損壊2棟、浸水2棟、公共施設被害1件 ［三和区］住家一部損壊1棟、非住家一部損壊1棟、公共施設被害1件 その他、市内各地において道路、河川、農道等に冠水や崩落等の被害1,024件発生。

災害発生年月日	災害の状況
2022(令和4)年 8月4日	◆大雨被害（安塚区、牧区、板倉区） ＜被害＞ その他被害　11件 道路　：土砂流出5件、法面崩落1件、路肩欠壊2件、路肩洗堀2件 農地　：崩落1件
2025(令和7)年 9月3日	◆記録的短期間強雨（直江津区、頸城区、吉川区ほか） ＜被害＞ 人的被害　1人 建物被害　379件 住家　：床上浸水38件、床下浸水200件 非住家　：床上浸水12件、床下浸水120件 公共施設　：床上浸水1件、床下浸水2件、その他6件 その他被害　276件 道路　：冠水25件、道路損壊13件、法面崩壊15件、土砂流出40件 農地　：畦畔崩壊32件、法面崩落16件、水路閉塞8件 農業用施設：法面崩落33件、用水路閉塞16件、その他9件 林道　：土砂流入3件、路肩崩落8件、その他10件 その他　：48件
2025(令和7)年 9月10日	◆強風被害（三和区、安塚区、大島区ほか） ＜被害＞ 人的被害　2人 建物被害　78件 住家　：全壊1件、準半壊2件、一部損壊26件 非住家　：49件 その他被害　148件 道路　：34件 その他　：114件

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な土砂災害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成21年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1880(明治13)年3月24日	［清里区］梨窪：上越度の大山崩れにより、住宅全壊2件、納屋全壊4件。
1881(明治14)年	［名立区］東蒲生田：地すべりにより、家屋倒壊。
1886(明治19)年5月7日	［清里区］梨窪：越度の山崩れにより住居2棟、納屋1棟全壊。
1891(明治24)年	［名立区］西蒲生田：加勢谷で地すべりが発生。家屋全壊5戸。
1897(明治30)年8月5日	［清里区］梨窪：上越度の大山崩れにより、住宅全壊1棟、半壊2棟。
1897(明治30)年	［名立区］小田島：地すべりにより、人家5戸が被害を受ける。
1908(明治41)年5月7日	［清里区］青柳：30haで地すべり発生。住宅流出14棟、水車場流失9棟、倒壊建物2棟、田流失埋没105反。
1926(大正15)年10月18日	［牧区］牧小学校の裏山で地すべりが発生し、校舎を突く状態となる。
1934(昭和9)年	［清里区］荒牧：大倉地すべり。幅80m、縦50m。
1944(昭和19)年	［浦川原区］上猪子田：幅20m、長さ80mの地すべり発生。住宅2棟倒壊。 ［三和区］桑曽根：土地や樹木が川まで押し流されるなどの被害。
1952(昭和27)年	［三和区］風巻神社の地すべりが始まり、復旧補強工事を施すも昭和30年に工事箇所が崩壊し、昭和31年に本殿が破損する被害が発生。
1955(昭和30)年2月20日	［牧区］川井沢：地すべりが発生。被害面積は50ha。住家1棟が倒壊し、田畑、県道に多大な被害をもたらす。
1955(昭和30)年	［柿崎区］東横山：大規模な地すべりが発生。
1956(昭和31)年7月1日	［大島区］板山：県道土砂崩れ。復旧作業中の消防団員17人が再度の土砂崩れの下敷きとなり重軽傷を負う。
1961(昭和36)年2月12日	［清里区］上深沢：玄藤寺地すべり。避難勧告8世帯、玄籐寺新田沿いの送電施設全壊。
1962(昭和37)年3月11日	［大島区］仁上：地すべりにより、水田10ha、山林2haが押し流される。住宅2戸避難。
1964(昭和39)年4月2日	［大島区］仁上：幅50m、深さ5mの土砂が約300mにわたって流出。住宅2戸に流れ込み、その後の危険性から住宅2戸は取り壊される。
1964(昭和39)年	［三和区］大：多能ダム近くで地すべりが発生。民家1戸に被害が発生し移転。
1966(昭和41)年5月17日	［清里区］鶯沢：長池の災害。堤防に亀裂入り、漏水増大、自主避難8世帯。
1976(昭和51)年4月16日	［清里区］梨窪：狐塚地区上部の地すべり。
1979(昭和54)年12月3日	［牧区］午後4時半頃、地すべりが発生。幅70m、長さ450m、深さ10mにわたり、22万m^3の土砂が沢沿いに動く。この地点は昭和30年にも地すべりが発生。
1980(昭和55)年10月20日	［大島区］西沢：午前4時頃、西沢で長さ100m、幅30mの地すべり。住宅1戸（6人）が避難のため立ち退き後、倒壊。
1981(昭和56)年11月30日	［安塚区］坊金：民家の裏山で地すべりが発生し、土砂流出のおそれがあるので立退勧告を発令。農地、道路、山林に被害を受けた。
1983(昭和58)年7月22日	［安塚区］二本木：集中豪雨により地すべりが発生し、農地と道路が被害を受け、民家が危険となったため立退勧告を発令。
1985(昭和60)年4月15日	［板倉区］別所：避難勧告5世帯15人、流出土砂25万m^3。田0.4ha、畑0.1ha、山林0.5ha、農道260m、水路170mに被害。

災害発生年月日	災害の状況
1985(昭和60)年 11月28日	［安塚区］安塚：集中豪雨により地すべりが発生し、家屋、道路、農地に被害を受けた。民家２戸に立退勧告を発令した。
1985(昭和60)年 12月13日	［安塚区］真荻平：地すべりが発生し、家屋、道路、農地に大きな被害。人家に立退勧告を発令し、その後家屋を取り壊す。
1988(昭和63)年 2月29日	［板倉区］釜塚:釜塚地すべり。田2.5ha、畑0.5ha、道路決壊6箇所850m、水路決壊6箇所1,100m、被害総額41,800万円。
1995(平成7)年 4月22日	［清里区］梨平：滝ノ脇地すべり。幅250m、縦160m、土量50万㎥。被害額5億円。
1995(平成7)年 7月11日	◆7.11水害 ［安塚区］二本木：集中豪雨により地すべりが発生し、農地と道路に大きな被害。また、町内各地で崖崩れが発生し、民家6戸に対し避難勧告を発令。家屋に対する被害は、一部破損5戸、床下浸水28戸。
1996(平成8)年 5月6日	［安塚区］上船倉：融雪による大規模地すべりが発生し、長さ480m、幅150m、深さ20m、勾配14度、面積72,000㎡、土砂量1,440,000㎥。町道150m交通不能。農道橋1橋流出、取付道40m被災。砂防ダム3基埋没。
1998(平成10)年 11月28日	［安塚区］俎倉地すべり。長さ1,000m、幅180m、深さ10m、総面積18ha、推定移動土量180万㎥の地すべりが発生し、国道403号が100mにわたり流出するとともに、林道菱ヶ岳線の小黒川にかかるボックスカルバートが閉塞し不通となる。
2000(平成12)年 4月20日	［安塚区］大和合地区地すべり。長さ300m、幅200m、深さ10m、総面積6ha、推定移動土量60万㎥の地すべりが発生。約１㎞にわたって土砂が流出し、船倉川に押し寄せる。
2002(平成14)年 4月12日	［牧区］今清水：幅120m、長さ220m、移動層厚15mにわたり地すべりが発生し、国道405号が高さ3m程隆起する。
2002(平成14)年 11月6日	［牧区］田島：幅60m、長さ250m、深さ10mにわたり地すべりが発生。県道60m、村道40mが流出し、土砂が飯田川を閉塞する危険があり、消防団員が徹夜で警戒するとともに、対策工事を並行して行う。
2009(平成21)年 4月23日	［安塚区］上船倉：上山地すべり。幅70m、長さ150mにより田に被害
2012(平成24)年 3月7日	◆板倉区国川地内地すべり：幅150m、長さ500m、高さ20m、移動土砂量約750,000㎥。 21世帯83人に避難勧告、5世帯20人に避難準備情報が発令される。3月10日付で災害救助法適用。住家4棟全壊、非住家7棟全壊、県道三和新井線、市道、農道、林道や上下水道等が被災。農業用水である上江用水の幹線が被災し、損壊・閉塞した。
2012(平成24)年 4月12日	［浦川原区］東俣：幅30m、長さ50m、高さ25mにわたり約500㎥の土砂が流出。市道東俣上柿野線が通行不能となり3世帯8人が一時的に孤立。
2014(平成26)年 12月24～25日	［合併前上越市］五智6丁目地内、市道五智居多ヶ浜シーサイドライン線で土砂崩れが発生。避難所を開設し、4世帯8人が避難。市道3か所が通行止めとなった。

旧市町村史・旧市町村地域防災計画から確認できる主な雪害のリスト

上越市地域防災計画策定業務報告書・防災アセスメント調査（平成19年3月）より抜粋
平成18年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1927(昭和2)年 1～2月	［合併前の上越市］1月18日から雪が降り続き１月末の積雪は175cmとなった。2月9日には176cmの降雪を記録し、積雪は375cmに達した。 ＜被害＞家屋全壊22戸、半壊54戸、破損69戸、被害総額104万8672円にのぼり、列車、道路の不通、電話不通などの被害も発生した。後谷で雪崩、分教場等を襲い、死者6名、負傷1名、家屋倒壊5戸などの被害があった。 ［浦川原区］2月21日、小谷島において、折からの大雪で現在の旧国道に雪崩が発生した。6人死亡。 ［牧区］1月18日から2月13日まで降り続き、各家では雪下ろしに負われ、学校は休校となった。2月9日午後に原小学校木造2階建校舎が倒壊したほか、全壊住家2戸非住家1戸。半壊住家25戸、非住家3戸等の被害があった。また2月末まで停電が続き、電話の不通も相次いだ。 ［大潟区］大雪、2階から出入り。列車2週間不通。
1944(昭和19)年 12月～ 1945(昭和20)年	［牧区］12月の当初から絶え間なく降雪があり、深雪の期間が長期にわたった。また第二次大戦の末期で青壮年男子は軍隊や軍需工場に動員され村に残っているものは少なく、除雪作業は困難をきわめたほか、スコップ等の除雪道具、衣類、食料、燃料等生活必需物資全般に欠乏し、雪との戦いに苦しんだ。
1961(昭和36)年 1～2月	◆36豪雪 ［安塚区］積雪3mに達し輸送がストップし、住民の日常生活に大きな被害が出て、災害救助法が発動された。 ［大潟区］積雪2.6m、交通寸断・まひ。停電8日間続く。高圧柱661件の折損、高圧断線1,028件、低圧断線6,008件、変圧器等3,224件の大災害となる。
1963(昭和38)年 1～2月	［吉川区］［三和区］昭和38年1～2月に豪雪の記録あり。
1977(昭和52)年 1～2月	［板倉区］豪雪により家屋全壊3棟、半壊１棟、重傷者1名。
1981(昭和56)年 1～2月	◆56豪雪 ［浦川原区］昭和56年1月11日から13日まで毎日70cmの降雪があり、その後も降り続き288cmに達した。各家庭では8～10回も屋根の雪下ろしを行った。 ［大島区］災害救助法が適用された。 ［牧区］1月10日から翌日の朝までの降雪が柳島で91cm、棚広では1mを超えた。道路除雪は一般車両の通行確保が精一杯で、バスは全面運休した。31日までに道路や小・中学校等の公共施設の除排雪に4,500万円余り要し、災害救助法の適用を受けた。一般住宅の屋根より積雪が高くなり、家の入り口確保がやっとで、留守世帯や蔵の倒壊が相次いだ。 ［板倉区］家屋半壊1棟、重傷者２名、軽傷者1名。
1983(昭和58)年 2月	◆58豪雪 ［中郷区］最大降雪量93cm（2月13日）、最大積雪深270cm（2月14日）。
1984(昭和59)年 1～2月	◆59豪雪： ［合併前の上越市12月中の積雪は91cmであったが、その後の降雪により1月5日に100cm、1月25日200cm、2月17日には、292cmに達した。 ＜被害＞重傷4人、軽傷4人、北陸自動車道、国道、県道などが所々で不通となり、列車やバスなどの交通機関が多数運休、直江津港も大雪と季節風でマヒ状態に陥った。また、作物倒伏など農林業にも被害があった。 ［安塚区］1月11日頃から降り続いた雪が1月下旬には3mを越し、除雪が間に合わず道路交通がストップし、住民の生活に大きな被害が出た。2月7日災害救助法が発動された。 ［大島区］大島村豪雪対策本部設置1月11日～、新潟県災害救助条例、31日から国の災害救助法の適用を受ける。排除雪経費4,800万円。1月12～13日菖蒲で160cm降雪。2月9日菖蒲で最

災害発生年月日	災害の状況
	高積雪量565cm。1月26日未明、深沢で表層雪崩。車庫1棟全壊、県道上越安塚柏崎線が一時通行止め。 ［牧区］1月中旬から本格的な降雪となり、26日には1日で70cmの降雪を記録し、積雪は村内全域で3mを超えた。28日に災害救助条例、2月7日には災害救助法の適用を受けた。柳島で373cm、宇津小学校で580cmの過去最高積雪を記録した。 ［大潟区］12月半ばから強い冬型の気圧配置が時々現れる。12月28日には気温はマイナス7.6度で記録的に低い温度となり、連日降雪となる。1月24日に57cm、25日に88cmが降雪、この日210cmの積雪となる。その後、低温と降雪が続き、降雪の終日は4月14日であった。 ［中郷区］最大降雪量80cm（1月16日、2月14日）、最大積雪深385cm（3月1日）。 ＜被害＞死者2人、重傷3人、軽傷１人、住家：一部破損1棟、床下浸水2棟、非住家：床下浸水4棟、一部破損7棟。災害救助法適用、被害総額5,192万円。 ［板倉区］家屋全壊1棟、一部破壊273棟、重傷者3名、軽傷者１名。
1984(昭和59)年12月～1985(昭和60)年3月	◆60豪雪： ［合併前の上越市］前年の12月22日から大雪となり、26日には113cmを記録、28日には102cmの降雪があり、翌29日の積雪は221cm、30日には12月の積雪量としては過去2位の224cmに達し、初の年末一斉雪おろしが実施された。 ＜被害＞死者6人、重傷12人、軽傷15人、負傷者12人、住宅一部破損195棟、床上浸水4棟、床下浸水11棟、列車の運休も多数発生した。 ［大潟区］12月9日に降り始めた雪は18日に68cmに達するが、その後の雨で元旦には積雪0cmとなる。しかし、1月20日から降り出した雪は1月28日に積雪180cmを記録する。1月31日から2月12日まで連日の降雪、2月3日には78cmの降雪、2月6日には役場付近の積雪は227cmに達し、高田では324cmに達し戦後第1位の記録となった。この日、雪の重みで潟町の店舗が倒壊、この年の根雪期間は107日となり、積雪の終日は3月28日であった。 ［中郷区］最大降雪量130cm（59年12月28日、60年1月6日）、最大積雪深385cm（1月7日）。 ＜被害＞重傷8人、軽傷1人、住家：一部破損3棟、床下浸水7棟、非住家：全壊8棟、床下浸水8棟、災害救助法適用、被害総額9,521万円。 ［板倉区］床下浸水5棟、重傷者2名。
1986(昭和61)年1～2月	◆61豪雪： ［合併前の上越市］重傷15、軽傷14人、住宅一部破損5棟、床上浸水1棟、床下浸水12棟。2月22日には茶屋ヶ原で雪崩が発生し国道8号が一時不通となった。 ［大島区］1月11日午前10時大島村災害対策本部設置。1月9日からの48時間降雪量は、役場230cm、田麦225cm、菖蒲185cm。1月25日大島村災害救助条例を発動、県災害救助条例の適用。1月27日牛ヶ鼻で雪崩発生住宅一部損壊。2月1日仁上で排雪作業中のブルドーザーに接触して死亡事故発生。 ［大潟区］1月31日の積雪は150cm、高橋新田180cm、内雁子は185cmに達した。最深積雪は役場付近で227cm、内雁子で265cmだった。 ［中郷区］最大降雪量95cm（1月25日）最大積雪深350cm（2月6日、7日）。 ＜被害＞重傷2人、住家：床下浸水13棟、非住家：工場・倉庫全壊2棟、床下浸水2棟、被害総額7,108万円。
1996(平成8)年2月	［中郷区］最大降雪量106cm（2月1日）、最大積雪深254cm（2月2日）。 ＜被害＞住家：一部破損1棟、床下浸水2棟、非住家：床下浸水車庫1棟、物置2棟。
2001(平成13)年1月	［中郷区］最大降雪量88cm（1月16日）、最大積雪深230cm（1月17日）。 ＜被害＞骨折2人、転倒2人、住家：一部損壊1棟、非住家：作業小屋倒壊1棟。
2006(平成18)年12月～2月	◆平成18年豪雪 1月8日付災害救助法が適用 ＜被害＞死者4人、重傷者16人、軽傷者14人、住家全壊1棟、一部損壊4棟、非住家全壊24棟、半壊3棟、一部損壊7棟 ［合併前の上越市］1月13日～高田地区で一斉雪下ろしを実施。高田測候所において最大積雪

災害発生年月日	災害の状況
	深156cm（2月6日）を観測 ＜被害＞死者1人、重傷者7人、軽傷者8人
2010(平成22年)12月～2011年(平成23)2月	1月30日付災害救助法が適用 ＜被害＞死者4人、重傷者24人、軽傷者24人、住家全壊1棟、一部損壊14棟、非住家全壊18棟、半壊6棟、一部損壊20棟 ［合併前の上越市］高田地区で一斉雪下ろしを実施。最大降雪量53cm（1月15日）、最大積雪量150cm（1月31日）を観測 ＜被害＞死者1人、重傷者10人、軽傷者12人、住家一部損壊7棟、非住家全壊6棟、半壊2棟、一部損壊8棟 ［安塚区］須川観測地点における最大降雪量85cm（1月30日）、最大積雪深380cm（1月31日） ＜被害＞死者1人、重傷者1人、軽傷者1人、住宅全壊1棟、一部損壊1棟、非住家全壊4棟、一部損壊5棟
2012(平成24)年1月～2月	1月28日付災害救助法が全市に適用 ＜被害＞死者1人、重傷者41人、軽傷者28人、住家全壊2棟、一部損壊171棟、非住家全壊48棟、大規模半壊4棟、半壊4棟、一部損壊58棟 ［合併前の上越市］2月4日～高田地区で一斉雪下ろしを実施。高田では26年ぶりに2mを超える積雪を観測。高田測候所における最大積雪深213cm（2月11日）を観測。 ＜被害＞重傷者17人、軽傷者9人、住家半壊1棟、一部損壊69棟 ［牧区］棚広新田観測地点における最大降雪量137cm（1月27日）、最大積雪深568cm（2月12日） ＜被害＞重傷者3人、軽傷者1人、住家半壊1件、一部損壊10棟 ［中郷区］1月14日旧中郷村に災害救助法が適用、最大降雪量107cm（1月27日）、最大積雪深359cm（2月3日） ＜被害＞重傷者3人、軽傷者5人、住家一部損壊27棟 ［板倉区］てらの桜園観測地点における最大積雪量100cm（1月27日）、最大積雪深460cm（2月13日） ＜被害＞重傷者3人、軽傷者3人、一部損壊23棟 ［清里区］青柳観測地点における最大降雪量108cm（1月27日）、最大積雪深563cm（2月11日） ＜被害＞重傷者2人、住家全壊1棟、一部損壊5棟
2014(平成26)年12月～2015(平成27)年2月	2月10日付新潟県災害救助条例が適用（安塚区、大島区、牧区） ＜被害＞死者1人、重傷者8人、軽傷者11人、住家一部損壊4棟、非住家全壊10棟、一部損壊5棟、その他一部損壊1棟
2021(令和3)年1月	1月10日付災害救助法が全市に適用 1月23日～高田地区で一斉雪下ろしを実施 高田特別地域気象観測所における最大降雪量103cm（観測史上1位：1月8日）、最大積雪深249cm（1月11日） ＜被害＞死者6人、重傷者21人、軽傷者34人、住家全壊1棟、大規模半壊1棟、半壊2棟、準半壊1棟、一部損壊232棟、非住家全壊87棟、大規模半壊4棟、中規模半壊2棟、半壊12棟、準半壊12棟、一部損壊178棟
2021(令和3)年12月～2022(令和4)年2月	2月22日付新潟県災害救助条例が適用（中郷区） 2月23日付新潟県災害救助条例が適用（牧区、板倉区） 2月24日付新潟県災害救助条例が適用（安塚区、大島区、清里区） ＜被害＞死者2人、重傷者9人、軽傷者14人、住家一部損壊5棟、非住家全壊8棟、半壊3棟、一部損壊6棟 清里区青柳観測地点における最大降雪量102cm（12月31日） 牧区棚広新田観測地点における最大積雪深450cm（2月24日）

災害発生年月日	災害の状況
2025(令和7)年 2月	2月10日付災害救助法が適用（安塚区、大島区、牧区） 2月11日付災害救助法が適用（吉川区、清里区） 2月24日付災害救助法が適用（浦川原区） 人的被害　25人 死亡者数：1人 重傷者数：9人 軽傷者数：15人 建物被害　28件 住家　　：3件 非住家　：25件
2026(令和8)年 2月	2月4日付災害救助法が適用（大島区） 人的被害　38人 死亡者数：5人 重傷者数：10人 軽傷者数：23人 建物被害　20件 住家　　：全壊1件、一部破損8件 非住家　：全壊8件、半壊3件

旧市町村史・旧市町村地域防災計画等から確認できる主な既往地震・火山災害のリスト

平成21年以降出典：市作成の災害履歴

災害発生年月日	災害の状況
1633(寛永11) 年 5月5日	旧暦5月5日越後地震
1665(寛文5) 年 12月26日	旧暦12月26日27日高田 高田城、家屋等の被害、50人以上の死者
1751(宝暦元) 年 4月25日	旧暦4月25日、中頸城高田大震、高田城、家屋倒壊、名立で山崩れ、16300余人死亡
1773(安永2) 年 3月14日 6月 初旬	新潟焼山噴火、降下火山灰と火砕流が噴出。北方へ火砕流噴火、初めて南側にも火砕流が流下 旧暦6月高田で地震
1826(文政9) 年 11月12日	旧暦11月12日長岡大地震、高田本願寺倒壊出火多くの死者、海岸線崩壊
1847(弘化4) 年 3月24日	旧暦3月24日、高田、頸城郡で全半壊1569軒
1852(嘉永5) 年 9月20日	旧暦9月20日新潟焼山噴火、北西山腹噴火
1853(嘉永6) 年 2月、3月	旧暦2月、3月新潟焼山噴火、北西山腹噴火
1854安政元) 年 月日不明	新潟焼山噴火
1949(昭和24)年 2月5日、8日	新潟焼山2月5日噴火 爆発音、北関東に降灰。2月8日にも噴火、爆発音。 鳴動、爆発音。雪解けに伴い5月14日から早川変色。
1962(昭和37)年 3月14日	新潟焼山小規模な水蒸気爆発により、野尻湖付近まで降灰。
1963(昭和38)年 2月14日	新潟焼山小規模な水蒸気爆発により、山腹に降灰。2月15日、3月１9日、7月１0日にも、それぞれ小爆発があった。
1974(昭和49)年 7月28日	7月28日の未明に新潟焼山割れ目噴火（水蒸気爆発）。降灰域は現上越市まで達し（北東100㎞）、降灰65万トン、泥流発生。噴石のため山頂付近にキャンプ中の登山者3名死亡
2004(平成16)年 10月23日	10月23日中越地震　現上越市の最大震度：安塚で震度6弱 新潟県、長野県、埼玉県、福島県、群馬県で死者40人、重傷者522人、軽傷者4042人 建物被害105542棟、ライフライン等に被害、崩壊箇所多数
2007(平成19)年 7月16日	7月16日中越沖地震　現上越市の最大震度：柿崎区等震度6弱、 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷158人（うち重傷者数22人） 建物被害（住家）：全壊14棟、大規模半壊1棟、半壊62棟、一部損壊2651棟
2009(平成21)年 5月12日	午後7時40分頃に地震が発生（最大震度：安塚区、大島区で震度4） 建物被害：安塚区、浦川原区等の公共施設4棟で一部損壊
2010(平成22)年 10月3日	午前9時26分地震が発生（最大震度：牧区、清里区で震度5弱） 上越市の被害：非住家4棟一部損壊
2011(平成23)年 3月12日	長野県北部地震　最大震度5強（三和区） 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷者4人（うち重傷者数1人）住家被害：全壊2棟、大規模半壊2棟、半壊16棟、一部損壊201棟、非住家被害：全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊51棟
2014(平成26)年 11月22日	午後10時8分地震発生　最大震度4（頸城区、中郷区、板倉区、三和区、名立区） 上越市の被害：道路4件、その他の被害2件

災害発生年月日	災害の状況
2024(令和6)年 1月1日	午後4時10分地震発生　最大震度5強（頸城区、中郷区、板倉区、三和区、名立区） ※以下　2024年2月7日時点で把握している被害状況を記載する。 上越市の被害：死亡・行方不明者なし、負傷6人（うち重傷者数1人） 建物被害（住家）：全壊2棟、大規模半壊9棟、半壊18棟、一部損壊1028棟

本年表は、合併前の旧市町村地域防災計画に記載されている災害履歴及び江戸期以降の災害について記載し、江戸期の災害については徳川実紀、慶弘紀聞、武江年表、上越市史、旧市町村史、火山総覧、地震総覧等を参考に記載した。

第７部　使用様式等

上越市地域防災計画　資料編

令和８年10月修正

編集・発行　　上 越 市 防 災 会 議

（事務局　上越市防災危機管理部市民安全課）

〒943-8601 新潟県上越市木田１丁目１番３号

ＴＥＬ　025-520-5660（直通）

ＦＡＸ　025-526-5061（直通）

E-mail　shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp